

婦人局一般資料 No.40

平成 2 年 版

婦 人 労 働 の 実 情

労 働 省 婦 人 局

「平成 2 年版 婦人労働の実情」正誤表

頁	行	正	誤
14	第 9 図 資料出所	労働省「賃金構造基本統計調査」(<u>各年 6 月</u>)	労働省「賃金構造基本統計調査」
22	第13図 資料出所	(平成元年 <u>6 月</u>)	(平成元年)
72	下から 3 行目	労働 <u>省</u>	労働 <u>者</u>
88	下から 8 行目	給 <u>仕</u>	給 <u>土</u>

平成 2 年版

婦人労働の実情

労働省婦人局

まえがき

労働省婦人局では、政府関係機関の発表した各種統計資料等を用いて、婦人労働に関する動きを取りまとめ「婦人労働の実情」として毎年紹介しています。

本年は、「Ⅰ 平成元年の婦人労働の状況」において、前年との比較を中心に平成元年における婦人労働の実態とその特徴を明らかにするとともに、「Ⅱ 女性がいきいき働くための環境－現状と課題－」においては、女子労働者の増大と就業の多様化をふまえて、女性の仕事を取り巻く環境、出産・育児期の就業を支援するための環境、再就職者等が家庭生活との両立を図りながら働く環境など、女性がいきいきと働くための環境全般に焦点を当ててみることにしました。そのほか、「Ⅲ 婦人労働対策の概況」、付属統計表、婦人労働関係判例等も収録しました。

本書が、婦人労働問題に関心を持たれる方々の参考になれば幸いに存じます。

平成2年11月

労働省婦人局長
高 橋 棚太郎

＜本冊子で使用した資料等＞

1. 主な資料

総務庁－労働力調査，就業構造基本調査，国勢調査，労働力調査特別調査，家計調査

労働省－賃金構造基本統計調査，毎月勤労統計調査，雇用動向調査，職業安定業務統計，雇用管理調査，労働組合基礎調査，賃金労働時間制度等総合調査，女子雇用管理基本調査，家内労働実態調査，家内労働概況調査

文部省－学校基本調査

厚生省－人口動態統計，国民生活基礎調査

I L O－Year Book of Labour Statistics

2. 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) ＊印は分母が小さいため計算していない箇所である。
- (3) 昭和47年以前の数値には沖縄県が含まれていない。
- (4) 総数に分類不能及び不詳の数を含むため，総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (5) 「0」印は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (6) 「－」印は該当数値のない箇所である。

3. 賃金構造基本統計調査について

- (1) 企業規模10人以上の調査結果による。
- (2) 昭和51年以降は民営企業の数値を掲載した。
- (3) 昭和48年以降はサービス業を含む。
- (4) 昭和45年以前はパートタイム労働者を含む。

4. 毎月勤労統計調査について

- (1) 事業所規模30人以上の調査結果による。
- (2) 男女別の数値については3年ごとに行われる調査サンプル替え（最近
は昭和63年4月）による影響は修正されていない。
- (3) 昭和45年以降はサービス業を含む。

5. 雇用動向調査について

- (1) 事業所規模5人以上の調査結果による。
- (2) 企業規模計には官公営を含んでいる。

6. 文中の（付表○）は付属統計表参照

目 次

I 平成元年の婦人労働の状況	1
1. 概 況	1
2. 就業・雇用の状況	2
(1) 労働力人口	2
(2) 就業者及び完全失業者	5
(3) 雇用者	6
3. 労働市場の状況	15
(1) 一般労働者の求人・求職状況	15
(2) パートタイム労働者の求人・求職状況	15
(3) 入職・離職状況	16
(4) 新規学卒者の就職状況	18
4. 女子労働者の労働条件等	21
(1) 賃 金	21
(2) 労働時間	24
(3) 勤労者世帯の家計	24
(4) 労働組合	26
5. パートタイム労働の動向	27
(1) パートタイム労働者増加の実態	27
(2) 短時間雇用者の就業実態	27
(3) 賃 金	30
6. 家内労働の動向	31
(1) 家内労働者の就業実態	31
(2) 家内労働者の労働条件	34
II 女性がいきいき働くための環境—現状と課題—	38
1. 女子雇用の増大とその背景	39

(1) サービス経済化・情報化と女子労働	39
(2) 労働力不足の状況	41
(3) 女性の生活環境等の変化	43
2. 均等法施行後の企業の雇用管理の変化	48
(1) 募集・採用	48
(2) 配置・昇進	52
(3) 教育訓練	57
(4) 福利厚生	58
(5) 定年・解雇	59
(6) 苦情の自主的解決	61
(7) 女子の活用方針	61
(8) コース別雇用管理制度	65
(9) 均等法の成果と課題	71
3. 育児に関する環境	74
(1) 乳幼児を持つ女子労働者の増加	74
(2) 女性の就業と家庭	74
(3) 少子化の原因	75
(4) 家庭機能の変化	77
(5) 乳幼児の保育	78
(6) 保育所等の状況	79
(7) 児童の健全育成対策の状況	80
(8) 育児をめぐる就業環境	80
(9) 働く女性の育児に関する今後の課題	83
4. 女性の再就職に関する環境	83
(1) 再就職女子の現状	83
(2) 企業からみた中途採用女子	88
(3) 再就職女子の雇用管理等の課題	91
5. まとめ	93

Ⅲ 婦人労働対策の概況	95
1. 西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための啓発活動の展開	95
(1) 婦人週間の実施	95
(2) 第42回婦人週間全国会議の開催	95
(3) 政策・方針決定への参加の促進	95
2. 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	96
(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進	96
(2) 女子雇用管理改善のための援助	97
3. 女子労働者の出産・育児、介護に関する環境条件の整備	97
(1) 育児休業制度の普及促進	97
(2) 保育施設等の整備・充実	98
(3) 女子再雇用制度の普及促進	98
(4) 介護休業制度の普及促進	99
(5) 母性健康管理対策の推進	99
(6) 母性給付	100
4. 女子の就業に関する援助の推進	101
(1) 婦人就業援助促進事業の推進	101
(2) 再就職援助対策の検討	101
(3) 母子家庭の母等就業援助対策の推進	101
(4) 女子労働者に対する講習等の実施	102
(5) 働く婦人の家の機能の充実	102
(6) 婦人労働能力活用事業の推進	102
5. パートタイム労働対策の推進	103
(1) パートタイム労働者の労働条件の確保	103
(2) パートタイム労働者の雇用の安定	104
(3) パートタイム労働者の雇用労務管理改善に 向けての指導・援助	104
(4) パートタイム労働旬間の実施	105

6. 家内労働対策	105
(1) 家内労働手帳の普及	105
(2) 工賃支払の確保	105
(3) 最低工賃の決定及び周知	106
(4) 就業時間の適正化	106
(5) 安全及び衛生の確保	106
(6) 労災保険特別加入の促進	106
(7) インチキ内職の被害防止	107
(8) 在宅就業問題の研究	107
(9) ワープロ作業に係る対策	107
7. 女子の能力開発	108
8. 労働時間対策	109
付属統計表	付 1

参考

婦人労働関係判例	付117
----------	------

本文中図表索引

第1図	年齢階級別女子の労働力率	3
第2図	配偶関係、年齢階級別女子の労働力率	4
第3図	従業上の地位別女子就業者数の割合	5
第4図	男女別雇用者数の推移	7
第5図	産業別女子雇用者の増加数及び女子比率	8
第6図	職業別女子雇用者数及び女子比率	9
第7図	年齢階級別女子雇用者数の増加	11
第8図	年齢階級別有配偶女子雇用者比率	13
第9図	役職別女子雇用者数	14
第10図	職歴別女子入職者の割合	17
第11図	勤続年数階級別女子離職者の割合	19
第12図	産業別新規学卒就職者数の割合	20
第13図	年齢階級別標準労働者の所定内給与	22
第14図	共働き世帯・非共働き世帯別消費支出等	25
第15図	女子短時間雇用者数及び増加率の推移	28
第16図	業種別女子家内労働者構成比	34
第17図	家内労働者の工賃とパートタイム労働者の賃金の推移	36
第18図	産業別女子雇用者構成比の推移	40
第19図	労働者の過不足状況	42
第20図	女性のライフ・サイクルの変化	44
第21図	望ましい就業のあり方（フルタイム女子雇用者）	48
第22図	性区分別求人状況（求人数）	49
第23図	4年制大学卒女子の採用状況（過去3年間との比較）	51
第24図	4年制大学卒女子の採用状況（今後3年間の方針）	52
第25図	配置の状況	53
第26図	女子管理職の異動回数等	55
第27図	女子管理職の状況	57

第28図	男女別定年制改善に伴う諸制度の改善状況	60
第29図	結婚・妊娠・出産退職制の改善に伴う諸制度の改善状況	60
第30図	女子管理職からみた会社の女子活用制度と実態	62
第31図	女子管理職が会社に望むこと	63
第32図	女子の活用に当たっての問題点	64
第33図	女子の職業意識の向上のための方策の状況	65
第34図	コース別雇用管理制度の導入状況等	66
第35図	総合職女子労働者の年齢階級別内訳（平成元年5月）	68
第36図	家庭に最も求める役割	78
第37図	コーホート別女子雇用者数の推移	84
第38図	女子労働者の就業形態別割合	85
第39図	高卒女子の所定内賃金	87
第1表	労働力人口、労働力率の推移	2
第2表	学歴別学校卒業後の状況	19
第3表	現在の家内労働を継続する意志の有無及びやめたい理由	33
第4表	家内労働者と雇用労働者の労働条件の比較	35
第5表	女子非労働力人口の就業希望状況	43
第6表	労働力人口の展望	43
第7表	単身赴任の状況	55
第8表	教育訓練の変更状況	58
第9表	昭和62年9月1日現在在籍女子労働者の現在の状況別内訳及び平成元年 5月1日現在在籍女子労働者数	68
第10表	総合職女子労働者の職階別内訳	68
第11表	今後の活用方針について	69
第12表	採用・配置における問題点	70
第13表	総合職在籍女子労働者についての転居を伴う転勤例	71
第14表	総合職又は中間職女子の主な退職理由	73

第15表	妻の学歴別完結出生児数	76
第16表	妻の就業状態別予定子供数	76
第17表	中途採用した女子の好ましい点の有無別事業所数の割合	91
第18表	中途採用した女子の好ましくない点の有無別事業所数の割合	91

I 平成元年の婦人労働の状況

1. 概 況

平成元年の我が国経済は、昭和63年に引き続き内需主導型の順調な景気の拡大が続いた。労働経済も、平成元年の有効求人倍率が1倍を超えたほか、雇用者数の増加、完全失業率の低下等労働力需給は引締まり基調となった。

総務庁統計局「労働力調査」によると、元年の女子労働力人口は2,533万人で、前年に比べ60万人(2.4%)増となり、増加数、増加率とも男子を上回ったため、労働力人口総数に占める女子の割合は前年より0.3ポイント高まって40.4%となった。

女子労働力率は、49.5%で前年より0.6ポイント上昇した。

女子の完全失業者は年平均でみると59万人で前年より5万人減り、完全失業率は2.3%となり、57年以来の低水準であった。

女子雇用者は1,749万人で、前年に比べ79万人(4.7%)増と大幅に増加し、増加数、増加率とも男子(61万人、2.1%増)を上回った。この結果、雇用者総数に占める女子の割合は37.4%(63年36.8%)とさらに高まった。そのうち、週間就業時間35時間未満の短時間雇用者(非農林業)は、432万人(46万人、11.9%増)となり、女子雇用者(非農林業)に占める割合は、25.2%(63年23.6%)と4分の1を超えるに至った。

産業別に女子雇用者をみると、第3次産業での堅調な伸びに加え、第2次産業でも63年に引き続き伸びがみられた。

女子雇用者の中高齢化は進み、特に40歳以上の女子雇用者の増加が目立った。また、高学歴化も進展している。

労働市場の状況(男女計)をみると、一般労働市場もパートタイム労働市場も共に新規求人数は大幅に増加したが、新規求職者は大幅な減少となったため、一般の新規求人倍率は1.69倍、有効求人倍率は1.11倍、また、パートタイムは新規求人倍率、有効求人倍率共3.93倍と、大幅に上昇した。

女子の入職・離職率は引き続き高く、特に、パートタイム労働者の入職・

離職率は一般労働者を大きく上回り、労働移動がより活発化した。

女子雇用者の決まって支給する現金給与額は、労働省「賃金構造基本統計調査」によると、17万6,700円となり、前年に比べ4.2%増加した。

女子雇用者の1人平均月間総実労働時間は158.9時間、うち所定内労働時間は151.4時間となり、引き続き減少した。

2. 就業・雇用の状況

(1) 労働力人口

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成元年の女子の労働力人口（就業者＋完全失業者）は、2,533万人で、前年に比べ60万人、2.4%増（63年44万人、1.8%増）となった。増加数、増加率とも男子（44万人、1.2%増）を上回り、労働力人口に占める女子の割合は、前年より0.3ポイント高まって40.4%となった（第1表）。

第1表 労働力人口、労働力率の推移

年	女 子			男 子			労働力人口 に占める女 子の割合 (%)
	労働力人口 (万人)	対前年比 (%)	労働力率 (%)	労働力人口 (万人)	対前年比 (%)	労働力率 (%)	
昭和50年	1,987	-0.6	45.7	3,336	0.8	81.4	37.3
55	2,185	1.2	47.6	3,465	0.8	79.8	38.7
60	2,367	0.9	48.7	3,598	0.4	78.1	39.7
61	2,395	1.2	48.6	3,626	0.8	77.8	39.8
62	2,429	1.4	48.6	3,655	0.8	77.3	39.9
63	2,473	1.8	48.9	3,693	1.0	77.1	40.1
平成元年	2,533	2.4	49.5	3,737	1.2	77.0	40.4

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

イ 労働力率

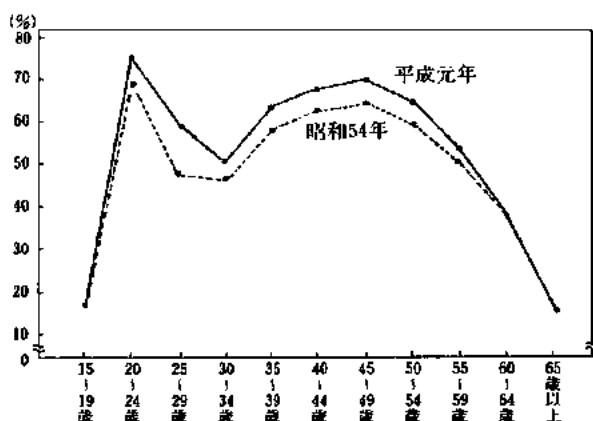
女子の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は49.5%となった。女子の労働力率は、第1次石油危機以後、50年（45.7%）を底に58年（49.0%）まで上昇を続け、その後やや低下気味に推移していたが、63年

からは再び上昇し、元年は前年に比べ0.6ポイントと大幅に上昇した。一方、男子の労働力率は前年より0.1ポイント低下し77.0%であった（付表1）。

女子労働力率を年齢階級別にみると、20～24歳層の74.3%と45～49歳層の70.7%を左右の頂点として30～34歳層の51.1%を底とするM字型となっている。前年に比べると、いずれの年齢階級においても労働力率は上昇しているが、M字型の左右の頂点である25～29歳層（対前年差1.4ポイント）と45～49歳層（同1.4ポイント）での上昇が大きい。一方、M字型の底に当たる30～34歳層での上昇幅（同0.2ポイント）はわずかである。

10年前と比べると、15～19歳層を除く各年齢層で上昇しており、特に25～29歳層（11.4ポイント）、45～49歳層（6.6ポイント）での上昇が著しい（第1図、付表4）。

第1図 年齢階級別女子の労働力率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

（世帯の種類別労働力率）

世帯の種類別に女子の労働力率をみると、雇用者世帯では48.1%（63年46.9%）、自営業世帯では65.2%（同64.8%）、農家世帯では59.9%（同59.8%）となって、いずれの世帯においても労働力率が上昇した。特に、雇

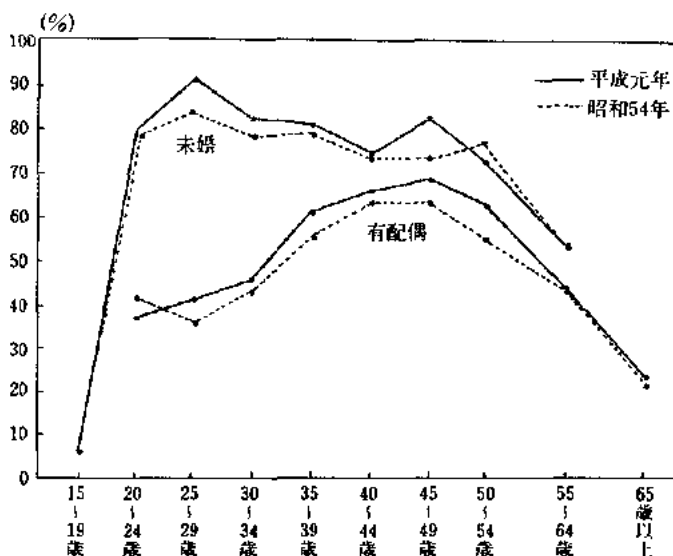
用者世帯では、近年は一貫して上昇を続けているが、元年は前年に比べ1.2ポイント増と58年（1.6ポイント増）以来の大幅な上昇となった（付表2）。

（配偶関係別労働力率）

配偶関係別に女子の労働力率をみると、未婚では54.2%（63年53.3%）、有配偶では52.3%（同51.6%）、死別・離別では31.7%（同31.7%）となっている。最近10年間の推移をみると、有配偶は、58年まで上昇した後横ばいであったが、62年から再び上昇している。未婚は、63年まではほぼ横ばいであったが、元年は0.9ポイントの上昇をみた。死別・離別は低下してきている（付表3）。

さらに、年齢階級別にみると、有配偶女子は45～49歳層（68.8%）を頂点とした右寄りの山型を描き、一方、未婚女子は25～29歳層（90.3%）を頂点としつつ、50～54歳までの労働力率に大きな低下はみられない。10年前と比べると、有配偶女子は45～49歳層の7.1ポイントを最高に20～24歳層を除く

第2図 配偶関係、年齢階級別女子の労働力率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

各年齢層で上昇し、一方、未婚女子は50～54歳層を除く各年齢層で上昇し、なかでも45～49歳層では6.3ポイント、25～29歳層では6.2ポイントの大幅な上昇となった（第2図、付表5）。

ロ 非労働力人口

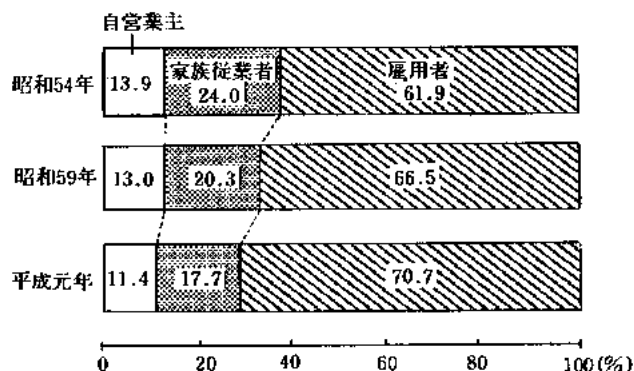
女子の非労働力人口は、2,564万人で前年に比べ増加数は1万人にすぎず、非労働力人口と労働力人口の差はわずか31万人となった。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,522万人（非労働力人口に占める割合59.4%）、通学452万人（同17.6%）、高齢者等を含むその他は590万人（23.0%）となっている。前年に比べ、家事専業者は11万人（0.7%）減、通学者は4万人（0.9%）増、その他は8万人（1.4%）増となった（付表6）。

(2) 就業者及び完全失業者

イ 就業者

女子就業者は2,474万人で、前年に比べ66万人（2.7%）増となった。従業上の地位別にみると、雇用者が1,749万人（女子就業者に占める割合70.7%）、家族従業者は437万人（同17.7%）、自営業主は281万人（同11.4%）である。就業者に占める雇用者の割合は、年々高まってきており、元年には

第3図 従業上の地位別女子就業者数の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

7割を超えた（第3図、付表7）。

産業別にみると、第3次産業は1,562万人で、前年に比べ45万人（3.0%）増加し、第2次産業は682万人で、25万人（3.8%）の増加であった。第1次産業は219万人で、引き続き減少している。この結果、女子就業者に占める第3次産業の割合（63.1%）及び第2次産業の割合（27.6%）は前年に引き続き上昇した（付表8）。

ロ 完全失業者

平成元年の女子完全失業者は59万人（対前年差5万人減）で、女子完全失業率は2.3%と前年に比べ0.3ポイント低下し、女子完全失業率は57年以来の低水準となった。一方、男子の完全失業率（2.2%）も引き続き低下した（付表9）。

女子の完全失業率を年齢階級別にみると、15～19歳層で6.0%と最も高く、30歳台前半までは3%台、それ以上の年齢層では2.0%以下となっており、年齢が上昇するに連れて低くなっている。なお、男子の場合は、15～19歳層（8.0%）、20～24歳層（3.8%）及び55～64歳層（3.9%）が高いが、25～54歳層では低くなっている（付表10）。

仕事を探し始めた理由（求職理由）別に女子完全失業者をみると、自己の都合による自発的な離職者が27万人（女子完全失業者に占める割合45.8%）で、次いで定年や解雇等を含む非自発的な離職者が10万人（同16.9%）となっている。前年に比べ非自発的な離職者の割合は低下している。なお、男子は女子に比べ非自発的な離職者の割合が高いものの、その割合は前年より低下し、自発的な理由による離職者の割合と同率となった（付表11）。

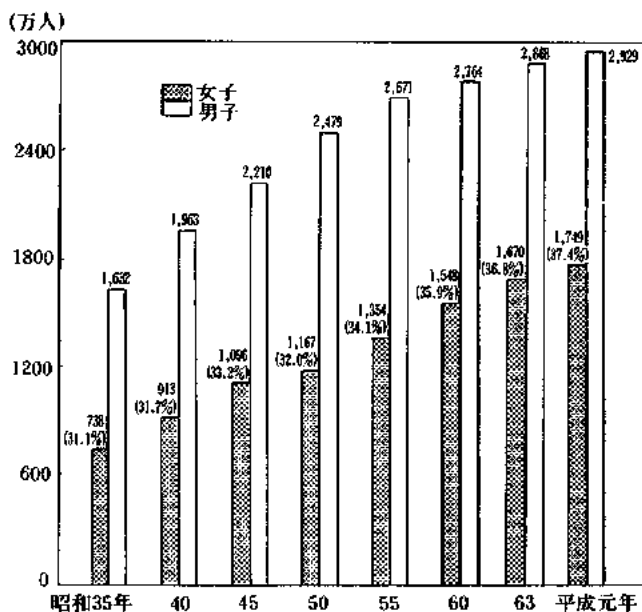
(3) 雇用者

女子雇用者は1,749万人で、前年に比べ79万人（4.7%）増と大幅な増加となっており、増加数では統計上接続可能な昭和28年以降最高の増加となった。

また、女子15歳以上人口に占める雇用者の割合は34.2%となり、3分の1を超えた。男子は61万人（2.1%）増で、増加数、増加率とも女子が男子を上

回った。この結果、雇用者総数に占める女子の割合（女子比率）は、37.4%と前年に比べ0.6ポイント上昇した（第4図、付表12）。

第4図 男女別雇用者数の推移



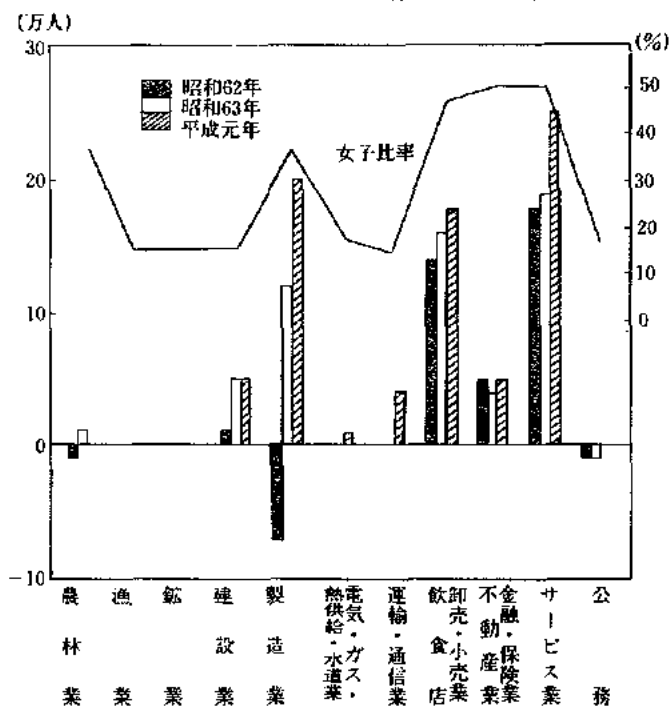
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は雇用者総数に占める女子の割合

イ 産業別女子雇用者

産業別に女子雇用者を見ると、サービス業の537万人（女子雇用者総数に占める割合30.7%）が最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店の471万人（同26.9%）、製造業の460万人（同26.3%）となっている。これら3産業に女子雇用者の83.9%が働いている。前年に比べ増加数の多いのもこの3産業でサービス業で25万人（4.9%）増、製造業で20万人（4.5%）増、卸売・小売業、飲食店で18万人（4.0%）増となっている。他の産業では、建設業で5万人（8.1%）増と前年（5万人（8.8%）増）に引き続き高い伸びを示し、金融・保険業、不動産業でも5万人（4.7%）増となった（第5図、付表12）。

第5図 産業別女子雇用者の増加数及び女子比率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

産業別に女子比率をみると、サービス業で49.5%（63年49.5%）、金融・保険業、不動産業で49.3%（同49.1%）、卸売・小売業、飲食店で46.4%（同45.8%）と、この3産業では雇用者総数の約半数を女子が占めている。他の産業については製造業で36.1%（同35.3%）を占めているほかは、農林業を除きいずれも10%台であるが、電気・ガス・熱供給・水道業では、女子雇用者数は前年より増加したのに対し、男子は減少したため女子比率は前年に比べ3.8ポイントと大幅に上昇した。

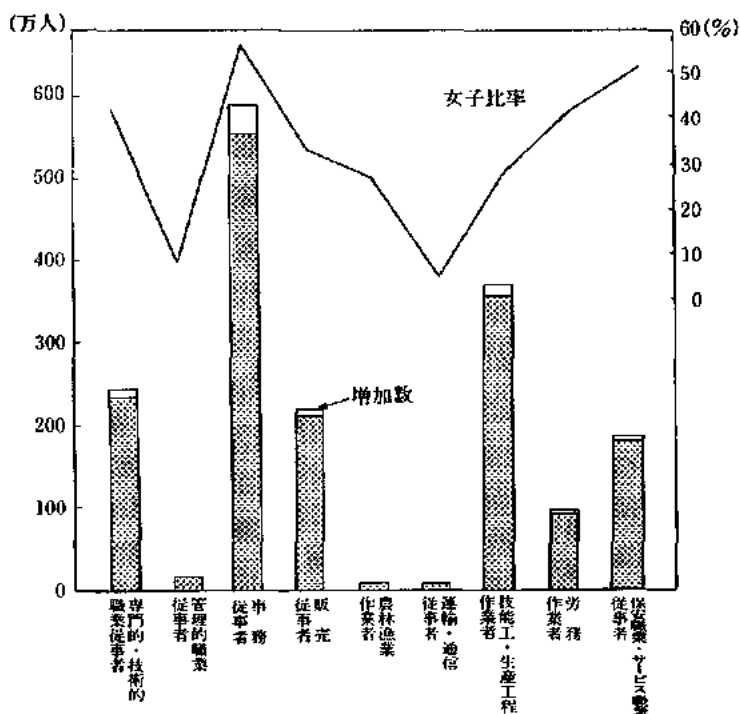
ロ 職業別女子雇用者

職業別に女子雇用者をみると、事務従事者が589万人（女子雇用者総数に占める割合33.7%）と最も多く、次いで技能工・生産工程作業者が370万人

(同21.2%)、専門的・技術的職業従事者が244万人(同14.0%)、販売従事者が220万人(同12.6%)、保安職業、サービス職業従事者が187万人(同10.7%)となっている。前年に比べ、事務従事者で33万人(5.9%)増、次いで技能工・生産工程作業員で15万人(4.2%)増、専門的・技術的職業従事者で9万人(3.8%)増、販売従事者で8万人(3.8%)増となっている。

職業別に女子比率をみると、事務従事者では女子雇用者が大幅に増加したためさらに高まり57.0%(63年55.9%)となった。次いで女子比率の高いのは、保安職業、サービス職業従事者で51.4%(同51.3%)と過半数を超えている。専門的・技術的職業従事者では42.8%(同43.6%)、労務作業員では41.7%(同40.8%)であった。専門的・技術的職業従事者では、女子も増加

第6図 職業別女子雇用者数及び女子比率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」(平成元年)

したもの男子の増加率（6.6%）が女子（3.8%）を上回ったため女子比率は前年に比べ低下した。他の職業では、運輸・通信従事者を除き女子比率は上昇した（第6図、付表14）。

ハ 企業規模・雇用形態別女子雇用者

非農林業女子雇用者を企業規模別にみると、1～29人規模で650万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合37.4%）、30～99人規模で292万人（同16.8%）、100～499人規模で271万人（同15.6%）、500人以上規模で352万人（同20.3%）となっている。前年に比べると、1～29人規模で27万人（4.3%）増、30～99人規模で11万人（3.9%）増、100～499人規模で10万人（3.8%）増、500人以上規模で29万人（9.0%）増と、いずれの規模でも女子雇用者は増加しているが、特に500人以上規模での増加数が大きく、女子雇用者全体に占める500人以上規模の割合は0.8ポイント高まった（付表16）。

非農林業女子雇用者を雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,401万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合80.6%）、臨時雇が273万人（同15.7%）、日雇が63万人（同3.6%）である。常雇は前年と比べ63万人増と63年（43万人増）を上回る大幅な増加数となった（付表18）。

ニ 年齢階級別女子雇用者

女子雇用者を年齢階級別にみると、最も多いのは20～24歳層の292万人（女子雇用者総数に占める割合16.7%）、次いで40～44歳層の238万人（同13.6%）、45～49歳層の225万人（同12.9%）となっている。前年に比べ45～49歳層で19万人（9.2%）増、40～44歳層で19万人（8.7%）増と大幅に増加したほか、55～64歳層で15万人（10.1%）増、25～29歳層で9万人（4.8%）増、20～24歳層で9万人（3.2%）増となって、40歳以降での増加が女子雇用者の増加数の8割を占め、特に40歳台が約半分を占めている。他方、30歳台では前年に続き減少している。

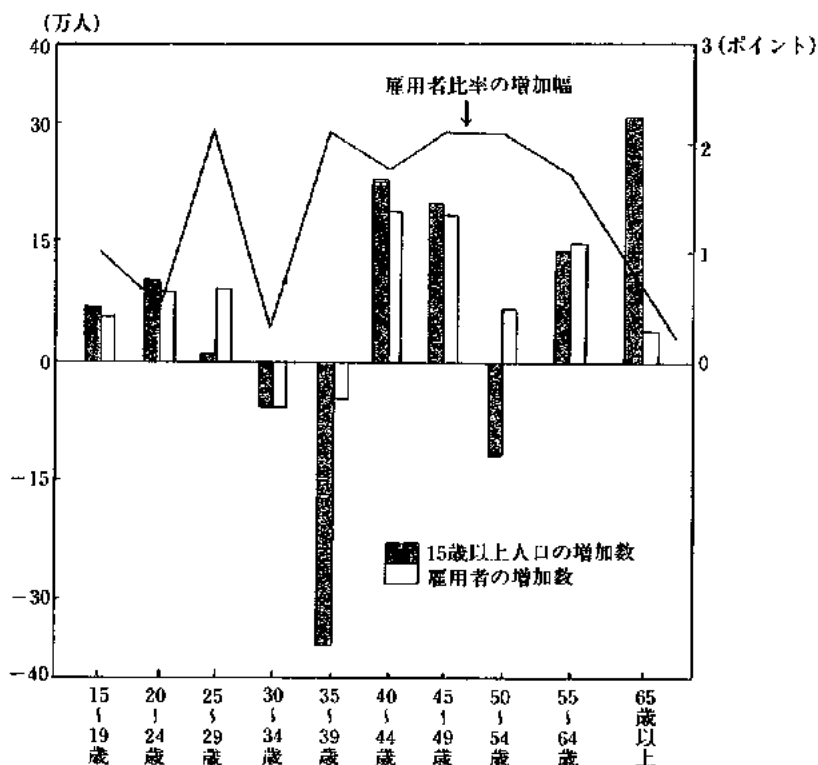
40～44歳層の雇用者の増加については、団塊の世代が40歳層に移行するという人口構成の影響のほか、再就職者の増加などによる雇用者比率（15歳以上女子人口に占める雇用者の割合）の上昇が考えられる。一方、35～39歳層

の雇用者の減少については、この年齢層の雇用者比率は前年より上昇したが、女子人口が大幅に減少（対前年比36万人（7.0%）減）したため、雇用者は5万人（2.3%）の減少をみた。また、25～29歳層の増加については、結婚年齢の上昇等により未婚者の割合が高まり、雇用者比率が上昇したことが要因の一つと考えられる（第7図、付表17）。

なお、35歳以上層の女子雇用者に占める割合は、52年に過半数を超えて以来年々上昇を続けており、元年は59.6%（63年58.9%）まで上昇した。

ホ 配偶関係別女子雇用者

第7図 年齢階級別女子雇用者数の増加



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」（平成元年）

女子雇用者を配偶関係別にみると、有配偶は1,017万人（非農林業女子雇用者に占める割合58.5%）、未婚は564万人（同32.5%）、死別・離別は157万人（同9.0%）であった。前年に比べると、有配偶で46万人（4.7%）増、未婚で26万人（4.8%）増、死別・離別で8万人（5.4%）増であった（付表19）。

女子雇用者の配偶関係別構成比の推移をみると、有配偶女子の割合は58年までは高まっていたが、その後低下している。これは15歳以上女子人口に占める有配偶の割合の低下（58年から元年にかけて2.5ポイント低下）に伴って有配偶女子雇用者の増加率が未婚のそれを下回ったためと考えられる。しかし、この間の雇用者比率の上昇幅は有配偶（3.4ポイント）が未婚（1.4ポイント）よりも大きく、このため58年から元年にかけての雇用者に占める有配偶の割合は1.0ポイントの低下にとどまった。

有配偶と死別・離別を合わせた既婚の割合は67.5%で前年と同じであった。

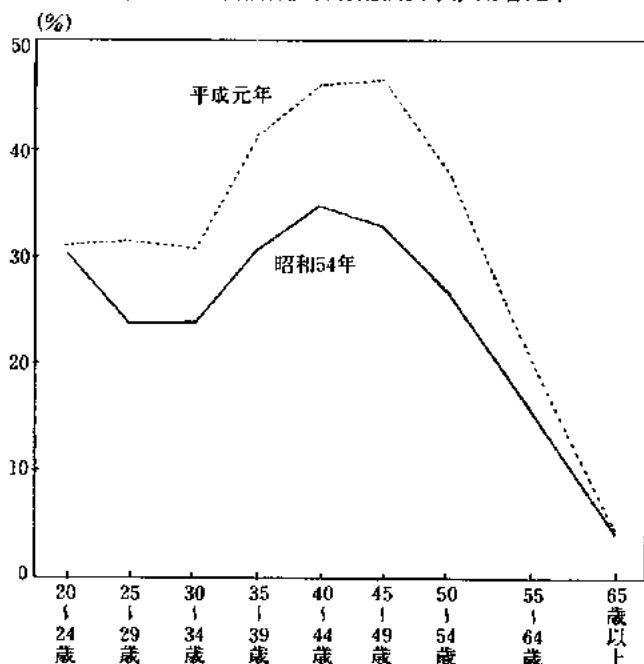
年齢階級別に有配偶の雇用者比率を10年前と比べてみると、いずれの年齢層においても上昇しているが、特に上昇幅の著しいのは45～49歳層で、他の年齢階級に比べ雇用者の割合が最も高くなった。また、20～24歳層の上昇に比べ25～29歳層と30～34歳層の雇用者比率の上昇幅が大きいため、元年には、20～24歳層、25～29歳層及び30～34歳層の各年齢層の雇用者比率はほぼ同率となった（第8図、付表5）。

また、総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成2年2月）によると、共働き（妻も夫も共に非農林業雇用者）世帯は、前年に比べ40万世帯（5.1%）増加して、823万世帯となり、典型的な一般世帯に占める割合は31.0%である。他方、夫のみ非農林業雇用者で妻が非就業者の世帯は897万世帯で、その差は74万世帯に縮小した。さらに、子供がいる共働き世帯は642万世帯で、これは共働き世帯の78.0%、子供のいる世帯の34.0%に当たる。子供のいる世帯の3世帯に1世帯は共働きとなっている（付表21）。

へ 学歴別女子雇用者

労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）により元年における

第8図 年齢階級別有配偶女子雇用者比率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

女子雇用者の学歴別構成をみると、中卒142万7,000人（女子雇用者に占める割合19.6%）、高卒421万6,000人（同57.8%）、高専・短大卒127万7,000人（同17.5%）、大卒37万1,000人（同5.1%）となっている。最近10年間の推移をみると、中卒を除き、他のいずれの学歴についてもその割合が上昇する傾向にあったが、高卒は、元年にはその割合が低下した。高専・短大卒と大卒の割合については一貫して高まってきており、それぞれ10年前の約2倍近くとなっている（付表23）。

ト 女子雇用者の勤続年数

平成元年の女子雇用者（パートタイム労働者を除く）の平均勤続年数は7.2年（男子12.4年）である。前年に比べると、0.1年の伸びである。10年前と比べると1.3年の伸びであるが、年齢階級別に平均勤続年数をみると、35

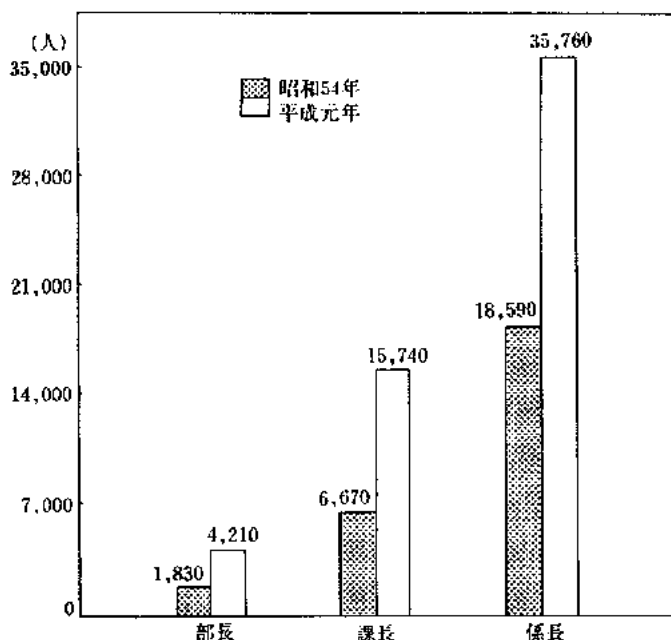
歳以上層ではいずれも2年以上の伸びとなっている（付表24、付表25）。

また、勤続年数階級別に女子雇用の割合をみると、5～9年の者が22.7%で最も多く、次いで1～2年の者が21.8%となっている。なお、勤続10年以上の者の割合は26.0%で10年前（17.9%）に比べると大幅に上昇し、女子雇用の4人に1人は勤続10年以上となっている（付表26）。

チ 女子役職者

企業規模100人以上の企業における部長、課長及び係長に限定した女子の役職者は、55,710人（女子雇用に占める割合1.3%）である。この内訳をみると、部長4,210人（女子役職者に占める割合7.6%）、課長15,740人（同28.3%）、係長35,760人（同64.2%）となっている。

第9図 役職別女子雇員数



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

役職者の割合を年齢階級別にみると、最も役職者の割合が高いのは、40～49歳層の2.9%で女子雇用者の34人に1人が何らかの役職についている。次いで、50～59歳層が2.8%（36人に1人）、30～39歳層で1.7%（59人に1人）となっている（付表27）。

女子役職者数を10年前と比べると、いずれも大幅に増え、部・課長では約2.3倍、係長では約1.9倍となっている（第9図）。

また、役職者総数に占める女子の割合も、部長は1.3%（54年0.8%）、課長2.0%（同1.3%）、係長4.6%（同3.2%）と、10年前に比べいずれも上昇した。

3. 労働市場の状況

(1) 一般労働者の求人・求職状況

学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成元年の新規求人数（男女計）は月平均で52万1,000人で、前年に比べ10.5%増と増加幅は63年に比べ縮小したもの62年から引き続き増加となっている（付表28）。

産業別にみると、新規求人数が多いのは製造業で、次いでサービス業、建設業となっている。前年に比べ農林・漁業を除く各産業で増加がみられた（付表29）。

新規求職者（男女計）は月平均で30万9,000人で、前年に比べ8.5%減（63年9.1%減）と引き続き減少している。

このような求人・求職状況から平成元年の新規求人倍率（男女計）は1.69倍（63年1.40倍）で、50年以降最高水準となった。また、有効求人倍率（学卒及びパートタイムを除く）も1倍を超えて引き続き上昇し、1.11倍（63年0.90倍）となった。

(2) パートタイム労働者の求人・求職状況

パートタイム労働者の労働市場の動きをみると、元年のパートタイム労働

者を対象とする新規求人数（男女計）は、月平均9万8,000人で、前年に比べ11.7%増（63年37.8%増）と一般労働者の新規求人数の増加率を上回る伸びを示した。

産業別にみると、卸売・小売業、飲食店、製造業、サービス業の3産業でパートタイム求人数の92.1%を占めている。

新規求職者（男女計）は月平均2万5,000人で前年より10.1%減少し、63年に引き続き減少している。そのため、新規求人倍率（男女計）は3.93倍（63年3.16倍）と前年に引き続き上昇した。また、有効求人倍率も3.93倍（63年3.08倍）となり、パートタイム労働市場は引き続き人手不足が進んだ。

（3）入職・離職状況

労働省「雇用動向調査」によると、元年の女子の入職者数は、243万7,000人で、前年に比べ5万7,000人（2.4%）増、離職者数は236万4,000人で前年に比べ15万8,000人（7.2%）増であった。

入職・離職率（1月1日現在の在籍常用労働者数に対する1～12月の入職・離職者数の割合）をみると、入職率は21.2%（63年22.1%）、離職率は20.6%（同20.4%）で、前年に比べ入職率はやや低下したが、離職率はわずかに上昇した。この結果、入職超過率（入職率－離職率）は0.6%（63年1.7%）となった。

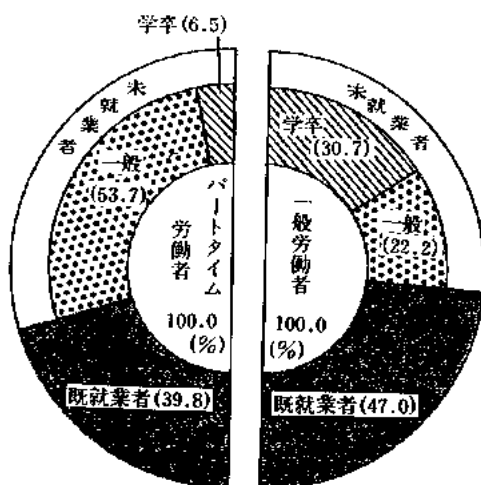
女子の入職・離職者を就業形態別にみると、入職者については一般労働者は164万1,000人（対前年比0.4%減）、パートタイム労働者79万6,000人（同8.8%増）、離職者については、一般労働者は159万5,000人（同0.5%増）、パートタイム労働者は76万9,000人（同24.2%増）と、いずれもパートタイム労働者の増加幅が大きかった。パートタイム労働者の入職・離職率（27.9%、26.9%）は一般労働者（19.0%、18.5%）より高くパートタイム労働者の労働移動が活発であった。なお、入職・離職者に占めるパートタイム労働者の割合はそれぞれ32.7%（対前年差2.0ポイント上昇）、32.5%（同4.4ポイント上昇）となった（付表30）。

産業別にみると、卸売・小売業、飲食店では入職者77万7,000人（対前年比2.5%増）、離職者75万1,000人（同5.4%増）、サービス業では入職者67万8,000人（同5.4%増）、離職者60万5,000人（同5.1%増）、製造業では入職者66万3,000人（同1.0%増）、離職者71万4,000人（同12.1%増）となっている。一方、金融・保険業、不動産業では入職者23万人（同3.4%減）、離職者20万人（同4.5%減）と入職、離職ともに減少した。産業別に入職超過率をみると、サービス業で2.4%、卸売・小売業、飲食店で0.9%の入職超過、製造業では1.3%の離職超過となった（付表31）。

（入職者の状況）

入職者を職歴別にみると、一般労働者では、30.7%が学卒未就業者で、47.0%が転職入職者、22.2%が学卒以外の未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者）であった。転職入職者の割合は61年以降上昇する傾向にある。一方、パートタイム労働者では、一般未就業者が53.7%と半数以上を占め、39.8%が転職入職者となっている。また、パート

第10図 職歴別女子入職者の割合



資料出所 労働省「雇用動向調査」（平成元年）

タイム労働者では、一般未就業者からの入職者が前年に比べ16.0%と大幅に増加した(第10図、付表32)。

学卒以外の一般未就業者からの入職者の年齢構成を就業形態別にみると、一般労働者では24歳以下(一般労働者の28.6%)が最も多く、次いで35～44歳層(同27.0%)、25～34歳層(同26.1%)が多いが、パートタイム労働者では35～44歳層(パートタイム労働者の35.8%)が最も多い。実数でも35～44歳層では一般労働者9万8,000人、パートタイム労働者15万3,000人とパートタイム労働者が大幅に上回っている。

転職入職者では、一般労働者の場合24歳以下の37.8%を最高に年齢が上昇するに従って低下して若年層での転職が目立つが、パートタイム労働者では35～44歳層(29.9%)での転職が多くなっている(付表33)。

一般未就業者の就業の動機をみると、一般労働者では「家計の補助」が43.9%と最も多く、次いで「主な生活収入」が26.5%となっている。パートタイム労働者では「家計の補助」が52.8%と最も多いが、次に多いのは「余暇の利用」となっており、就業形態によって就業の動機にやや違いがみられる(付表34)。

(離職者の状況)

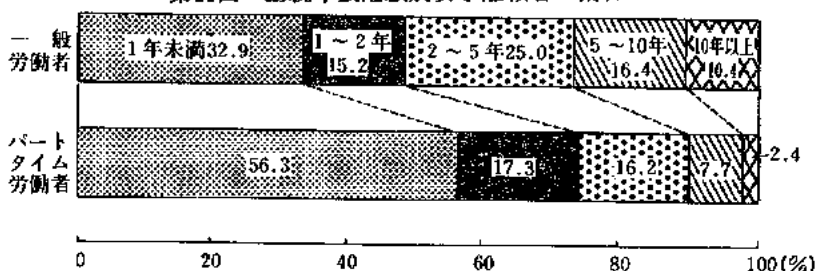
離職者の離職理由をみると、個人的な理由が84.3%と圧倒的に多く前年より1.8ポイント上昇している。個人的な理由のうち結婚・出産による離職者の割合は引き続き低下しており、それぞれ8.9%(63年9.4%)、5.1%(同5.9%)となっている(付表35)。

また、離職者を離職するまでの勤続年数別にみると、一般労働者では1年未満が32.9%と約3分の1を占め、2～5年が25.0%、5～10年が16.4%となっている。パートタイム労働者では1年未満が56.3%と半数以上を占めている(第11図)。

(4) 新規学卒者の就職状況

文部省「学校基本調査」(平成元年)により女子の新規学卒就職者を学歴別

第11図 勤続年数階級別女子離職者の割合



資料出所 労働省「雇用動向調査」(平成元年)

にみると、大学卒が7万9,000人(学卒就職者に占める割合13.7%)、短大卒16万4,000人(同28.4%)、高校卒31万6,000人(同54.6%)、中学卒1万9,000人(同3.4%)となっている。大卒と短大卒の割合は年々上昇している(第2表、付表37)。

なお、63年度中に専修学校専門課程(専門学校)を卒業した女子のうちの就職者は11万1,000人で大卒就職者より多くなっている。

イ 中学・高校卒業者の就職状況

平成元年3月の女子中学校卒業者は100万1,000人、うち就職者は1万9,000人で就職率(卒業者に対する就職者の割合)は1.9%(63年2.0%)と引

第2表 学歴別学校卒業後の状況

区 分		卒業者	進学者	就職者	その他
実数 (人)	中学校	1,000,554	959,347	13,247 (19,434)	27,860
	高等学校	853,636	313,258	303,348 (316,112)	237,030
	短期大学	190,586	4,821	164,063	21,702
	大 学	100,640	3,472	78,983	18,185
構成比 (%)	中学校	100.0	95.9	1.3 (1.9)	2.8
	高等学校	100.0	36.7	35.5 (37.0)	27.8
	短期大学	100.0	2.5	86.1	11.4
	大 学	100.0	3.4	78.5	18.1

資料出所 文部省「学校基本調査」(平成元年)
注) () 内は進学就職者を含んだものである。

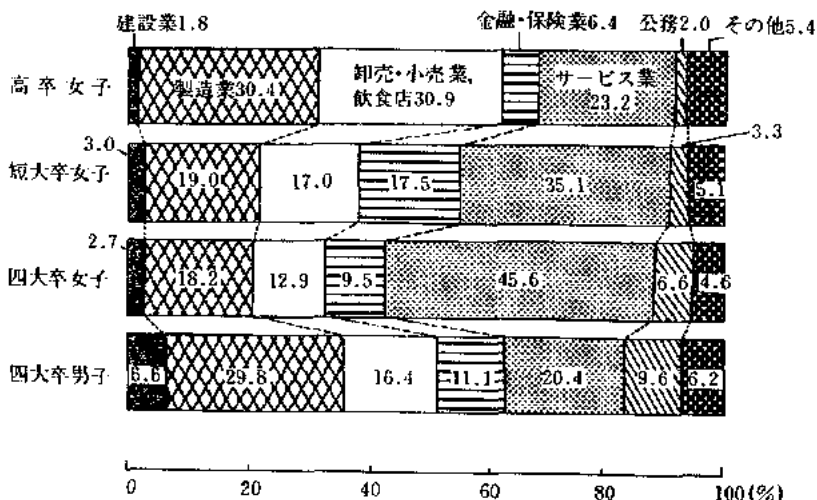
き続き低下している。就職者の産業分野をみると、第2次産業に49.7%、第3次産業に47.6%が就職している。

高等学校卒業者は85万4,000人で、うち就職者は31万6,000人、就職率は37.0%（63年37.7%）と、高卒者の就職率も年々低下している。就職者を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店に30.9%（63年32.0%）、製造業に30.4%（同28.4%）、サービス業に23.2%（同24.1%）となっている。この3産業で全体の8割以上を占めていることは前年と変わらないが、製造業の割合が前年より上昇した。

ロ 大学卒業等者の就職状況

短期大学卒業者は19万1,000人で、前年に比べ8,000人増加した。このうち、就職者は16万4,000人で、就職率は86.1%（63年83.0%）となった。就職者を産業別にみると、サービス業が35.1%と最も多く、次いで製造業19.0%、金融・保険業17.5%、卸売・小売業、飲食店17.0%となっている。前年に比べると、製造業は2.9ポイントと大きく上昇したが、サービス業は

第12図 産業別新規学卒就職者数の割合



資料出所 文部省「学校基本調査」(平成元年)

2.8ポイント低下した（第12図，付表38）。

大学卒業者は10万1,000人で，前年とほぼ同数である。このうち就職者は7万9,000人で，就職率は78.5%（63年75.2%）となった。就職者を産業別にみると，サービス業に45.6%（63年45.6%）と約半数が就職しており，次いで製造業に18.2%（同16.9%），卸売・小売業，飲食店に12.9%（同13.7%）となっている。前年と比べると，製造業のほか，建設業，金融・保険業の割合が上昇している。63年に上昇した卸売・小売業，飲食店の割合は低下した。

就職者を職業別にみると，専門的・技術的職業従事者が45.3%（63年45.3%）と最も多く，次いで事務従事者が41.6%（同41.5%）となっている。前年に比べると，専門的・技術的職業従事者のうち技術者が13.5%（同12.3%）と大きく上昇した。また，近年低下傾向にあった教員もやや上昇した（付表39）。

4. 女子労働者の労働条件等

(1) 賃金

イ 平均賃金

労働省「毎月勤労統計調査」により，女子労働者の1人平均月間現金給与総額をみると，平成元年は21万6,426円（対前年比4.1%増）で，そのうち，きまって支給する給与は16万4,092円（同3.2%増），特別に支払われた給与は5万2,334円（同6.9%増）と，いずれも前年の増加率を上回る増加であった（付表42）。

男子労働者の現金給与総額は42万9,911円（対前年比4.8%増），きまって支給する給与は31万6,382円（同3.9%増），特別に支払われた給与は11万3,529円（同7.5%増）となっている。

ロ 女子一般労働者の賃金

労働省「賃金構造基本統計調査」（平成元年6月）によると，パートタイム労働者を除く女子一般労働者のきまって支給する現金給与額は，17万6,700円（対前年比4.2%増），そのうち所定内給与額は16万6,300円（同3.9%増）

で、ともに昨年の伸びを上回った（付表44）。

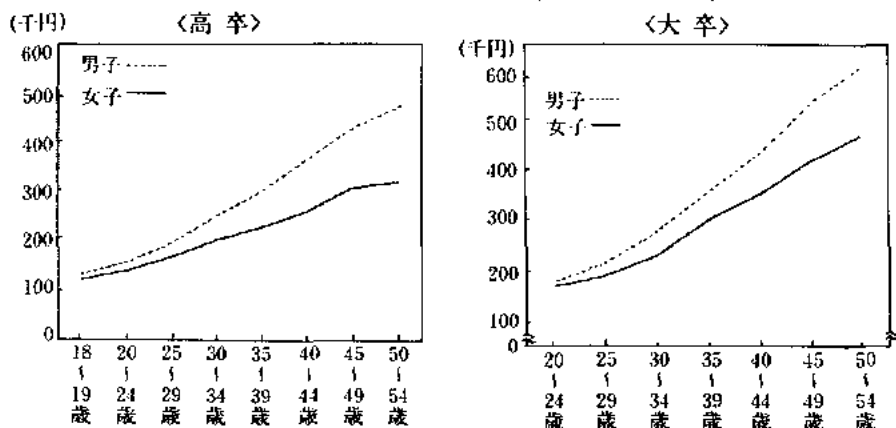
女子の賃金（所定内給与）を年齢階級別にみると、17歳以下の10万7,300円から30～34歳層の17万8,500円まで年齢の上昇とともに高くなるが、その後は年齢があがってもほとんど賃金の上昇はみられない（付表45）。

一方、男子一般労働者のきまって支給する現金給与額は31万円（対前年比4.7%増）、所定内給与額は27万6,100円（同4.4%増）である。男子の賃金（所定内給与額）を年齢階級別にみると、17歳以下の11万9,300円から45～49歳層の35万2,500円まで上昇を続けその後低下する。

（標準労働者の賃金）

男女間の賃金の格差は、勤続年数、学歴、就業分野、職階、労働時間等が男女で異なることによってもたらされている。このうち、年齢、学歴、勤続年数について条件を同一にして、学歴毎に標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）の賃金を男女でみると、高卒では、20～24歳層で女子は14万4,300円、男子は16万0,700円で男女格差は89.8、50～54歳層で女子は32万0,100円、男子は47万1,100円で格差がもっとも大きくなり、67.9である。大卒では、20～24歳層で女子は17万0,400円、

第13図 年齢階級別標準労働者の所定内給与



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」（平成元年）

男子は17万8,000円で格差は95.7、最も格差が大きくなる50～54歳層で女子46万5,700円、男子59万5,100円で78.3となり、高卒に比べ大卒の男女間の格差は小さい（第13図、付表48）。

また、20～24歳層の賃金を100として年齢階級別にみると、高卒で2倍となるのは、女子は45～49歳層（214.7）であるのに対し男子では40～44歳層（228.5）である。また、大卒では、女子は40～44歳層（204.3）、男子では35～39歳層（199.4）となっている。

ハ 新規学卒者の初任給

女子新規学卒就職者（平成元年3月卒）の初任給額は、中卒で10万1,400円（対前年比2.5%増）、高卒11万8,300円（同4.0%増）、短大・高専卒13万1,700円（同4.7%増）、大卒（事務系）15万5,100円（同4.4%増）、大卒（技術系）15万7,500円（同4.7%増）となり、大卒（事務系）以外の伸び率は前年を上回り、特に短大・高専卒では前年より2.2ポイントと大きく上回った（付表49）。

初任給の分布を各学歴ごとにみると、中卒では10万円台に56.1%、9万円台に27.0%と9～10万円台に8割以上が集中し、高卒では12万円台に40.0%、11万円台に25.8%、短大・高専卒では13万円台に36.1%、12万円台に24.1%、大卒では15万円台に32.9%、16万円台に29.4%が集中している（付表50）。

初任給の学歴間格差を大卒（事務系と技術系の平均＝15万5,600円）を100としてみると、短大・高専卒が84.6（63年84.4）、高卒が76.0（同76.4）である。長期的にみると学歴間の格差は拡大傾向にある。

また、初任給の男女間格差について各学歴の男子を100としてみると、中卒で90.5、高卒で94.2、短大・高専卒では95.2、大卒事務系で96.8、技術系で97.2と高学歴になるほど男女の格差は縮小する。元年は景気の拡大を背景とした人手不足感から、初任給の伸びが大きかったが、男子の初任給の伸びが女子に比べ大きかったため、短大・高専卒以外では男女の格差が拡大した。

(2) 労働時間

労働省「毎月勤労統計調査」によると、平成元年の女子常用労働者1人平均月間総実労働時間は、158.9時間（対前年差2.2時間減）で、うち所定内労働時間は151.4時間（同2.1時間減）、所定外労働時間は7.5時間（同0.1時間減）であった。一方、男子は総実労働時間は181.8時間（同1.7時間減）で、所定内労働時間（161.7時間）は前年より減少したものの所定外労働時間（20.1時間）は0.3時間増加した。また、出勤日数は、女子では21.2日、男子は21.5日と、ともに減少した（付表52）。

女子の労働時間を産業別にみると、総実労働時間では鉱業（173.3時間）が最も長く、次いで建設業（172.5時間）、製造業（164.4時間）となっている。所定内労働時間でも、鉱業（166.7時間）、建設業（165.8時間）では160時間を超える長さになっており、次いで製造業（156.1時間）、サービス業（153.2時間）及び不動産業（152.3時間）で長くなっている。卸売・小売業、飲食店（142.2時間）、金融・保険業（142.2時間）、運輸・通信業（148.2時間）では他産業より短く140時間台となっている（付表51）。

(3) 勤労者世帯の家計

イ 収入の動向

総務庁統計局「家計調査」によると、平成元年の勤労者世帯1世帯当たりの1か月の平均実収入は49万5,849円で、前年に比べ3.0%増と伸び率では63年（4.5%増）を下回った（付表53）。

実収入の内訳をみると、世帯主の勤め先収入は、月額41万0,117円（対前年比3.8%増）で前年の伸び（5.0%）には及ばないものの引き続き増加となったが、妻の勤め先収入は4万0,892円（対前年比5.3%減）と減少した。

共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯当たり1か月52万9,035円で、世帯主のみ働いている世帯（46万2,078円）に比べ14.5%多くなっている。共働き世帯の妻の勤め先収入は10万2,833円で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は19.4%

(63年20.5%)を占めている(付表54)。

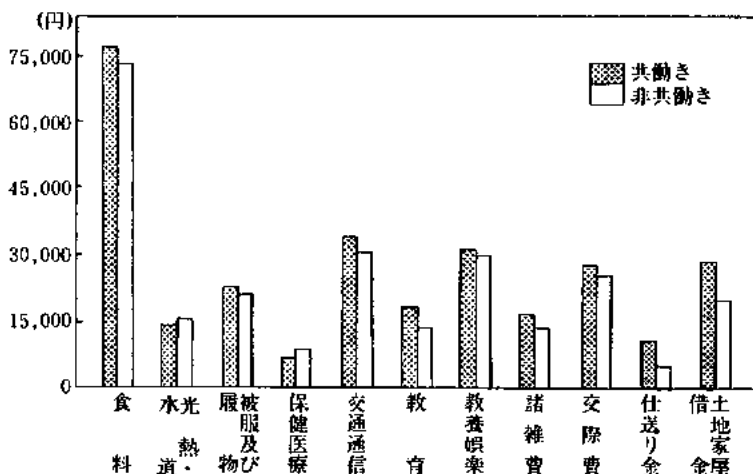
ロ 支出の動向

勤労者世帯1世帯当たり1か月の消費支出は31万6,489円で、前年に比べて3.0%増となった。勤労者世帯の消費支出の動向(実質)をみると、昭和56年以降緩やかな増加で推移した後63年は大幅な増加となったが、元年はわずかな増加にとどまった。

消費支出の内容をみると、保健医療、交通通信及び教養娯楽では昨年より伸び率は下回るものの引き続き増加となった。交通通信のうち自動車等関係費では前年より高い伸び率を示した。前年に比べ減少となったのは、住居、被服及び履物、食料品のうちの外食である。

消費支出の内容を共働き世帯(消費支出32万2,863円)と世帯主のみ働いている世帯(同29万9,914円)で比較してみると、共働き世帯ではその他の消費支出のうちの仕送り金、教育、食料のうちの外食、交通通信の占める割合が世帯主のみ働いている世帯に比べ高くなっており、特に仕送り金は支出金

第14図 共働き世帯・非共働き世帯別消費支出等



資料出所 総務庁統計局「家計調査」(平成元年)

額でみると約2倍となっている。

消費支出以外では、土地家屋借金返済も共働き世帯で高く、金額で世帯主のみ働いている世帯の約1.4倍の返済を行っている（第14図）。

（4）労働組合

労働省「労働組合基礎調査」によると、平成元年6月末現在の単位労働組合の女子労働組合員数は336万8,000人で、前年に比べ1万3,000人（0.4%）増加した。男子は2万人（0.2%）減少したため、組合員総数に占める女子の割合は27.7%と前年より0.1ポイント上昇した（付表55）。

女子組合員の産業別構成比をみると、サービス業が24.7%と最も多く、次いで製造業23.0%、金融・保険業18.9%、卸売・小売業、飲食店11.2%となっており、この割合は近年大きな変化はみられない。また、組合員総数に占める女子の割合を産業別にみると、金融・保険業（57.3%）、サービス業（43.8%）、卸売・小売業、飲食店（36.6%）で高くなっている（付表56）。

女子の推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は18.9%で、前年を1.1ポイント下回った。男子の29.9%と比べると11.0ポイント低くなっている。これは、女子雇用者が組織率の低い中小企業や第3次産業に多く雇用されていること、女子雇用者の約3分の1を占めるパートタイム労働者が組織対象となっていない場合が多いこと等による。

なお、労働省「労使コミュニケーション調査」で、企業規模50人以上規模の民営事業所に働く労働者について、その事業所に労働組合があり加入制度が「オープン・ショップ制」であるとする者のうち労働組合に「加入している」者の割合は、女子では79.8%となっており、男子（77.8%）に比べ高い。その場合に組合へ加入の動機をみると、女子は「組合の人からすすめられて」（64.8%）が極めて多く、次いで「同僚たちが加入しているので」（14.4%）となっている。一方、男子は「自分からすすんで加入した」（34.8%）が最も多く、次いで「組合の人にすすめられて」（33.8%）と続いている（付表57）。

5. パートタイム労働の動向

(1) パートタイム労働者増加の実態

近年、女子を中心としたパートタイム労働者の増加が著しい。パートタイム労働者については、平成元年6月に制定された「パートタイム労働指針」において、「1日、1週間又は1箇月の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短い労働者」をいうものとされているが、これに該当しない「いわゆるパートタイマー」がいること、また、各種統計調査もそれぞれの調査目的に応じ異なった定義によりその実態を把握しているため、パートタイム労働者数を正確にとらえるのは困難である。

総務庁統計局「労働力調査」によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者（以下、「短時間雇用者」という。）は602万人、そのうち、女子は432万人（短時間雇用者総数の71.8％）で、前年に比べ46万人（11.9％）増加した。最近10年間の推移をみると、一貫して増加している。

これを、週間就業時間が35時間以上の女子一般雇用者と比べると、女子一般雇用者も増加しているが、その増加率（元年2.6％）は短時間雇用者に及ばない。

この結果、女子雇用者全体に占める短時間雇用者の割合は、25.2％（63年23.6％）とさらに上昇した（付表58）。

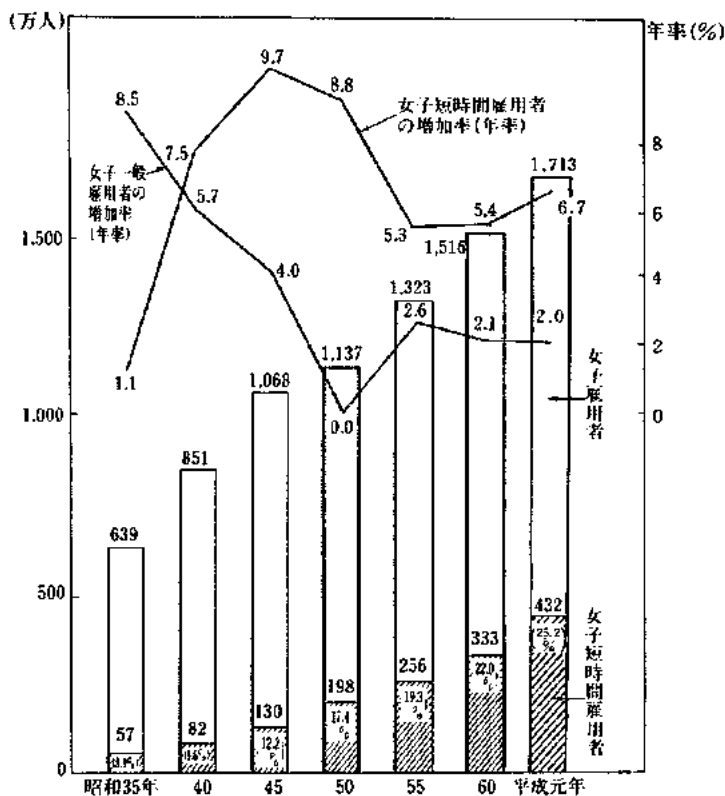
(2) 短時間雇用者の就業実態

イ 産業別女子短時間雇用者

女子短時間雇用者を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が154万人（女子短時間雇用者の35.6％）で最も多く、次いでサービス業が122万人（同28.2％）、製造業94万人（同21.8％）となっており、これら3産業で全体の85.6％を占めている。

女子雇用者に占める短時間雇用者の割合をみると、卸売・小売業、飲食店

第15図 女子短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業）



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1. 「雇用者」とは、雇われている者（常雇、臨時雇及び日雇）及び会社、団体の役員をいう。ただし、休業者は除く。
 2. 「短時間雇用者」とは、週間就業時間が35時間未満の者をいう。
 3. 「一般雇用者」とは、週間就業時間が35時間以上の者をいう。
 4. () 内は、雇用者に占める短時間雇用者の割合である。
 5. 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

が33.0%で最も高く、女子雇用者の3分の1を短時間雇用者が占めている。次いで、サービス業が23.2%、金融・保険業、不動産業が20.9%、製造業が

20.8%となっている。そのほか、電気・ガス・熱供給・水道業を除く各産業で短時間雇用の占める割合が高まっている（付表61）。

ロ 企業規模別短時間雇用者

企業規模別にみると、1～29人規模が208万人（女子短時間雇用の48.1%）が最も多く、次いで500人以上規模が77万人（同17.8%）となっている。500人以上規模では、前年に比べ14万人（22.2%）増加したため、女子短時間雇用に占める割合は1.5ポイントの上昇となった。

女子雇用に占める短時間雇用の割合を規模別にみると、その割合が最も高いのは1～29人規模の32.4%で、雇用の約3分の1が短時間雇用で占められている。他の規模では、おおむね2割前後となっている（付表62）。

ハ パートタイム労働者の勤続年数

女子パートタイム労働者の平均勤続年数を労働省「賃金構造基本統計調査」（パートタイム労働者の定義は、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が調査事業所の一般労働者より少ない常用労働者をいう。以下、同調査において同じ。）により企業規模10人以上についてみると、各産業ともほぼ一貫して長期化傾向にあり、産業計では平成元年で4.3年と54年の3.2年に比べ1.1年長くなっている。産業別にはここ数年製造業（元年4.7年）での伸びが特に大きくなっている（付表63）。

ニ 労働日数、労働時間数別の就業実態

労働省「賃金構造基本統計調査」によると、女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数は、平成元年では、6時間及び22日と前年と同様となっている（付表64）。

これを産業別にみると、製造業及び卸売・小売業、飲食店がともに6時間と22日であるのに対して、サービス業がそれぞれ6時間と21日で労働日数がやや少ない。

次に企業規模別にみると、1,000人以上規模でそれぞれ6時間と21日であるのに対して、100～999人規模ではそれぞれ6時間と22日であり、1,000人以上規模では実労働日数がやや少ない。

(3) 賃金

パートタイム労働者の賃金支払形態は、パートタイム労働者各人の1日当たりの時間の長さや時間帯が異なり、各人の管理も時間での対応が主となることから、時間給により支払われる場合が多く、労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)をみても、女子パートタイム労働者の賃金は、時間給制の者が90.2%とほとんどを占め、日給制や月給制はそれぞれ5%未満とごくわずかにすぎない。

次に、労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年6月)により、パートタイム労働者の賃金水準をみると、女子パートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額は、平成元年では、662円で前年に比べて3.1%上昇した。これを54年の472円と比較すると、年率3.4%で上昇している。年齢階級別にみると、35～39歳の645円をボトムに、40～44歳で647円、45～49歳で658円、30～34歳で662円と中年層で相対的に低く、25～29歳で719円、20～24歳で715円と若年層でやや高くなっているが、一般の女子労働者の1時間当たりの所定内給与額(月所定内給与を月所定内実労働時間で除して算出する。)が30歳台まで上昇の後横ばいとなるのと比べれば、年齢階級による格差は小さい(付表65)。

1時間当たりの所定内給与額を産業別にみると、製造業が627円、卸売・小売業、飲食店が651円であるのに対し、サービス業では750円であり、製造業を100とすると卸売・小売業、飲食店が103.8、サービス業は119.6と、サービス業は他の2つの産業に比べ高くなっている。54年から平成元年の10年間の増加率(年率)をみると、製造業3.6%、卸売・小売業、飲食店が3.3%、サービス業が3.1%で上昇している。

次に、企業規模別にみると、1,000人以上規模で711円と高く、100～999人規模で660円、10～99人規模で640円の順であり、10～99人規模を100とすると、1,000人以上規模で111.1、100～999人規模で103.1となっているが、女子一般労働者の1時間当たりの所定内給与額の規模間格差に比べれば小さく、長期的にみても大きな変化はみられない。

また、女子パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額を、労働省「賃金構造基本統計調査」でみると、63年には、77,100円になっている。産業別にみると、製造業98,100円、卸売・小売業、飲食店65,000円、サービス業60,000円であり、製造業を100とすると、卸売・小売業、飲食店66.3、サービス業61.2となっている。企業規模別にみると、1,000人以上規模96,900円、100～999人規模78,800円、10～99人規模66,600円であり、10～99人規模を100とすると100～999人規模118.3、1,000人以上規模145.5となっており格差が大き（付表66）。

このように、パートタイム労働者の賃金については、産業別、企業規模別には、1時間当たりの所定内給与額の格差は小さいが、年間賞与その他特別給与額の格差は大きい。

なお、産業別にみると、1時間当たりの所定内給与の高い産業ほど年間賞与その他特別給与額が少ない。

さらに、女子パートタイム労働者の1時間当たりの給与額を一般女子労働者の1時間当たり所定内給与額と比較すると、平成元年では一般女子労働者（934円）を100とすると70.9である。なお、労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」によると、平成元年では、パートタイム労働者の平均賃上げ率が4.3%で、一般労働者のそれ（5.3%）を下回っている。

また、労働省「賃金構造基本統計調査」によると、年間賞与その他特別給与額（63年）について、一般女子労働者（532,700円）を100とすると、女子パートタイム労働者は14.5となっている。

6. 家内労働の動向

(1) 家内労働者の就業実態

イ 家内労働者数の推移

家内労働者とは、家内労働法によると、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、原材料等の提供を受けて、主として労働の対価を得るために、物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居

の親族以外の者を使用しないことを常態とする者と定義されている。労働省「家内労働概況調査」によると、平成元年では、家内労働者数が95万7,900人（対前年比4.0%減）で、女子が89万6,500人、男子が6万1,400人で、女子が大多数を占めている。類型別にみると、家庭の主婦などが多く従事する「内職的家内労働者」が89万0,800人（93.0%）、世帯主が本業として従事する「専門的家内労働者」が5万6,300人（5.9%）、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が1万0,800人（1.1%）となっており、女子の内職的家内労働者が家内労働者の大多数を占めている。

平成元年は、家内労働法が制定されて19年を経過しているが、この19年間の家内労働者数の推移をみると、家内労働法制定時の昭和45年が181万1,200人で、その後はほぼ横ばいで推移したが、48年の184万4,400人をピークとしてそれ以降毎年減少傾向をたどっている。

家内労働者数について、元年とピーク時の48年とを比較すると、全体で88万6,500人（対48年比48.1%）減で、女子は81万1,300人（同47.5%）減、男子は7万5,200人（同55.1%）減となっている。

また、類型別にみると、「内職的家内労働者」が74万2,800人（同45.5%）減、「専門的家内労働者」が11万4,700人（同67.1%）減、「副業的家内労働者」が2万9,000人（同72.9%）減となっている（付表68）。

また、女子家内労働者の現在の家内労働に対する意識をみると、家内労働の継続を希望する者の割合は低下の傾向にあり、60年には88.1%であったものが、元年には84.2%となっている。一方、家内労働をやめたい者の割合は上昇しており、やめたい理由としては、「工賃が安い」が約半数を占めており、次いで「仕事があつたりなかったりする」、「生きがいが見つけられない」が続いている（第3表）。

このような女子家内労働者の減少については、委託者側の要因としては、繊維等の構造不況、円高等による発展途上国での生産への切り替え、品質管理の徹底の要請等からくる工場内生産への切り替え等、家内労働に対する需要の減少が考えられる。また、家内労働者側の要因としては、家事負担の軽

第3表 現在の家内労働を継続する意志の有無及びやめたい理由
(単位 %)

区 分	昭和60年	62年	平成元年
続 け た い	88.1	85.8	84.2
や め た い	11.9	14.1	14.8
工 賃 が 安 い	6.5	8.2	7.7
仕事があつたりなかったりする	1.8	1.5	1.0
生きがいが見つけれられない	0.7	1.0	1.0
社会保障が不十分である	0.3	0.6	0.7
そ の 他	2.6	2.8	4.4
不 明	—	0.1	1.0

資料出所 労働省「家内労働実態調査」

減及び経済的理由等から、家内労働よりパートタイム労働などの雇用者としての就業志向が高まっていることがあげられる。

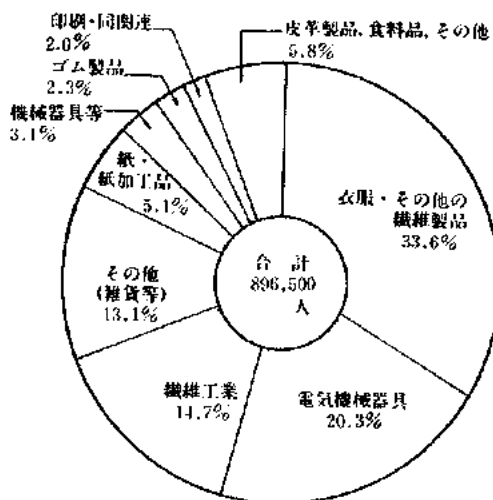
ロ 家内労働者の就業分野

労働省「家内労働概況調査」(平成元年)により、女子家内労働者数を業種別にみると、衣服の縫製などの「衣服・その他の繊維製品」が30万1,300人(女子家内労働者総数に占める割合33.6%)、テレビ、ラジオ、音響機器部品のコイル巻き・組立・はんだ付けなどの「電気機械器具」が18万1,800人(同20.3%)、織物・ニットなどの「繊維工業」が13万1,800人(同14.7%)、玩具・漆器・人形・造花・洋傘などの「その他(雑貨)」が11万7,800人(同13.1%)となっており、これら4業種で女子家内労働者の約8割を占めている(第16図、付表67)。

ハ 家内労働者の年齢、経験年数

労働省「家内労働実態調査」(平成元年)によると、家内労働者の平均年齢は、女子47.2歳、男子57.0歳となっており、女子の方が男子より9.8歳若くなっている。女子について年齢階級別にみると、40～50歳未満層が36.2%と最も多く、次いで30～40歳未満が24.8%、50～60歳未満が19.3%となってい

第16図 業種別女子家内労働者構成比



資料出所 労働省「家内労働状況調査」(平成元年)

る。

また、家内労働者の平均年齢を労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年)による製造業の女子労働者及び女子パートタイム労働者の平均年齢と比べると、家内労働者は女子労働者(平均年齢37.7歳)よりもかなり高く、女子パートタイム労働者(同44.0歳)より若干高くなっている。

ちなみに、女子家内労働者の平均経験年数は8.1年で、製造業の女子労働者の平均勤続年数(8.0年)と同じぐらいで、製造業のパートタイム労働者(4.7年)よりはかなり長くなっている。

(2) 家内労働者の労働条件

イ 就業時間、就業日数

労働省「家内労働実態調査」(平成元年)によると、家内労働者の1日当たりの平均就業時間は、女子が5.8時間、男子が9.1時間となっており、女子は

男子より短くなっている。就業時間階級別に家内労働者の構成比をみると、女子では、4～6時間未満が36.1%と最も多く、次いで6～8時間未満が31.1%と、8時間未満の就業者が約8割を占めている。なお、男子は10～12時間未満が28.1%と最も多く、次いで12時間以上が18.4%と、10時間以上の就業者が約5割となっている。

1か月当たりの平均就業日数は、女子が20.8日、男子が23.1日となっている。就業日数階級別に構成比をみると、女子では25日未満が約7割を占めている。なお、男子は25日以上が約5割を占めている。

これは、女子は内職的家内労働者が多いのに対し、男子は専門的家内労働者が多いことによるものと考えられる。

ロ 家内労働者の工資

家内労働者の1時間当たりの平均工資額は女子が370円、男子が859円となっており、女子が男子よりかなり低くなっている。女子は、男子に比べ経験年数が短く、また、技術の程度の高い専門的技術的作業に従事する者が少

第4表 家内労働者と雇用労働者の労働条件の比較

区 分		性別	年 齢	経 験 (勤続) 年 数	1時間当 たりの工 賃・賃金 額	1か月当 たりの工 賃・賃金 額	1日当 たりの就業 ・労働時 間数	1か月当 たりの就業 ・労働 日数
家内労働者	家内労働実態調査 (平成元年9月分)	計	47.8	8.09	401	54.4	8.0	20.9
		女子	47.2	8.01	370	44.3	5.8	20.8
		男子	57.0	18.05	859	202.2	9.1	23.1
雇用労働者	毎月勤労統計調査 (平成元年9月分) 製造業 規模5～29人	計	—	—	※1,103	202.3	※7.9	23.1
		女子	—	—	※719	118.5	※7.3	22.5
		男子	—	—	※1,367	271.7	※8.4	23.6
パート労働者	毎月勤労統計特別調査 (平成元年7月分) 製造業 規模1～4人	計	44.4	10.1年	※1,000	183.3	7.7	23.8
		女子	46.0	9.3	※702	113.1	7.0	23.0
		男子	43.0	10.7	※1,220	244.0	8.2	24.4
パート労働者イ	賃金構造基本統計調査 (平成元年6月分) 製造業(企業規模計)	女子	44.0	4.7	627	※87.5	6.4	21.8

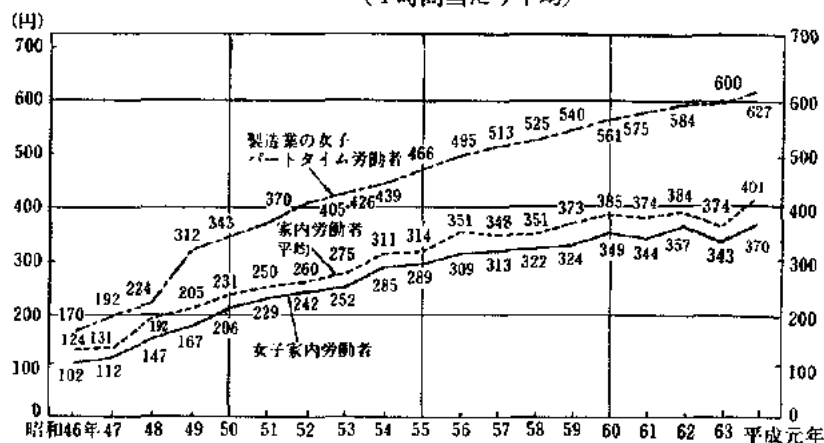
注) ※印は婦人局による推計値である。

ないことによるものと考えられる。

1時間当たりの工賃階級別にみると、女子は200～300円未満が26.1%と最も多く、次いで300～400円未満が24.6%、400～500円未満が15.1%と、500円未満の者が約8割を占めているのに対し、男子は1,000～2,000円未満が28.3%と最も多く、次いで700～1,000円未満が21.4%となっており、700円以上の者が5割強を占めている。

雇用労働者の賃金と比較すると、女子家内労働者の1時間当たり平均工賃額(370円)は、労働省「毎月勤労統計調査」(平成元年)による規模5～29人(製造業)及び規模1～4人(調査産業計)の小零細企業における女子労働者の1時間当たりの賃金額(それぞれ719円、702円)の約5割となっている。また、労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年6月)により製造業のパートタイム労働者の1時間当たり賃金額(627円)と比較しても約6割となっている(第17図)。

第17図 家内労働者の工賃とパートタイム労働者の賃金の推移
(1時間当たり平均)



資料出所 労働省「家内労働実態調査」、同「賃金構造基本統計調査」

注) パートタイム労働者については、昭和50年以前は定期給与額、51年以降は所定内給与額である。

ハ その他

労働省「家内労働実態調査」(平成元年)により委託契約の方法についてみると、「家内労働手帳」が72.0%（「手帳式」が20.4%、「伝票式」が51.6%）と最も多く、次いで「ノート類」が16.9%となっており、書面によるものが約9割近くを占めているものの、「口約束等」が11.1%となっている。

Ⅱ 女性がいきいき働くための環境 —現状と課題—

近年、女性の就業を取り巻く社会的環境は、大きく変化している。特に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下、「均等法」という。)の施行(昭和61年4月1日)後は、女性の職域が拡大し、企業の雇用管理も大きく変化する中で、働き続けてキャリアを形成していく女性が増加している。また、結婚、出産・育児等のためいったん仕事を辞め、子育て終了後に再び仕事を希望する女性が増加しているが、その就業形態はフルタイムの正社員のほか、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員等さまざまなものがみられるところである。

このような女性の就業については、出産・育児を契機として、女性がそれぞれの事情により働き方を選択することが要因の一つとしてあげられる。女性は、出産・育児等によりその就業の継続が困難となる場合があることや家事を中心とする家庭責任を主として女性が負っていることなどにより大きな影響を受け、その働き方を異にしている。

このため、女性の働き方を考えるに当たっては、特に、出産・育児期にある女性が就業を中断することなく働き続けることができるための環境づくりや、育児期にいったん退職した後再就職した者を含め、仕事と家庭生活との両立を図りながら、その能力を発揮して充実した職業生活を営むことができる環境の整備が重要である。

そこで、Ⅱでは、女性の働く環境について、仕事を取り巻く環境、出産・育児期の就業を支援するための環境、再就職者等が家庭生活との両立を図りながら働く環境などに焦点を当て、「女子雇用の増大とその背景」、「均等法施行後の企業の雇用管理の変化」、「働く女性の育児に関する環境」及び「女性の再就職に関する環境」についてみることにした。

1. 女子雇用の増大とその背景

I でみたように、総務庁統計局の「労働力調査」による平成元年の女子労働力人口は2,533万人で、そのうち雇用者は1,749万人を占めている。

女子の就業者と雇用者の推移を統計上接続可能な昭和28年からの動きで見ると、就業者、雇用者とも昭和40年代の後半に一時的に前年より減少した時期があるが、全体として増加する傾向が続いている。

特に、女子雇用者は急速な拡大傾向にあり、平成元年には、10年前の1.3倍、20年前の1.6倍に増加している。そのため、女子就業者に占める雇用者の割合は、平成元年には7割を超えた。また、女子雇用者の増加は男子雇用者に比べ急速であり、雇用者全体に占める女子比率は、昭和53年に3分の1を超え、その後も比率が高まり平成元年には37.4%に達している（付表7、付表12）。

なかでも、30～54歳層の中高年女子での雇用者の増加が著しく、主婦（有配偶女子）の雇用が進んできた。

このような女子雇用者の増大の背景には、わが国の経済の長期的な拡大が労働力の需要を高め、また産業構造の転換が女子雇用を促進したという労働力需要側の要因がある。さらに、最近の労働力不足で女子雇用者に対する需要が一層高まっている。

他方、女性の側でもライフサイクルの変化、就業意識の高まりなどが雇用労働力化を促してきたと考えられる。

そのような女性の雇用増大の背景を概観してみることとする。

(1) サービス経済化・情報化と女子労働

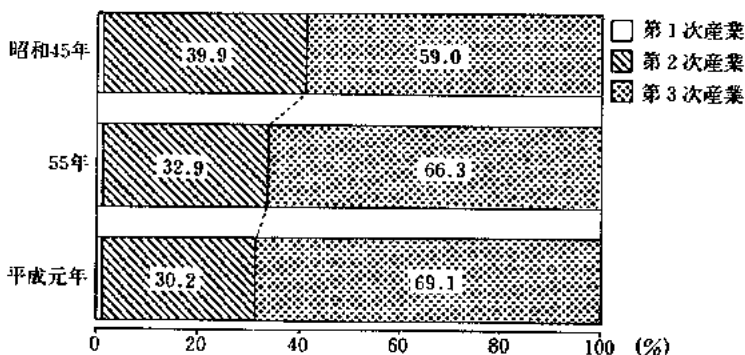
日本経済は、1970年代の高度成長期以後、産業構造と就業構造が著しく変化した。特に、第3次産業の発展とともにサービス経済化が進展しており、これらの分野で働く女性の数が増加し、それを取り巻く環境も大きく変化している。

これを、総務庁統計局「労働調査」で、昭和45年から平成元年までの19年

間で見ると、女子雇用者全体の中で第3次産業で働く者の割合が10ポイント上昇している。なかでも第3次産業でのパートタイム労働者の増加は著しく、例えば卸売・小売業、飲食店に就業する女子雇用者のうち短時間雇用者の割合は、昭和50年に19.2%であったものが平成元年には33.0%まで高まっている（第18図）。

さらに、総務庁統計局「国勢調査」により、昭和40年から60年までの20年間で製造業の女子雇用者の増加を職業分野で見ると、総数では1.3倍に過ぎないが、科学研究者が4倍、管理的職業従事者2.3倍、事務従事者1.6倍になっており、専門的・技術的な職業に従事する者の増加が大きい。特に、情報機器の発達は、サービス関連・ソフト関連の仕事に従事する女子労働者を生み出し、この分野での女性増加が顕著である。

第18図 産業別女子雇用者構成比の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

情報化の進展を通商産業省「工業統計」で見ると、昭和60年から63年のわずか3年間で、出荷額はコンピューター（デジタル形電子計算機）が1.4倍、ワードプロセッサが2.5倍に増えている。このため、製造業におけるファクトリ・オートメーション化により女性の就業分野は拡大された。また、オフィス・オートメーション化により情報機器が事務所に普及し、女性の雇用の場が広がった。総務庁統計局「国勢調査」によると、女性の情報処理技

術者は昭和50年から60年までの10年間に6倍に増えている。特に通商産業省「特定サービス産業実態調査」によると、システム・エンジニアは昭和55年から63年の間に約40倍、プログラマーは同期間に約10倍に激増している。なお、この職種の男子はシステム・エンジニア約7倍、プログラマー約5倍であり、女子の激増ぶりがわかる。さらに、ワープロ、パソコンなどのOA機器の発達により、主婦が自宅にしながら仕事のできる住宅就業などの新しい働き方も生まれている。

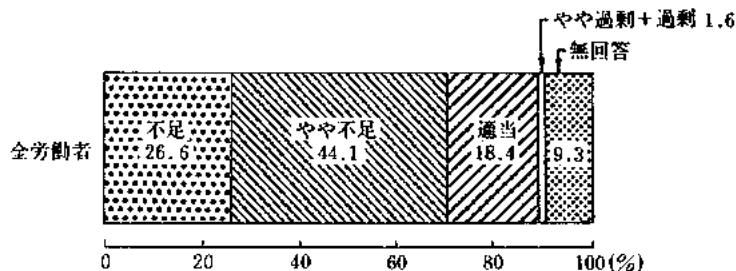
今後、情報機器と電気通信を利用した情報のネットワーク化が進むことなどにより、女性の雇用の場はさらに拡大するとみられる。また、女性が働くに当たっての職業情報、育児施設・介護施設等に関する情報などが利用しやすくなることにより、この面からも今後の情報化の進展が女性の雇用にプラスになることが期待される。

(2) 労働力不足の状況

労働力需給については、現在、既に労働力不足の状況にあり、今後更に一層進むものと予想されているところである。労働省「職業安定業務統計」によると、平成2年3月の新規学卒者の求人倍率は、高校卒業者で2.57倍と、前年を大きく上回っている。有効求人倍率は平成元年で1.11倍となり、平成2年にも引き続き1.33倍（平成2年6月）まで上昇し、労働力不足となっている。また、経済企画庁の「新たな労働力不足時代の到来とこれへの企業・産業の対応等に関する調査」（平成元年）によると、約7割の企業が労働力不足であるとしている（「不足」が26.6%、「やや不足」が44.1%）。なかでも不足しているのは、雇用形態別には常用雇用者（正社員）の不足が約7割となっており、正社員不足がうかがえる。パートタイム労働者の不足は約3割である（第19図）。

また、労働省「労働経済動向調査」（平成元年11月）で産業別、職種別に労働者の過不足状況をみると、製造業では事業所の54%が不足しているとしており、なかでも技能工（54%）、単純工（52%）の不足感が高い。また、卸売

第19図 労働者の過不足状況



資料出所 経済企画庁「新たな労働不足時代の到来とこれへの企業・産業の対応等に関する調査」(平成元年)

・小売業、飲食店でも54%が不足しており、特に、販売(62%)ではその比率が高い。サービス業では66%が不足しているとしており、サービス(66%)、単純工(62%)、専門・技術(60%)での不足率が高い。

こうした労働力需給の見通しの中で、今後の女性の就業希望状況を総務庁「労働力調査特別調査」(平成元年)でみると、女子非労働力人口に占める就業希望の割合は、25～34歳層(56.3%)、35～44歳層(56.0%)、45～54歳層(45.1%)で高くなっている。この就業希望者の就業可能時期については、「すぐ就ける」とする者は、25～34歳層(就業希望者の4.0%)では低いが、35～44歳層(同9.7%)、45～54歳層(同14.1%)と年齢が上がるにつれて割合が高くなる。また、「すぐにではないが就ける」とする者は、25～34歳層(同31.0%)、35～44歳層(同40.0%)、45～54歳層(同36.7%)とも約3分の1程度となっている。これらのことから、今後の労働力不足を補うものとして、高齢者の雇用の増加とともに、これらの年齢層の女性の雇用の増大が期待できるものとみられる(第5表)。

労働者「労働力需給の長期展望研究会」の試算によると、西暦2,000年に向けて、新規の労働力供給量が減少して行く中で、今後の労働力人口の増加分の半数近くは女性になることが見込まれている(第6表)。

女子職業能力を生かし、雇用労働力として労働市場に留めておくことは、個々の企業にとってのみならず、日本経済全体の発展にとっても不可欠なこ

第5表 女子非労働力人口の就業希望状況

(単位 %)

年 齢	非労働 力人口	就業 希望者	就 業 可 能 時 期			就業内定	就業 非希望者
			すぐ 就ける	すぐではな いが就ける	就けない 分わからない		
計	100.0	29.5	9.1	31.8	57.9	3.6	65.0
15～24歳	100.0 (100.0)	25.0 (52.3)	8.0 (11.8)	22.6 (35.3)	70.7 (55.9)	14.7 (10.8)	59.2 (35.4)
25～34	100.0	56.3	4.0	31.0	64.5	1.1	41.4
35～44	100.0	56.0	9.7	40.0	49.2	1.7	41.1
45～54	100.0	45.1	14.1	36.7	47.7	1.4	51.1
55～64	100.0	23.8	15.3	29.6	54.1	0.7	73.1
65歳以上	100.0	4.4	12.5	12.5	75.0	0.1	92.9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成元年)

注) 1. () 内は在学中のものを除いた数値である。

2. 就業希望者の内訳(構成比)は就業希望者を100.0としたものである。

第6表 労働力人口の展望

(単位 万人, %)

	労働力人口			増 加 分	
	1989年 実績値	1995年 推計値	2000年 推計値	1989 ～1995年	1995 ～2000年
計	6,270	6,582	6,730	312 (100.0)	148 (100.0)
男	3,737	3,900	3,982	163 (52.2)	82 (55.4)
女	2,533	2,682	2,748	149 (47.8)	66 (44.6)

資料出所 労働省職業安定局「労働力需給の長期展望研究会」推計。

ととなっている。

(3) 女性の生活環境等の変化

イ ライフ・サイクル等の変化

(イ) ライフ・サイクル等の変化

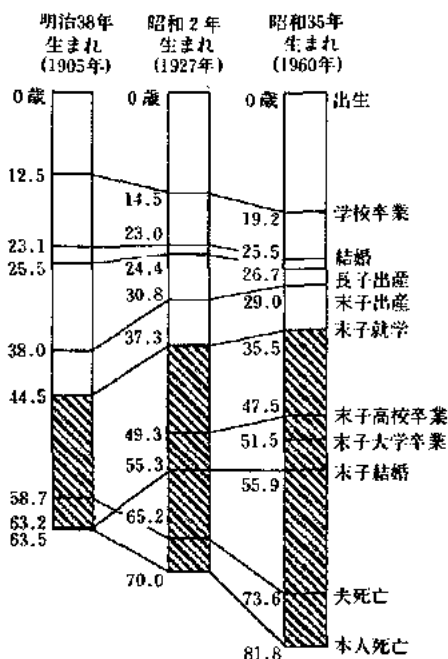
女子労働者の増加の背景としては、前述のほか、女性の側での生活の変化もあげられる。

女性の一生のライフ・サイクルは、長寿化等に伴い、大きく変化してきている。

平均寿命は延びる傾向が続いており、平成元年には、女性の平均寿命は、81.77歳となっている（厚生省「平成元年簡易生命表」）。

高学歴化により学校卒業後の就職年齢は高くなる傾向があるが平均寿命の伸びにより学校を卒業して就職した後の年数も長くなっている。

第20図 女性のライフ・サイクルの変化



資料出所 厚生省「人口動態統計」，「簡易生命表」，「出産力調査」
文部省「学校基本調査」

注) このモデルの出生率は、昭和3年、25年、60年、の平均初婚年齢から逆算して設定した。学校卒業時は、初婚年齢の人が実際進学する年の進学率をもちい、他のライフステージは婚姻時における平均値を基に作成したものである。

また、女性が一生に出産する子供の数は減少する傾向にあり、女性が育児に携わる期間は短くなってきている。

これを、昭和35年生まれの女性についてみると、平均寿命は82歳で、学校卒業後の生涯の期間は63年（60歳までの期間は41年）、末子就学後の生涯の期間は46年（60歳までの期間は25年）となっている（第20図）。

子供の数が少なくなっているものの、育児は相変わらず女性のライフ・サイクルに大きな影響を与えている。また、我が国の人口の高齢化が急速に進む中で、老親等の介護も女性の就業の継続を困難にしている。

女性が長く働き続けるのを困難にしたり障害になることを、総理府「女性の就業に関する世論調査」（平成元年）でみると、女性では「育児」をあげる人が58.6%、「老人や病人の世話」という人が48.7%となっている。育児に関しては昭和58年調査の65.1%に比べ低下してはいるものの依然高率であり、仕事を続けていくうえでの大きな障害となっていることがうかがえる。また、厚生省「国民生活基礎調査」（平成元年）でみると、要介護者が全国に82万6,000人、このうち、寝たきり状態が6か月以上の65歳以上の老人は、26万5,000人となっており、昭和61年の調査と比べ4万3,000人増加している。これら、介護を必要とする者の介護者はほとんど女性（84.8%）が行っている。

（ロ）晩婚化の進行と出生率の低下

①晩婚化の進行

厚生省「人口動態統計」でみると、女性の初婚年齢は昭和35年には24.4歳であったが、元年には25.8歳と1.4年高くなっており、晩婚化が進んでいる。晩婚化は、女性の就業との関係では、労働力率のM字型のボトムの年齢を高めている。また、晩婚化は出産年齢を引き上げており、第1子を出産する年齢は、昭和35年の25.4歳から27.0歳へ1.6歳上がり、末子を出産する年齢（第2子）も27.8歳から29.4歳へと1.6歳上昇している。

②出生率の低下

我が国における出生率は昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降一貫し

て低下傾向を続けており、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子供の数）は、平成元年には1.57と過去最低となっている。

出生児数の減少については、出産適齢期の女性の数の減少、女性の社会進出・高学歴化などに伴う晩婚化等とともに、子供にかかる教育費、住宅等の金銭的負担の増大、心理的負担や仕事と育児の両立のための問題点などが原因とみられている。

（ハ）家事負担の軽減

家庭電化製品の普及等により、家庭での家事の合理化が進んでいるが、これは、それまで就業するに当たっての障害となっていた家事負担を軽減するという意味で、女性が就業するための一つの要因となっている。電気掃除機、電気洗濯機、電子レンジ等の電化製品は、ほとんどの家庭に普及しており、また、食器乾燥機、自動皿洗機、洗濯物乾燥機なども普及しつつある。このような家事の合理化とともに、家事の外部化もみられるところである。

例えば、クリーニング業等の従来からみられた生活関連サービス業のほか、家事作業の一部である掃除、買物、惣菜食料宅配などについて新たな家事サービス代行等を行う企業もみられてきている。

これら家事負担の軽減により、主婦が家事に要する時間は、総務庁「社会生活基本調査」（昭和61年）でみると、育児を含めた家事等に要する時間は週間就業時間35時間以上の妻の場合には、一日に3時間31分となっている。

ロ 女性の高学歴化と就業意識の変化

（イ）高学歴化

女性の短大・大学への進学率は、近年高まっており、高学歴化が進行している。これら高学歴化は、女性の就業意欲の高まりに反映しており、女性の職場進出を進める要因にもなっている。新規学卒就職者を文部省の「学校基本調査」でみると、昭和35年には、中卒が過半数、高卒が4割強、短大卒、大卒は共にわずか2%弱であったものが、平成元年には、高卒が過半数で、短大卒が3割弱、大卒が1割強で中卒はわずか3%余りと大きな変化をみせており、短大・大学卒の高等教育終了者の割合が上昇している。平成2年で

は、高等学校卒業者の進学率は男性を13.5ポイント上回っている。

また、大学在学生の関係学科別構成比について昭和35年から平成元年までの変化を学校基本調査でみると、依然、人文科学が多いが教育系がほぼ半減し、社会学科が約2.5倍に増えている。また、従来少なかった化学、土木・建築工学等を専攻する者が20倍に増えている。

(ロ) 女性の就業意識の変化

女性の就業に対する意識は、女性のライフ・サイクルの変化や家事労働の軽減・高学歴化により、就業意欲が向上するなど大きく変化している。昭和47年実施の総理府「婦人に関する意識調査」によれば、女性が職業を持つことについて、職業を持つほうが良いと肯定する者が81.9%、否定的な者が7.8%であったものが、平成元年実施の総理府「女性の就業に関する世論調査」ではこれを肯定する者が92.8%、否定的な者が1.9%で、女性が職業を持つことが当然であるという肯定派が多くなっている。

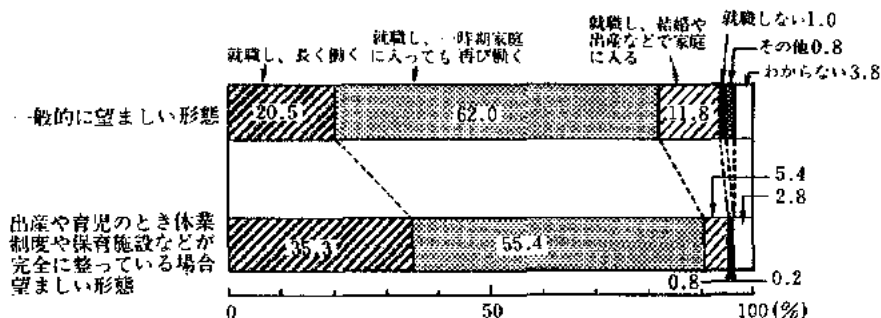
また、女性の望ましい就業のあり方については、平成元年の同調査でみると、「就業し、結婚や出産などで一時期家庭に入るにしても再び働く」という「再就業」型を望む女性が64.2%と過半数を占め、昭和47年調査時の39.5%に比べて大幅に伸びている。「就業し長く働く」という「継続就業」型を望む者の割合も14.4%と昭和47年時の11.5%より上昇している（第21図）。

これに対し、「就業し、結婚や出産などを契機として家庭に入る」は、昭和47年時には30.9%であったが、平成元年では14.2%に、また、「就業しない」は、昭和47年時の7.8%から平成元年は1.9%と大幅に低下している。

次に、働いている理由をみると、「家計費の足しにするため」とする者が41.1%で最も多く、次いで、「生計を維持するため」と「自分で自由に使えるお金を得るため」が33.4%、「将来に備えて貯蓄するため」31.4%となっている。また、金銭的理由以外のことを理由とする者も多く、「視野を広めたり、友人を得るため」21.6%、「時間的余裕があるから」とする者が20.5%となっている。

女性の就業機会については、総理府「女性に関する世論調査」（昭和62年）

第21図 望ましい就業のあり方（フルタイム女子雇用者）



資料出所 内閣総理大臣官房広報室「女性の就業に関する世論調査」（平成元年10月）

でみると、「就業機会が多くなっている」が約9割を占めている。さらに、「職場での地位も上がっている」が5割を超えており、女性の職場での評価が高まっていることがうかがえる。

2. 均等法施行後の企業の雇用管理の変化

均等法は、昭和61年4月1日に施行されたが、同法は、その第2章「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進」において「募集及び採用（第7条）」「配置及び昇進」（第8条）、「教育訓練」（第9条）、「福利厚生」（第10条）、「定年退職及び解雇」（第11条）、「苦情の自主的解決」（第13条）について事業主の講ずる措置等を定めている。

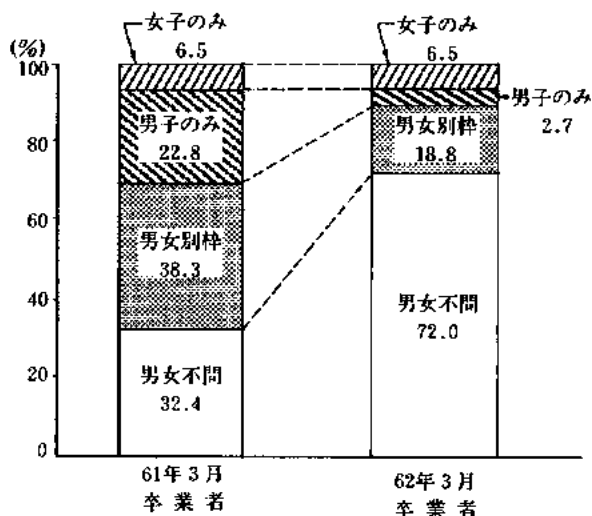
この法律は、企業の雇用管理に大きな影響を与えているところであり、以下、その変化の状況等をみることにする。

(1) 募集・採用

募集・採用のうち、特に募集については、昭和61年4月の均等法の施行前は求人男女別に設定するいわゆる男女別求人が一般的であったのが、法施行後は、男女不問の求人が大幅に増加している（第22図）。

均等法施行後3年余を経過した平成元年11月に労働省が実施した「平成元

第22図 性区分別求人状況（求人数）



資料出所 (財) 女性職業財団「昭和62年3月新規大学卒業者採用計画調査」

年度女子雇用管理基本調査」によると、企業の募集・採用の状況は以下のようになっている。

平成元年3月卒業の新規学卒者及び中途採用者に対する募集状況は、事務・営業系の4年制大卒、高校卒及び中途採用者については、「男女とも募集」した企業が、それぞれ70.5%、63.2%、67.8%と高くなっている。これに対し、技術系の新規学卒者については「男子のみ募集」とした企業が、約50%を占めており、事務・営業系の4年制大卒でも「男子のみ募集」が26.3%みられる（付表78）。

このように技術系を中心に相当割合の企業が「男子のみ募集」を行っていることについては、深夜業等労働基準法によって女子の就業が禁止されている業務が含まれる場合があること、技術系の女子学生そのものが少なく募集しても女子の応募が期待できないと考える企業が多いこと等の理由による場合も一部含まれていると考えられる。

一方、採用については平成元年3月卒の女子新規学卒者を採用した企業

は、4年制大卒9.1%、短大・高専卒20.6%、高校卒38.3%となっている。

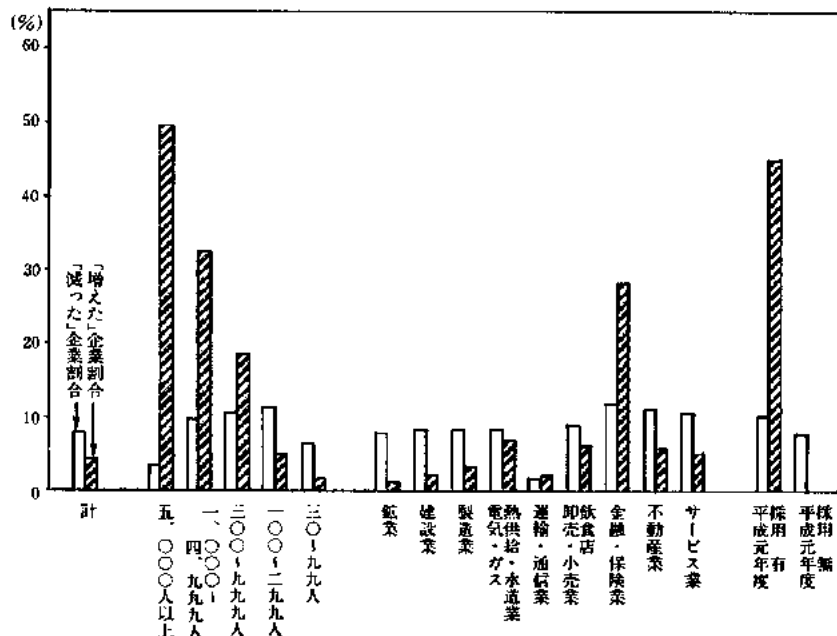
労働省「賃金構造基本統計調査」で新規学卒者の企業規模別構成をみると、男子については高学歴になるに従って大企業の割合が高くなる傾向がみられるが、女子については不明瞭である。特に、昭和60年時点では、学歴間で規模別構成の違いがほとんどない。高学歴でも大規模に集中しないかわりに、学歴が低い層でも大規模企業の割合が男子と比べて格段に高くなっている。これは、従来女子が補助的労働力として期待されることが多く、学歴が雇用に男子ほど反映されていなかったことが一因であると考えられる。ところが、平成元年には、4大卒及び短大・高専卒女子の企業規模別構成が大きく大企業にシフトしている。この背景としては、後述するように、企業において女子戦力化が強く意識されるようになったことがあげられよう（付表79）。

均等法施行前後でもっとも大きな変化のみられた4年制大卒女子の採用について、過去（3年程度）と比べてみると、採用が「増えた」企業は、産業・規模計で4.1%で、「減った」企業8.0%を下回っている。企業規模別にみると、300人以上規模では「増えた」企業が「減った」企業を上回っており、特に5,000人以上規模では「増えた」企業が49.6%と約半数を占め、「減った」企業はわずか3.2%にとどまっている。産業別には、金融・保険業及び運輸・通信業において「増えた」企業が「減った」企業を上回っており、特に金融・保険業においては「増えた」企業割合（28.0%）が「減った」企業割合（11.8%）を16.2ポイント上回っている（第23図）。

また、今後（3年程度）の採用方針としては「増やす」企業（16.8%）が「減らす」企業（0.6%）を大きく上回っており、規模別にみると特に大規模で、また、産業別にみると金融・保険業、卸売・小売業、飲食店、サービス業を中心とした第3次産業で「増やす」とする企業割合が高くなっている。また、平成元年度に女子の採用がなかった企業においても13.4%の企業が今後は増やすとしている（第24図）。

このような企業の強い女子採用意欲は、労働力不足を背景としたものであ

第23図 4年制大学卒女子の採用状況（過去3年間との比較）

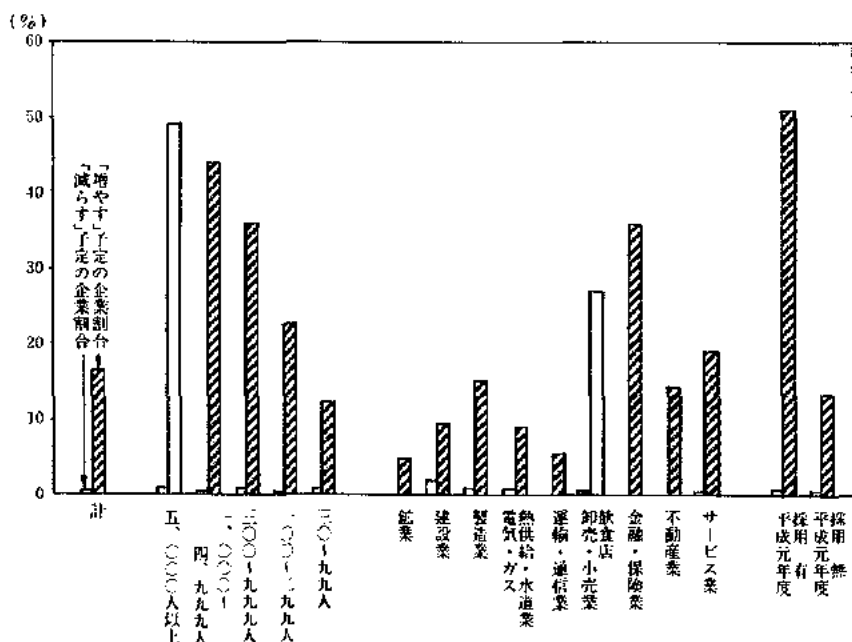


資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

る。企業の新規学卒者採用計画の推移をみると、この3年間は各学歴共に前年同期比2桁の増加率を示している。しかし、こうした人手不足要因に加えて、企業が女子を積極的に活用しようと考えていることも女子採用意欲を支える要因となっている。女子新規学卒者を今後増やす理由を「平成元年度女子雇用管理基本調査」からみると、各学歴とも「女子の戦力化を図るため」をあげる企業が最も多くなっており、学歴を問わず女子の戦力化が企業に強く意識されていることを示している（付表80、付表81）。

均等法の施行前までは、特に高学歴女子の「就職難」が問題となっていたが、法施行後これらの者に対する門戸はかなり広がってきている。こうした変化を受けて高学歴者の就職率の男女差は年々縮小している（付表37）。

第24図 4年制大学卒女子の採用状況（今後3年間の方針）



資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

(2) 配置・昇進

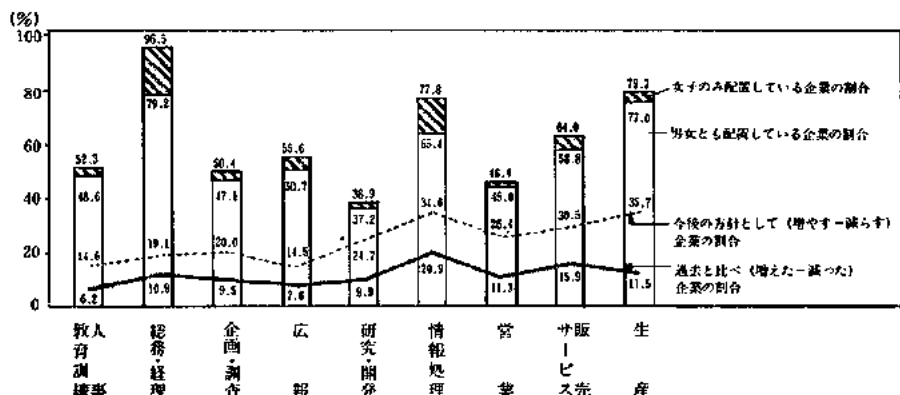
募集・採用に比べ、配置・昇進は、法施行当初企業の対応に遅れがみられた（付表82）。

「平成元年度女子雇用管理基本調査」で最近の女子の配置・昇進の状況を見ると、職務別に女子を配置している企業割合は、「総務・経理」（96.5%）、「生産」（79.7%）、「情報処理」（77.8%）、「販売・サービス」（64.0%）での配置企業の割合が高くなっている。一方、「研究・開発」（38.9%）、「営業」（46.4%）では、女子を配置している企業の割合が低くなっている。

過去（3年程度）と比べた女子の配置の増減をみると、全ての職務で、女

子の配置が「増えた」企業が「減った」企業を上回っており、特に「情報処理」（過去と比べ「増えた」企業割合－「減った」企業割合＝20.9ポイント）「販売・サービス」（同15.9ポイント）での増加が目立つ。また、今後（3年程度）の方針をみると、これも全ての職務で、女子の配置を「増やす」企業が「減らす」企業を上回っている。特に、「生産」（今後の方針として「増やす」企業の割合－「減らす」企業の割合＝35.7ポイント）、「情報処理」（同34.6ポイント）、「販売・サービス」（同30.5ポイント）においては「増やす」企業が「減らす」企業を大きく上回っており、今後これらの分野での女子の配置が進むものと思われる（第25図）。

第25図 配置の状況



資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

女子の配置についての企業の基本的な考え方をみると、「女性の特性・感性を活かせる職務に配置」する企業が最も多く（45.7%）、「全ての職務に配置」（23.0%）、「専門技能を活かせる職務に配置」（16.7%）と続き、「補助的業務にのみ配置」はわずか7.9%にとどまっている。企業規模別にみると、規模が大きくなるほど「全ての職務に配置」する企業の割合が高くなり、1,000人以上規模では「女性の特性・感性を活かせる職務に配置」する企業割合を上回っている。一方、規模が小さくなると「全ての職務に配置」する

企業は少なくなり、かわって「女性の特質・感性を活かせる職務に配置」や「専門技能を活かせる職務に配置」とする企業の割合が高くなっている。産業別では、ほとんどの産業で「女性の特質・感性を活かせる職務に配置」が最も高くなっているが、金融・保険業においては、「全ての職務に配置」が55.1%と最も高くなっている。また、「専門技能を活かせる職務に配置」は、運輸・通信業（25.0%）、建設業（21.3%）、サービス業（20.8%）で他産業に比べてやや高くなっている（付表83）。

次に、女子の配置転換の状況を見ると、労働者に対し配置転換を行っている企業は40.0%あるが、この配置転換を、仕事内容が違うか同じか、異動が事業所内か事業所間か、さらに事業所間でも転居を伴うかという視点からみると、過去1年間に配置転換を行った企業における実施状況では、「転居を伴う配置転換」以外の配置転換では、男女双方に対して実施した企業が6～8割と多数を占めているが、「転居を伴う配置転換」を男女双方に行った企業は11.3%にすぎない。過去（3年程度）と比較した女子の配置転換の増減については、どの種類の配置転換についてもほとんどの企業は「変わらない」としているが、「増えた」企業も「転居を伴う配置転換」を除くと1割程度みられる。今後（3年程度）の方針をみると、「変えない」とする企業が多いものの、「転居を伴う配置転換」以外の配置転換では、おおむね2割程度の企業が女子の配置転換を「増やす」としている。転居を伴わない範囲では、相当程度の企業が女子に男子と同様の配置転換を行っており、今後もそうした企業では女子の配置転換がやや増加する傾向がみられるが、転居を伴う配置転換を女子に対しても実施することについては、消極的な企業が多い（付表84）。

また、「転居を伴う配置転換」を行っている企業のうちの約半数である47.7%の企業が単身赴任者ありとしているが、このうち女子の単身赴任者がいる企業は、0.8%にすぎない（第7表）。

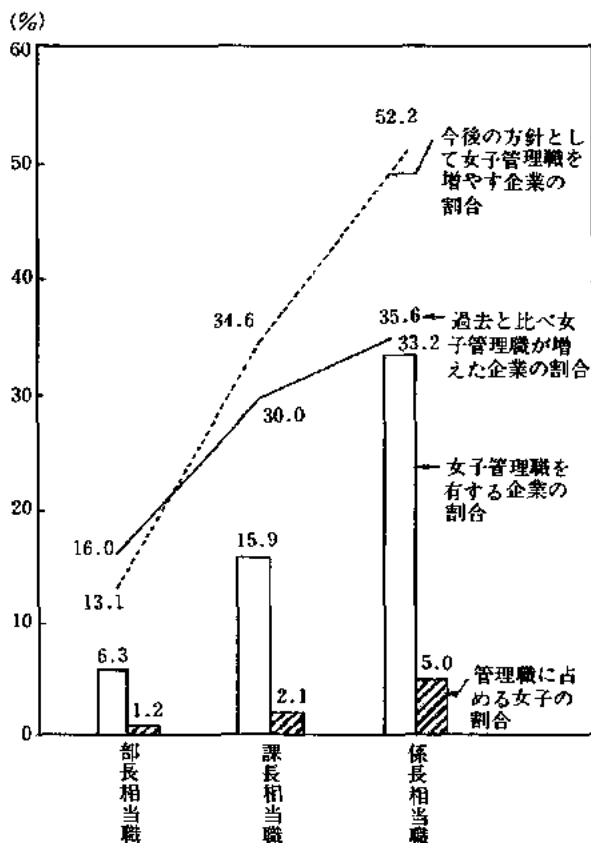
女子管理職者数としてはまだ少ない。

企業規模別にみると、大企業ほど女子管理職のいる割合が高く、特に5,000人以上規模では、部長相当職の女子のいる企業が12.2%、課長相当職45.2%、係長相当職では71.5%にもものぼっている。しかし管理職全体に占める女子の割合は規模の小さい企業よりも低くなっている。

産業別にみると、女子管理職がいない割合が高いのは部長相当職ではサービス業（9.9%）、建設業（7.7%）、課長相当職では金融・保険業（30.3%）、卸売・小売業、飲食店（21.7%）、係長相当職では金融・保険業（58.0%）、サービス業（40.4%）等となっている。また、管理職全体に占める女子の割合が高いのはいずれの管理職区分においても、サービス業、次いで卸売・小売業、飲食店となっており、一般に女子管理職の登用は第3次産業において進んでいる（付表85）。

こうした女子管理職の状況につき、過去（3年程度）と比べ「増えた」とする企業から「減った」とする企業を引いた数値でみると、部長相当職0.6ポイント、課長相当職4.1ポイント、係長相当職8.4ポイントとなっている。また今後（3年程度）の方針を同じく「増やす」企業から「減らす」企業を引いた割合でみると、それぞれ2.8ポイント、12.5ポイント、25.2ポイントとなる。このように、女性管理職は増加傾向にあり、特に低位のポストから今後増加していくことが予想される。特に興味深いことは、すでに現在女子管理職がいない企業について今後の方針を同じく増減差でみると、部長相当職13.1ポイント、課長相当職34.5ポイント、係長相当職52.1ポイントまでがあり、これらの企業では女子管理職登用がさらに進むことを示していることである。このことは、今後女子管理職を登用した経験のある企業が増えるに従って女子管理職数の増加が加速される可能性が高いことを示唆している（第27図）。

第27図 女子管理職の状況



資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

(3) 教育訓練

教育訓練については、均等法の施行に伴い、新入社員研修などで男女とも同じ取扱いとするように改善した企業がかなりある（第8表）。

教育訓練の最近の状況をみると、新入社員に対して女子の活用のための教育訓練の充実、強化を「図っている」企業は78.1%となっており、その重点

第8表 教育訓練の変更状況

(単位 %)

研修の種類	企業計	法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった	変 更 し た (内訳はM. A.)	該当する教育訓練は実施していない	不詳
新入社員研修	100.0	55.7	5.6 (100.0)	38.7	—
管理職研修	100.0	29.7	3.0 (100.0)	60.9	6.4
業務の遂行に必要な能力を付与する研修	100.0	42.3	4.7 (100.0)	48.0	4.9

資料出所 労働省「昭和61年度女子労働者の雇用管理に関する調査」

事項としては「基礎的な職業能力」(88.3%)をあげる割合が最も高く、「一般常識・教養」(66.6%)「職場の人間関係」(56.1%)、「専門知識・技術」(33.3%)の順となっている。また、「図っていない」企業(21.8%)の主な理由をみると、「現状の教育訓練で十分である」が42.6%を占めており、次いで「女子の活躍する場がない」(15.0%)、「勤続年数が短い」(12.4%)の順となっている。

一方、中堅社員に対して女子の活用のための教育訓練の充実、強化を「図っている」企業は60.0%で、その重点事項としては、「専門知識・技術」(73.1%)をあげる企業が最も多く、次いで「リーダーシップ」(45.6%)、「職場の人間関係」(39.7%)、「創意・企画力」(29.7%)の順となっている。また、「図っていない」企業(39.9%)の主な理由をみると「現状の教育訓練で十分である」(39.2%)、「勤続年数が短い」(16.0%)、「女子の活躍する場が少ない」(14.0%)となっている。このように新入社員に対しても中堅社員に対しても、女子の教育訓練の充実強化を図ろうとする企業の割合は比較的高い(付表86)。

(4) 福利厚生

福利厚生の措置について均等法の施行時の「昭和61年度女子労働者の雇用

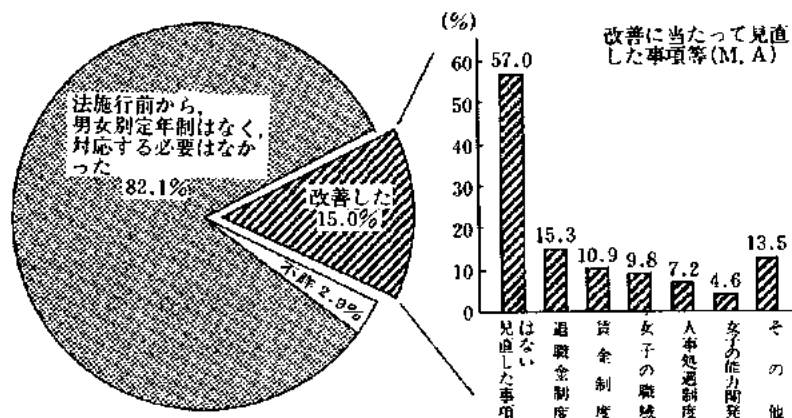
管理に関する調査」でみると、住宅資金の貸付け、短期の生活資金の貸付け、世帯用住宅の貸与等8つの措置については、いずれも導入が進んでいるのは大企業で、全体としては「措置をとっていない」企業が半数を超えている。これらの措置を導入している企業では、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする割合が高く、法の施行に伴い「変更した」とする割合は低い。福利厚生 の 措置 は、法施行前から比較的差別的取扱いの少ない分野であったとみられる（付表87）。

また、独身寮については、均等法施行当初は、男女の差別的取扱いが禁止される福利厚生 の 措置 には含まれていなかったが、男女雇用機会均等法施行規則の改正（平成元年4月1日施行）により、その差別的取扱いが禁止されることとなった。「平成元年度女子雇用管理基本調査」で独身寮についての企業の対応状況を見ると、独身者への住宅の貸与を行っている企業（35.6%）のうち、「男女双方」に行っているのは38.4%、「女子のみ」に行っているのは3.2%であるのに対し、「男子のみ」に行っているのは58.4%、その比率が高い。「男子のみ」に住宅の貸与を行っている企業の中には、現状では男子に比べ女子は自宅通勤が多く、独身寮への入居基準は男女同一であっても実際の入居は男子のみであるような企業も含まれていると考えられるが、企業の対応にも遅れがあろう。

（5） 定年・解雇

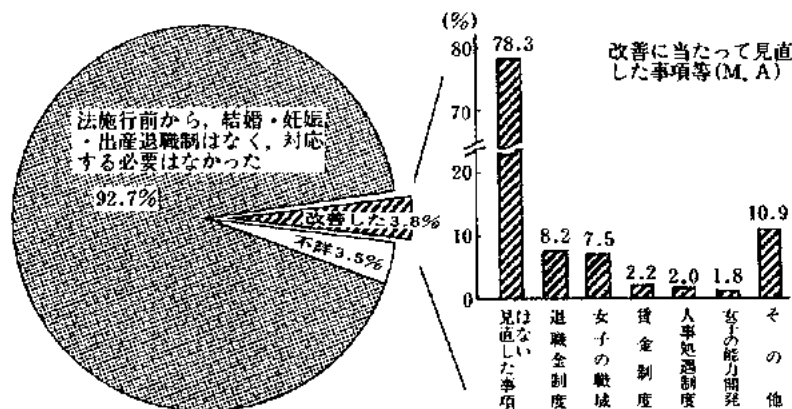
定年、退職及び解雇のうち、男女別定年制については、均等法施行前から、公序良俗に反し民法第90条により無効となることが判例によって確立しており、婦人少年室の行政指導による是正もかなり進んでいた。均等法の施行時の企業の対応状況を「昭和61年度女子労働者の雇用管理に関する調査」でみると、「改善した」企業は15.0%であり、これに「法施行前から男女別定年制はなく、対応する必要はなかった」とする企業（82.1%）を加えると97.1%となり、制度上はほとんどの企業で男女別定年制が解消されていた（第28図）。

第28図 男女別定年制改善に伴う諸制度の改善状況



資料出所 労働省「昭和61年度女子労働者の雇用管理に関する調査」

第29図 結婚・妊娠・出産退職制の改善に伴う諸制度の改善状況



資料出所 労働省「昭和61年度女子労働者の雇用管理に関する調査」

また、結婚・妊娠・出産退職制の改善状況等については、「法施行前から、結婚・妊娠・出産退職制はなく、対応する必要はなかった」とする企業が

92.7%に達しており、これに法施行に伴い結婚・妊娠・出産退職制を「改善した」企業3.8%を加えると96.5%となり、同制度もほとんどの企業で解消していた（第29図）。

(6) 苦情の自主的解決

「平成元年度女子雇用管理基本調査」により、女子の雇用機会均等に係る不満の状況をみると、女子から均等取扱いに関する苦情・不満の申し出があった（過去1年間の状況）企業の割合は9.2%となっている。その内容で、最も多いのが「人間関係に関すること」60.7%で、次いで「仕事の内容に関すること」48.1%、「賃金に関すること」43.2%等の順になっている。

苦情・不満の申し出は、産業別では大きな差はみられないが、企業規模別にみると、「昇進・昇格に関すること」についての苦情・不満は大規模ほど高く、また、「人間関係に関すること」は大規模ほどその割合は低くなっている（付表88）。

この苦情・不満に対する企業の対応状況をみると、最も多いのが「上司が相談を受ける」（60.2%）で、次いで「人事担当者が相談を受ける」（31.1%）、「事項により各担当部署が受ける」（20.4%）の順になっており、「労働組合が仲介する」及び「苦情処理機関に委ねる」はそれぞれ5.0%及び1.9%にとどまっている。企業規模別には若干の違いがみられ、「上司が相談を受ける」、「事項により各担当部署が受ける」は各規模でその割合がほぼ等しいのに対し、「人事担当者が相談を受ける」、「労働組合が仲介する」、「苦情処理機関に委ねる」は規模が大きくなる程その割合は高くなっている（付表89）。

このように苦情処理が上司の手や担当各部に相当部分委ねられており、組織立った苦情処理は行われていないとみられる。

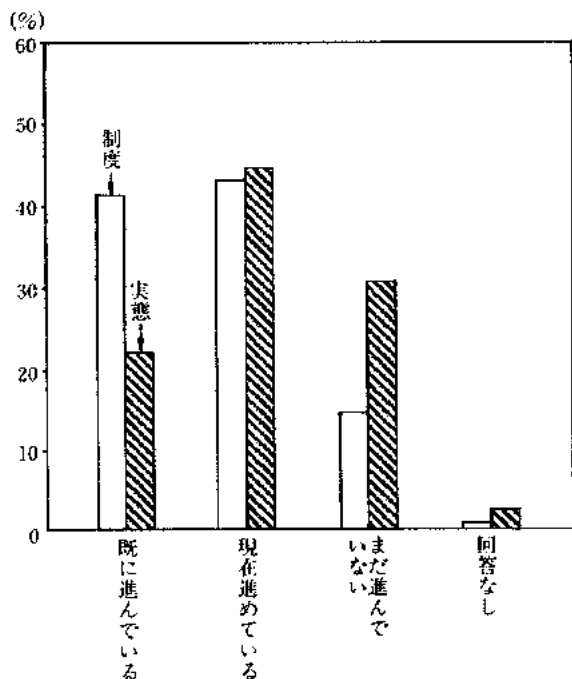
(7) 女子の活用方針

雇用管理全般における女子の活用に関する企業の実態及び意識はどのよう

なものであろうか。

財団法人「女子管理職調査」により、女子管理職自身からみた会社の女子活用状況をみると、制度面では「既に進んでいる」あるいは「現在進めている」とする者がそれぞれ4割強を占めているのに対し、実態面では、「現在進めている」が44.6%で最も多く、次いで「まだ進んでいない」が30.9%となっている。制度面での活用方針は固まってきたものの、実態面ではまだ十分ではないという認識を女子管理職は持っているといえよう（第30図）。

第30図 女子管理職からみた会社の女子活用制度と実態

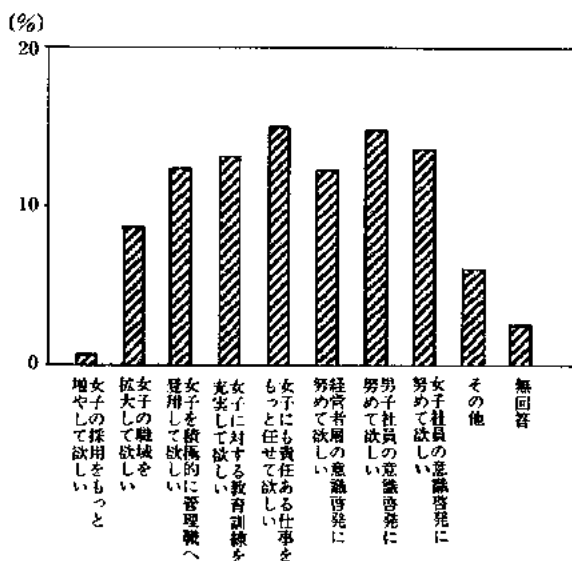


資料出所 財団法人「女子管理職調査」(平成元年度)

また、女子管理職が会社に対し女子の活用に関して何を望むかを同じ調査でみると、最も多かったのは「女子にも責任ある仕事をもっと任せて欲し

い」(15.1%)、「男子社員の意識啓発に努めて欲しい」(14.9%)、「女子社員の意識啓発に努めて欲しい」(13.7%)、「女子に対する教育訓練を充実して欲しい」(13.3%)となっている(第31図)。

第31図 女子管理職が会社に望むこと

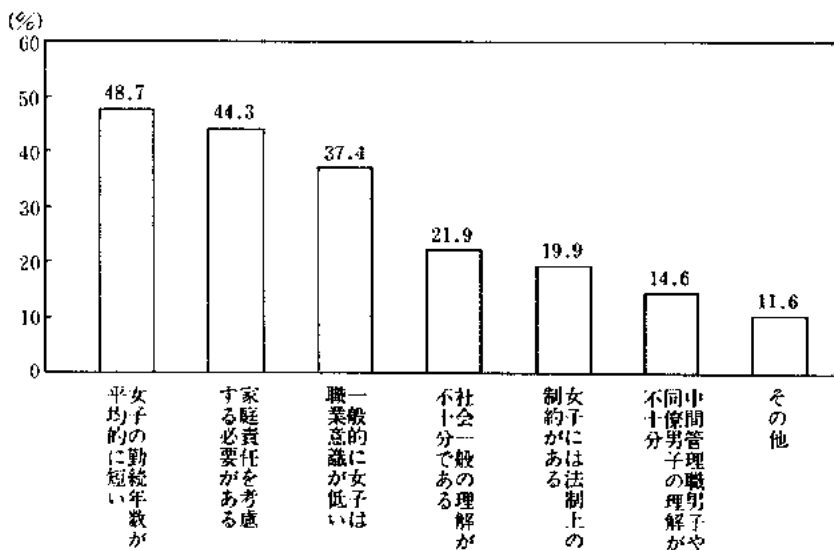


資料出所 (財) 女性職業財団「女子管理職調査」(平成元年度)

一方、企業が女子を活用する上で問題であると感じていることを「平成元年度女子雇用管理基本調査」でみると、「女子の勤続年数が短い」(48.7%)が最も多く、「家庭責任を考慮する必要がある」(44.3%)、「一般的に女子は職業意識が低い」(37.4%)と続いており、「中間管理職男子や同僚男子の理解が不十分」(14.6%)をあげる企業は少ない(第32図)。

勤続年数や家庭責任の問題が上位を占めたことは、終身的な雇用の慣行が一般化している日本の企業で勤続年数が重要に意味を持つこと及び女性が多く家事責任を負っていることによっているとみられるが、他方で、女子管理職が会社に望むこととして2番目に多く指摘した男子社員の意識啓発につい

第32図 女子の活用に当たっての問題点 (M.A.)

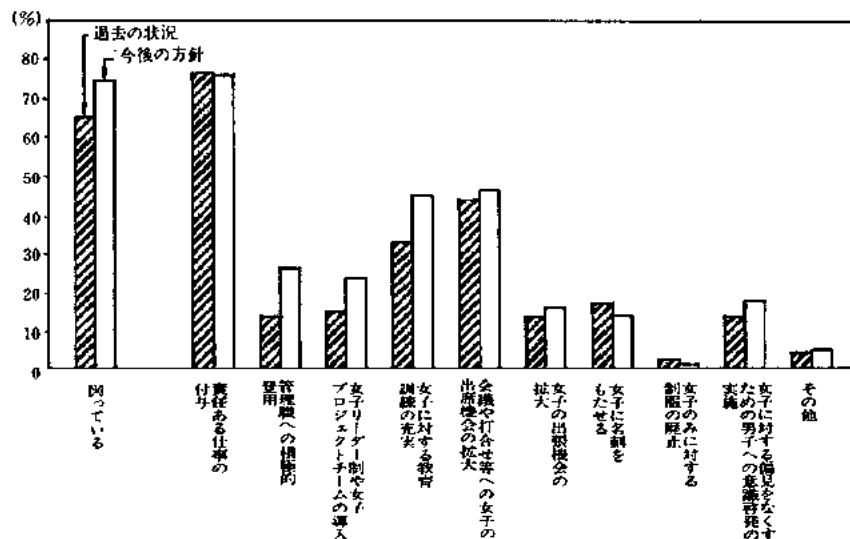


資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

ては、企業の側の認識は低い。

企業における女子の職業意識の向上のための方策の状況をみると、女子の職業意識の向上を図っている企業は、過去3年間の状況では全体の65.6%、今後3年程度のうちに図るとする企業は74.8%で、今後とも女子の職業意識の向上が図られていくことが見込まれる。過去の状況及び将来の方針共に最も多くの企業があげた方策は「責任ある仕事の付与」となっている（過去（3年間）の状況76.8%、今後（3年程度）の方針76.1%）。これに次いで、「会議や打合せ等への女子の出席機会の拡大」（同43.5%、45.8%）、「女子に対する教育訓練の充実」（同32.3%、44.7%）となっている。おおむねどの事項も過去の状況に比べ今後の方針としてあげる企業の割合が高まっており、企業が今後様々な方策を通じて女子の職業意識の向上を図っていこうとしている姿勢がうかがわれる（第33図）。

第33図 女子の職業意識の向上のための方策の状況



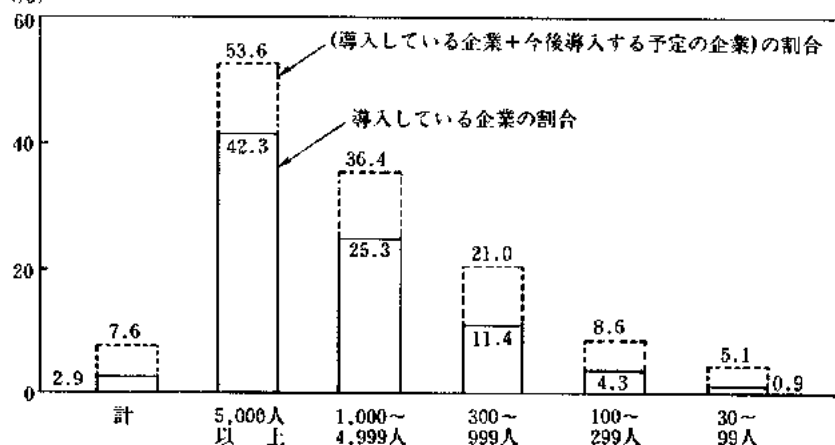
資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

(8) コース別雇用管理制度

均等法施行以後、銀行、商社等を中心に目立ってきた雇用管理制度に、コース別雇用管理がある。コース別雇用管理の定義や制度の詳細は各社各様であるが、ほぼ共通しているのは、基幹的業務と補助的業務というような業務内容の違いと転居を伴う転勤の有無の組合せでコース設定をし、それぞれのコースごとに異なる雇用管理をするものである。コース別雇用管理制度を導入している企業の割合をみると、産業、規模計で2.9%であり、規模別には大規模企業ほど導入割合が高く、産業別には金融・保険業で特に高くなっている。導入している企業割合に今後導入する予定の企業割合を加えると、産業、規模計で7.6%となり、今後コース別雇用管理の導入は進んでいくとみられる（第34図）。

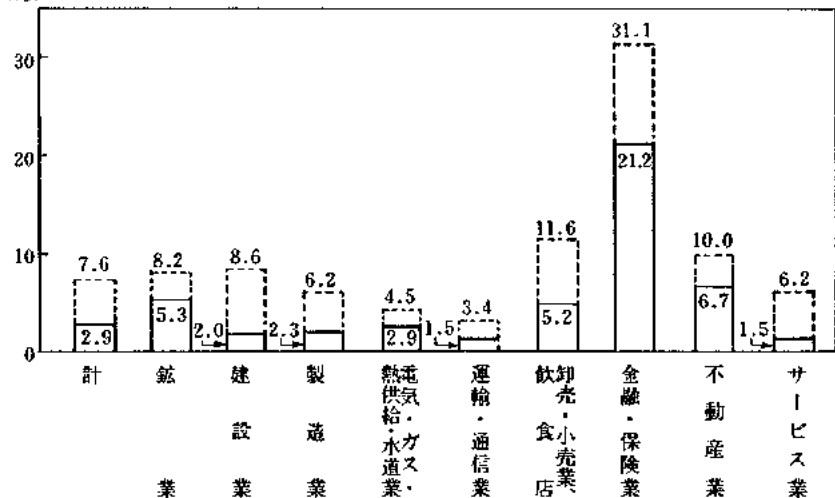
第34図 コース別雇用管理制度の導入状況等

(%) <規模別>



<産業別>

(%)



資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

コース別雇用管理は、性別によらず、各人の意欲や能力により雇用管理を

行方という点では、企業的女子活用の現れとみることができる。しかし、女子を事実上特定コースに限定したり、同一コース内でも男女別の雇用管理をする等の運用によっては、コース別に名を借りた男女別雇用管理に転化する可能性を併わせ持つものといえる。これまで導入されたコース別雇用管理の実態はどのようなものか、どのような運用がされているのか、均等法以前は一般的に男子のみのコースであったいわゆる「総合職」の女子はどのような働き方をしているのか等を、勤女性職業財団に労働省が委託した「コース別雇用管理に関する研究会」の報告書からみることとする。

同研究会は、金融・保険業、卸売・小売業の一部の企業を対象とし、昭和62年と平成元年の2度にわたって調査を実施した。昭和62年9月現在では、東証、大証、名証上場企業である銀行、商社、保険、証券の各社でコース別雇用管理制度を導入している企業は27.0%あったが、このなかで、基幹的業務を行い転居を伴う転勤の可能性があるいわゆる「総合職」の女子は総合職全体の0.9%に過ぎなかった。しかし、その後総合職女子の人数は順調に増え続けており、62年9月時点で総合職女子がいた企業を対象にみると、平成元年5月までの間に42.0%増と、大幅に増加している。人手不足のため、各企業が全体の採用枠を広げていたことを勘案しても、この伸びは大きいといえる。「総合職」女子の定着率は、1年8ヶ月間で約9割となっている（第9表）。

総合職女子の年齢階級別内訳をみると、現在在職している総合職女子の半数近くが他コースからの転換者であることから、約4割が30歳以上となっている。他方、職階別内訳では係長クラス以上は2割に満たない（第35図、第10表）。

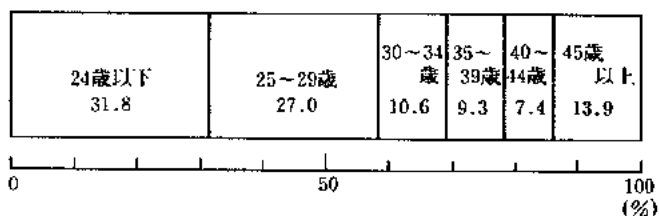
勤続年数の長い総合職女子がいるということは、均等法以降の新規参入の女子社員だけでなく、既存の女子も活用しようという企業の意図の現れとみられる。その一方で、職階上は低いレベルに集中している。管理職を養成することを意図した処遇が、長期間女子に対してされてこなかったことが大きな要因と考えられる。ほとんどの企業がいったんコースを選択した後で他

第9表 昭和62年9月1日現在在籍女子労働者の現在の状況別内訳及び
平成元年5月1日現在在籍女子労働者数

		総合職	中間職
昭和62年9月1日現在在籍女子労働者数		552人 (100.0)	188人 (100.0)
上記の 者の平 成年 5月1 日現在 の状況	同一コース在籍者数	480人 (87.0)	110人 (58.5)
	他コースへの転換者数	9人 (1.6)	11人 (5.9)
	退職者数	63人 (11.4)	67人 (35.5)
平成元年5月1日現在在籍女子労働者数		784人 (42.0%増)	432人 (129.8%増)

資料出所 ㈱女性職業財団「コース別雇用管理に関する研究会報告書」

第35図 総合職女子労働者の年齢階級別内訳（平成元年5月）



資料出所 ㈱女性職業財団「コース別雇用管理に関する研究会報告書」

第10表 総合職女子労働者の職階別内訳

(単位 %)

計	係員クラス	係長クラス	課長クラス	部長クラス	役員
100.0	81.6	13.8	4.6	0.0	0.0

資料出所 ㈱女性職業財団「コース別雇用管理に関する研究会報告書」

のコースに移ることのできる転換制度を有しており、転換試験の実施方法は

上司の推薦、面接、筆記試験等各社各様であるが、総じてその運用は非常に厳しく、しかも、転換者に対しキャッチアップのための訓練等の配慮をしているところは少ない。ある程度年齢が高くなってからの転換に際しては、これまでの職業経歴の差による同年代の男性とのギャップを埋めるために、企業側でも何らかの対応策を考えることが望ましい。

「総合職」女子の雇用管理に関する企業の方針、見通しについては、採用、配置、登用面で今後活用していこうという企業の姿勢がうかがわれるものの、配置や転居を伴う転勤について男子と同一の雇用管理を行うことにはためらいがみられ、女子であることの特性や家庭事情について考慮に入れている企業がかなりある。「総合職」女子の採用、配置における問題点としては、「時間外労働、深夜業等の法律上の規制がある」、「取引先との関係上、女子を使えないことがある」（それぞれ10社）に続いて、「他コースの女子労働者との関係に問題が生じる」（8社）、「家庭事情を考慮する必要がある」（7社）となっている（第11表、第12表）。

第11表 今後の活用方針について（平成元年5月）
(単位 社)

今後の採用について	増える見込み	16
	現状程度の見込み	6
	減る見込み	0
女子の配置部門について	拡大する予定	16
	広げない	3
	より限定する予定	0
配置に際し、女子であることの特性について	特に考慮する	0
	一応考える	20
	こだわらない	2
転居を伴う転勤について	男女の別なく行う	12
	制度上はともかく女子には行わない	0
	女子については家庭事情等も考慮する	10
教育訓練について	男女同一の訓練を行う	22
	女子には特別の訓練も行う	0
女性管理職について	積極的に増やす予定	0
	増やす予定	17
	今のままでよい	1

資料出所 財団法人女性職業財団「コース別雇用管理に関する研究会報告書」

注) 調査対象企業数22社

第12表 採用・配置における問題点（3つまで選択）
（平成元年5月）

（単位 社）

勤続年数が短い	5
将来の処遇（ポスト等）に困難が予想される	2
時間外労働、深夜業等の法律上の規制がある	10
職業意識が低い	2
家庭事情を考慮する必要がある	7
取引先との関係上、女子を使えないことがある	10
女性上司を持つことに男性社員が心理的に抵抗を持つ	0
女子を育てられる上司が少ない	4
他コースの女子労働者との関係に問題が生じる	8
まわりの期待が高く、本人が負担を感じる	1
特に問題はない	2
その他	2

資料出所（財団法人女性職業財団「コース別雇用管理に関する研究会報告書」

注）第11表に同じ。

「総合職」の条件としてはほとんど各社が共通にあげるものの一つであるのが、転居を伴う転勤である。先に配置・昇進のところでもみたように、女子一般の配置転換に関する企業の考え方では、企業は女子に対して転居を伴う配置転換を実施することには消極的であったが、総合職女子に対しては転居を伴う転勤もかなりの実施例がみられ、調査対象22社のうち、半数に当たる11社において実施経験があった。しかし、転居を伴う転勤49件の実施例のなかで、既婚者の転勤は1件しかない。企業の今後の活用方針においても、転居を伴う転勤については、「男女の別なく行う」と「女子については家庭事情も考慮する」がほぼ相半ばしている。女子が家庭責任をより重く負っているという現実企業がどう対応するか苦慮していることがうかがえる（第13表）。

女子が勤続していく上での大きな障害の一つといえる転居を伴う転勤に着

第13表 総合職在籍女子労働者についての転居を伴う転勤例
(平成元年5月)

転居を伴う転勤例無		11社
転居を伴う転勤例有		11社
		49件 (うち既婚者 1件)
転勤時年齢	20歳台	14件
	30歳台	20件
	40歳台	15件 (うち既婚者 1件)

資料出所 勤女性職業財団「コース別雇用管理に関する研究会報告書」

注) 第11表に同じ

目し、基幹的業務は行方が転居を伴う転勤はないといういわゆる「中間職」を設定する企業がみられるようになってきた。「中間職」女子は、この1年8ヶ月間で2倍以上に増加しているが、その定着率は約6割と、「総合職」女子より低くなっている。中間職については、導入後日がまだ浅く、評価は今後に待たれるところであるが、総合職との相互転換を可能にする等の運用によっては、より柔軟な雇用管理手法を生み出す道具になることも期待される(第9表)。

(9) 均等法の成果と課題

均等法は、募集・採用から定年・解雇にいたるまで、いわば、雇用の入口から出口にいたるまでの各ステージにおいて男女の均等な機会の確保を目指した法律であり、施行以来、日本企業の雇用管理に様々な形で影響を与えてきた。法施行直後に新聞の求人広告から「男子募集」の文字がほぼ一掃され、4年を経た後には相当数の女子管理職候補者が企業に誕生したのみならず、企業内での配置分野の幅も広がり、職務内容も多様化してきた。女子の管理職数は現在ではまだ少ないが、積極的な登用や企業の活用方針が実を結

べば数も増え、次第に高いレベルにまで広がっていくとみられる。雇用管理において合理的理由なく女子であることのみを理由として男子と差別して取り扱うことは、改善しなければならないということについて、社会の認識はかなり深まっており、均等法の趣旨は着実に定着してきたといえよう。

しかし、男女雇用機会均等法に対する企業の対応には、ともすれば法の形式的遵守に走る傾向が見られる。努力義務規定である、募集・採用については、技術系を中心にかなり「男子のみ募集」がみられる。また、禁止規定とされた部分については、制度面での改善は進んだが、たとえば結婚すれば職場にいられない雰囲気があるというように、法の趣旨に則った制度の運用がなされていなければ、事実上の均等は確保されない。今後は、企業の雇用管理の実態に着目して法の施行状況を一層よく把握した上で、今後の施策のあり方について幅広い議論をしていく必要があろう。

当面、事実上の均等確保を図っていくには、均等法における努力義務規定、禁止規定の如何にかかわらず性差を基準とすることなく、個々人の意欲と能力に応じて行われる雇用管理の実現を目指すことが肝要である。

とはいえ、現実には、女子の勤続年数が平均的にみて男子より短いこと、女子がより多く家庭責任を負っていることから、企業の側からすれば雇用管理から性の要素を全く抜き去ることはできにくい、というのが現状であろう。性によることのない能力主義的雇用管理の1形態といえるコース別雇用管理制度においても、その実際の運用においては女子総合職を男子と全く同一に扱っているわけではなく、女子総合職の数も男子と比較すればまだ少なく、いわば試行の段階にあるといえよう。また、均等法の施行後に新卒採用された総合職女子がまだ結婚、出産といった私生活の上での転機を迎える年齢を越えていないことも、企業に思いきった雇用管理制度の転換をちゅうちょさせる要因であるとみられる。

労働者「雇用動向調査」により、女子の離職理由を年齢階級別離職者数の構成でみると、20～29歳層で個人的理由による離職が91.6%と最も高くなっており、うち結婚及び出産による離職に限定すると29.8%となる（付表

90)。

コース別雇用管理制度を導入している企業における総合職又は中間職の女子労働者に最も多くみられる離職理由を聞くと、トップにあげられるのも、結婚、出産、育児といった伝統的な女子の離職理由である(第14表)。

第14表 総合職又は中間職女子の主な退職理由(平成元年5月)
(多いものから3つまで選択)

(単位 社)

多 い 順	1 位	2 位	3 位	計
結婚のため	9			9
妊娠、出産のため	1	5		6
育児のため			2	2
夫の転勤のため		1		1
老親等の介護のため		1	1	2
健康上の理由のため		2		2
仕事がきつい(合わない)ため			1	1
人間関係に問題があったため				
転勤をしなくてはならなかったため				
転職のため	2	3		5
その他	1	1		2

資料出所 財団法人女性転業財団「コース別雇用管理に関する研究会報告書」

すでにみたように、企業が女子の活用をためらう最大の理由としてあげるのは勤続年数の短さである。女子の勤続に対し大きな障害となっているのは、やはり家事、育児責任を女子が多く負っているという現実であろう。しかし、総理府「婦人に関する意識調査」にみられるように企業を含めた社会全体で女子が家庭生活と職業生活を両立するための制度的整備を進めれば長期雇用を目指す継続就業型の女子労働者は増加することになるだろう。

将来に向けて労働力不足が見込まれる一方、女子労働力の活用は始まったばかりともいえる状況である。女子がいきいきとその能力を発揮するための

条件整備の中で基本的な重要性をもつのは、男女の均等な雇用機会及び待遇を確保することである。男女の固定的な役割分担概念をなくし、個々人の意欲と能力を評価する風土づくりのため、企業においては、雇用管理制度の見直しから管理職及び同僚労働者の意識啓発に至る事実上の均等確保のための努力を進めるとともに、女子労働者が結婚、出産、育児という事情を越えて充実した職業生活を送ることのできる雇用管理のあり方を推進することが求められるよう。

3. 育児に関する環境

(1) 乳幼児を持つ女子労働者の増加

近年、女性のライフサイクルの変化やサービス経済化、情報化の進展による女性を活用する分野の増大等を背景として既婚女性の職場進出は著しい。I でみたように、女子雇用者（非農林業）に占める有配偶の割合は58.5%と6割近くを占めており、また、共働き世帯数は、平成2年には823万世帯に増加している。また、出産・育児期においても継続して働く女性が増加しており、このため、女子の年齢階級別の労働力率をみると、25～29歳層、30～34歳層の出産・育児期の女子が多い年齢層では、晩婚化の影響もみられるものの、25～29歳層で昭和54年の48.2%から10年後の平成元年には59.6%へ、また、30～34歳層では、同じ期間に47.5%から51.1%へと上昇している。こうしたことから、乳幼児を持つ女子雇用者数は、昭和55年の144万人から、昭和60年には147万人と増加し、平成元年には、6歳未満の子供を持つ妻の4人に1人が雇用者として就労しており（0～3歳の子供を持つ妻では20.2%、4～6歳の子供を持つ妻では31.7%が雇用者）、この割合は近年少しずつ上昇している（付表21、付表22）。

(2) 女性の就業と家庭

育児の基本的な場は家庭生活であるが、これを形成する家族形態が、核家族化の進展や少子化（出生率の低下）等の影響を受け、このことが女性の就

業に影響を与えるとともに、女性の社会参加、職場進出の増加が家庭生活や家族機能も変化させつつある。

厚生省「国民生活基礎調査」により、世帯構造別の世帯数をみると、核家族世帯が増大し、三世代世帯が減少しており、平成元年には「核家族世帯」が60.3%と6割を占め最も多く、「三世代世帯」は14.2%となっている。昭和45年以降の20年間でみても、三世代世帯が550～570万世帯で推移しているのに対して、核家族世帯は1,700万世帯から2,300万世帯へ大幅に増加（1.4倍）している。しかしながら、ここ数年は、核家族化の進行は鈍化し、三世代世帯がほぼ横ばい、単独世帯が増加という傾向がみられ、その結果、平均世帯人員は、昭和50年の3.35人から平成元年には3.10人となっており、世帯規模の縮小が進んでいる。このような核家族化、世帯規模の縮小化は、家事労働を減少させるとともに、かつて世代間、世代内で行われていた家事・育児等における相互の援助を不可能にしている。このため、核家族世帯における乳幼児のいる妻の雇用者割合は低く、核家族世帯では0～3歳の子供を持つ妻は16.2%、4～6歳の子供を持つ妻では25.7%が雇用者であるのに対し、3世代同居世帯では、0～3歳の子供を持つ妻が33.3%、4～6歳の子供を持つ妻が48.1%と三世代世帯における妻の雇用者の割合が核家族世帯に比べほぼ2倍の割合となっている。

(3) 少子化の原因

夫婦の理想子供数は、厚生省人口問題研究所「出産力調査」でみると、昭和52年の2.61人から57年には2.62人、62年には2.66人と低下しておらず、62年には、子供3人を理想が46.3%、子供2人を理想が36.7%と、3人が最も多く、20～34歳の若い層においてもほぼこの傾向は変わらない。また、妻の年齢が20～34歳の若い層についてその予定子供数をみると、6割が子供2人を、3割が子供3人を予定しており、理想子供数よりも少なくなっているが、子供を持とうとしない妻あるいは子供1人を予定する妻は全体の8%に過ぎない。

その予定する子供数が理想の子供数を下回る理由として、厚生省人口問題研究所「第8次出産力調査」により、35歳未満の妻についてみると、「一般的に子育てに金がかかる」が36.9%、「教育費が高い」が29.3%、「育児の肉体的、心理的負担」が25.2%となっているものの、「仕事の支障となる」も13.9%みられる。

経済企画庁「家庭観に関するアンケート調査」（平成2年9月）をみても、「子育てのための経済的負担が大きいから」が男女とも5割を超え最も多く、次いで、「子育てより自分達の生活を楽しみたいと考えているから」が男

第15表 妻の学歴別完結出生児数

妻の学歴	第8次調査 (昭和57年)	第9次調査 (昭和62年)
中学校	2.24 (39.5%)	2.22 (27.2%)
高校	2.23 (50.1%)	2.15 (60.6%)
短大・高専	2.26 (6.3%)	2.16 (7.3%)
大学以上	1.93 (2.9%)	2.32 (3.8%)

資料出所 厚生省「出産力調査」
注) () 内は夫婦割合。

第16表 妻の就業状態別予定子供数

妻の就業状態	平均予定子供数
正社員	2.20 (18.0%)
パート	2.15 (19.3%)
自営業	2.29 (19.4%)
家事・通学	2.22 (38.1%)
合計	2.22 (100.0%)

資料出所 厚生省「第9次出産力調査」(昭和62年)
注) 合計には、不詳を含む。() 内は夫婦割合。

女とも3割で続いている。

予定子供数又は出生児数を妻の社会経済的属性別に比較すると、妻の学歴による差はほとんどなく、また、妻の就業状態別にみても、パートと正社員、自営業との差はほとんどみられない（第15表、第16表）。

子供を何人持つかは基本的には個人の価値観に基づくことではあるが、現在のような低出生率の傾向が将来も続く場合には、労働力人口の伸びの鈍化、減少をもたらし、経済成長の制約要因となることが懸念されるとともに、現役世代に過重な負担がかかり、勤労意欲や生きがいの面で影響が出ることも懸念される。しかし、その反面、出生率の低下は、労働力供給の制約による労働力需給の引締めをもたらし、女性の職場進出を促すとともに、労働条件の向上やゆとりある生活の実現の契機となることも予想される。

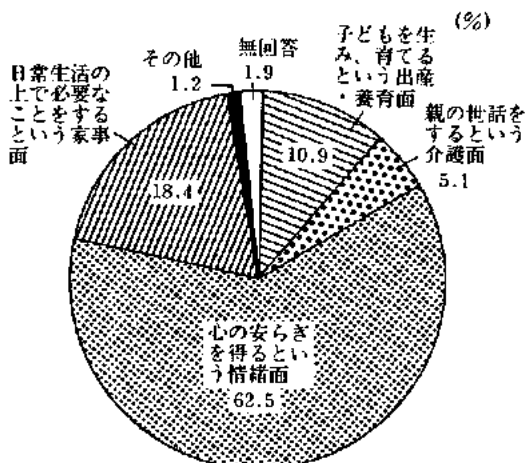
出生率の低下が今後どのような影響を与えるかは、さらに検討を要することではあるが、子供を持ちたいと希望する人が子供を生み育てることを阻害するような環境を是正していくことは必要であり、男女の役割分担意識の是正や働く女性の育児と仕事の調和を図るための環境づくりを進めることが重要な課題となっている。

（4）家庭機能の変化

このような家族の小規模化、核家族化、女性の社会進出などに伴い、家庭機能にも変化がみられる。経済企画庁「家庭観に関するアンケート調査」（平成2年9月）によると、家庭の役割を「情緒機能」、「家事機能」、「出産・養育機能」、「介護機能」の4機能に分けた場合、家庭に対して求める一番大切な機能として「情緒機能」と回答した者が62.5%と最も多く、次いで「家事機能」18.4%、「出産・養育機能」10.9%、「介護機能」5.1%となっており、この順位は、各年齢層ともほぼ同一となっている。また、家庭機能の変化に対する認識について、「変化している」と思うと回答した者が68.6%を占め、このうち、最も変化している機能については、「介護機能」31.4%、「家事機能」23.5%、「情緒機能」22.2%、「出産・養育機能」17.6%となっており、

出産・養育機能が最も変わっていないとする者が多くなっている。しかしながら、年齢別にみると、高年齢層ほど、男女とも「介護機能」に次いで「家事機能」が変化していると回答しているのに対して、20歳代の若年層では、男子で「情緒機能」、女子で「出産・養育機能」が最も大きく変化していると回答しており、家庭の役割についての意識に若年層と高年齢層とに差がみられる（第36図）。

第36図 家庭に最も求める役割



資料出所 経済企画庁「家庭観に関するアンケート調査」（平成2年）

こうした家庭の役割の変化については、男女とも「時代のすう勢として避けられないのでどうしようもない」が5割を占めて最も高く、次いで「自立化、多様化につながるものとして積極的に評価する」及び「変化を食い止めるべく家庭の再建に努めるべきだと思う」が女子の場合でもそれぞれ23.3%、23.1%を占め、ほぼ同じ割合となっている。

(5) 乳幼児の保育

乳幼児を持つ女子労働者が就労している間、子供の保育をどのように行うかはこれら労働者が仕事を続けるうえで最も大きな課題のひとつである。(例

婦人少年協会「既婚女子労働者の生活実態調査」(昭和63年)により、末子が1歳未満のときの保育状況をみると、「自分又は夫の父母」に子供を預けた者の割合が67.2%と最も多く、次いで「保育所・託児施設等の利用」が28.3%となっており、また、末子が1歳以上小学校入学前のときには「自分又は夫の父母」に預けた者の割合が51.0%、「保育所・託児施設等の利用」者が48.9%とほぼ半々となっており、1歳未満の時と比べ「保育所・託児施設等の利用」とする者の割合がかなり高まっている。特に核家族世帯の場合には、「保育所・託児施設等の利用」を行う者が多く、さらにこの割合が64.8%へと高まっている。

(6) 保育所等の状況

厚生省「社会福祉行政業務報告」(昭和63年度)によると、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする保育所の施設数は、平成元年4月1日現在で、2万3,000か所、定員200万9,000人、措置児童数168万5,000人となっている。在籍措置人員を年齢別にみると、同年3月1日現在で、0歳児は5万6,000人(3.2%)、1～2歳児は35万7,000人(20.2%)、3歳児は41万3,000人(23.3%)、4歳児以上は94万3,000人(53.3%)となっている。

女性就労の増大、就労形態の変化等を背景に多様化した保育需要に応じるための特別保育対策が行われている。具体的には、乳児保育(0歳児保育)、午後6時を超えておおむね1時間以上の保育時間の延長を行う延長保育、おおむね午後1時頃からおよそ午後10時までの保育(やむを得ない事情がある場合、午前10時頃、もしくは午前9時頃からの保育にも対応)を行う夜間保育等がある。しかしながら、その数については、昭和63年度末現在、乳児保育は、3,738か所、延長保育は487か所、夜間保育は27か所にとどまっている。

なお、事業所内保育施設については、(財)日本児童手当協会から保育施設の整備費の助成等が行われているが、これにより昭和53年から平成元年度までに新築及び増改築がなされた施設数は389であり、産業別には、このうち222(57.1%)が医療の事業所となっている。また、雇用促進事業団の行ってい

る雇用促進融資の一つとして託児施設の設置についても融資が行われており、昭和37年度以降平成2年8月末現在で180件に融資が行われている。

(7) 児童の健全育成対策の状況

子供が小学校に就学した後の留守家庭児童については、児童健全育成の見地から、一般児童とともに児童館等の児童厚生施設において指導が行われている。児童館とは、屋内に集会室、遊戯室、図書館等必要な設備を設けることにより、児童遊園は屋外に広場、ぶらんこ等必要な設備を設けることにより、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設であり、児童センターは、児童館の機能に加え、児童の体力増進に関する特別の指導機能を併せ持つものであるが、平成元年11月1日現在で、児童館・児童センターは3,767か所、児童遊園は4,130か所設置されている。

都市児童健全育成事業の一環として、留守家庭児童等の余暇における保育、育成を図るため、人口3万人以上の市町又は特別区において、民間指導者等地域住民の積極的な協力を得て、児童育成クラブの設置、育成事業が行われている。クラブの活動の拠点は、地域の福祉センター、寺社、集会所等であり、その効果的な設置及び育成に資するため、育成指導者に対する児童の生活指導の充実に必要な現地における実際指導及び研修並びに児童健全育成活動に必要な設備の整備が行われている。厚生省調べによると、児童育成クラブ数は平成元年度実績で1,861、実施市町村数は213となっている。

(8) 育児をめぐる就業環境

イ 育児休業制度

(イ) 育児休業制度の普及状況

育児休業とは、事業主が、乳児又は幼児を有する女子労働者の申出により、その女子労働者が育児のため一定期間休業することを認める措置であり、均等法第28条は、事業主に対し育児休業実施の努力義務を課しているほ

か、女子教育職員、看護婦、保母等を対象とする「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」が制定されている。

育児休業制度の普及率は、昭和60年度の14.6%（労働省「昭和60年度女子保護実施状況調査」）から63年度の19.2%（同「昭和63年度女子雇用管理基本調査」）と徐々に上昇しているものの、2割弱という水準にとどまっている。産業別にみると、サービス業（42.1%）、電気・ガス・熱供給・水道業（22.7%）で高く、規模別には、500人以上規模（25.3%）で高くなっている。また、全女子雇用者に占める育児休業制度が導入された企業の女子労働者の割合は23.5%である。

また、育児休業制度の導入に向けての労働組合の取組も活発化しており、全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）は、平成2年度の春季生活闘争において、育児休職の要求を「統一要求基準」として取り組み、69社で制度が新設され、既設のものを合わせると、大手全社（17社）を含め100社で育児休業が制度化されたことから、普及率は上昇していると考えられる。

労働省「育児休業制度実態調査」（昭和62年度）によれば、育児休業を利用できる期間は、子が1歳に達するまでとする企業が78.7%と8割を占め、子が2歳に達するまでとする企業は4.5%にとどまっている。また、休業中の賃金として、社会保険料本人負担相当額を超える賃金を支払う企業は4.4%と少ないものの、休業中の社会保険料の労働者負担分については、何らかの措置をしている企業が7割みられる（全額事業主負担23.0%、一部事業主負担18.6%、立替払分の復職後の徴収29.6%）。

さらに、本制度の利用状況、復職状況をみると、これらの育児休業制度を実施している企業では、子供を出産した女子労働者の43.2%が育児休業制度を利用し、休業の期間は6カ月未満が53.7%、6カ月から12カ月が42.7%となっている。また、育児休業を取得した者の89.6%、約9割が復職している。

育児休業制度の利用率は、企業規模、産業によってかなりのばらつきがみられる。また、育児休業制度がある企業において、育児休業を利用しなかつ

た者についてその具体的理由をみると、「子供の保育についての手立てができたため」をあげる者が48.1%、「休業中、自分の代わりをする者がなく気兼ねを感じたため」とする者が34.6%、「休業中の生活が経済的に不安だったため」が18.5%、「休むことで能力の低下等の不安を感じたため」が17.3%となっており、このことから、育児休業制度の普及や保育施設の充実とともに、女子労働者にとって制度利用を容易にするための環境整備も重要な課題である。

(四) 育児休業制度のメリット等

育児休業制度の導入により何らかの効果があったとする企業は、72.8%にものぼり、これらのうちその効果の具体的内容としては、「女子労働者の定着がよくなった」(48.0%)、「専門職・技能者等特定労働力の確保に役立った」(47.1%)とするものが多い。

一方、女子労働者の利点としては、退職しないで仕事を継続することができ、長期的視点に立った職業生活設計をたてることが容易になること、乳幼児を自分の手で育てることなどがあげられている。

(五) 諸外国の状況

スウェーデン、西ドイツ、フランス等西欧先進国では、1970年代以降育児休業請求権が法制化されている。そのほとんどが男女労働者を対象としたものであり、その期間は、デンマークの10週間、カナダの24週間から、スウェーデンの450日、西ドイツの18カ月まで様々である。また、育児休業期間中の手当の支給状況をみると、スウェーデン、西ドイツ等では支給されているが、フランスでは第3子以降に支給されており、ギリシャ、スペインでは支給されておらず、国によって異なっている。

ロ 女子再雇用制度

女子再雇用制度とは、妊娠、出産、育児の理由により、自社を退職した女子を一定の離職期間を経た後再雇用する制度であり、均等法において事業主に対し実施の努力義務を規定している。

近年、育児が一段落した後に再就職を希望する女子が増加しているが、そ

の際、本格的、長期的な就業機会として再就職を希望しても、退職前の技能、経験を生かせるような機会は少ないのが現状である。

女子再雇用制度は、以前勤務していた企業への再雇用を確保することにより、前職で培われた経験、技能を生かすことができる制度として、女子の就職希望者のニーズにこたえるものであるとともに、企業にとっても長期的な女子活用のための方策として関心が高まっており、妊娠、出産、育児により退職した女子を再雇用する事業所は、労働省「女子雇用管理基本調査」によると、慣行によるものも含め16.6%となっている。

(9) 働く女性の育児に関する今後の課題

女子雇用者の増加、特に乳幼児をもつ女子雇用者の増加に伴い、育児等の家庭責任と就業との調和を図りつつ女性が働きやすい環境を整備することが、重要な課題となっている。また、最近の人手不足感の広がり、中長期的には、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、女性の意欲と能力を活用することは経済社会の発展にとっても不可欠となっており、このため、育児休業制度、保育施設等女性が働きやすい環境を整備することが必要となっている。

4. 女性の再就職に関する環境

(1) 再就職女子の現状

イ 再就職女子の概数

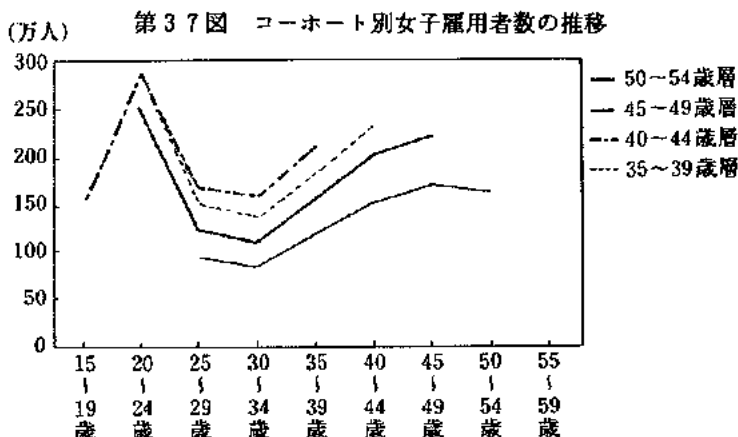
平成元年の女子雇用者（1,749万人）のうち、出産や育児でいったん職業生活を中断し、子育てが一段落してから再就職した者の数について把握する統計はない。そのため、ここでは、このような再就職をして働いている女性の概数について推計してみることとする。

総務庁統計局の「労働力調査」（平成元年）で、年齢階級別に、女子人口に占める雇用者の割合（雇用者比率）をみると、学卒後の20～24歳層で68.2%と第1のピークに達し、出産・育児期とみられる30～34歳層ではいったん36.6%のボトムになるが、その後また上昇し、45～49歳層で48.9%と第2の

ピークに達して、55歳以上は急速に低下する。コーホート別の女子雇用者の変化をもとに、平成元年の年齢階級別の雇用者数と、コーホートでさかのぼり出産・育児期のボトムのときの雇用者数との差をみると、平成元年35～39歳層で51万人、40～44歳層で99万人、45～49歳層で115万人、50～54歳層で81万人、合わせて346万人となり、少なくとも350万人（推計）の女子が再就職をして働いているとみられる。

また、これをひとつの年齢層で考えてみると、平成元年に45～49歳層である女子雇用者は、昭和39年時点（20～24歳）で251万人の第1のピークに達し、49年（30～34歳）に110万人でいったんボトムとなり、平成元年には再び225万人まで回復し、ほぼ第一のピーク時の水準に達している。この年齢層の平成元年の女子雇用者の約半数は継続就業者であるが、約半数は一度仕事を中断し子育て後再び雇用者となっている再就職者と考えられる（第37図）。

コーホート別にみると、このボトムは浅くなる傾向にあり、長期的には、継続就業型が増えるものと考えられる。しかし、前にみたように就業意識で再就職型を希望する女性が過半数であり、再就職型の女性が働くパターンとして大きなウェイトを持ち続けるとみられる。

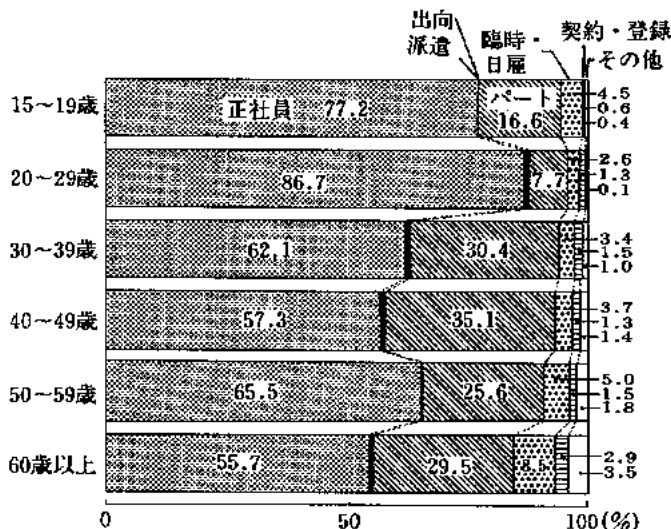


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

ロ 再就職女子の雇用形態

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)で30歳以上の女子の就業形態をみると、20～29歳層に比べ正社員の割合が低く、パートタイム労働者等の割合が高くなっており、特に、40～49歳層でこの傾向が顕著である。この30歳以上の女子には、出産・育児期も継続して就業している者も含まれており、継続して就業している者の就業形態は、正社員が多いとみられるところから、30歳以上の女子のうち再就職女子だけをとってみれば、就業形態の多様化がさらに進んでいるとも考えられる(第38図)。

第38図 女子労働者の就業形態別割合



資料出所 労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)

新たに入職した者について労働省「雇用動向調査」(平成元年)でみると、30歳以上の女子入職者で1年前に未就業であった者(以下「再就職入職者」という。)は、47万人であるが、このうちパートタイム労働者の占める割合は6割近くに達している。9年前の昭和55年と比べると約15ポイント増加しており、再就職者はパートタイム労働の傾向が強い。

ハ 産業・規模別の状況

同調査に基づいて産業別に再就職入職者をみると、卸売・小売業、飲食店（32.5%）が最も多く、約3分の1を占めている。次いで、製造業（29.0%）、サービス業（23.0%）、金融・保険業（11.9%）となっている。これを年齢階級別にみると比較的年齢の高い層では、卸売・小売業、飲食店に占める割合が高く、年齢の若い30～34歳層の再就職入職者では金融・保険業の割合が他の年齢層に比べて高い。また、この再就職入職者の産業別構成を9年前の昭和55年時と比べてみると、卸売・小売業、飲食店では約10ポイント上がっており、反対に製造業では約10ポイント下がっている。

企業規模別に再就職入職者をみると、比較的小規模の企業が多く99人以下の規模（45.2%）で約半数を占めており、再就職入職者の年齢が高くなるにつれてこれらの小規模企業への入職の傾向が強くなっている（付表91）。

ニ 再就職女子の職種

再就職入職者の職種についてみると、技能工・生産工程作業員（29.3%）、サービス職業従事者（25.6%）及び販売従事者（25.4%）で多く、この3職種で全体の約8割を占めている。女子雇用者全体については事務従事者の占める割合（33.7%）が高いが、30歳以上の女子再就職入職者では事務従事者の割合が少なく、生産、サービス、販売が中心である。

ホ 再就職の動機

再就職入職者の就業の動機は、「家計の補助」（59.3%）が6割を占めている。次いで、「生活水準の向上」（15.3%）、「余暇の活用」（12.3%）、「主な生活収入」（8.8%）となっており、多くの再就職者は、家計補助のためをあげている（付表92）。

ヘ 再就職女子の賃金

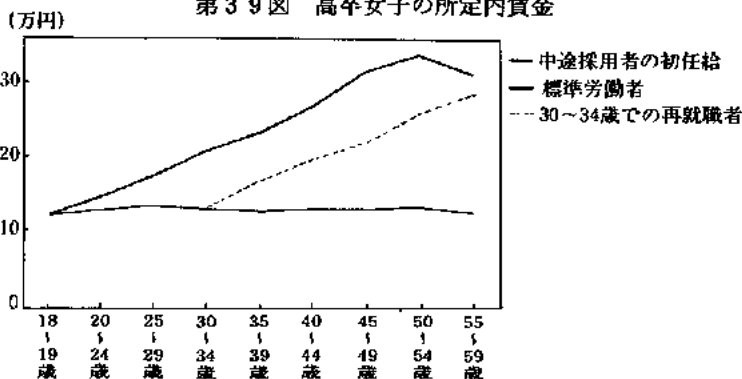
労働省「賃金構造基本統計調査」（平成元年）により高卒女子の中途採用者（勤続0年の者）の賃金（所定内給与額）を年齢階級別にみると、30～34歳層での中途採用者の賃金は、13万2,300円となっており、年齢が高くなっても女子の中途採用時の賃金はほぼ変わらないが、35～39歳層では12万8,800円で、30～34歳層に比べやや低く、むしろ逆転がみられる。他の学歴で

は、短大卒では、30～34歳層は15万9,600円で、35～39歳層でやはりやや低くなるが、その後は年齢が高くなるにつれて中途採用時の賃金は漸増する傾向にある。また、大卒では、30～34歳層は21万1,200円で、その後40～44歳層では18万8,000円まで下がり、45～49歳層では24万2,800円へと大きく上昇するが、50～54歳層では19万3,100円へと再び低下する（付表48）。

これに対し、男子の場合には30～34歳層の高卒中途採用者で20万4,700円（男子を100とした場合、女子の賃金は64.6）となっており、45～49歳層まで中途採用時の賃金の上昇がみられる。男子大卒の場合には、30～34歳層29万3,500円（同72.0）で45～49歳層までの中途採用時の賃金の上昇が急速である。

30歳以上の女子の中途採用者の賃金については、男女間で就業分野、職階、労働時間等が異なるのでそのまま比較することはできないが、新規学卒者の初任給（同95.7）に比べ男子との格差が大きい。また、男子中途採用者の場合のように、年齢が上にいくほどが高くなる傾向があるとは異なり、何歳で中途採用されても再就職時の賃金はほとんど変わらないのが特徴である（第39図）。

第39図 高卒女子の所定内賃金



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」（平成元年）

注）「30～34歳での再就職者」については、転職者を考慮せず、年齢と勤続年数を当てはめたもの。

(2) 企業からみた中途採用女子

平成元年に婦人少年協会が実施した「女子の中途採用動向に関する調査」によって、中途採用女子（おおむね30歳以上で結婚・育児のため職業を中断し再就職する女子）に関する企業の雇用管理等の状況をみることにする。

イ 中途採用の状況と職種

同調査の対象となった事業所（茨城県、岡山県、大分県内の事業所）の9割が過去3年間に女子を中途採用しており、中途採用した女子のうち、3分

	過去3年間に採用 したことがある職 種とその主な内訳(%)	今後採りたい職種 とその主な内訳 (%)
技術専門職	9.1	10.1
看護婦	34.5	39.5
保母	16.4	9.3
寮母	10.9	9.3
栄養士	7.3	4.3
プログラマー	1.8	16.3
システムエンジニア	-	14.6
事務職	34.7	25.4
一般事務	39.2	46.2
経理事務	35.9	23.1
OA機器オペレーター	7.7	14.4
キーパンチャー	4.3	7.7
販売職	8.1	14.9
販売店員	96.1	52.5
営業セールスウーマン (仕入れ、販売、サービス等)	3.9	47.5
サービス職	13.9	12.2
調理人	42.9	30.0
給士、接客係（旅館等）	23.0	20.0
ウエイトレス	21.4	26.0
キャディ	7.1	12.0
技能工・労務職	33.2	35.9
機械器具組立、修理工	21.0	26.5
軽作業員	18.5	23.8
機械器具検査工	12.0	12.9
ミシン縫製工	7.5	6.8

の2がパートタイム労働者である。しかし、企業規模が小さくなるにしたがって、正規従業員として採用する割合が高い。また、今後も女子を中途採用する予定がある事業所は9割で、いずれの産業、企業規模でも引き続き採用意欲は高くなっている。

過去3年間に事業所が採用した職種は「事務職」、「技能工・労務職」が大半であるが、「事務職」の中では、一般事務と経理事務が多く、また「技能工・労務職」では、電気・機械器具組立等の生産工が主である。

事務所が今後採用したいとする職種を過去に採用した職種と比較すると、「技能工・労務職」と「事務職」の割合は、引き続き高い。しかし、「事務職」は低下気味で、代って「販売職」が増える傾向にある。

その具体的職種は、「技能工・労務職」ではこれまでと特に変化はないが、「事務職」では一般事務、経理事務職が引き続き高いのに加えて、OA機器オペレーターの需要がみられる。「技術専門職」では、これまでも高かった看護婦の需要が引き続き高いほか、システムエンジニアやプログラマーの需要が高まっている。また、「販売職」では営業セールスウーマンの需要が急増している。

ロ 中途採用する理由

企業が女子を中途採用した理由をみると、「退職者の補充のため」が6割強あり、いずれの産業・規模別でみても最も高く、その他、「事業の拡大に対応するため」、「臨時的繁忙に対応するため」という理由も多い。反対に「新規学卒の女子が確保できないため」、「人件費が割安となるため」はいずれも比較的少なく、「男子が採用できないため」はわずかである。製造業を除く産業や小規模企業においては「新規学卒者に比べ、中途採用者の方が即戦力となるため」という理由が比較的高く、これらの企業では中途採用女子を積極的に活用する傾向がうかがえる。

ハ 中途採用に当たっての採用方針

中途採用女子の採用に当たってつけた条件は、「年齢」が4割強で最も多く、1日に働ける「時間帯」や「時間数」がそれに次ぐ。これを採用に当

たって最も重視した条件に限ると、「年齢」重視の程度は小さくなっている。さらに、今後採用予定の女子については、「年齢」より「1日に働ける時間数」を重視するという企業の割合が高く、特に、過去に「年齢」重視の傾向の強かった製造業で顕著である。

採用に当たり実際に重視した条件は、「健康・体力」、「熱意・意欲」、「協調性」、「責任感」、「明朗性」、「積極性」の6条件が目立っている。企業は、中途採用女子の採用時には、このような一般的資質を重視して採用しており、特定の条件や専門性は、特にそれを必要とする一部の職種、分野にのみに限られている。

また、持っていれば望ましい具体的条件としては、「ワープロ」、「運転免許」、「簿記」等の技術的資格や能力をあげており、職種別には事務職で「ワープロ」、「簿記」、「運転免許」等の資格や能力を求めており、これらは今後の採用予定職種においても同様で、特に「ワープロ」と「簿記」については、持っていれば望ましいとする企業の割合は一層高くなっている。

ニ 中途採用女子に対する企業の配慮

企業が女子を中途採用する際に配慮している項目は、1事業所平均1.3項目で、事項数からみれば、あまり多くの配慮がされているとはいえない。配慮事項数は規模の大きい事業所ほど多くなっている。

その内容は、「勤務時間を柔軟に設定する」という回答がいずれの産業や規模別にみても高い。また、卸売・小売業、飲食店においては、「勤務時間帯」や「働ける曜日」を「柔軟に設定する」こと等が比較的高い。

ホ 中途採用女子に対する評価

中途採用女子について好ましい点があるとする事業所は、9割におよび、その評価は高いとみられる。その内容は、「若い女子に比べて定着性が高い」、「職業経験があるので仕事の飲み込みが早い」、「どんな仕事でも嫌がらずに取り組む」等、業務遂行上での評価が高い（第17表）。

一方、好ましくない点があるとする事業所は7割で、好ましい点があるとする事業所を下回っている。その内容は、「休むことが多い」、「残業ができな

い」が高く、中途採用女子が、仕事と家庭の両立を図らなければならない層であることによる点が問題とされている。「夫の扶養控除の範囲でしか働かない」ことを好ましくないとする事業所も比較的高い。

また、「職業人としての自覚と責任感が足りない」や「複雑な仕事や専門的な仕事を任せられない」をマイナス面としてあげる事業所もある(第18表)。

第17表 中途採用した女子の好ましい点の有無別事業所数の割合(M. A.)
(単位 %)

計	好ましい点がある	真面目で几帳面である	情緒が安定していて、仕事にムラがない	どんな仕事でも嫌がらずに取り組む	人物に信用がおける	家事や子育ての経験が役立つ	地域とのつながりがある	職業経験があるので、仕事ののみが早い	若い女子に比べて定着性が高い	その他	特に好ましい点はない
100.0	80.3 (100.0)	(34.6)	(26.2)	(36.7)	(16.7)	(9.9)	(13.3)	(42.6)	(50.0)	(2.8)	9.7

資料出所 婦婦人少年協会「女子の中途採用動向に関する研究会報告」(平成2年)

第18表 中途採用した女子の好ましくない点の有無別事業所数の割合(M. A.)
(単位 %)

計	好ましくない点がある	複雑な仕事や専門的な仕事を任せられない	事務機器などを使いこなせない	職業人としての自覚、責任感が足りない	残業ができない	休むことが多い	職場の人との付き合いが良くない	夫の扶養控除の範囲でしか働かない	長続きしない	その他	特に好ましくない点はない
100.0	59.6 (100.0)	(26.0)	(12.0)	(25.2)	(46.4)	(53.2)	(5.6)	(33.2)	(20.8)	(4.6)	30.4

資料出所 婦婦人少年協会「女子の中途採用動向に関する研究会報告」(平成2年)

(3) 再就職女子の雇用管理等の課題

これまでみてきたように、結婚・出産・育児のためにいったん退職し子育てが一段落してから再就職する女子は女子雇用者のうちのかなりの部分を占めており、こうした傾向は今後とも続くものとみられる。

これらの再就職者は、子育ては一段落の状態にはあっても、依然として家庭責任を重く負担している場合が多い。ライフパターンとしての継続就業型の女子については、出産・育児期においても仕事を継続しキャリアを形成し

ていくことを前提として、仕事と家庭生活の両立をどう図るかが課題であった。再就職型の女子の場合には、少なくとも専業主婦から再就職する時点では、仕事のウェイトは断続就業型の女子ほど高くおかれておらず、仕事と家庭生活の両立のさせ方が継続就業型の女子とは異なっているとみられる。このことは、就業の動機として家計の補助が多いことや雇用形態としてパートタイム労働が多く選択されていることからもうかがわれる。

再就職する女子にとって、その環境は決してよいものではない。再就職時の賃金でみる限りにおいては、男子との格差が大きく、年齢要素は考慮されていない。また、企業は採用に当たって再就職女子のもつ経験、資格、能力といった要素は重視していないとみられる。

再就職女子が充実した職業生活を送るためには、雇用管理等で企業のこれらの者に対する配慮が必要である。具体的には、次のような点が考えられる。

イ 再就職女子に対する雇用管理面の配慮

再就職女子に対する企業の雇用管理については、十分計画性をもって行われてはいないように見受けられる。

再就職女子の多くは、結婚・出産までに比べ育児が一段落した後のほうが長期間勤続できる条件が整っているとみられる。また、今後の労働力需給等をも考慮すると、企業において、再就職女子を一層重要な労働力として積極的に位置付けるとともに、再就職女子に対する雇用管理面全般について、計画的な方針をもって長期間勤続することを考えた配慮をしていくことが望まれる。

ロ 再就職女子の特性に配慮した労働時間管理等

今後、企業においては、再就職女子の家事・育児時間、病人介護等個別のニーズに適合したフレックスタイム、パートタイム等の労働時間の多様な選択メニューの設定が必要である。これに関しては、卸売・小売業、飲食店等においては、若年層の敬遠しがちな日曜日等の労働力確保のため、これまで労働時間枠や勤務日に配慮していることがうかがえるが、今後とも多様な労働時間の設定について一層の配慮や工夫が望まれる。

ハ 再就職女子に対する教育訓練制度等の確立

高学歴や職業経験をもつ再就職女子を、今後一層重要な労働力として活用を図るためには、これらの者についても社内の教育訓練制度を確立し、職業能力を向上するための機会を設けるべきであろう。

ニ 再就職女子に対する採用条件の見直し

女子の中途採用に当たっては、現状では、製造業を中心に「年齢」を条件とする企業が多い。しかしながら、特殊な業務を除き、年齢に基づき再就職女子の雇用機会を制限して門戸を閉ざすことは、女子の意欲と能力の有効発揮の機会を妨げるばかりでなく、企業にとっても、職業経験や生活経験、感性に裏付けられた労働力を自ら排除することになる。今後は、「年齢」制限をさらに見直し、職務の適性と能力に応じた採用を行う必要がある。

5. まとめ

以上のように、Ⅱでは、女性の就業のパターンが多様化している中で、均等法施行後の企業の雇用管理、働く女性と育児、女性の再就職に関する状況など、女性が働く環境についての実情と課題をみてきた。

均等法施行後における雇用の場での男女の均等な機会の確保については、社会の認識が深まってきており、均等法の趣旨は着実に定着してきたといえるが、今後、性差を基準とすることなく、個々人の意欲や能力に応じた雇用管理が行われることとなるよう、企業における雇用管理制度の見直し等実質的な均等確保のための努力を推進することが望まれる。

一方、女性の場合には、出産・育児、介護等により職業を継続することが困難な状況になるため、この時期に就業を中断する者が多い。このため、働き続けたい希望をもつ女性にとってはこの時期をどう対応するかが大きな課題となっている。また、企業経営にとっても、これらのキャリアを積んだ女性の能力を十分に活用することが重要であり、そのためには企業の雇用管理を含め育児に関する環境条件の整備を図る必要がある。

その最も有効な方策としては、企業に育児休業制度を導入し、その実施を

確保することであり、また同時に、労働時間の弾力化、保育施設、学童保育の充実等育児期全般にわたる施策を拡充するなど、女性が働くための条件を整えることにより育児期にある女性の働きやすい環境をつくることが緊急の課題である。

また、子育てが一段落した後再就職する女性について、その有している資格やかつての職業経験が評価されないなどその就業条件は決してよいとはいえない状況にある。今後の労働力需給の見通しからすると、この層の女性の就業への期待が一層大きくなる中で、企業が再就職女子に対する雇用管理の見直しを行うとともに、再就職希望者に対し、早い段階からの再就職のための準備に対する援助や職業、家事等に関する幅広い情報提供を行うなどきめ細かな対策が必要であろう。

このように、女性が様々な形で働いている中で、女性はその能力を十分に発揮して働き続けることができよう、とりわけ育児期に重点を置いた支援体制を整備することが喫緊の課題である。具体的には、女性の継続就業を可能とする育児休業制度の確立とこれに伴う各種の方策の実施が急務といえよう。

労働力不足がますます進む中で、女性の意欲や能力が期待されている今日、女性が働きやすい環境を社会全体で支援していく考え方が必要になってきている。このためには同時に、社会一般の理解が不可欠であり、特に男女間の役割分担意識の是正や労働時間の短縮等により、男女がともにゆとりある生活を過ごすことの重要性についてのコンセンサスの形成が必要である。

Ⅲ 婦人労働対策の概況

1. 西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための啓発活動の展開

「国連婦人の10年」の最終年であった昭和60年7月、ナイロビの世界婦人会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、昭和62年5月、政府（婦人問題企画推進本部）により策定された「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の考え方を踏まえて、平成2年度の婦人の地位向上のための啓発活動は、次のように実施している。

(1) 婦人週間の実施

第42回婦人週間（平成2年4月10日～16日）は、職場、家庭、地域において婦人の地位を向上させていくために、女子の能力についての固定的な見方や性別役割分担意識に基づく偏見、慣行の見直しについての男女双方の自覚を促すことが肝要であることに鑑み、前年度に引き続き「女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう」をテーマとし「フレキシブルに女と男の^{あたりまえ}当然」をキャッチフレーズに実施し、都道府県婦人少年室において広報・啓発活動を展開した。

(2) 第42回婦人週間全国会議の開催

個人あるいは団体等が女子の能力や役割についての固定的な考え方を見直すための諸活動の成果を交換し、今後に資することを目的として、「第42回婦人週間全国会議」を平成2年5月18日に東京で開催した。

(3) 政策・方針決定への参加の促進

国の審議会等における婦人委員の比率を「新国内行動計画」に従い、平成2年度までに10%、西暦2000年（平成12年度）までに15%に高めるよう、各種審議会等委員への婦人の登用について、あらゆる機会をとらえて関係機

関、団体等に対して協力要請を行っている。特に、6月には「婦人の公職参加状況調べ」を実施し、これらの結果を踏まえて婦人の参加促進を図っている。

また、地域における婦人問題の現状及び関係行政機関、婦人団体等の活動状況、活動の推進に当たって生じた問題点等を把握し、婦人問題についての連絡調整を図るとともに、婦人の地位向上に向けてこれら関係行政機関、婦人団体等の自主的取組みを促すため、都道府県婦人少年室において婦人問題懇談会を開催している。

2. 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法施行後、多くの企業が法の趣旨に沿った雇用管理制度の改善を行うなど法の趣旨は着実に浸透しつつあるが、平成2年度は、雇用における男女の均等取扱いと女子の積極的活用を定着させるため、啓発、指導、援助業務の充実を図ることとし、次のような施策を推進している。

(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進

イ 個別相談、指導、援助の充実等

都道府県婦人少年室において、その存在や機能についての周知広報や相談受理体制の一層の充実に努め、婦人少年室長の適切な助言・指導・勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により個別紛争の迅速かつ円滑な解決に努めている。

また、地域の産業経済の動向、女子雇用管理の実情等を踏まえつつ、制度改善等法が遵守されるよう積極的に指導を行っている。

特に6月の「第5回男女雇用機会均等月間」においては、テーマを「ホップ ステップ ジャンプ! 職場でみせる私の実力」と定め広報啓発活動等を集中的に展開した。

また、本月間の行事の一環として、ECから均等政策問題専門員エブリ・コリンズ氏を迎えて、第5回男女雇用機会均等推進全国会議を7月6日に東京

で開催した。

このほか、職場において女子労働者が期待される労働力として定着していくためには、在職労働者のみならず、社会人となる前の女子に、企業における雇用管理の実態を正しく理解させ、職業人としての明確な意識と自覚を持たせることが重要であるので、女子の新規学卒者を対象とした職業選択のための就職ガイドブックを開発・作成し、啓発活動に活用している。

ハ 自主点検促進事業の推進

自主点検促進事業については昭和63年度から機会均等推進責任者（以下「均等推進者」という。）の選任勸奨を進め、30,000人を超す均等推進者が選任された。本年度も引き続き一層の選任勸奨を図るとともに、自主点検表による女子雇用管理の自主点検の実施、女子の能力を有効に発揮させるような風土作り等均等推進者の活動を促している。また、定期情報誌等を活用し、均等推進者の実質的かつ日常的な活動を援助している。

(2) 女子雇用管理改善のための援助

男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女子労働者を積極的に活用するために企業においては女子の雇用管理を見直し、改善していく必要があるが、個別の企業のみでは対応が困難な場合もあるので、女子労働者の雇用管理に関する情報の提供、女子労働者の能力開発・活用のためのセミナーの開催等により、それらの企業の自主的な努力に対し必要な援助を行っている。

3. 女子労働者の出産・育児、介護に関する環境条件の整備

(1) 育児休業制度の普及促進

有配偶女子労働者の増加等に伴い、乳幼児を有する女子労働者が子供を健康に育てつつ職業が継続できるよう、育児のため休業した後復職できる育児休業制度の確立に向けて普及促進を図っている。

そこで、企業における育児休業制度の導入を促進するため、雇用保険法に基づいて一定の要件を備えた育児休業制度を新たに導入する企業に対して

「育児休業奨励金」(中小企業初年次60万円、2年次40万円、3人目以降の育児休業者1人当たり20万円、大企業初年次45万円、2年次35万円、3人目以降の育児休業者1人当たり15万円)を支給している。また、民間医療施設等に雇用される看護婦等で育児休業を取得する者に労働社会保険料の被保険者負担分に相当する額以上の賃金を支払う等一定の要件を備えた事業主に対して「特定職種育児休業利用助成給付金」(平成2年度育児休業取得女子労働者1人1か月当たり8,600円)を支給している。

このほか、育児休業制度普及指導員を婦人少年室に配置し、育児休業制度に関する相談、指導体制の充実を行っているほか「育児休業制度普及重点業種使用者会議」及び「育児休業制度推進のための管理者セミナー」の実施、「育児休業制度導入マニュアル」の開発等を行っている。

さらに、育児休業制度等についての普及促進の気運の醸成を図るため、「育児休業制度普及促進月間」(10月)を設定し、集中的な広報活動を展開するとともに、「仕事と育児を考えるシンポジウム」等の行事を実施している。

(2) 保育施設等の整備・充実

児童福祉法の規定に基づいて設置・運営される認可保育所に対しては、入所児童の福祉を保障するために「児童福祉施設最低基準」を定め、その設備・運営等が一定の水準を保持できるように指導監督するとともに、公立・私立とも国、都道府県及び市町村から整備費と運営費の補助が行われ、施設の整備・運営の充実が図られている。平成元年3月1日現在、認可保育所数は2万2,786か所、在籍児童数は177万9,080人となっている。

また、企業内保育施設の整備を図るため、保育施設を設置する事業主に対して、保育施設の設置及び保育遊具等の購入費用の一部を日本児童手当協会で助成している。

(3) 女子再雇用制度の普及促進

育児負担が軽くなってから再就職を希望する女子の増加が著しいが、元の

企業への復帰を可能とする女子再雇用制度は、女子の再就職希望者のニーズに応えるものとしてその普及が求められている。このため、男女雇用機会均等法において、事業主は「再雇用特別措置及びこれに準ずる措置」を実施するよう努めるとともに、国は事業主に対して、再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めることが規定されている。

女子再雇用制度は、企業にとっては自社で養成した経験、技能をもつ労働者を確保し、活用することができ、女子労働者にとっては過去のキャリアが生かされ、女子のライフステージに合わせて、職業と育児の両立が図れる等のメリットがある。この普及促進のため、一定の要件を満たす女子再雇用制度を実施する企業に対し女子再雇用促進給付金（再雇用者1人当たり中小企業30万円、大企業20万円）を支給し、女子の就業機会の拡大を図っている。

（4）介護休業制度の普及促進

近年、高齢化、核家族化の進展、女子の就業増加に伴い、老親等の介護の負担が労働者、特に、40～50代の労働者にとって大きな問題となっている。とりわけ、介護に中心的に携わっている者のほとんどが女子であることから、介護は育児とならび、女子労働者の職業生活に大きな影響を及ぼしており、こうした介護に携わる者を援助するため、平成2年度から企業内福祉制度の中で特にニーズが高い介護休業制度の普及促進を図っている。

具体的には、介護についての社会的関心を喚起し、介護休業制度導入の社会的気運の醸成を図るため、「老親介護に関するシンポジウム」を開催するとともに、事業主に対し、介護休業制度の意義等について周知を図り、制度導入に向けての取組みを促進するため、「介護休業制度の普及使用者会議」を開催している。

（5）母性健康管理対策の推進

イ 労働基準法上の母性保護

女子労働者には、労働基準法により産前はその請求により6週間（多胎妊娠の場合は10週間）、産後は8週間の休業が認められ、休業する期間及びその後30日間の解雇は禁止される。また、妊婦は他の軽易業務への転換を請求することができる。妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることができない。さらに、妊産婦には、重量物の取扱い業務その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることができない。生後1年未満の生児を育てる女子労働者は、休憩時間とは別に1日2回各々30分の育児時間を請求することができる。労働省においては、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主に対し、監督、指導等を行っている。

ロ 男女雇用機会均等法上の母性健康管理

男女雇用機会均等法では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。その内容は、①事業主は、その雇用する女子労働者が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるように配慮すること、②その保健指導等により指導された事項を守ることができるように必要な措置を講ずることとなっている。

具体的には、母性健康管理指導基準を定め、事業主や女子労働者に対し指導を行っている。また、各都道府県婦人少年室に母性健康管理指導医を配置し、専門的立場から指導・助言を行っている。さらに、女子労働者を50人程度以上使用している事業場の事業主に対し、自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、母性健康管理推進者の設置を勧奨している。

(6) 母性給付

健康保険では、出産した女子労働者に対し分娩費（被保険者が分娩した場合、一時金として標準報酬月額半額の支給。最低限度額は20万円。）、出産手当金（被保険者が分娩の日前42日（多胎妊娠の場合は70日）、分娩の日以後56日、労働に従事しないため給与の支払いを受けなかった期間、1日につき

標準報酬日額の60％を支給。), 育児手当金(被保険者が分娩した子供を引き続き育てる場合、一時金として2,000円)を支給している。

4. 女子の就業に関する援助の推進

(1) 婦人就業援助促進事業の推進

婦人の就業ニーズの多様化、再就職を希望する女子の増加にともない、婦人就業援助対策の必要性はますます大きくなっている。

このため、昭和54年度から地方公共団体が設置する婦人就業援助施設(平成2年度現在52所)に対し国の補助を行い、再就職を希望する女子の就業を促進するため、ワープロ、パソコン、経理事務、病人介護、縫製などの就業に必要な技術講習等を実施するとともに、就業に関する広範な相談・指導を行っている。

(2) 再就職援助対策の検討

子育て後に本格的な再就職を希望する女子が増加しているが、現在、十分な就業機会が開かれているとはいえない。このため、今後の女子再就職援助対策のあり方について研究を行った結果に基づき、再就職希望女子向けの女子再就職ガイドブックの開発、研究等、再就職援助対策の具体化を進めている。

(3) 母子家庭の母等就業援助対策の推進

母子家庭の母等は高い就業率を示しているが、乳幼児等家族の世話をする必要があること、職業経験が乏しく、技能が十分でないことから、条件の良い就職を妨げられている場合が多いため、次の就業援助対策を講じている。

- ① 婦人就業援助施設における技術講習を受講する母子家庭の母等に対する受講旅費等の支給(最高日額1,470円)。
- ② 寡婦等担当職業相談員(216人)による職業相談の実施。
- ③ 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職場適応訓練を受講

する母子家庭の母等に対する訓練手当の支給（平均月額12万2,070円）。

- ④ 母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給（雇用者1人につき1年間の賃金の4分の1相当額、ただし中小企業は3分の1）。
- ⑤ 母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の支給（訓練生1人につき月額2万0,300円）。
- ⑥ 母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知と雇用促進について社会一般の気運の醸成を図るための啓発活動の実施。

（4）女子労働者に対する講習等の実施

都道府県婦人少年室では、主として中小企業に働く中堅女子労働者を対象に職業意識・職業能力の向上を図ることを目的として、女子在職者講習を実施している。

また、職業生活と家庭生活との調和の促進等に資するため、女子労働者の生活講座を働く婦人の家の協力を得て実施している。

（5）働く婦人の家の機能の充実

働く婦人の家は、地方公共団体が設置する主に中小企業に働く女子労働者等のための福祉施設であり、その設置に対して国の補助を行っている。

働く婦人の家では、女子労働者に対する相談、指導及び講習等の実施、休養、レクリエーションの場の提供などを行っている。

働く婦人の家は、元年度末現在全国で214所設置されており、2年度の設置予定は8所である。

（6）婦人労働能力活用事業の推進

再就職を希望する主婦等の増加に対応し、就職の準備として地域における短期的、補助的な仕事への就業を望む者に対して必要な相談、講習を行うと

ともに、老人、子供の世話等家庭内の仕事について就業機会を提供する地域相互援助活動として、婦人労働能力活用事業を現在全国20都市において推進している。

5. パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働者は、近年、主婦層を中心に著しく増加しているが、これは、パートタイム労働が労働力の需要側供給側双方のニーズに合った就業形態であることによるものと考えられ、今後とも、重要な労働力の1つとして増加傾向にあるものとみられる。

しかし、パートタイム労働者の処遇や労働条件をめぐることは、雇入れに際して労働条件が不明確であること、パートタイム労働者の就業の実態に配慮した雇用労務管理が行なわれていないこと等種々の問題点が指摘されている。

そこで、労働省では、「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」(平成元年6月23日付け労働省告示第39号。以下「パートタイム労働指針」という。)を制定するとともに、パートタイム労働指針の定着とパートタイム労働市場の円滑な需給調整を促進するため、パートタイム労働に関し労働省の講ずる施策を定めた「総合的パートタイム労働対策」を策定し、これにより労使に対する啓発指導等を進めているところである。

(1) パートタイム労働者の労働条件の確保

パートタイム労働者についても、労働基準法等労働関係法令が適用されることの周知徹底を図るほか、パートタイム労働者の労働条件の明確化・労働時間管理等の適正化等のための施策を推進している。特に、賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした書面(「雇入通知書」という。)のモデル様式の普及を進めている。

また、パートタイム労働者について中小企業退職金共済制度への加入促進を図るため、掛金月額額の最低額の特例を設けることを内容とする「中小企業

退職金共済法の一部を改正する法律」が、平成2年6月15日に第118回国会で可決成立し、同22日に公布され、パートタイム労働者関係については平成3年4月1日から施行されることとなっている。

(2) パートタイム労働者の雇用の安定

パートタイム労働者の増加に対処するため、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取り扱う「パートバンク」の設置を推進し（平成元年度までに52か所設置、平成2年度には5か所を増設。）、また、平成2年度よりパートサテライト（平成2年度15か所）を新設するとともに、パートタイム労働者に職業に関する知識等を付与する「パートタイマー職業教室」を実施する等の対策を図っている。

また、パートタイム労働者の生活の安定、福祉へ増進等を図るため、適切に対応することが課題となってきたため、平成元年度に雇用保険法が改正され、一定の範囲のパートタイム労働者についても雇用保険の適用の拡大を図っているところである。

(3) パートタイム労働者の雇用労務管理改善に向けての指導・援助

イ パートバンクにおける雇用労務相談の実施

パートタイム労働者の雇用管理の改善について積極的な指導援助を行うために、パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用労務管理に関する相談に幅広く対応している。

ロ 中小企業パートタイム労働者雇用管理改善推進事業の実施

パートタイム労働者を雇用する企業の相当部分は中小企業であること、パートタイム労働者の雇用管理については、地域・業種における横並び意識が強いこと等から、中小企業を構成員とする商工団体、業種団体等がパートタイム労働指針の浸透に取り組み、これに対し国が指導援助を行うことを通じて、その構成員たる企業におけるパートタイム労働者の雇用管理の改善を

図る「中小企業パートタイム労働者雇用管理改善推進事業」を実施している。

ハ 自主的パートタイム労働者福祉改善事業の実施

平成2年度より、パートタイム労働者の労働条件、福祉の向上を図るためには、事業主による自主的な取り組みを促進することが不可欠であることから、パートタイム労働者の労働条件等の現状について事業主自らによる点検の実施を促すとともに、これに対する指導等を行う自主的パートタイム労働者福祉改善事業を実施することとしている。

(4) パートタイム労働旬間の実施

昭和60年度から、毎年11月上旬に「パートタイム労働旬間」を実施しており、婦人局、労政局、労働基準局、職業安定局が連携を図り、集中的に啓発活動を展開することとしている。

6. 家内労働対策

家内労働者の労働条件の改善を図るため、次のような対策を推進するほか、家内労働旬間（5月21日～31日）を設け、家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚に努めている。

(1) 家内労働手帳の普及

委託者が家内労働者に仕事を委託するときに、委託者の責任において、家内労働手帳を家内労働者に交付しなければならない。さらに、家内労働手帳には、工賃単価、納入させる物品の数量などを記入し、委託条件を明確にしなければならないことになっているが、従来からの家内労働手帳のほかに、昭和60年度からは、取り扱いやすく工夫された「伝票式のモデル様式」を示してその普及促進に努めている。

(2) 工賃支払の確保

原則として工賃は、通貨で全額、家内労働者の製造等に係る物品が納品さ

れた日から1か月以内に委託者が支払わなければならないことになっており、その履行確保に努めている。

(3) 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者について工賃の改善を図るため、地方家内労働審議会等の審議に基づき、物品の一定単位ごとに、最低工賃を決定している。最低工賃が決定されると、委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。現在、平成元年度を初年度とする「第3次最低工賃新設・改正計画」を実施中であり、最低工賃の新設・改正の一層の計画的促進を図るとともに、最低工賃の十分な周知に努めている。

なお、最低工賃は、平成2年5月末日現在198件決定されている。

(4) 就業時間の適正化

長時間の就業による健康障害や家内労働者相互間の過当競争による工賃低下を防止するため、その適正化を図るよう努めている。

(5) 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保に努めるとともに、委託者団体による自主的な家内労働災害防止活動の促進を図っている。また、粉じん作業、有機溶剤作業、鉛作業に従事する者については、特殊健康診断を実施して、職業性疾病の早期発見及び実態の把握に努めている。

(6) 労災保険特別加入の促進

プレス機械や動力機械などを使用する危険な作業、有機溶剤や鉛を使用する有害な業務に従事する家内労働者は、労災保険に特別加入することができることになっており、その加入の促進を図っている。

(7) インチキ内職の被害防止

高収入のうたい文句で高額の評習料をとられ、あるいは高額機械を買わされたにもかかわらず、期待した収入が得られないなどのインチキ内職については、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう広報活動を行い、注意喚起を図っている。

(8) 在宅就業問題の研究

近年、情報機器とその利用技術の急速な発展を背景に、各種OA機器等を利用して主として自宅で仕事を行う就業形態（在宅就業）が普及しつつある。

このような在宅就業に関し平成元年に「在宅就業問題研究会」を設置し、家内労働対策の推進の観点から、その特性、就業の実態等を踏まえた今後の対策の在り方等について検討を行っている。

(9) ワープロ作業に係る対策

在宅就業問題研究会（第1次）報告における検討等を踏まえたうえで、一定の要件を備えたワープロ作業についての「家内労働法」の適用範囲の明確化を図ることとなり、平成2年3月31日、婦人局長・労働基準局長連名通達を都道府県労働基準局長あてに行った（参考）。

また、家内労働時間中に、在宅就業としてのワープロ作業者の就業条件の向上及び生活の安定に資する観点から、ワープロ作業を行う在宅就業者を数多く擁している印刷業界の全国組織である「日本軽印刷工業会」及び「全日本印刷工業組合連合会」の2団体に対し、家内労働の概況について説明し、家内労働法の周知徹底についての協力を要請し、ワープロ作業に係る当面の対策についての指導を行った。

なお、最低工資の設定の関係では、平成2年11月1日現在「長野県出版業・印刷業・製版業・筆耕業最低工資」において、ワープロ入力（1字21銭）が設定されている。

(参考)

婦発第57号・基発184号通達(抄)

家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて

- ①原稿に従ったワープロ操作を行い、かつ、当該ワープロ操作により発生した電気信号をフロッピーディスクその他の外部記憶媒体(以下「フロッピーディスク等」という。)に保存する作業は、家内労働法にいう「加工」に該当するものであること。
- ②フロッピーディスク等の提供又は売渡しがあった場合は、家内労働法にいう「物品」の提供又は売渡しがあったものとする。

7. 女子の能力開発

職業訓練は、国、都道府県、雇用促進事業団等の行う公共職業訓練と事業主やその団体等民間で行われる職業訓練に大別される。

公共職業訓練施設が行う職業訓練には、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練の3種類があり、これらの訓練を行う施設は全国で363校で平成元年度における職業訓練実施規模は約40万人であった。

公共職業訓練施設への入校者に占める女子の割合(63年度)は、養成訓練では15.6%、能力再開発訓練では37.7%となっている。訓練科目別には、家政科、洋裁科、和裁科、縫製科、トレース科、経理事務科、一般事務科、デザイン科、販売科等で女子の割合が高い。

また、平成元年度より、大都市部及びその周辺の技能開発センターにおいて、パートタイム求職者に対する短期課程の能力再開発訓練を実施している。

民間における職業訓練で、公共職業訓練と同水準の教科、訓練期間、設備等によって行う認定職業訓練は、事業主が単独で行うものが約310所、事業主等の団体で行うものが約870所である。63年4月に在籍した養成訓練の訓練生のうち、女子は23.4%(前年21.9%)である。訓練科目別には、和裁科、洋裁科、美容科の3科で全体の8割以上を占めている。

8. 労働時間対策

労働時間の短縮は、充実した余暇活動、家族との触れ合いなど家庭生活の充実、社会参加を通じた地域社会の発展への寄与など我が国の経済的地位にふさわしい豊かな国民生活を実現し、産業・企業の活性化、ひいては、我が国経済社会全体の活力の維持増進に資するとともに、個人消費の増大等を通じた内需の拡大、中長期的にみた雇用機会の確保などの観点から、我が国全体として取り組むべき国民的課題となっている。このため、労働省では、昭和63年4月に週40時間労働制の実現に向け、法定労働時間の段階的短縮、年次有給休暇の最低付与日数の引上げ等を内容とする改正労働基準法を施行した。さらに同年5月には「世界とともに生きる日本－経済運営5ヶ年計画－」が閣議決定され、年間総労働時間を1,800時間程度に向けてできる限り短縮する、という目標が定められた。

これらを踏まえ、労働省では、完全週休2日制の普及・促進を基本に、年次有給休暇の完全取得の促進、連続休暇の普及・拡大、所定外労働時間の削減を重点に労働時間短縮を進めている。

特に、平成2年においては、①平成3年4月1日から週法定労働時間を現行の原則46時間から同44時間に短縮すべく、関係政令の改正について中央労働基準審議会に諮問するなど、所要の措置をとるとともに、②労使の実務家で構成されている「ゆとり創造社会の実現に向けての専門家会議」の報告を受け「連続休暇取得促進要綱」を策定し、その周知・徹底を図る、③時間外労働の適正化指針の順守徹底を図る、④中小企業の集团的取り組みや業界団体の自主的取り組みの促進等労使の自主的努力に対する指導、援助を行う、⑤労使のトップや各界で活躍する有識者で構成する「労働時間短縮政策会議」の開催、各種キャンペーン活動の実施等による労働時間短縮に向けての国民的コンセンサスの形成を図る、などの施策を積極的に推進している。

付属統計表

付 属 統 計 表

目 次

(就業状態等)

付表1	15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移	付6
付表2	世帯の種類別女子労働力率の推移	付7
付表3	配偶関係別女子労働力率の推移	付7
付表4	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移	付8
付表5	年齢階級、配偶関係別女子労働力率	付10
付表6	主な活動状態別女子非労働力人口の推移	付11
付表7	従業上の地位別就業者数及び構成比の推移	付12
付表8	産業別就業者数及び構成比の推移	付14
付表9	完全失業者数及び完全失業率の推移	付15
付表10	年齢階級別完全失業者数及び完全失業率の推移	付16
付表11	求職理由別完全失業者数及び構成比の推移	付17

(雇用状況等)

付表12	産業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付18
付表13	産業別女子雇用者数（製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業の中分類）	付20
付表14	職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付22
付表15	職業別雇用者数（小分類）	付24
付表16	規模別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付26
付表17	年齢階級別雇用者数、構成比及び15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移	付28
付表18	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付30
付表19	配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付31
付表20	有配偶女子の就業状態の推移	付32
付表21	妻と夫の就業状態別世帯数及び構成比の推移	付33
付表22	子供のいる世帯における妻の就業状態	付34
付表23	学歴別女子労働者数及び構成比の推移	付34

付表24	平均年齢及び平均勤続年数の推移	付35
付表25	年齢階級別平均勤続年数の推移	付35
付表26	勤続年数階級別女子労働者構成比の推移	付36
付表27	年齢階級、職階別女子労働者数及び構成比	付36
付表28	一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移	付37
付表29	産業別新規求人数の推移	付38
付表30	就業形態別入職・離職状況の推移	付39
付表31	女子の産業別入職・離職状況の推移	付40
付表32	職歴別女子入職者	付41
付表33	年齢階級別女子一般未就業者からの入職者数及び転職入職者数 並びに割合	付42
付表34	就業の動機別女子一般未就業者からの入職者数の割合	付43
付表35	女子の離職理由の推移	付44
付表36	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	付45
付表37	学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移	付46
付表38	産業別新規学卒就職者数の構成比の推移	付48
付表39	職業別4年制大学卒就職者数及び構成比の推移	付50
付表40	学校種類別進学率の推移	付51
付表41	関係学科別大学在学生数の構成比の推移	付52
(賃金、労働時間等)		
付表42	1人平均月間給与額	付52
付表43	産業別1人平均月間現金給与総額	付53
付表44	きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び男女間格差の 推移	付54
付表45	年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差	付54
付表46	所定内給与額の年齢階級別男女間格差の推移	付55
付表47	中途採用者の初給賃金、年齢間格差及び男女間格差	付56
付表48	標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間 格差	付58
付表49	新規学卒者の初任給額の推移	付59
付表50	学歴、初任給額階級別新規学卒者数の割合	付60
付表51	産業別月間実労働時間数及び出勤日数	付61
付表52	月間実労働時間数及び出勤日数の推移	付62

（家計）

付表53 勤労者世帯の家計収支の推移	付63
付表54 共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比	付64

（労働組合）

付表55 労働組合員数及び推定組織率の推移	付65
付表56 産業別労働組合数及び組合員数	付66
付表57 労働組合への加入の有無、加入の動機別労働者の割合	付67

（パートタイム労働関係）

付表58 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付67
付表59 雇用形態別雇用者数及び雇用者総数に占める割合、男女比率	付68
付表60 産業別雇用者、パート・アルバイト数及び構成比、パート・アルバイト比率	付69
付表61 産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付70
付表62 規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付71
付表63 産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移	付72
付表64 産業・規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移	付73
付表65 年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移	付74
付表66 産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移	付74

（家内労働）

付表67 業種別家内労働者数の推移	付75
付表68 家内労働従事者数、家内労働者数及び補助者数の推移	付76

（母性保護等）

付表69 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合	付78
付表70 1人平均産前産後休業日数	付78
付表71 妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合	付78
付表72 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	付79
付表73 妊娠婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合	付79
付表74 妊娠・出産による退職者の割合	付79
付表75 育児休業制度実施事業所の割合	付80
付表76 女子再雇用制度実施事業所の割合	付80

付表77 介護休暇制度実施事業所の割合	付80
---------------------	-----

(女子の雇用管理等)

付表78 新規学卒者及び中途採用者の募集状況	付81
付表79 新規学卒者の企業規模別労働者構成	付81
付表80 新規学校卒業者採用計画の推移	付82
付表81 企業規模別今後女子の採用を増やす理由別企業割合	付82
付表82 配置の方針の変更状況	付83
付表83 女子の配置についての基本的な考え方	付84
付表84 配置転換の状況	付85
付表85 管理職区分別女子管理職の状況	付86
付表86 女子の活用のための教育訓練の充実、強化の状況	付87
付表87 福利厚生措置の変更状況	付88
付表88 企業内における均等取扱いに関する苦情・不満の申出の状況	付89
付表89 均等取扱いに関する苦情・不満の解決方法別企業数の割合	付90
付表90 年齢階級別女子離職者の離職理由別構成比	付91
付表91 規模・産業別30歳以上女子一般未就業者からの入職者数及び構成比	付92
付表92 30歳以上の女子一般未就業者からの入職者の就業の動機	付93

(その他)

付表93 主な週休制の形態別企業数及び適用労働者数構成比の推移	付94
付表94 定年制の有無及びその決め方別企業構成比	付95
付表95 健康保険等による分娩費給付決定件数	付96
付表96 出産手当金1件平均給付額及び給付日数の推移	付96
付表97 認可保育所数及び在籍児童数の推移	付97
付表98 人口動態の推移	付98
付表99 主要国の労働力人口、労働力率、雇用者数及び総数に占める女子の割合	付100
付表100 主要国の年齢階級別労働力人口及び労働力率	付102
付表101 主要国の従業上の地位別就業者数の構成比	付104
付表102 主要国の産業別雇用者数及び構成比	付106
付表103 主要国の職業別雇用者数及び構成比	付108
付表104 働く婦人の家設置状況	付110
付表105 ファミリー・サービス・クラブ設置状況	付113

付表106 パートバンク一覧.....	付114
付表107 パートサテライト一覧.....	付115
(参 考)	
婦人労働関係判例.....	付117

付表1 15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移

区 分		15歳以上 人 口 (A)	勞 働 力 人 口 (B)	非 勞 働 力 人 口	勞 働 力 率 (B) / (A)	労働力人口の 男女別構成比
総 数	昭和 35 年	万人 6,520	万人 4,511	万人 1,998	% 69.2	% 100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	54	8,824	5,596	3,200	63.4	100.0
	55	8,932	5,650	3,249	63.3	100.0
	56	9,017	5,707	3,279	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58	9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59	9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
	60	9,465	5,963	3,450	63.0	100.0
	61	9,587	6,020	3,513	62.8	100.0
	62	9,720	6,084	3,584	62.6	100.0
	63	9,849	6,166	3,635	62.6	100.0
	平成元年	9,974	6,270	3,655	62.9	100.0
女	昭和 35 年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	54	4,536	2,160	2,364	47.6	38.6
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	56	4,634	2,209	2,411	47.7	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58	4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59	4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
	60	4,863	2,367	2,472	48.7	39.7
	61	4,925	2,395	2,506	48.6	39.8
	62	4,995	2,429	2,542	48.6	39.9
	63	5,059	2,473	2,563	48.9	40.1
	平成元年	5,120	2,533	2,564	49.5	40.4
男	昭和 35 年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	50	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	54	4,288	3,437	836	80.2	61.4
	55	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	56	4,384	3,498	868	79.8	61.3
	57	4,430	3,522	889	79.5	61.0
	58	4,486	3,564	901	79.4	60.5
	59	4,544	3,580	937	78.8	60.4
	60	4,602	3,596	978	78.1	60.3
	61	4,662	3,626	1,007	77.8	60.2
	62	4,726	3,655	1,043	77.3	60.1
	63	4,790	3,693	1,071	77.1	59.9
	平成元年	4,854	3,737	1,091	77.0	59.6

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表2 世帯の種類別女子労働力率の推移

(単位 %)

年	計	農家世帯	自営業世帯	雇用者世帯
昭和40年	50.6	69.2	58.7	36.0
45	49.9	62.9	60.4	39.5
50	45.7	58.7	58.7	37.2
54	47.6	60.0	61.4	41.0
55	47.6	59.6	61.2	41.9
57	48.0	60.3	63.2	43.2
58	49.0	60.4	63.9	44.8
59	48.9	60.3	64.1	45.2
60	48.7	59.9	64.1	45.4
61	48.6	59.8	64.6	45.8
62	48.6	59.5	65.0	46.1
63	48.9	59.8	64.8	46.9
平成元年	49.5	59.9	65.2	48.1

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表3 配偶関係別女子労働力率の推移

(単位 %)

年	総数	未婚	有配偶	死別・離別
昭和37年	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.9
45	49.9	59.3	48.3	39.9
50	45.8	54.3	45.2	36.2
54	47.6	53.0	48.9	34.7
55	47.6	52.6	49.2	34.2
56	47.7	52.8	49.4	33.6
57	48.0	52.5	50.0	33.6
58	49.0	53.4	51.3	33.4
59	48.9	53.6	51.1	32.9
60	48.7	53.0	51.1	32.9
61	48.6	53.3	51.1	32.4
62	48.6	53.0	51.3	31.9
63	48.9	53.3	51.6	31.7
平成元年	49.5	54.2	52.3	31.7

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表4 年齢階級別労働力

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働力人口 (万人)	男女	昭35	1,838	219	277	217	216	200	457		162		80
		40	1,903	191	325	204	205	226	506		172		75
		45	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77
		50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89
		54	2,160	73	276	233	237	271	266	255	211	152	94
		55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97
		56	2,209	72	272	215	274	258	274	267	218	160	99
		57	2,252	70	275	210	272	268	286	274	225	166	103
		58	2,324	78	281	210	261	287	300	279	235	175	110
		59	2,347	79	284	212	244	297	316	277	239	178	111
		60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	182	116
		61	2,395	78	295	210	215	341	302	286	251	182	120
		62	2,429	78	299	219	208	336	305	295	254	189	124
		63	2,473	79	308	225	203	317	322	305	261	194	128
		平元	2,533	84	318	232	201	300	341	325	262	201	134
労働力人口 (万人)	男女	昭35	2,673	234	325	360	368	275	678		304		144
		40	2,884	201	400	395	386	363	681		306		153
		45	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145
		50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154
		54	3,437	74	284	467	492	456	408	387	328	215	148
		55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151
		56	3,498	73	281	419	551	429	411	399	349	247	150
		57	3,522	77	280	402	541	441	423	401	357	265	152
		58	3,564	84	286	390	510	469	431	402	365	284	155
		59	3,580	82	289	384	474	492	450	397	369	297	163
		60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	307	171
		61	3,626	86	296	377	420	551	425	402	381	316	185
		62	3,655	86	301	378	406	539	434	414	384	325	198
		63	3,693	87	309	382	394	509	463	423	387	334	209
		平元	3,737	87	319	385	389	475	487	444	383	340	222

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していない。

人口及び労働力率の推移

区 分			総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
勞 働 力 率 														

付表5 年齢階級、配偶関係別女子労働力率

(単位 %)

年 齢	未 婚		有 配 偶		死別・離別	
	昭 和 54 年	平 成 元 年	昭 和 5 4 年	平 成 元 年	昭 和 54 年	平 成 元 年
計	53.0	54.2	48.9 (25.4)	52.3 (32.5)	34.7	31.7
15～19歳	18.5	17.2	＊ (＊)	＊ (＊)	＊	＊
20～24	77.7	80.1	41.6 (30.3)	37.9 (31.0)	＊	＊
25～29	84.1	90.3	37.4 (23.6)	40.6 (31.4)	＊	＊
30～34	78.6	83.0	43.6 (23.8)	45.5 (30.7)	83.3	90.0
35～39	79.2	81.3	55.9 (30.7)	59.6 (41.1)	88.9	90.9
40～44	75.0	76.0	62.0 (34.8)	67.1 (45.9)	84.0	87.5
45～49	75.0	81.3	61.7 (32.9)	68.8 (46.5)	82.4	87.2
50～54	76.9	71.4	56.1 (26.9)	62.5 (38.3)	73.5	73.9
55～64	53.8	54.2	44.8 (15.7)	45.2 (20.4)	46.1	47.8
65歳以上	＊	21.4	21.2 (4.3)	22.4 (5.0)	12.5	11.0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は当該年齢人口に占める雇用者の割合

付表6 主な活動状態別女子非労働力人口の推移

区 分		計	家 事	通 学	そ の 他
非 勞 働 力 人 口 (万 人)	昭和35年	1,526	1,005	216	306
	40	1,853	1,188	341	323
	45	2,032	1,373	323	335
	50	2,342	1,603	336	403
	54	2,364	1,550	362	452
	55	2,391	1,560	370	461
	56	2,411	1,565	368	478
	57	2,420	1,547	379	495
	58	2,404	1,517	379	509
	59	2,436	1,516	391	529
	60	2,472	1,528	407	537
	61	2,506	1,542	416	547
	62	2,542	1,536	435	571
	63	2,563	1,533	448	582
	平成元年	2,564	1,522	452	590
構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	65.9(29.8)	14.2	20.1
	40	100.0	64.1(31.6)	18.4	17.4
	45	100.0	67.6(33.8)	15.9	16.5
	50	100.0	68.5(36.9)	14.4	17.2
	54	100.0	65.6(34.2)	15.3	19.1
	55	100.0	65.2(34.0)	15.5	19.3
	56	100.0	64.9(33.8)	15.3	19.8
	57	100.0	63.9(33.0)	15.7	20.5
	58	100.0	63.1(32.0)	15.8	21.2
	59	100.0	62.2(31.6)	16.1	21.7
	60	100.0	61.8(31.4)	16.5	21.7
	61	100.0	61.5(31.3)	16.6	21.8
	62	100.0	60.4(30.8)	17.1	22.5
	63	100.0	59.8(30.3)	17.5	22.7
	平成元年	100.0	59.4(29.7)	17.6	23.0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は15歳以上人口に占める家事専業者の割合

付表7 従業上の地位別

区 分		全 産 業				計	
		計	自営業主	家族従業者	雇 用 者		
就 業 者	女	昭和35年	1,807.8	285.5	784.4	733.8	661.1
		40	1,877.3	273.3	692.2	913.3	553.3
		45	2,000.3	285.5	619.9	1,096.7	442.2
		50	1,953.3	281.1	502.2	1,167.7	322.3
		54	2,117.2	294.4	509.1	1,310.0	292.2
		55	2,142.2	293.3	491.1	1,354.4	272.2
		56	2,162.2	285.5	482.2	1,399.1	258.8
		57	2,200.0	296.6	483.3	1,418.8	256.6
		58	2,263.3	302.2	477.1	1,486.6	244.4
		59	2,282.2	296.6	463.1	1,518.8	235.5
		60	2,304.4	288.8	461.1	1,544.4	231.1
		61	2,327.7	286.6	452.2	1,584.4	224.4
		62	2,360.0	284.4	455.5	1,615.5	222.2
		63	2,408.8	284.4	448.8	1,670.0	216.6
		平成元年	2,474.4	281.1	437.7	1,749.9	208.8
	男	昭和35年	2,629.9	721.1	277.7	1,632.2	612.2
		40	2,852.2	666.6	223.3	1,966.6	493.3
		45	3,091.1	692.2	186.6	2,210.0	401.1
		50	3,270.0	658.8	127.7	2,479.9	295.5
		54	3,363.3	672.2	111.1	2,566.6	276.6
55		3,394.4	655.8	111.2	2,617.7	260.0	
56		3,419.9	654.7	110.9	2,646.6	252.2	
57		3,438.8	647.7	110.3	2,680.0	247.7	
58		3,469.9	636.6	110.3	2,722.2	241.1	
59		3,485.5	622.3	102.2	2,747.7	232.2	
60		3,503.3	622.8	99.9	2,764.4	233.3	
61		3,526.6	622.6	94.4	2,799.5	226.6	
62		3,551.1	631.1	94.4	2,813.3	224.4	
63		3,602.2	626.6	95.5	2,886.8	219.9	
平成元年		3,654.4	615.5	94.4	2,929.9	211.1	
機 成	女	昭和35年	100.0	15.8	43.4	40.8	100.0
		40	100.0	14.5	36.8	48.6	100.0
		45	100.0	14.2	30.9	54.7	100.0
		50	100.0	14.3	25.7	59.8	100.0
		54	100.0	13.9	24.0	61.9	100.0
		55	100.0	13.7	23.0	63.3	100.0
		56	100.0	13.2	22.3	64.3	100.0
		57	100.0	13.5	22.0	64.4	100.0
		58	100.0	13.3	20.8	65.7	100.0
		59	100.0	13.0	20.3	66.5	100.0
		60	100.0	12.5	20.0	67.2	100.0
		61	100.0	12.3	19.4	68.1	100.0
		62	100.0	12.0	19.3	68.4	100.0
		63	100.0	11.8	18.6	69.4	100.0
		平成元年	100.0	11.4	17.7	70.0	100.0
比	男	昭和35年	100.0	27.4	10.5	62.1	100.0
		40	100.0	23.4	7.8	58.8	100.0
		45	100.0	22.4	6.0	71.5	100.0
		50	100.0	20.1	3.9	75.8	100.0
		54	100.0	20.0	3.5	76.3	100.0
		55	100.0	19.4	3.3	77.7	100.0
		56	100.0	19.2	3.2	77.4	100.0
		57	100.0	18.8	3.0	78.0	100.0
		58	100.0	18.3	3.0	78.5	100.0
		59	100.0	17.9	2.9	78.8	100.0
		60	100.0	17.9	2.8	78.9	100.0
		61	100.0	17.8	2.7	79.3	100.0
		62	100.0	17.8	2.6	79.3	100.0
		63	100.0	17.4	2.6	79.6	100.0
		平成元年	100.0	16.8	2.6	80.2	100.0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

就業者数及び構成比の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
8 5	5 3 9	3 7	1. 1 4 6	2 0 0	2 4 5	7 0 1
7 8	4 5 5	2 0	1. 3 2 5	1 9 5	2 3 7	8 9 3
7 7	3 5 5	2 0	1. 5 6 1	2 0 8	2 6 4	1, 0 8 6
8 0	2 3 3	8	1. 6 3 0	2 0 1	2 6 7	1, 1 5 9
6 1	2 2 2	9	1. 8 2 5	2 3 4	2 8 7	1, 3 0 0
5 7	2 0 6	9	1. 8 7 0	2 3 6	2 8 6	1, 3 4 5
5 4	1 9 5	9	1. 9 0 4	2 3 2	2 8 7	1, 3 8 2
5 3	1 9 3	1 0	1. 9 4 5	2 4 3	2 9 0	1, 4 0 8
4 9	1 8 4	1 1	2. 0 1 9	2 5 3	2 8 7	1, 4 7 5
4 4	1 8 2	9	2. 0 4 6	2 5 2	2 8 1	1, 5 0 8
4 1	1 8 2	9	2. 0 7 2	2 4 8	2 7 9	1, 5 3 9
4 0	1 7 4	1 1	2. 1 0 3	2 4 6	2 7 8	1, 5 7 4
3 9	1 7 3	1 0	2. 1 3 8	2 4 5	2 8 2	1, 6 0 4
3 8	1 6 7	1 1	2. 1 9 3	2 4 5	2 8 1	1, 6 6 0
3 6	1 6 1	1 1	2. 2 6 6	2 4 5	2 7 6	1, 7 3 8
3 7 1	1 8 4	5 7	2. 0 1 8	3 5 0	9 3	1. 5 7 5
3 1 6	1 3 8	3 9	2. 2 5 9	3 5 0	8 5	1. 9 2 4
2 8 5	9 6	2 0	2. 6 9 0	4 0 6	9 0	2. 1 9 1
2 2 3	5 1	2 1	2. 9 7 5	4 3 5	7 5	2. 4 5 8
2 0 9	4 6	2 0	3. 0 8 7	4 6 4	7 1	2. 5 4 6
1 9 6	4 3	2 1	3. 1 3 4	4 6 2	6 9	2. 5 9 7
1 9 1	4 1	2 0	3. 1 6 7	4 6 7	6 8	2. 6 2 6
1 8 8	3 9	2 0	3. 1 9 1	4 5 9	6 4	2. 6 6 0
1 8 1	3 8	2 2	3. 2 2 9	4 5 4	6 5	2. 7 0 1
1 7 6	3 7	1 9	3. 2 5 2	4 4 7	6 5	2. 7 2 8
1 7 7	3 6	1 9	3. 2 7 0	4 5 0	6 2	2. 7 4 5
1 7 3	3 4	1 9	3. 3 0 1	4 5 3	6 1	2. 7 7 6
1 7 2	3 3	1 9	3. 3 2 7	4 5 8	6 1	2. 7 9 5
1 6 8	3 1	2 0	3. 3 8 4	4 5 8	6 3	2. 8 4 8
1 6 1	3 0	2 0	3. 4 4 3	4 5 4	6 4	2. 9 1 0
1 2. 9	8 1. 5	5. 6	1 0 0. 0	1 7. 5	2 1. 4	6 1. 1
1 4. 4	8 2. 3	3. 6	1 0 0. 0	1 4. 7	1 7. 9	6 7. 4
1 7. 1	8 0. 3	2. 3	1 0 0. 0	1 3. 3	1 6. 9	6 9. 6
2 4. 5	7 2. 8	2. 5	1 0 0. 0	1 2. 3	1 6. 4	7 1. 1
2 0. 9	7 6. 0	3. 1	1 0 0. 0	1 2. 8	1 5. 7	7 1. 2
2 1. 0	7 5. 7	3. 3	1 0 0. 0	1 2. 6	1 5. 3	7 1. 9
2 0. 9	7 5. 6	3. 5	1 0 0. 0	1 2. 2	1 5. 1	7 2. 6
2 0. 7	7 5. 4	3. 9	1 0 0. 0	1 2. 5	1 4. 9	7 2. 4
2 0. 1	7 5. 4	4. 5	1 0 0. 0	1 2. 5	1 4. 2	7 3. 1
1 8. 7	7 7. 4	3. 8	1 0 0. 0	1 2. 3	1 3. 7	7 3. 7
1 7. 7	7 8. 8	3. 9	1 0 0. 0	1 2. 0	1 3. 5	7 4. 3
1 7. 9	7 7. 7	4. 9	1 0 0. 0	1 1. 7	1 3. 2	7 4. 8
1 7. 6	7 7. 9	4. 5	1 0 0. 0	1 1. 5	1 3. 2	7 5. 0
1 7. 3	7 7. 3	5. 1	1 0 0. 0	1 1. 2	1 2. 8	7 5. 7
1 7. 3	7 7. 4	5. 3	1 0 0. 0	1 0. 8	1 2. 2	7 6. 7
6 0. 6	3 0. 1	9. 3	1 0 0. 0	1 7. 3	4. 6	7 8. 0
6 4. 1	2 8. 9	7. 9	1 0 0. 0	1 4. 8	3. 6	8 1. 6
7 1. 6	2 3. 3	5. 0	1 0 0. 0	1 5. 1	3. 4	8 1. 5
7 5. 6	1 7. 9	7. 1	1 0 0. 0	1 4. 6	2. 5	8 2. 6
7 5. 7	1 6. 7	7. 2	1 0 0. 0	1 5. 0	2. 3	8 2. 5
7 5. 4	1 6. 5	8. 1	1 0 0. 0	1 4. 7	2. 2	8 2. 9
7 5. 8	1 6. 3	7. 9	1 0 0. 0	1 4. 7	2. 1	8 2. 9
7 6. 1	1 5. 8	8. 1	1 0 0. 0	1 4. 4	2. 0	8 3. 4
7 5. 1	1 5. 8	9. 1	1 0 0. 0	1 4. 1	2. 0	8 3. 6
7 5. 9	1 5. 9	8. 2	1 0 0. 0	1 3. 7	2. 0	8 3. 9
7 6. 0	1 5. 5	8. 2	1 0 0. 0	1 3. 8	1. 9	8 3. 9
7 6. 5	1 5. 0	8. 4	1 0 0. 0	1 3. 7	1. 8	8 4. 1
7 6. 7	1 4. 7	8. 5	1 0 0. 0	1 3. 8	1. 8	8 4. 0
7 6. 7	1 4. 2	9. 1	1 0 0. 0	1 3. 5	1. 9	8 4. 2
7 6. 3	1 4. 2	9. 5	1 0 0. 0	1 3. 2	1. 9	8 4. 5

付表8 産業別就業者数及び構成比の推移

区 分		総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	
就 業 者 数 (万人)	総 数	昭和35年	4,372	1,424	1,276	1,670
		40	4,763	1,174	1,490	2,096
		45	5,211	1,009	1,771	2,430
		50	5,302	737	1,805	2,754
		55	5,536	577	1,926	3,020
		58	5,733	531	1,957	3,230
		60	5,807	509	1,992	3,283
		61	5,853	495	1,986	3,350
		62	5,911	489	1,966	3,432
		63	6,011	474	2,021	3,486
		平成元年	6,128	463	2,069	3,566
	女	昭和35年	1,712	738	345	628
		40	1,861	604	429	826
		45	2,039	534	530	974
		50	1,964	361	505	1,093
		55	2,142	283	605	1,250
		58	2,263	256	637	1,365
		60	2,304	244	651	1,400
		61	2,327	236	648	1,436
		62	2,360	233	639	1,479
		63	2,408	226	657	1,517
		平成元年	2,474	219	682	1,562
構 成 比 (%)	総 数	昭和35年	100.0	32.6	29.2	38.2
		40	100.0	24.7	31.3	44.0
		45	100.0	19.4	34.0	46.6
		50	100.0	13.9	34.0	51.9
		55	100.0	10.4	34.8	54.6
		58	100.0	9.3	34.1	56.3
		60	100.0	8.8	34.3	56.5
		61	100.0	8.5	33.9	57.2
		62	100.0	8.3	33.3	58.1
		63	100.0	7.9	33.6	58.0
		平成元年	100.0	7.6	33.8	58.2
	女	昭和35年	100.0	43.1	20.2	36.7
		40	100.0	32.5	23.1	44.4
		45	100.0	26.2	26.0	47.8
		50	100.0	18.4	25.7	55.7
		55	100.0	13.2	28.2	58.4
		58	100.0	11.3	28.1	60.3
		60	100.0	10.6	28.3	60.8
		61	100.0	10.1	27.8	61.7
		62	100.0	9.9	27.1	62.7
		63	100.0	9.4	27.3	63.0
		平成元年	100.0	8.9	27.6	63.1

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」(昭和35～50年),「労働力調査」(昭和53～平成元年)

注) 第1次産業…農業, 林業, 漁業
 第2次産業…鉱業, 建設業, 製造業
 第3次産業…上記以外の産業

付表 9 完全失業者数及び完全失業率の推移

年	完全失業者数 (万人)			完全失業率 (%)		
	総 数	女	男	総 数	女	男
昭和 35 年	7.5	3.1	4.4	1.7	1.7	1.6
40	5.7	2.5	3.2	1.2	1.3	1.1
45	5.9	2.1	3.8	1.1	1.0	1.2
50	10.0	3.4	6.6	1.9	1.7	2.0
54	11.7	4.3	7.4	2.1	2.0	2.2
55	11.4	4.3	7.1	2.0	2.0	2.0
56	12.6	4.7	7.9	2.2	2.1	2.3
57	13.6	5.2	8.4	2.4	2.3	2.4
58	15.6	6.1	9.5	2.6	2.6	2.7
59	16.1	6.5	9.6	2.7	2.8	2.7
60	15.6	6.3	9.3	2.6	2.7	2.6
61	16.7	6.7	9.9	2.8	2.8	2.7
62	17.3	6.9	10.4	2.8	2.8	2.8
63	15.5	6.4	9.1	2.5	2.6	2.5
平成 元 年	14.2	5.9	8.3	2.3	2.3	2.2

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 完全失業率 = $\frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$

付表10 年齢階級別完全失業者数及び完全失業率の推移

区 分			総数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 64	65歳 以上
完全失業者数 (万人)	女	昭和55年	43	2	9	8	6	5	4	4	3	3	0
		59	65	4	14	9	7	8	7	5	5	6	1
		60	63	4	13	10	7	7	6	5	4	5	1
		61	67	5	14	10	7	8	6	5	5	6	1
		62	69	6	13	10	6	8	7	6	5	7	1
		63	64	5	13	10	6	7	7	5	5	6	1
		平成元年	59	5	12	9	6	6	6	5	4	6	0
	男	昭和55年	71	4	10	9	9	6	4	5	5	14	4
		59	96	7	11	9	10	9	7	6	7	23	4
		60	93	7	11	9	9	10	7	6	7	24	4
		61	99	7	13	9	9	11	7	7	7	26	3
		62	104	8	13	10	9	11	8	7	9	28	3
		63	91	7	13	9	7	9	6	6	7	24	3
		平成元年	83	7	12	8	6	7	6	6	5	22	3
完全失業率 (%)	女	昭和55年	2.0	2.7	3.3	3.6	2.4	1.9	1.5	1.5	1.4	1.2	0.0
		59	2.8	5.1	4.9	4.2	2.9	2.7	2.2	1.8	2.1	2.1	0.9
		60	2.7	5.6	4.5	4.8	3.1	2.2	1.9	1.8	1.6	2.0	0.9
		61	2.8	6.4	4.7	4.8	3.3	2.3	2.0	1.7	2.0	2.0	0.9
		62	2.8	7.7	4.3	4.6	2.9	2.4	2.3	2.0	2.0	2.2	0.8
		63	2.6	6.3	4.2	4.4	3.0	2.2	2.2	1.6	1.9	1.9	0.8
		平成元年	2.3	6.0	3.8	3.9	3.0	2.0	1.8	1.5	1.5	1.8	0.0
	男	昭和55年	2.0	5.5	3.6	2.0	1.7	1.3	1.0	1.3	1.5	3.7	2.2
		59	2.7	8.5	3.8	2.3	2.1	1.8	1.6	1.5	1.9	5.0	2.2
		60	2.6	8.9	3.8	2.4	2.0	1.9	1.6	1.5	1.9	5.0	2.1
		61	2.7	8.1	4.4	2.4	2.1	2.0	1.6	1.7	1.8	5.2	1.6
		62	2.8	9.3	4.3	2.6	2.2	2.0	1.8	1.7	2.3	5.4	1.6
		63	2.5	8.0	4.2	2.4	1.8	1.8	1.3	1.4	1.8	4.4	1.5
		平成元年	2.2	8.0	3.8	2.1	1.5	1.5	1.2	1.4	1.3	3.9	1.5

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表 11 求職理由別完全失業者数及び構成比の推移

年		女					男				
		総 数	非自発的な離職による者	自発的な離職による者	学卒末就職者	その他の者	総 数	非自発的な離職による者	自発的な離職による者	学卒末就職者	その他の者
完全失業者 (万人)	昭和59年	65	13	26	4	20	96	40	27	4	21
	60	63	13	27	3	18	93	35	26	4	23
	61	67	14	28	3	18	99	37	29	4	23
	62	69	15	29	3	18	104	43	28	4	24
	63	64	12	29	3	17	91	32	28	4	23
	平成元年	59	10	27	3	16	83	26	26	3	22
構成比 (%)	昭和59年	100.0	20.0	40.0	6.2	30.8	100.0	41.7	28.1	4.2	21.9
	60	100.0	20.6	42.9	4.8	28.6	100.0	37.6	28.0	4.3	24.7
	61	100.0	20.9	41.8	4.5	26.9	100.0	37.4	29.3	4.0	23.2
	62	100.0	21.7	42.0	4.3	26.1	100.0	41.3	26.9	3.8	23.1
	63	100.0	18.8	45.3	4.7	26.6	100.0	35.2	30.8	4.4	25.3
	平成元年	100.0	16.9	45.8	5.1	27.1	100.0	31.3	31.3	3.6	26.5

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表12 産業別雇用者数、構成比及び

区 分			全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業
雇 用 者 数 (万人)	女	昭和35年	738	37	3	4	29
		40	913	20	3	40	
		45	1,096	10	2	45	
		50	1,167	8	1	49	
		54	1,310	9	1	57	
		55	1,354	9	1	58	
		56	1,391	9	1	58	
		57	1,418	10	1	60	
		58	1,486	11	1	59	
		59	1,518	9	1	57	
		60	1,548	9	1	57	
		61	1,584	11	1	56	
		62	1,615	10	1	57	
		63	1,670	11	1	62	
		平成元年	1,749	11	1	67	
男	昭和35年	1,632	57	23	38	169	
	40	1,963	39	22	56	228	
	45	2,100	20	16	66	260	
	50	2,479	21	16	14	327	
	54	2,566	20	13	10	360	
	55	2,617	21	13	9	369	
	56	2,646	20	14	8	366	
	57	2,680	20	13	9	363	
	58	2,722	22	15	8	363	
	59	2,747	19	13	7	354	
	60	2,764	19	12	7	357	
	61	2,795	19	13	7	359	
	62	2,813	19	13	7	354	
	63	2,868	20	12	6	374	
	平成元年	2,929	20	12	6	384	
構 成 比 (%)	女	昭和50年	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2
		55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3
		58	100.0	0.7	0.1	0.1	4.0
		59	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
		60	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6
		61	100.0	0.7	0.1	0.1	3.5
		62	100.0	0.6	0.1	0.1	3.5
		63	100.0	0.7	0.1	0.1	3.7
		平成元年	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
	男	昭和50年	100.0	0.9	0.7	0.6	13.2
		55	100.0	0.8	0.5	0.3	14.1
		58	100.0	0.8	0.6	0.3	13.3
		59	100.0	0.7	0.5	0.3	12.9
		60	100.0	0.7	0.4	0.3	12.9
		61	100.0	0.7	0.5	0.3	12.8
雇 用 者 女 子 総 数 に 占 む 率	雇 用 者 女 子 総 数 に 占 む 率	昭和50年	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0
		54	33.8	30.0	14.3	8.3	13.7
		55	34.1	30.0	13.3	10.0	13.6
		56	34.5	30.0	12.5	11.1	13.7
		57	34.6	33.3	14.3	10.0	14.2
		58	35.3	34.4	11.8	11.1	14.0
		59	35.6	32.1	13.3	12.5	13.9
		60	35.9	32.1	20.0	12.5	13.8
		61	36.2	37.9	13.3	12.5	13.5
		62	36.5	34.5	13.3	12.5	13.8
		63	36.8	35.5	14.3	14.3	14.2
		平成元年	37.4	35.5	14.3	14.3	14.9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

雇用者総数に占める女子の割合の推移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	販売・小売 業、飲食店	金融・保険業 不動産業	サービス業	公 務
26.9 33.3 39.0 36.1 37.3 38.6 39.7 39.2 40.9 42.3 43.5 43.5 42.8 44.0 44.6	26 31 4 3 5 4 4 4 5 4 4 4 4 4 5	26 31 40 38 39 39 41 39 41 39 41 44 44 44 48	165 239 257 290 335 351 360 374 383 408 423 437 453 471	57 71 80 82 85 89 90 91 90 97 102 106 111	182 219 265 312 374 388 402 412 446 452 464 475 493 512 537	23 25 25 31 36 33 32 33 34 33 35 35 34 33
53.0 66.0 75.4 77.6 73.4 74.9 75.5 75.9 76.6 78.8 80.0 79.5 78.8 80.5 81.6	206 256 25 28 28 26 27 30 32 30 29 28 27 25	271 276 293 293 287 292 291 283 283 289 285 287 299	283 354 354 421 460 474 487 496 507 508 504 515 525 537 544	64 86 91 95 99 100 106 108 109 110 113 110 114	206 246 294 346 389 400 419 435 451 471 476 493 514 522 547	119 133 136 165 166 166 162 160 163 164 162 164 162 156
30.9 28.5 27.5 27.9 28.1 27.5 26.5 26.3 26.3	0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.2 0.2 0.3	3.3 2.9 2.8 2.6 2.6 2.8 2.7 2.5 2.7	24.9 25.9 26.0 26.5 26.4 26.7 27.1 27.1 26.9	6.1 6.1 6.1 6.0 5.8 6.1 6.3 6.3 6.3	26.7 28.7 30.0 29.8 30.0 30.0 30.5 30.7 30.7	2.7 2.4 2.3 2.2 2.3 2.1 2.0 1.9
31.3 28.6 28.1 28.7 28.9 28.4 28.0 28.1 27.9	1.1 1.0 1.2 1.1 1.0 1.0 1.0 0.9 0.9	1.1 1.2 0.7 0.3 0.2 0.3 0.1 0.0 0.2	17.0 18.1 18.6 18.5 18.2 18.4 18.7 18.7 18.6	3.5 3.6 3.9 3.9 3.9 3.9 4.0 3.8 3.9	14.0 15.3 16.6 17.1 17.2 17.6 18.3 18.2 18.7	6.7 6.3 5.9 5.9 5.9 5.8 5.8 5.6 5.3
31.7 33.7 34.0 34.5 34.1 34.8 34.9 35.2 35.4 35.2 35.3 36.1	12.5 15.2 13.3 12.9 11.8 13.9 14.3 12.1 12.5 12.9 12.9 16.7	12.1 11.5 11.8 12.0 11.8 12.3 12.1 12.7 13.2 13.4 13.3 13.8	40.8 42.1 42.5 42.5 43.0 43.3 44.2 44.7 45.1 45.4 45.8 46.4	45.2 46.8 46.3 46.2 47.1 45.9 45.5 45.2 46.9 47.2 49.1 49.3	47.3 49.0 49.2 49.0 48.6 49.8 49.0 49.4 49.0 48.9 49.5 49.5	15.8 17.9 16.6 16.5 16.9 17.4 16.9 17.6 17.8 17.2 17.0 17.5

付表13 産業別女子雇用者

産 業	女 子 雇 用 者		
	昭和50年	昭和55年	昭和60年
	千人	千人	千人
総 数	11,787.7	13,576.4	15,992.7
製 造 業	3,484.6	3,673.7	4,316.8
食 料 品 ・ た ば こ	451.9	492.8	589.0
織 維	469.6	385.5	349.5
衣 服	376.7	415.5	486.2
木 材	117.1	102.9	79.4
家 具	72.1	73.5	69.5
パ ル プ ・ 紙	92.9	92.0	98.1
出 版 ・ 印 刷	135.7	158.5	199.1
化 学	145.3	126.8	128.5
石 油 ・ 石 炭	9.1	6.9	6.2
ゴ ム	56.0	54.3	63.9
な め し 皮	31.7	36.4	41.8
窯 業 ・ 土 石	144.0	143.7	129.8
鉄 鋼	52.2	42.7	39.4
非 鉄 金 属	38.3	37.5	40.5
金 属 製 品	220.0	240.0	260.1
一 般 機 器	159.4	163.1	210.1
電 気 機 器	467.7	596.1	942.2
輸 送 用 機 器	136.4	148.0	156.8
精 密 機 器	101.6	129.9	139.5
そ の 他	207.0	227.7	287.2
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	2,955.9	3,514.9	4,275.1
卸 売 業	865.8	943.4	1,100.6
百 貨 店	195.0	262.2	332.6
織物・衣服・身の回り品小売	278.9	296.7	348.3
飲 食 料 品 小 売	418.4	622.4	879.7

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」

注) 1. 20%抽出集計結果による。

2. この表の雇用者とは「国勢調査」の「雇用者」に「役員」を含めたものである。

数（製造業，卸売・小売業，飲食店，サービス業の中分類）

産 業	女 子 雇 用 者		
	昭和50年	昭和55年	昭和60年
	千人	千人	千人
飲 食 店	589.4	700.1	870.6
自動車，自転車小売	68.5	81.5	80.7
家具等小売	121.3	127.6	139.8
その他の小売	418.6	480.9	522.7
サ ー ビ ス 業	3,262.3	4,015.7	4,827.2
物 品 賃 貸	15.1	23.3	37.0
旅 館 等	242.1	258.9	306.2
家事サービス	74.1	56.4	34.8
洗濯・理容・浴場	193.0	232.1	306.4
その他の個人サービス	40.7	51.8	71.6
映 画 ・ 娯 楽	199.7	212.0	265.8
放 送 業	10.6	12.2	15.7
自動車整備等	35.0	38.6	38.9
その他の修理	15.3	16.4	19.9
協 同 組 合	143.3	149.6	152.9
情報サービス・調査，広告	54.0	77.9	139.0
その他の事業所サービス	112.9	173.0	271.4
専 門 サ ー ビ ス	154.7	214.0	299.2
医 療	783.6	1,048.2	1,276.5
保健・廃棄物処理	39.5	45.3	50.4
宗 教	24.4	27.3	37.1
教 育	707.6	823.8	866.8
社会保険・社会福祉	306.9	432.4	485.8
学 術 研 究 機 関	27.9	31.4	42.4
政治・経済・文化団体	66.0	75.8	91.5
その他のサービス	10.0	10.2	12.4
外 国 公 務	6.1	5.1	5.6

付表14 職業別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	専門的・技術的 職業従事者	管理職 業務従事者	事務 業務従事者	販売 業務従事者	農作 林業 漁業者	採掘 作業業者	運輸・事 業通信者	生産工 業工程 作業業者	労務 作業業者	保安職 業・サ ービス 従事者
雇 用 者 数 (万人)	女	昭35	738	60	2	170	58	24	2	5	240	108
		40	913	76	4	251	88	14	1	22	220	70
		45	1,096	100	5	339	112	10	1	22	291	66
		50	1,167	135	11	376	129	9	0	17	287	43
		54	1,310	171	11	425	149	9	0	16	305	52
		55	1,354	176	11	443	157	10	0	14	314	54
		56	1,391	182	12	457	161	9	0	13	324	74
		57	1,418	187	12	471	169	10	0	13	317	79
		58	1,486	201	12	485	178	10	0	13	332	82
		59	1,518	208	13	500	183	10	0	12	341	80
		60	1,548	211	14	507	183	10	0	11	352	86
		61	1,584	217	15	522	192	11	0	11	352	83
		62	1,615	227	16	532	203	10	0	10	346	86
		63	1,670	235	16	556	212	10	0	10	355	91
		平元	1,749	244	18	589	220	11	0	10	370	98
	男	昭35	1,632	120	78	304	109	49	33	89	652	89
		40	1,963	126	111	378	151	44	19	162	662	152
		45	2,210	146	127	384	231	32	9	197	831	133
		50	2,479	169	193	400	299	32	9	203	929	88
		54	2,566	181	204	419	328	29	5	211	933	91
		55	2,617	188	206	424	340	30	4	215	946	94
		56	2,646	195	214	429	345	34	4	207	948	110
		57	2,680	207	205	439	368	31	4	207	953	108
		58	2,722	214	200	448	394	31	4	208	949	110
		59	2,747	235	197	454	401	29	3	200	948	113
		60	2,764	239	193	447	398	28	3	199	964	119
		61	2,795	240	193	440	414	30	3	203	975	120
		62	2,813	288	203	431	426	30	4	198	931	125
		63	2,868	305	207	439	439	30	3	196	938	132
		平元	2,929	325	211	444	449	30	3	203	944	137

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 1. 昭和35、40年の職業別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

2. 昭和55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い労働力調査においても、56年から「保安職業、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が新たに「労務作業業者」に含まれている。

雇用者総数に占める女子の割合の推移

区 分		総 数	専 門 的 ・ 技 術 的 者	管 理 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 作 林 業 従 事 者	採 掘 作 業 者	運 送 ・ 事 通 信 者	技 生 産 工 業 従 事 者	労 務 作 業 者	保 安 職 業 ・ サ ー ビ ス 従 事 者
構 成 比 (%)	女	昭35	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9	16.1
		40	100.0	8.7	0.5	28.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	14.5
		45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	13.7
		50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0.0	1.5	24.6	13.7
		55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	0.7	0.0	1.0	23.2	12.9
		57	100.0	13.2	0.8	32.2	11.9	0.7	0.0	0.9	22.4	11.2
		58	100.0	13.5	0.8	32.6	12.0	0.7	0.0	0.9	22.3	11.5
		59	100.0	13.7	0.9	32.9	12.1	0.7	0.0	0.8	22.5	11.2
		60	100.0	13.6	0.9	32.8	11.8	0.6	0.0	0.7	22.7	11.2
		61	100.0	13.7	0.9	33.0	12.1	0.7	0.0	0.7	22.2	11.3
		62	100.0	14.1	1.0	32.9	12.6	0.6	0.0	0.6	21.4	11.3
		63	100.0	14.1	1.0	33.3	12.7	0.6	0.0	0.6	21.3	10.9
		平元	100.0	14.0	1.0	33.7	12.6	0.6	0.0	0.6	21.2	10.7
		昭35	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8	5.8
		40	100.0	6.6	5.8	19.8	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	5.5
		45	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	1.4	0.4	8.9	37.6	5.3
雇 用 合 計 に 占 め る 女 子 の 比 (%)	男	50	100.0	6.8	7.8	16.1	12.1	1.3	0.4	8.2	37.5	6.3
		55	100.0	7.2	7.9	16.2	13.0	1.1	0.2	8.2	36.1	6.4
		57	100.0	7.7	7.6	16.4	13.7	1.2	0.1	7.7	35.6	5.8
		58	100.0	7.9	7.3	16.5	14.5	1.1	0.1	7.6	34.9	5.9
		59	100.0	8.6	7.2	16.5	14.6	1.1	0.1	7.3	34.5	5.9
		60	100.0	8.6	7.0	16.2	14.4	1.0	0.1	7.2	34.9	6.1
		61	100.0	8.6	6.9	15.7	14.8	1.1	0.1	7.3	34.9	6.2
		62	100.0	10.0	7.2	15.4	15.1	1.1	0.1	7.0	33.3	6.2
		63	100.0	10.6	7.2	15.3	15.3	1.0	0.1	6.8	32.7	6.0
		平元	100.0	11.1	7.2	15.2	15.3	1.0	0.1	6.9	32.2	6.0
		昭35	31.1	33.3	2.5	35.9	34.7	32.9	5.7	5.3	26.9	54.8
		40	31.7	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	54.7
		45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	56.2
		50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	22.0	0.0	7.7	23.6	50.8
		54	33.8	48.6	5.1	50.4	31.3	23.7	0.0	7.1	24.7	50.9
		55	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	25.0	0.0	6.1	24.9	50.9
		56	34.5	48.3	5.3	51.6	31.8	20.9	0.0	5.9	25.5	59.8
		57	34.6	47.5	5.5	51.8	31.5	24.4	0.0	5.9	25.0	50.5
		58	35.3	48.4	5.7	52.0	31.1	23.8	0.0	5.9	25.9	51.4
		59	35.6	47.0	6.2	52.4	31.3	26.3	0.0	5.7	26.5	51.1
		60	35.9	46.8	6.8	53.1	31.5	26.3	0.0	5.2	26.7	50.9
		61	36.2	47.5	7.2	54.2	31.7	26.8	0.0	5.1	26.5	50.9
		62	36.5	44.1	7.3	55.2	32.3	25.0	0.0	4.8	27.1	51.0
		63	36.8	43.6	7.2	55.9	32.6	25.0	0.0	4.9	27.4	51.3
		平元	37.4	42.8	7.9	57.0	32.9	26.8	0.0	4.7	28.2	51.4

付表15 職業別雇用者数(小分類)

職 業	昭和50年			昭和55年			昭和60年		
	女	男	女子比率 %	女	男	女子比率 %	女	男	女子比率 %
	人	人		人	人		人	人	
総数	11,787,740	25,042,470	32.0	13,576,438	26,466,354	33.9	15,982,673	28,217,121	36.2
専門的・技術的職業従事者	1,415,550	1,962,730	41.9	1,848,914	2,244,726	45.2	2,247,825	3,255,990	40.8
科学研究者	3,845	65,100	5.3	4,033	62,034	6.1	8,569	89,107	8.8
技術者	14,720	693,275	2.1	20,394	794,707	2.5	68,479	1,568,133	4.2
保健医療従事者	624,850	185,170	77.1	834,967	242,001	77.5	1,044,488	303,435	77.5
法務従事者	1,785	13,705	11.5	2,207	16,473	11.8	2,309	13,575	14.5
公認会計士、税理士	390	4,965	7.3	495	6,764	6.8	516	6,798	7.1
教員	464,990	676,985	40.7	551,307	739,751	42.7	577,298	802,969	41.8
家 教	11,520	45,200	20.3	11,089	44,034	20.1	12,573	59,145	17.5
文芸家、記者、編集者	9,305	62,155	13.0	13,764	67,381	17.0	17,711	72,998	19.5
美術家、写真家、デザイナー	28,430	61,360	31.7	31,487	64,024	33.0	47,067	86,729	35.2
音楽家、舞台芸術家	21,990	32,765	40.1	31,325	33,038	48.7	42,073	35,742	54.1
その他の専門的・技術的職業従事者	233,960	122,065	65.7	347,906	174,517	56.6	426,743	217,359	66.3
管理的職業従事者	114,350	2,063,605	5.3	176,381	2,412,519	6.8	199,840	2,071,581	8.8
管理 的 公 務 員	1,440	124,650	1.1	1,775	140,536	1.2	1,877	109,475	1.7

会社・団体等の役員	97,820	997,650	8.9	159,514	1,199,425	11.7	186,945	1,303,047	12.5
その他の管理職従業員	15,085	941,310	1.6	15,093	1,072,558	1.4	11,018	659,059	1.6
事務従事者	4,000,890	4,304,160	48.2	4,488,738	4,231,784	51.5	5,367,887	4,419,619	54.8
一般事務従事者	3,815,555	4,004,865	48.8	4,282,607	3,932,178	52.1	5,136,224	4,106,242	55.6
運輸・通信事務従事者	24,310	187,225	11.5	29,452	193,239	13.2	34,781	199,321	14.9
外勤事務従事者	30,625	63,785	32.4	32,428	50,737	39.0	32,277	40,209	44.5
その他の事務従事者	130,400	48,265	73.0	144,251	55,631	72.2	164,605	73,847	69.0
販売従事者	1,279,100	2,857,765	30.9	1,533,789	3,208,371	32.3	1,759,735	3,837,840	31.1
商品販売従事者	1,061,650	1,611,500	39.7	1,229,512	1,447,740	45.9	1,326,867	1,331,837	49.9
販売類似職業従事者	217,450	1,246,265	14.9	304,276	1,760,630	14.7	432,868	2,506,003	14.4
農林漁業作業従事者	73,285	336,895	17.9	82,680	336,399	19.7	91,481	317,902	22.3
採掘作業従事者	3,175	74,320	4.1	2,021	64,526	3.0	1,422	54,105	2.6
運輸・通信従事者	169,440	2,071,410	7.6	136,749	2,188,836	6.1	122,181	2,074,444	5.6
技能工・生産工・製作及び労働作業従事者	3,125,315	9,930,040	24.1	3,650,643	10,245,264	26.3	4,334,707	10,304,003	29.6
保安職業従事者	17,410	718,840	2.4	17,056	756,328	2.2	20,975	799,582	2.6
サービス職業従事者	1,578,055	714,925	65.8	1,606,742	813,398	66.4	1,803,890	979,019	64.8

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」

注) 1. 20%抽出集計結果による。

2. この表の雇用者とは「国勢調査」における「雇用者」に「役員」を含めたものである。

付表16 規模別雇用者数及び

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
雇 用 者 数 (万人)	女	昭和35年	7 0 1	2 7 2	8 8	6 7	1 1 6	1 0 3
		40	8 9 3	3 2 4	1 2 9	1 1 4	1 8 8	1 0 4
		45	1, 0 8 6	4 0 3	1 6 6	1 5 5	2 4 7	1 1 2
		50	1, 1 5 9	4 4 0	1 8 2	1 5 8	2 4 2	1 3 4
		54	1, 3 0 0	5 0 9	2 1 3	1 8 3	2 3 6	1 5 7
		55	1, 3 4 5	5 2 1	2 2 2	1 8 7	2 5 3	1 6 0
		56	1, 3 8 2	5 3 6	2 2 6	1 9 7	2 6 0	1 6 1
		57	1, 4 0 8	5 5 2	2 3 2	2 0 1	2 6 2	1 5 9
		58	1, 4 7 5	5 6 9	2 4 2	2 1 6	2 7 8	1 6 8
		59	1, 5 0 8	5 8 0	2 5 0	2 1 9	2 8 9	1 6 7
		60	1, 5 3 9	5 9 0	2 5 7	2 3 3	2 8 8	1 6 8
		61	1, 5 7 4	6 0 4	2 6 2	2 4 3	2 9 6	1 6 7
		62	1, 6 0 4	6 1 3	2 6 6	2 4 5	3 0 8	1 6 9
		63	1, 6 6 0	6 2 3	2 8 1	2 6 1	3 2 3	1 6 7
		平成元年	1, 7 3 8	6 5 0	2 9 2	2 7 1	3 5 2	1 6 9
男	昭和35年	1, 5 7 5	4 7 3	1 9 9	1 6 3	3 3 2	3 1 9	
	40	1, 9 2 4	5 4 3	2 7 9	2 4 3	5 4 5	2 7 3	
	45	2, 1 9 1	6 5 9	3 1 6	3 0 9	6 1 9	2 8 2	
	50	2, 4 5 8	7 5 9	3 6 0	3 4 7	6 6 9	3 1 8	
	54	2, 5 4 6	8 2 0	3 8 3	3 6 2	6 5 2	3 2 6	
	55	2, 5 9 7	8 2 8	3 9 4	3 7 8	6 6 3	3 2 7	
	56	2, 6 2 6	8 4 0	3 9 4	3 8 6	6 7 2	3 3 0	
	57	2, 6 6 0	8 3 8	3 9 6	3 8 8	6 9 9	3 3 3	
	58	2, 7 0 1	8 4 7	4 0 4	3 9 4	7 2 4	3 2 7	
	59	2, 7 2 8	8 3 3	4 1 2	4 0 7	7 3 7	3 3 3	
	60	2, 7 4 5	8 3 6	4 1 6	4 2 1	7 2 9	3 3 5	
	61	2, 7 7 6	8 5 3	4 2 6	4 3 2	7 2 4	3 3 3	
	62	2, 7 9 5	8 6 4	4 2 4	4 3 6	7 3 1	3 3 3	
	63	2, 8 4 8	8 8 5	4 3 3	4 4 7	7 4 2	3 3 2	
	平成元年	2, 9 1 0	9 0 1	4 5 0	4 7 0	7 5 1	3 2 8	

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35, 40年の規模別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

構成比の推移（非農林業）

区 分			総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公
構 成 比 (%)	女	昭和35年	100.0	42.1	13.6	10.4	18.0	15.9
		40	100.0	37.7	15.0	13.3	21.9	12.1
		45	100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.3
		50	100.0	38.0	15.7	13.6	20.9	11.6
		54	100.0	39.2	16.4	14.1	18.2	12.1
		55	100.0	38.7	16.5	13.9	18.8	11.9
		56	100.0	38.8	16.4	14.3	18.8	11.6
		57	100.0	39.2	16.5	14.3	18.6	11.3
		58	100.0	38.6	16.4	14.6	18.8	11.4
		59	100.0	38.5	16.6	14.5	19.2	11.1
		60	100.0	38.3	16.7	15.1	18.7	10.9
		61	100.0	38.4	16.6	15.4	18.8	10.6
		62	100.0	38.2	16.6	15.3	19.2	10.5
		63	100.0	37.5	16.9	15.7	19.5	10.1
		平成元年	100.0	37.4	16.8	15.6	20.3	9.7
男	男	昭和35年	100.0	31.8	13.4	11.0	22.3	21.5
		40	100.0	28.9	14.8	12.9	29.0	14.5
		45	100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9
		50	100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9
		54	100.0	32.2	15.0	14.2	25.6	12.8
		55	100.0	31.9	15.2	14.6	25.5	12.6
		56	100.0	32.0	15.0	14.7	25.6	12.6
		57	100.0	31.5	14.9	14.6	26.3	12.5
		58	100.0	31.4	15.0	14.6	26.8	12.1
		59	100.0	30.5	15.1	14.9	27.0	12.2
		60	100.0	30.5	15.2	15.3	26.6	12.2
		61	100.0	30.7	15.3	15.6	26.1	12.0
		62	100.0	30.9	15.2	15.6	26.2	11.9
		63	100.0	31.1	15.2	15.7	26.1	11.7
		平成元年	100.0	31.0	15.5	16.2	25.8	11.3

付表17 年齢階級別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 54	65歳 以上		
雇 用 者 数 (万 人)	女	昭和35年	738	157	265		116		127				5	
		40	913	157	251	99	158		167				34	7
		45	1,096	138	317	124	89	106	252				59	12
		50	1,167	79	266	156	111	119	134	119	85	81	18	
		54	1,310	66	246	168	139	156	155	143	111	101	24	
		55	1,354	68	247	164	153	158	161	152	117	107	25	
		56	1,391	67	247	163	169	159	169	161	121	109	26	
		57	1,418	64	246	163	169	167	177	164	127	115	26	
		58	1,486	71	254	163	167	180	191	173	136	123	27	
		59	1,518	71	255	168	161	187	205	175	138	128	28	
		60	1,548	65	262	167	153	205	209	180	145	134	30	
		61	1,584	70	266	171	146	225	203	186	152	134	30	
		62	1,615	69	271	180	146	225	204	195	154	140	31	
		63	1,670	69	283	188	145	217	219	206	160	149	32	
		平成元年	1,749	75	292	197	144	212	238	225	167	164	36	
		男	昭和35年	1,632	157	478		404		460				24
			40	1,963	152	333	310	531		417				131
45	2,210		120	365	358	310	288	548				166	54	
50	2,479		70	304	444	368	317	290	253	170	196	71		
54	2,566		61	248	398	403	359	307	280	229	210	72		
55	2,617		61	244	379	429	360	310	286	245	227	77		
56	2,646		62	245	362	453	343	316	292	254	241	78		
57	2,680		65	248	351	447	357	327	296	258	259	73		
58	2,722		70	253	343	427	379	340	300	266	273	71		
59	2,747		69	255	339	398	401	355	300	270	289	71		
60	2,764		66	260	334	376	424	354	305	274	300	70		
61	2,795		72	262	337	359	446	338	313	282	315	71		
62	2,813		72	268	337	348	438	345	322	285	327	71		
63	2,868		74	275	343	341	417	374	332	291	345	76		
平成元年	2,929		74	285	348	339	396	395	351	292	367	82		

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60歳 以上
構 成 比 (%)	女	昭和35年	100.0	23.4	39.6		17.3		19.0			0.7
		40	100.0	18.0	28.8	11.3	18.1		19.1		3.9	0.8
		45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0		5.4	1.1
		50	100.0	6.8	22.8	13.4	9.5	10.2	11.5	10.2	7.3	1.5
		55	100.0	5.0	18.2	12.1	11.3	11.7	11.9	11.2	8.6	1.8
		58	100.0	4.8	17.1	11.0	11.2	12.1	12.9	11.6	9.2	1.8
		59	100.0	4.7	16.8	11.1	10.6	12.3	13.5	11.5	9.1	1.8
		60	100.0	4.2	16.9	10.8	9.9	13.2	13.5	11.6	9.4	1.9
		61	100.0	4.4	16.8	10.8	9.2	14.2	12.8	11.7	9.6	1.9
		62	100.0	4.3	16.8	11.1	9.0	13.9	12.6	12.1	9.5	1.9
		63	100.0	4.1	16.9	11.3	8.7	13.0	13.1	12.3	9.6	1.9
		平成元年	100.0	4.3	16.7	11.3	8.2	12.1	13.6	12.9	9.5	2.1
	男	昭和35年	100.0	10.3	31.4		26.5		30.2			1.6
		40	100.0	8.0	17.4	16.2	27.8		21.8		6.9	1.9
		45	100.0	5.4	16.5	16.2	14.0	13.0	24.8		7.5	2.4
		50	100.0	2.8	12.3	17.9	14.8	12.8	11.7	10.2	6.9	2.9
		55	100.0	2.3	9.3	14.5	16.4	13.8	11.8	10.9	9.4	2.9
		58	100.0	2.6	9.3	12.6	15.7	13.9	12.5	11.0	9.8	2.6
		59	100.0	2.5	9.3	12.3	14.5	14.6	12.9	10.9	9.8	2.6
		60	100.0	2.4	9.4	12.1	13.6	15.3	12.8	11.0	9.9	2.5
		61	100.0	2.6	9.4	12.1	12.8	16.0	12.1	11.2	10.1	2.5
		62	100.0	2.6	9.5	12.0	12.4	15.6	12.3	11.4	10.1	2.5
		63	100.0	2.6	9.6	12.0	11.9	14.5	13.0	11.6	10.1	2.6
		平成元年	100.0	2.5	9.7	11.9	11.6	13.5	13.5	12.0	10.0	2.8
女 子 雇 用 者 の 上 割 入 合 口 に 占 め	昭和35年	21.9	35.1	33.6		16.1		11.3				1.6
	40	24.3	29.5	54.2	23.8	20.3		19.9			8.9	2.0
	45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5			13.6	3.0
	50	26.9	20.2	58.5	29.4	23.9	28.3	32.8	32.2	27.0	16.3	3.6
	54	28.9	16.8	62.3	34.8	27.9	33.5	37.2	35.9	31.1	18.6	4.1
	55	29.5	17.0	63.3	36.2	28.9	33.1	38.5	37.5	32.1	19.1	4.1
	56	30.0	16.8	63.8	37.9	30.2	36.2	39.9	39.1	32.6	18.9	4.1
	57	30.3	15.7	63.6	39.6	30.8	37.2	40.7	39.4	33.5	19.3	4.0
	58	31.3	17.0	65.1	41.0	32.2	37.8	43.0	41.5	35.1	19.9	4.0
	59	31.6	16.6	65.1	42.7	33.4	37.6	44.2	42.4	35.2	19.9	4.0
	60	31.8	15.0	65.2	43.0	33.8	38.8	45.3	43.5	36.3	20.4	4.1
	61	32.2	15.4	66.5	44.4	34.0	40.3	46.2	44.3	37.3	19.8	4.0
	62	32.3	14.7	66.7	46.8	35.4	41.1	45.7	45.2	37.5	20.1	3.9
	63	33.0	14.4	67.7	48.5	36.3	42.0	46.3	46.8	38.8	20.9	3.9
	平成元年	34.2	15.4	68.2	50.6	36.6	44.1	48.0	48.9	40.9	22.6	4.2

付表18 雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

区 分		女				男			
		総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇
雇 者 数 (万 人)	昭和35年	7 0 1	6 1 4	5 7	3 0	1,5 7 5	1,4 4 4	6 7	6 3
	40	8 9 3	7 7 2	8 0	4 1	1,9 2 4	1,7 9 2	6 5	6 7
	45	1,0 8 6	9 3 7	1 0 2	4 7	2,1 9 1	2,0 6 9	6 0	6 2
	50	1,1 5 9	9 9 2	1 1 6	5 1	2,4 5 8	2,3 3 6	5 8	6 5
	54	1,3 0 0	1,0 7 3	1 6 5	6 2	2,5 4 6	2,4 1 2	6 8	6 6
	55	1,3 4 5	1,1 0 5	1 8 0	6 0	2,5 9 7	2,4 6 1	7 2	6 3
	56	1,3 8 2	1,1 3 4	1 8 8	6 0	2,6 2 6	2,4 9 2	7 3	6 1
	57	1,4 0 8	1,1 4 7	2 0 1	6 1	2,6 6 0	2,5 2 6	7 4	6 0
	58	1,4 7 5	1,1 9 0	2 2 2	6 3	2,7 0 1	2,5 6 0	8 0	6 0
	59	1,5 0 8	1,2 1 7	2 2 7	6 4	2,7 2 8	2,5 9 0	8 1	5 7
	60	1,5 3 9	1,2 4 3	2 3 4	6 2	2,7 4 5	2,6 0 4	8 3	5 8
	61	1,5 7 4	1,2 7 7	2 3 5	6 2	2,7 7 6	2,6 3 6	8 4	5 7
	62	1,6 0 4	1,2 9 5	2 5 0	6 0	2,7 9 5	2,6 5 0	9 2	5 3
	63	1,6 6 0	1,3 3 8	2 5 9	6 2	2,8 4 8	2,6 9 5	9 7	5 7
	平成元年	1,7 3 8	1,4 0 1	2 7 3	6 3	2,9 1 0	2,7 5 3	9 8	5 8
構 成 比 (%)	昭和35年	1 0 0.0	8 7.6	8.1	4.3	1 0 0.0	9 1.7	4.3	4.0
	40	1 0 0.0	8 6.5	9.0	4.6	1 0 0.0	9 3.1	3.4	3.5
	45	1 0 0.0	8 6.3	9.4	4.3	1 0 0.0	9 4.4	2.7	2.8
	50	1 0 0.0	8 5.6	1 0.0	4.4	1 0 0.0	9 5.0	2.4	2.6
	54	1 0 0.0	8 2.5	1 2.7	4.8	1 0 0.0	9 4.7	2.7	2.6
	55	1 0 0.0	8 2.2	1 3.4	4.5	1 0 0.0	9 4.8	2.8	2.4
	56	1 0 0.0	8 2.1	1 3.6	4.3	1 0 0.0	9 4.9	2.8	2.3
	57	1 0 0.0	8 1.5	1 4.3	4.3	1 0 0.0	9 5.0	2.8	2.3
	58	1 0 0.0	8 0.7	1 5.1	4.3	1 0 0.0	9 4.8	3.0	2.2
	59	1 0 0.0	8 0.7	1 5.1	4.2	1 0 0.0	9 4.9	3.0	2.1
	60	1 0 0.0	8 0.8	1 5.2	4.0	1 0 0.0	9 4.9	3.0	2.1
	61	1 0 0.0	8 1.1	1 4.9	3.9	1 0 0.0	9 5.0	3.0	2.1
	62	1 0 0.0	8 0.7	1 5.6	3.7	1 0 0.0	9 4.8	3.3	1.9
	63	1 0 0.0	8 0.6	1 5.6	3.7	1 0 0.0	9 4.6	3.4	2.0
	平成元年	1 0 0.0	8 0.6	1 5.7	3.6	1 0 0.0	9 4.6	3.4	2.0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 常 雇……次の「臨時雇」、「日雇」以外の雇用者

臨時雇……1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日 雇……日々又は1か月未満の契約で雇われている者

付表19 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

（単位 万人、％）

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	802 (100.0)	443 (55.2)	262 (32.7)	96 (12.0)
40	893 (100.0)	449 (50.3)	345 (38.6)	99 (11.1)
45	1,086 (100.0)	524 (48.3)	450 (41.4)	112 (10.3)
50	1,159 (100.0)	440 (38.0)	595 (51.3)	125 (10.8)
54	1,300 (100.0)	432 (33.2)	737 (56.7)	132 (10.2)
55	1,345 (100.0)	437 (32.5)	772 (57.4)	135 (10.0)
56	1,382 (100.0)	443 (32.1)	802 (58.0)	136 (9.8)
57	1,408 (100.0)	443 (31.5)	828 (58.8)	136 (9.7)
58	1,475 (100.0)	459 (31.1)	877 (59.5)	139 (9.4)
59	1,508 (100.0)	475 (31.5)	893 (59.2)	140 (9.3)
60	1,539 (100.0)	482 (31.3)	911 (59.2)	147 (9.6)
61	1,574 (100.0)	500 (31.8)	925 (58.8)	148 (9.4)
62	1,604 (100.0)	516 (32.2)	942 (58.7)	146 (9.1)
63	1,660 (100.0)	538 (32.4)	971 (58.5)	149 (9.0)
平成元年	1,738 (100.0)	564 (32.5)	1,017 (58.5)	157 (9.0)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) ()内は構成比

付表2 0 有配偶女子の就業状態の推移

(単位 %) (単位 年)

区 分	昭和35年	4.0	4.5	5.0	5.5	5.8	5.9	6.0	6.1	6.2	6.3	平成元年
女子15歳以上人口	(3,377)	(3,773)	(4,060)	(4,344)	(4,591)	(4,746)	(4,808)	(4,863)	(4,925)	(4,995)	(5,059)	(5,120)
有配偶	(1,921)	(2,189)	(2,456)	(2,787)	(2,959)	(3,042)	(3,053)	(3,073)	(3,086)	(3,102)	(3,123)	(3,153)
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	—	—	48.3	45.2	49.2	51.3	51.1	51.1	51.1	51.3	51.6	52.3(1,648)
就業者	46.6	48.0	48.0	44.7	48.5	50.3	50.2	50.2	50.1	50.4	50.8	51.5(1,623)
農林業	28.2	22.2	14.9	9.9	7.9	6.9	6.6	6.5	6.3	6.1	5.9	5.7(180)
雇用者	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3(9)
非農林業	18.4	25.9	33.1	34.8	40.6	43.4	43.6	43.7	43.8	44.2	44.9	45.8(1,444)
自営業主・ 家族従業員	9.6	11.8	14.7	13.4	14.5	14.6	14.2	14.0	13.8	13.8	13.7	13.4(424)
雇用者	8.8	14.1	18.3	21.3	26.1	28.8	29.2	29.6	30.0	30.4	31.1	32.3(1,017)
完全失業者	—	—	0.3	0.5	0.6	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8(24)
非労働力人口	—	—	51.6	54.5	50.5	48.4	48.4	48.4	48.4	48.3	48.0	47.3(1,492)

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」(昭和35、40年),「労働力調査」(昭和45~平成元年)

注) ()内は実数、万人

付表2-1 妻と夫の就業状態別世帯数及び構成比の推移 — 典型的一般世帯 —

妻と夫の就業状態	世帯数（万世帯）					構成比（％）						
	昭和 60年	61年	62年	63年	平成 元年	2年	昭和 60年	61年	62年	63年	平成 元年	2年
総数	2,591	2,582	2,623	2,649	2,626	2,654	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
夫 非農林業雇用者	1,834	1,826	1,819	1,856	1,849	1,863	70.8	70.7	69.3	70.1	70.4	70.2
妻 非農林業雇用者	722	720	748	771	783	823	27.9	27.9	28.5	29.1	29.8	31.0
妻 非就業者	952	952	933	946	930	897	36.7	36.9	35.6	35.7	35.4	33.8
夫 非就業者	270	277	308	299	297	305	10.4	10.7	11.7	11.3	11.3	11.5
妻 非農林業雇用者	48	51	58	48	43	46	1.9	2.0	2.2	1.8	1.6	1.7
子供のいる世帯	1,940	1,913	1,935	1,963	1,888	1,888	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
夫 非農林業雇用者	1,474	1,459	1,460	1,497	1,450	1,449	76.0	76.3	75.5	76.3	76.8	76.7
妻 非農林業雇用者	576	571	599	625	618	642	29.7	29.8	31.0	31.8	32.7	34.0
妻 非就業者	762	756	742	757	719	690	39.3	39.5	38.3	38.6	38.1	36.5
夫 非就業者	102	98	109	102	95	94	5.3	5.1	5.6	5.2	5.0	5.0
妻 非農林業雇用者	30	28	32	29	22	25	1.5	1.5	1.7	1.5	1.2	1.3

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)

注) 典型的一般世帯とは、一般世帯のうち次のものをいう。

- ・ 夫婦のみの世帯
- ・ 夫婦と親から成る世帯
- ・ 夫婦と子供から成る世帯
- ・ 夫婦、子供と親から成る世帯

付表2 2 子供のいる世帯における妻の就業状態

区 分		総 数	就業者	非農林業 雇 用 者	週 間 就 業 時 間		非就 業 者	就 業 希 望 者	
					35時間未満	35時間以上			
妻 数 (万人)	子供のいる世帯	1,888	1,002	701	322	378	877	438	
	末子の年齢	0～3歳	371	105	75	33	43	265	142
		4～6	202	95	64	34	31	107	63
		7～12	399	245	175	90	85	154	89
		13歳以上	915	559	386	167	220	353	142
構 成 比 (%)	子供のいる世帯	100.0	53.1	37.1	17.1	20.0	46.5	23.2	
	末子の年齢	0～3歳	100.0	28.3	20.2	8.9	11.6	71.4	38.3
		4～6	100.0	47.0	31.7	16.8	15.3	53.0	31.2
		7～12	100.0	61.4	43.9	22.6	21.3	38.6	22.3
		13歳以上	100.0	61.1	42.2	18.3	24.0	38.6	15.5

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成元年2月)

付表2 3 学歴別女子労働者数及び構成比の推移

区 分		計	小学・新中卒	旧中・新高卒	高专・短大卒	旧大・新大卒
実 数 (十 人)	昭和50年	673,775	256,012	332,409	61,960	23,394
	54	635,059	223,401	335,819	59,165	16,674
	55	621,450	207,064	332,935	63,173	18,277
	60	687,740	175,861	386,168	96,328	29,384
	61	680,748	165,510	384,597	101,907	28,733
	62	670,518	149,536	383,669	107,024	30,289
	63	725,867	152,395	421,354	117,060	35,058
	平成元年	729,200	142,717	421,614	127,745	37,124
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	38.0	49.3	9.2	3.5
	54	100.0	35.2	52.9	9.3	2.6
	55	100.0	33.3	53.6	10.2	2.9
	60	100.0	25.6	56.2	14.0	4.3
	61	100.0	24.3	56.5	15.0	4.2
	62	100.0	22.3	57.2	16.0	4.5
	63	100.0	21.0	58.0	16.1	4.8
	平成元年	100.0	19.6	57.8	17.5	5.1

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 昭和50年は民公営、54年以降は民営の数値である。

付表2 4 平均年齢及び平均勤続年数の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	平均年齢(歳)			平均勤続年数(年)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和35年	30.9	26.3	32.8	6.7	4.0	7.8
40	31.7	28.1	33.2	6.6	3.9	7.8
45	33.1	29.8	34.5	7.5	4.5	8.8
50	35.5	33.4	36.4	8.8	5.8	10.1
54	36.5	34.7	37.4	8.9	5.9	10.3
55	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
56	36.9	34.8	37.9	9.5	6.2	11.0
57	37.1	35.0	38.0	9.6	6.3	11.1
58	37.3	35.2	38.2	9.7	6.3	11.3
59	37.4	35.3	38.4	10.0	6.5	11.6
60	37.6	35.4	38.6	10.3	6.8	11.9
61	37.8	35.5	38.8	10.5	7.0	12.1
62	37.9	35.5	39.0	10.7	7.1	12.4
63	37.9	35.5	39.0	10.6	7.1	12.2
平成元年	38.2	35.7	39.3	10.8	7.2	12.4

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 50年までは民・公営計、54年からは民営の数値である。

付表2 5 年齢階級別平均勤続年数の推移(民営)
(産業計、企業規模計、学歴計)

(単位 年)

年齢	昭和54年		59		60		61		62		63		平成元年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	5.9	10.3	6.5	11.6	6.8	11.9	7.0	12.1	7.1	12.4	7.1	12.2	7.2	12.4
～17歳	1.3	1.1	1.2	1.0	1.2	1.1	1.2	1.0	1.3	1.1	1.2	1.1	1.2	1.0
18～19	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0
20～24	2.9	3.0	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7
25～29	5.3	5.9	5.4	5.5	5.4	5.4	5.4	5.5	5.3	5.4	5.4	5.3	5.4	5.2
30～34	6.4	8.9	7.3	9.4	7.7	9.4	7.8	9.3	7.8	9.3	7.7	8.9	7.7	8.8
35～39	6.8	12.1	7.6	12.5	8.1	12.6	8.4	12.8	8.6	13.0	8.6	12.7	8.8	12.8
40～44	7.3	14.3	8.1	15.9	8.7	16.2	8.9	16.4	9.3	16.5	9.1	16.1	9.3	16.0
45～49	8.7	16.0	9.3	17.7	9.9	18.1	10.1	18.5	10.3	19.0	10.3	19.0	10.7	19.2
50～54	10.2	17.2	11.2	19.0	11.7	19.4	11.9	19.7	12.1	20.0	12.0	20.2	12.3	20.5
55～59	10.2	13.3	11.8	16.2	12.6	16.8	12.7	17.4	13.1	17.9	13.0	17.8	13.2	18.4
60～64	10.7	9.7	12.0	10.3	12.0	10.5	12.5	11.0	13.1	11.0	13.2	11.0	12.9	11.2
65歳以上	13.1	11.0	14.3	12.2	14.5	12.1	15.4	12.0	15.9	12.4	15.8	11.9	16.2	12.1

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表 2 6 勤続年数階級別女子労働者構成比の推移

(単位 %)

区 分	勤 続 年 数								
	計	0年	1	2	3~4	5~9	10~14	15~19	20年以上
昭和 54 年	100.0	15.0	12.8	11.6	17.1	25.6	9.9	4.7	3.3
55	100.0	15.2	12.5	11.1	16.9	25.0	10.7	5.0	3.4
56	100.0	15.0	24.2		16.3	24.0	11.5	5.2	3.8
57	100.0	14.9	25.0		16.0	23.1	11.7	5.2	4.1
58	100.0	14.2	24.6		16.8	22.3	12.4	5.4	4.2
59	100.0	14.1	23.6		17.3	21.7	13.0	5.7	4.6
60	100.0	13.3	23.0		17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
61	100.0	13.2	22.6		16.4	22.4	12.8	6.9	5.7
62	100.0	12.3	23.0		16.2	22.8	12.4	7.2	6.1
63	100.0	13.4	22.3		16.4	22.6	11.8	7.4	6.2
平成 元 年	100.0	13.5	21.8		16.0	22.7	11.4	7.9	6.7

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 2 7 年齢階級、職階別女子労働者数及び構成比

区 分		総 数	役 職 者				そ の 他
			小計	部長	課長	係長	
実 数 (十人)	総 数	443,313	5,571	421	1,574	3,576	437,742
	20~29歳	199,178	244	0	32	212	198,934
	30~39	73,841	1,275	40	199	1,036	72,566
	40~49	81,294	2,388	113	795	1,480	78,906
	50~59	51,348	1,449	219	489	741	49,899
	60歳以上	8,483	215	49	59	107	8,268
構 成 比 (%)	総 数	100.0	1.3 (100.0)	0.1 (7.6)	0.4 (28.3)	0.8 (64.2)	98.7
	20~29歳	100.0	0.1 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (13.1)	0.1 (85.9)	99.9
	30~39	100.0	1.7 (100.0)	0.1 (3.1)	0.3 (15.6)	1.4 (81.3)	98.3
	40~49	100.0	2.9 (100.0)	0.1 (4.7)	1.0 (33.3)	1.8 (62.0)	97.1
	50~59	100.0	2.8 (100.0)	0.4 (15.1)	1.0 (33.7)	1.4 (51.1)	97.2
	60歳以上	100.0	2.5 (100.0)	0.6 (22.8)	0.7 (27.4)	1.3 (49.8)	97.5

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年6月)

注) 1. 企業規模100人以上

2. 総数には19歳未満を含む。

付表 28 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）

区 分		新 求 職 者 規 数	新 規 求 人 数	新 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	就 職 率	充 足 率
	昭和50年	人 337,409	人 322,898	倍 0.96	倍 0.60	% 7.8	% 12.9
一 般 （ 学 卒 及 び バ イ ム ）	54	332,154	361,481	1.09	0.69	7.5	10.9
	55	348,505	365,089	1.05	0.73	7.7	10.6
	56	371,718	346,933	0.93	0.66	7.1	10.8
	57	384,090	323,689	0.84	0.59	6.4	10.9
	58	384,728	329,516	0.86	0.57	6.3	11.1
	59	390,575	357,715	0.92	0.61	6.8	11.0
	60	384,738	357,940	0.93	0.64	7.3	11.4
	61	387,775	331,870	0.86	0.58	7.0	12.0
	62	370,858	373,344	1.01	0.64	7.3	11.4
	63	337,222	471,567	1.40	0.90	8.5	9.4
	平成元年	308,706	520,966	1.69	1.11	8.7	7.8
バ イ ム タ イ ム	昭和50年	130,74	15,669	1.20	1.04	16.9	16.3
	54	15,074	24,053	1.60	1.35	14.7	10.9
	55	15,501	24,447	1.58	1.35	13.7	10.2
	56	17,138	24,883	1.45	1.20	12.7	10.6
	57	19,804	26,872	1.36	1.23	13.9	11.3
	58	21,880	33,754	1.54	1.40	14.0	10.0
	59	24,698	39,810	1.61	1.53	14.5	9.5
	60	27,526	43,370	1.58	1.50	14.7	16.2
	61	31,909	48,957	1.53	1.44	14.6	10.1
	62	31,986	63,532	1.99	1.83	15.1	8.2
	平成元年	24,888	97,820	3.93	3.93	17.5	4.5

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注）求人倍率……求職者数に対する求人数の割合

就 職 率……有効求職者数に対する就職件数の割合

充 足 率……有効求人数に対する就職件数の割合

パートタイムは常用的パートタイム、臨時的パートタイム計である。

付表 2 9 産業別新規求人数の推移

(単位 人, %)

区 分		産 業 計	建設業	製 造 業	運輸・ 通信業	卸 売 ・ 小 元 業 , 飲 食 店	金 融 ・ 保 險 業 , 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業
一 般 (学 卒 及 び パ ー ト タ イ ム を 除 く)	(実数) 昭和50年平均	357,940	62,934	120,551	20,877	73,521	9,724	64,086
	61	331,870	66,061	98,089	20,260	68,269	9,933	63,209
	62	373,344	77,934	113,464	24,415	71,926	9,860	69,756
	63	471,567	89,745	157,761	32,630	86,151	9,706	89,374
	平成元年	520,966	94,252	176,037	36,336	93,990	10,157	103,470
	(対前年比) 昭和50年	0.1	0.9	-4.7	7.3	-0.1	-3.3	7.4
	61	-7.3	5.0	-18.6	-3.0	-7.1	2.1	-1.4
	62	12.5	18.0	15.7	20.5	5.4	-0.7	10.4
	63	26.3	15.2	39.0	33.6	19.8	-1.6	28.1
	平成元年	10.5	5.0	11.6	11.4	9.1	4.6	15.8
パ ー ト タ イ ム	(実数) 昭和50年平均	43,370	560	12,256	1,215	18,206	1,352	9,435
	61	48,957	670	13,182	1,471	20,472	1,635	11,142
	62	63,532	906	18,797	1,999	25,291	1,990	14,069
	63	87,551	1,238	27,841	2,898	33,560	2,135	19,180
	平成元年	97,820	1,466	30,901	3,120	37,135	2,284	22,034
	(対前年比) 昭和50年	8.9	17.6	-3.8	20.5	13.7	9.1	17.1
	61	12.9	19.6	7.6	21.1	12.4	20.9	18.1
	62	29.8	35.2	42.6	35.9	23.5	21.7	26.3
	63	37.8	36.6	48.1	45.0	32.7	7.3	36.3
	平成元年	11.7	18.4	11.0	7.6	10.7	7.0	14.9

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

付表 30 就業形態別入職・離職状況の推移

区 分		女			男		
		合 計	一般労働者	パートタイム 労働者	合 計	一般労働者	パートタイム 労働者
入職者数 (千人)	昭和60年	2,168.3	1,499.6	668.7	2,007.9	1,814.6	193.3
	61	2,057.6	1,405.6	652.0	1,856.4	1,699.0	157.4
	62	2,121.6	1,480.4	641.3	1,877.2	1,695.5	181.7
	63	2,380.1	1,648.4	731.7	2,169.5	1,963.6	205.9
	平成元年	2,437.2	1,641.3	795.9	2,155.0	1,939.8	215.1
離職者数 (千人)	昭和60年	2,070.3	1,539.1	531.2	1,869.5	1,703.8	165.7
	61	2,049.9	1,485.3	564.6	1,839.7	1,681.7	158.0
	62	2,090.5	1,551.9	538.6	1,750.0	1,607.3	142.7
	63	2,205.8	1,586.8	619.0	1,940.5	1,753.2	187.3
	平成元年	2,364.0	1,595.4	768.6	2,026.8	1,820.3	206.5
入職率 (%)	昭和60年	21.5	—	—	12.1	—	—
	61	20.5	17.7	31.6	11.1	10.3	44.2
	62	19.8	17.3	29.8	11.1	10.2	53.9
	63	22.1	19.7	30.1	12.4	11.5	44.9
	平成元年	21.2	19.0	27.9	12.3	11.4	45.2
離職率 (%)	昭和60年	20.5	—	—	11.3	—	—
	61	20.5	18.7	27.4	11.0	10.2	44.4
	62	19.5	18.1	25.0	10.3	9.7	42.3
	63	20.4	19.0	25.4	11.1	10.3	40.8
	平成元年	20.6	18.5	26.9	11.6	10.7	43.4

資料出所 労働者「雇用動向調査」

付表31 女子の産業別入職・離職状況の推移

区 分		合 計	製 造 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	金 融 ・ 保 險 業、 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他
入 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,168.3	700.2	72.0	645.7	200.6	542.1	7.7
	61	2,057.6	637.4	77.8	596.5	201.5	536.6	7.8
	62	2,121.6	584.1	68.6	689.4	204.1	567.2	8.3
	63	2,380.1	656.7	76.4	758.2	238.2	643.1	7.4
	平成元年	2,437.2	663.1	81.5	776.8	230.2	677.6	8.0
離 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,070.3	687.2	67.0	616.1	191.3	501.2	7.6
	61	2,049.9	719.9	72.2	592.7	192.3	464.4	8.5
	62	2,090.5	646.4	54.8	670.3	181.5	529.0	8.5
	63	2,205.8	637.2	64.4	711.9	209.2	575.2	7.8
	平成元年	2,364.0	714.3	87.1	750.5	199.8	604.7	7.7
入 職 率 (%)	昭和60年	21.5	19.3	19.3	24.6	23.6	21.0	19.9
	61	20.5	17.4	24.3	23.8	22.9	20.6	19.4
	62	19.8	15.9	21.8	24.0	22.9	19.3	19.8
	63	22.1	17.9	22.4	25.8	26.8	22.2	17.2
	平成元年	21.2	17.0	23.4	24.6	24.1	22.1	18.8
離 職 率 (%)	昭和60年	20.5	18.9	18.0	23.5	22.5	19.4	19.6
	61	20.5	19.6	22.6	23.7	21.8	17.8	21.1
	62	19.5	17.6	17.5	23.4	20.4	18.0	20.3
	63	20.4	17.3	18.9	24.2	23.6	19.8	18.1
	平成元年	20.6	18.3	25.1	23.7	20.9	19.7	18.1

資料出所 労働者「雇用動向調査」

付表 3 2 職歴別女子入職者

区 分		合 計	未就業者からの入職者			転 職 入 職 者	
			計	新 卒 者	一 般 未就業者		
実 数 (千人)	昭和 60年	計	2,168.3	1,209.9	473.3	736.5	958.5
		一 般 労 働 者	1,499.6	825.2	447.2	378.0	674.4
		パートタイム労働者	668.7	384.7	26.2	358.5	284.0
	61	計	2,057.6	1,158.9	503.7	655.2	898.7
		一 般 労 働 者	1,405.6	786.2	475.5	310.7	619.4
		パートタイム労働者	652.0	372.7	28.2	344.5	279.3
	62	計	2,121.6	1,162.5	526.0	636.5	959.2
		一 般 労 働 者	1,480.4	813.1	488.7	324.4	667.3
		パートタイム労働者	641.3	349.4	37.3	312.1	291.9
	63	計	2,380.1	1,287.0	520.3	766.7	1,093.1
		一 般 労 働 者	1,648.4	875.7	477.5	398.3	772.6
		パートタイム労働者	731.7	411.3	42.8	368.4	320.4
	平成 元年	計	2,437.2	1,348.1	556.0	792.0	1,089.2
		一 般 労 働 者	1,641.3	869.2	504.6	364.6	772.1
		パートタイム労働者	795.9	478.9	51.5	427.4	317.0
構 成 (%)	昭和 60年	計	100.0	55.8	21.8	34.0	44.2
		一 般 労 働 者	100.0	55.0	29.8	25.2	45.0
		パートタイム労働者	100.0	57.5	3.9	53.6	42.5
	61	計	100.0	56.3	24.5	31.8	43.7
		一 般 労 働 者	100.0	55.9	33.8	22.1	44.1
		パートタイム労働者	100.0	57.2	4.3	52.8	42.8
	62	計	100.0	54.8	24.8	30.0	45.2
		一 般 労 働 者	100.0	54.9	33.0	21.9	45.1
		パートタイム労働者	100.0	54.5	5.8	48.7	45.5
	63	計	100.0	54.1	21.9	32.2	45.9
		一 般 労 働 者	100.0	53.1	29.0	24.2	46.9
		パートタイム労働者	100.0	56.2	5.8	50.3	43.8
	平成 元年	計	100.0	55.3	22.8	32.5	44.7
		一 般 労 働 者	100.0	53.0	30.7	22.2	47.0
		パートタイム労働者	100.0	60.2	6.5	53.7	39.8

資料出所 労働省「雇用動向調査」

付表 3.3 年齢階級別女子一般求職業者からの入職者数及び転職入職者数並びに割合

区 分	一般求職業者				転職入職者								
	昭和63年		平成元年		昭和63年		平成元年						
	計	一般	パート	計	一般	パート	計	一般	パート				
実 数 (千人)	計	766.7	398.3	368.4	792.0	364.6	427.4	1093.1	772.6	320.4	1089.2	772.1	317.0
	24歳以下	182.0	110.0	71.9	184.4	104.3	80.1	364.4	287.2	77.3	365.5	291.6	73.9
	25～34	202.6	112.0	90.5	191.8	95.0	96.6	277.6	201.6	76.0	276.3	205.9	70.3
	35～44	233.5	105.4	128.1	251.4	98.4	153.0	251.5	152.2	99.3	242.2	147.3	94.9
	45～54	108.6	52.9	55.8	116.0	45.7	70.3	151.0	96.3	54.7	156.8	96.5	60.3
	55～64	36.4	16.5	19.9	44.9	20.1	24.7	43.8	32.0	11.8	44.4	27.8	16.6
65歳以上	3.7	1.5	2.2	3.5	0.9	2.6	4.9	3.4	1.4	4.0	3.0	1.0	
構 成 比 (%)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	24歳以下	23.7	27.6	19.5	23.3	28.6	18.7	33.3	37.2	24.1	33.6	37.8	23.3
	25～34	26.4	28.1	24.6	24.2	26.1	22.6	25.4	26.1	23.7	25.4	26.7	22.2
	35～44	30.5	26.5	34.8	31.7	27.0	35.8	23.0	19.7	31.0	22.2	19.1	29.9
	45～54	14.2	13.3	15.1	14.6	12.5	16.4	13.8	12.5	17.1	14.4	12.5	19.0
	55～64	4.7	4.1	5.4	5.7	5.5	5.8	4.0	4.1	3.7	4.1	3.6	5.2
65歳以上	0.5	0.4	0.6	0.4	0.2	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3

付表 3 4 就業の動機別女子一般未就業者からの入職者数の割合

(単位 %)

区 分		計	主な生活 収 入	家 計 の 補 助	生活水準 の 向 上	余 暇 の 活 用	その他の 理 由
昭和 61 年	計	100.0	19.1	52.8	11.3	10.0	6.8
	一 般 労 働 者	100.0	30.0	45.7	13.4	4.7	6.3
	パートタイム労働者	100.0	9.3	59.2	9.4	14.8	7.3
62 年	計	100.0	22.3	48.6	11.6	10.7	6.8
	一 般 労 働 者	100.0	35.6	38.4	12.5	7.1	6.4
	パートタイム労働者	100.0	9.0	58.9	10.7	14.3	7.1
63 年	計	100.0	19.6	46.0	16.0	10.6	7.8
	一 般 労 働 者	100.0	30.2	35.9	19.3	5.4	9.2
	パートタイム労働者	100.0	8.4	56.7	12.5	16.1	6.4
平成 元 年	計	100.0	15.6	48.7	14.4	13.6	7.6
	一 般 労 働 者	100.0	26.5	43.9	16.6	6.6	6.4
	パートタイム労働者	100.0	6.4	52.8	12.5	19.6	8.7

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 調査時在籍者のみ。

付表35 女子の離婚理由の推察

区 分	計	契約期間満了	経営上の都合・出向	定 年	本人の責め	個人的理由	うち結婚・出産・育児		死亡・傷病その他
							うち結婚	うち出産・育児	
昭和45年	2,309.7	118.4	89.8	8.2	39.2	2,008.5	50.4		45.5
50	1,927.5	104.7	164.5	19.7	47.8	1,550.3	48.5	5.7	40.5
54	1,842.3	108.2	86.6	32.7	43.7	1,531.2	38.3	3.3	39.8
55	1,861.7	125.4	76.1	28.9	70.7	1,523.8	35.8	9.9	37.0
56	1,849.4	102.8	83.4	36.4	55.8	1,534.5	34.6	7.7	36.5
57	1,923.8	119.9	94.6	33.3	75.0	1,560.2	36.0	0.0	40.9
58	1,816.1	118.1	91.6	35.2	70.7	1,467.3	33.7	2.2	33.8
59	1,929.5	110.4	89.5	37.8	77.7	1,583.2	34.3	3.5	40.9
60	2,070.3	142.3	107.6	44.4	75.4	1,661.4	33.2		39.2
61	2,049.9	146.1	132.4	46.7	63.6	1,619.3	32.0		41.8
62	2,090.5	202.7	116.2	48.4	79.5	1,603.4	33.5		40.3
63	2,205.8	149.7	88.1	34.4	68.0	1,819.3	20.7	129.8	46.4
平成元年	2,236.4	126.6	105.2	44.5	55.2	1,993.6	21.0	120.2	38.8
昭和45年	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	2.1		2.0
50	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	2.5	2.2	2.1
54	100.0	5.9	4.7	1.8	2.4	83.1	2.0	2.8	2.2
55	100.0	6.7	4.1	1.6	3.8	81.8	1.9	3.3	2.0
56	100.0	5.6	4.5	2.0	3.0	83.0	1.8	3.6	2.0
57	100.0	6.2	4.9	1.7	3.9	81.1	1.8	3.7	2.1
58	100.0	6.5	5.0	1.9	3.9	80.8	1.8	3.6	1.9
59	100.0	5.7	4.8	2.0	3.5	82.1	1.7	3.8	2.1
60	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	1.6	3.6	1.9
61	100.0	7.1	5.5	2.3	3.1	79.0	1.5	3.6	2.0
62	100.0	8.7	6.6	2.3	3.8	76.7	1.6	3.1	1.9
63	100.0	6.8	5.5	1.6	3.1	82.5	9.4	5.9	2.1
平成元年	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	5.1	1.6

資料出所 労働省「雇用動向調査」

付表 3 6 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

区 分		求職者数(A)	求 人 数 (B)	就 職 者 数	求人倍率(B)/(A)	
中 学 校 卒 業 者	計	昭和50年	70,269人	41,773人	70,134人	5.94倍
		55	45,986	12,964	45,905	2.82
		59	45,722	8,382	45,423	1.83
		60	45,614	8,271	45,305	1.81
		61	43,021	7,868	42,779	1.83
		62	37,147	6,394	36,873	1.72
		63	35,643	6,198	35,447	1.86
		平成元年	34,124	7,818	33,928	2.29
	女	昭和50年	39,642	22,714	39,588	5.73
		55	23,115	7,278	23,082	3.15
		59	20,901	4,324	20,793	2.07
		60	20,370	4,079	20,235	2.00
		61	18,870	3,739	18,771	1.98
		62	15,756	—	15,647	—
		63	14,424	—	14,340	—
		平成元年	13,763	—	13,673	—
	男	昭和59年	24,821	40,577	24,630	1.63
		60	25,244	41,921	25,070	1.66
		61	24,151	41,291	24,008	1.71
		62	21,391	—	21,226	—
		63	21,219	—	21,107	—
		平成元年	20,361	—	20,255	—
高 等 学 校 卒 業 者	計	昭和50年	481,292	1,627,882	480,182	3.38
		55	495,159	925,239	492,000	1.87
		59	506,560	799,967	502,212	1.58
		60	476,757	841,443	472,752	1.76
		61	537,645	862,806	537,047	1.60
		62	501,257	765,648	495,502	1.53
		63	491,910	790,324	488,691	1.61
		平成元年	505,304	1,045,323	503,251	2.07
	女	昭和50年	277,935	750,189	277,293	2.70
		55	284,703	445,369	283,072	1.56
		59	290,439	387,739	287,845	1.34
		60	268,768	393,752	266,180	1.47
		61	300,986	387,547	298,154	1.29
		62	281,276	—	277,466	—
		63	274,404	—	272,322	—
		平成元年	277,331	—	276,195	—
	男	昭和59年	216,121	412,228	214,367	1.91
		60	207,989	447,691	206,572	2.15
		61	236,659	475,259	234,893	2.01
		62	219,981	—	218,036	—
		63	217,506	—	216,369	—
		平成元年	227,973	—	227,056	—

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注) 1. 各年3月卒の数値である。

2. 男女雇用機会均等法の施行に伴い、62年3月卒より求人関係の男女別の数値は調査できない。

付表 37 学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移

区 分	計	中 学 校 卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒
就 職 者 数 (人)	昭和35年	601,687	327,071	253,604	10,472
	40	696,847	300,943	354,024	24,354
	45	649,319	130,967	420,727	68,435
	50	499,085	145,989	319,338	91,321
	55	526,617	27,373	319,108	118,578
	59	543,967	27,638	326,525	125,470
	60	524,874	26,925	299,311	131,748
	61	564,536	25,580	339,442	130,748
	62	540,494	22,263	320,474	124,846
	63	560,351	20,402	312,993	151,514
構 成 比	平成元年	578,592	19,434	316,112	164,063
	昭和35年	772,035	356,526	318,898	7,445
	40	799,109	323,788	346,237	11,193
	45	707,630	140,299	395,989	12,305
	50	522,333	47,995	272,099	11,993
	55	554,776	40,042	280,585	10,578
	59	555,063	44,466	280,712	8,993
	60	538,778	43,602	264,601	9,122
	61	575,738	43,142	300,751	8,891
	62	555,921	40,382	285,223	8,375
構 成 比	63	554,461	41,283	281,224	9,367
	平成元年	561,498	40,027	290,038	10,397
	昭和35年	100,0	54,4	42,1	1,7
	40	100,0	43,2	50,8	3,5
	45	100,0	20,2	64,8	10,5
	50	100,0	9,2	64,0	18,3
	55	100,0	5,2	60,6	22,5
	59	100,0	5,1	60,0	23,1
	60	100,0	5,1	57,0	25,1
	61	100,0	4,5	60,1	23,2
構 成 比	62	100,0	4,1	59,3	23,1
	63	100,0	3,6	55,9	27,0
	平成元年	100,0	3,4	54,6	28,4
	昭和35年	100,0	54,4	42,1	1,7
	40	100,0	43,2	50,8	3,5
	45	100,0	20,2	64,8	10,5
	50	100,0	9,2	64,0	18,3
	55	100,0	5,2	60,6	22,5
	59	100,0	5,1	60,0	23,1
	60	100,0	5,1	57,0	25,1
構 成 比	61	100,0	4,5	60,1	23,2
	62	100,0	4,1	59,3	23,1
	63	100,0	3,6	55,9	27,0
	平成元年	100,0	3,4	54,6	28,4
	昭和35年	100,0	54,4	42,1	1,7
	40	100,0	43,2	50,8	3,5
	45	100,0	20,2	64,8	10,5
	50	100,0	9,2	64,0	18,3
	55	100,0	5,2	60,6	22,5
	59	100,0	5,1	60,0	23,1
構 成 比	60	100,0	5,1	57,0	25,1
	61	100,0	4,5	60,1	23,2
	62	100,0	4,1	59,3	23,1
	63	100,0	3,6	55,9	27,0
	平成元年	100,0	3,4	54,6	28,4
	昭和35年	100,0	54,4	42,1	1,7
	40	100,0	43,2	50,8	3,5
	45	100,0	20,2	64,8	10,5
	50	100,0	9,2	64,0	18,3
	55	100,0	5,2	60,6	22,5
構 成 比	59	100,0	5,1	60,0	23,1
	60	100,0	5,1	57,0	25,1
	61	100,0	4,5	60,1	23,2
	62	100,0	4,1	59,3	23,1
	63	100,0	3,6	55,9	27,0
	平成元年	100,0	3,4	54,6	28,4
	昭和35年	100,0	54,4	42,1	1,7
	40	100,0	43,2	50,8	3,5
	45	100,0	20,2	64,8	10,5
	50	100,0	9,2	64,0	18,3
構 成 比	55	100,0	5,2	60,6	22,5
	59	100,0	5,1	60,0	23,1
	60	100,0	5,1	57,0	25,1
	61	100,0	4,5	60,1	23,2
	62	100,0	4,1	59,3	23,1
	63	100,0	3,6	55,9	27,0
	平成元年	100,0	3,4	54,6	28,4
	昭和35年	100,0	54,4	42,1	1,7
	40	100,0	43,2	50,8	3,5
	45	100,0	20,2	64,8	10,5
構 成 比	50	100,0	9,2	64,0	18,3
	55	100,0	5,2	60,6	22,5
	59	100,0	5,1	60,0	23,1
	60	100,0	5,1	57,0	25,1
	61	100,0	4,5	60,1	23,2
	62	100,0	4,1	59,3	23,1
	63	100,0	3,6	55,9	27,0
	平成元年	100,0	3,4	54,6	28,4
	昭和35年	100,0	54,4	42,1	1,7
	40	100,0	43,2	50,8	3,5

付表38 産業別新規学卒就職者数の構成比の推移

(1) 4年制大学

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	59年	60年	61年	62年	63年	平成 元年
女	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
	鉱業	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
	建設業	2.5	2.2	1.9	2.0	1.8	1.8	2.3	2.7
	製造業	14.0	12.2	16.7	17.1	18.2	16.6	16.9	18.2
	電気・ガス・熱 供給・水道業	0.1	0.3	0.3	0.7	0.3	0.3	0.3	0.2
	運輸・通信業	2.4	2.2	2.1	2.6	2.1	2.5	2.9	2.9
	卸売・小売業、 飲食店	12.0	13.2	14.0	12.3	13.1	13.3	13.7	12.9
	金融・保険業	8.8	3.1	4.7	5.4	5.8	7.0	9.3	9.5
	不動産業	0.5	0.4	0.5	0.6	0.5	0.7	1.0	0.9
	サービス業	53.2	58.0	52.7	51.8	50.4	49.6	45.6	45.6
	医療保健業	5.4	7.2	6.0	5.6	5.3	5.4	5.1	4.5
	教育	39.0	39.2	29.6	28.4	25.1	23.6	20.6	21.5
	公務	4.7	7.0	6.2	6.8	7.0	7.2	7.3	6.6
	上記以外のもの	1.6	1.2	0.7	0.6	0.5	0.7	0.5	0.4
男	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.6	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
	鉱業	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
	建設業	7.8	7.4	6.4	5.6	5.4	5.7	6.5	6.6
	製造業	29.7	27.6	29.9	31.4	31.6	30.1	28.0	29.8
	電気・ガス・熱 供給・水道業	0.7	0.8	0.6	0.9	0.7	0.8	0.9	0.7
	運輸・通信業	3.5	2.5	2.3	2.8	2.8	2.7	3.1	3.5
	卸売・小売業、 飲食店	18.7	19.8	17.2	15.5	15.8	16.5	16.2	16.4
	金融・保険業	12.7	10.1	10.7	10.0	9.8	10.4	11.6	11.1
	不動産業	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	1.0	1.0
	サービス業	13.9	17.8	20.8	21.5	21.9	22.0	21.1	20.4
	医療保健業	1.1	1.7	1.5	1.4	1.4	1.5	1.4	1.3
	教育	6.6	7.9	7.7	7.8	7.2	6.8	5.8	6.0
	公務	10.5	11.8	10.2	10.4	10.2	10.0	10.5	9.6
	上記以外のもの	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6	0.7	0.7

資料出所 文部省「学校基本調査」

(2) 短期大学

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	59年	60年	61年	62年	63年	平成 元年
女	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
	鉱業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
	建設業	1.7	2.2	2.1	2.1	2.1	2.3	2.7	3.0
	製造業	18.4	17.6	19.4	21.2	18.1	15.9	16.1	19.0
	電気・ガス・熱 供給・水道業	0.8	0.9	0.8	1.3	1.0	0.9	0.8	0.6
	運輸・通信業	2.2	2.3	2.7	3.1	2.5	2.6	2.6	2.9
	卸売・小売業, 飲食店	12.9	14.6	13.7	13.4	15.6	15.6	17.1	17.0
	金融・保険業	16.4	13.8	17.3	16.1	15.2	17.9	17.2	17.5
	不動産業	0.6	0.5	0.6	0.7	0.7	0.8	1.0	0.9
	サービス業	42.1	40.4	37.1	36.6	39.3	38.8	37.9	35.1
	医療保健業	4.8	6.0	6.4	6.2	7.1	7.4	6.8	6.3
	教育	22.6	14.6	11.8	10.5	10.4	9.8	9.0	8.2
	公務	3.3	5.8	4.9	4.5	4.4	4.3	3.9	3.3
	上記以外のもの	1.2	1.4	1.1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
男	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	5.5	5.8	5.3	4.8	4.8	3.8	2.9	2.5
	鉱業	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0
	建設業	9.2	6.6	5.2	5.5	5.3	5.2	4.8	5.8
	製造業	25.5	22.7	23.2	23.3	20.3	19.4	19.2	21.2
	電気・ガス・熱 供給・水道業	1.2	0.9	1.5	1.3	1.0	0.9	0.9	0.5
	運輸・通信業	2.9	4.3	2.3	5.3	2.2	2.1	1.8	1.7
	卸売・小売業, 飲食店	20.9	23.4	24.3	22.7	29.3	30.7	33.0	32.1
	金融・保健業	3.0	2.2	1.7	2.0	2.1	2.1	1.9	2.2
	不動産業	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
	サービス業	14.1	19.3	22.4	21.2	23.6	24.9	25.3	24.9
	医療保健業	1.9	3.8	5.5	6.1	7.0	8.1	8.5	7.7
	教育	3.1	2.8	2.7	2.1	1.6	1.6	1.1	1.1
	公務	13.8	11.7	12.0	12.1	9.1	8.7	7.5	6.7
	上記以外のもの	3.3	2.6	1.6	1.5	1.8	1.9	2.1	2.0

付表39 職業別4年制大学卒就職者数及び構成比の推移

区 分		昭和 50年	55年	59年	60年	62年	63年	平成 元年
実 数	女	計	42,437	61,558	64,644	66,890	72,911	78,983
		専門的・技術的 職業従事者	22,369	34,420	31,864	33,747	35,987	35,741
		技術者	1,446	2,442	6,245	7,022	10,054	10,638
		教員	16,185	23,058	17,474	18,297	16,737	15,923
		保健医療従事者	2,996	4,849	4,280	4,536	4,514	4,681
		その他	1,742	4,071	3,865	3,896	4,682	4,499
		事務従事者	17,152	22,540	26,200	26,149	27,580	31,311
		販売従事者	1,302	3,164	4,840	5,230	7,390	7,551
		その他	1,614	1,448	1,740	1,737	1,954	2,385
(内)	男	計	190,246	223,571	220,892	221,453	221,941	221,036
		専門的・技術的 職業従事者	68,595	79,927	83,560	86,392	91,252	86,857
		技術者	50,524	55,515	60,359	61,996	68,017	64,215
		教員	12,046	17,077	16,241	17,255	15,443	13,543
		保健医療従事者	2,507	3,334	3,045	3,220	3,007	3,280
		その他	3,518	4,001	3,915	3,921	4,785	4,655
		事務従事者	65,627	73,763	68,853	69,737	64,723	72,525
		販売従事者	43,230	57,753	58,464	55,197	56,296	51,630
		その他	12,794	12,128	10,015	9,212	9,670	12,101
構 成 比 (%)	女	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		専門的・技術的 職業従事者	52.7	55.9	49.3	50.5	49.4	45.3
		技術者	3.4	4.0	9.7	10.5	13.8	13.5
		教員	38.1	37.5	27.0	27.4	23.0	20.2
		保健医療従事者	7.1	7.9	6.6	6.8	6.2	5.9
		その他	4.1	6.6	6.0	5.8	6.4	5.7
		事務従事者	40.4	36.6	40.5	39.1	37.8	41.6
		販売従事者	3.1	5.1	7.5	7.8	10.1	10.2
男		その他	3.8	2.4	2.7	2.5	2.7	2.9
		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		専門的・技術的 職業従事者	36.1	35.8	37.8	39.0	41.1	38.8
		技術者	26.6	24.8	27.3	28.0	30.6	28.8
		教員	6.3	7.6	7.4	7.8	7.0	5.7
		保健医療従事者	1.3	1.5	1.4	1.5	1.4	1.4
		その他	1.8	1.8	1.8	1.8	2.2	2.1
		事務従事者	34.5	33.0	31.2	31.5	29.2	32.6
		販売従事者	22.7	25.8	26.5	24.9	25.4	23.2
		その他	5.7	5.4	4.5	4.2	4.4	4.1

資料出所 文部省「学校基本調査」

付表 40 学校種類別進学率の推移

(単位 %)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年	42.5	36.7	48.0	—	—	—	—	—	—
30	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
35	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	6.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
54	94.0	95.0	93.0	11.3	20.9	2.1	26.1	12.2	39.3
55	94.2	95.4	93.1	11.3	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
60	93.8	94.9	92.8	11.1	20.8	2.0	26.5	13.7	38.6
61	93.8	94.9	92.8	11.1	21.0	1.7	23.6	12.5	34.2
62	93.9	95.0	92.8	11.4	21.5	1.8	24.7	13.6	35.3
63	94.1	95.3	92.9	11.6	21.8	1.8	25.1	14.4	35.3
平成元	94.1	95.3	93.0	11.7	22.1	1.7	24.7	14.7	34.1
2	94.4	95.6	93.2	11.7	22.2	1.7	24.6	15.2	33.4

資料出所 文部省「学校基本調査」

注) 1. 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業者数}} \times 100$

2. 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)} \cdot \text{短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業者数}} \times 100$

(通信教育者を含まない。)

付表 4 1 関係学科別大学在学学生数の構成比の推移

区 分		在 学 生 数 (人)	構 成 比 (%)											
			計	人 文 科 学	社 会 科 学	理 学	工 学	農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	そ の 他
女	昭和50年	356,167	100.0	36.2	15.0	2.0	0.8	1.5	8.4	—	8.1	19.6	6.4	2.0
	55	389,881	100.0	35.9	14.7	2.2	1.3	1.8	8.9	0.0	8.1	18.2	7.1	1.7
	59	405,923	100.0	35.5	14.7	2.6	2.1	2.1	9.4	0.0	7.8	17.1	7.1	1.5
	60	414,384	100.0	35.4	15.1	2.6	2.3	2.1	9.5	0.0	7.7	16.9	6.9	1.5
	61	430,837	100.0	35.5	15.5	2.5	2.3	2.1	9.5	0.0	7.6	16.5	6.7	1.5
	62	453,488	100.0	35.9	16.4	2.4	2.3	2.1	9.3	0.0	7.4	16.1	6.4	1.6
	63	482,844	100.0	36.3	17.7	2.3	2.4	2.2	8.9	0.0	7.1	15.4	5.1	1.6
	平成元年	518,283	100.0	36.3	19.1	2.3	2.5	2.4	8.5	0.0	6.8	14.5	5.9	1.8
男	昭和50年	1,295,836	100.0	6.7	49.0	3.3	25.5	4.1	4.8	0.1	0.0	3.8	1.3	1.2
	55	1,351,615	100.0	7.4	47.9	3.4	24.6	3.9	5.7	0.1	0.0	4.9	1.2	0.9
	59	1,328,157	100.0	7.7	46.4	3.7	24.9	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	60	1,320,008	100.0	7.6	46.1	3.7	25.3	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	61	1,327,798	100.0	7.5	46.1	3.7	25.6	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.1
	62	1,352,536	100.0	7.4	46.3	3.7	25.7	3.8	5.7	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2
	63	1,378,462	100.0	7.2	46.6	3.7	25.9	3.8	5.5	0.1	0.0	4.7	1.2	1.4
	平成元年	1,410,854	100.0	7.2	46.8	3.7	26.0	3.7	5.2	0.1	0.0	4.6	1.2	1.4

資料出所 文部省「学校基本調査」

付表 4 2 1 人平均月間給与額

(事業所規模30人以上)

(単位 円)

現 金 給 与 総 額		き ま っ て 支 給 す る 給 与		特 別 に 支 払 わ れ た 給 与	
女	男	女	男	女	男
216,426	429,911	164,092	316,382	52,334	113,529

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成元年)

付表 43 産業別1人平均月間現金給与総額
(事業所規模30人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額	
	女	男
	円	円
調 査 産 業 計	216,426	429,911
鉱 業	199,667	375,430
建 設 業	189,874	404,326
製 造 業	173,097	414,981
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	144,522	373,800
織 維 工 業	151,423	348,151
衣服その他の繊維製品製造業	138,342	327,948
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	160,474	306,304
出 版 ・ 印 刷 同 関 連 産 業	232,674	466,613
化 学 工 業	254,025	501,900
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	188,915	384,273
金 属 製 品 製 造 業	176,329	384,877
一 般 機 械 器 具 製 造 業	194,013	421,427
電 気 機 械 器 具 製 造 業	173,459	413,609
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	200,841	421,173
精 密 機 械 器 具 製 造 業	188,212	406,148
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	287,984	518,683
運 輸 ・ 通 信 業	272,224	409,985
卸 売 ・ 小 売 業, 飲 食 店	165,466	397,873
金 融 ・ 保 險 業	312,137	655,643
不 動 産 業	233,595	498,372
サ ー ビ ス 業	270,303	453,248

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成元年)

付表44 きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び男女間格差の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	きまって支給する現金給与額			所 定 内 給 与 額		
	女	男	男女格差 (男子=100)	女	男	男女格差 (男子=100)
	千円	千円		千円	千円	
昭和 35 年	9.9	22.0	45.0	—	—	—
40	18.2	35.5	51.3	17.5	31.6	55.4
45	35.2	68.4	51.5	33.7	60.1	56.1
50	88.5	150.2	58.9	85.7	139.6	61.4
55	122.5	221.7	55.3	116.9	198.6	58.9
56	130.5	235.3	55.5	124.6	211.4	58.9
57	136.2	246.1	55.3	130.1	222.0	58.6
58	141.2	254.4	55.5	134.7	229.3	58.7
59	146.6	265.1	55.3	139.2	237.5	58.6
60	153.6	274.0	56.1	145.8	244.6	59.6
61	158.9	280.8	56.6	150.7	252.4	59.7
62	164.8	286.1	57.6	155.9	257.7	60.5
63	169.5	296.1	57.2	160.0	264.4	60.5
平成元年	176.7	310.0	57.0	166.3	276.1	60.2

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 1. 45年以前はサービス業を含まない。

2. 50年までは民・公営計、55年以降は民営の数値である。

付表45 年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差
(産業計、企業規模計、学歴計)

年 齢	所 定 内 給 与 額		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100)		男 女 格 差 (男子=100)
	女	男	女	男	
計	千円	千円	—	—	60.2
17歳以下	107.3	119.3	73.7	71.8	89.9
18 ~ 19	125.3	137.2	86.1	82.6	91.3
20 ~ 24	145.6	166.2	100.0	100.0	87.6
25 ~ 29	168.2	205.0	115.5	123.3	82.0
30 ~ 34	178.5	250.7	122.6	150.8	71.2
35 ~ 39	178.5	291.0	122.6	175.1	61.3
40 ~ 44	182.2	327.1	125.1	196.8	55.7
45 ~ 49	180.4	352.5	123.9	212.1	51.2
50 ~ 54	177.7	347.3	122.0	209.0	51.2
55 ~ 59	179.6	302.2	123.4	181.8	59.4

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年6月)

注) 計は60歳以上を含む数値である。

付表46 所定内給与額の年齢階級別男女間格差の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

(男子=100)

年	17歳 以下	18～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59
昭和40年	97.8	88.8	78.2	67.1	58.1	52.1	44.7		46.0	
45	91.9	87.2	79.7	67.7	54.5	50.5	47.9		49.5	
50	92.7	91.1	85.3	75.5	63.9	55.9	54.1	56.1	53.5	58.2
55	89.2	92.3	87.2	77.4	64.7	54.9	49.5	49.8	53.8	59.7
56	91.8	92.6	87.8	78.4	65.6	54.7	50.6	49.0	53.4	61.6
57	90.6	91.9	87.6	78.6	65.1	55.2	49.6	48.5	52.5	60.5
58	93.2	92.3	87.7	79.1	66.0	56.8	50.4	48.5	51.6	60.4
59	93.8	92.1	88.0	80.2	66.5	57.4	50.6	48.2	51.2	59.8
60	94.0	92.1	88.2	81.0	69.0	58.9	52.2	49.9	52.0	62.3
61	93.8	91.9	88.0	81.4	69.7	60.0	52.7	50.1	51.8	62.4
62	93.3	91.2	88.6	82.1	70.8	61.5	55.1	51.0	52.1	62.4
63	93.5	91.8	88.2	81.5	70.5	61.4	55.4	51.3	51.6	61.3
平成元年	89.9	91.3	87.6	82.0	71.2	61.3	55.7	51.2	51.2	59.4

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 50年までは民・公営計、55年からは民営の数値である。

付表47 中途採用者の初給賃金、

学歴、年齢		所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100)		男女格差 (男子=100)
		女	男	女	男	
旧 小 ・ 新 中 卒	計	118.8	190.3	—	—	62.4
	17歳以下	105.3	117.1	85.5	66.0	89.9
	18~19	115.5	141.9	93.8	80.0	81.4
	20~24	123.2	177.4	100.0	100.0	69.4
	25~29	124.0	202.6	100.6	114.2	61.2
	30~34	115.9	207.8	94.1	117.1	55.8
	35~39	116.9	220.2	94.9	124.1	53.1
	40~44	118.7	224.9	96.3	126.8	52.8
	45~49	126.7	220.8	102.8	124.5	57.4
	50~54	118.8	211.8	96.4	119.4	56.1
旧 中 ・ 新 高 卒	計	128.9	176.4	—	—	73.1
	17歳以下	105.6	—	80.1	—	—
	18~19	123.7	135.1	93.9	84.0	91.6
	20~24	131.8	160.8	100.0	100.0	82.0
	25~29	136.4	185.1	103.5	115.1	73.7
	30~34	132.3	204.7	100.4	127.3	64.6
	35~39	128.8	216.5	97.7	134.6	59.5
	40~44	131.6	225.0	99.8	139.9	58.5
	45~49	131.4	229.5	99.7	142.7	57.3
	50~54	135.2	224.7	102.6	139.7	60.2

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年6月)

注) 1. 中途採用者の初給賃金とは、勤続「0年」の労働者(新規学卒者を含む)の賃金である。

2. 計は55歳以上を含む。

年齢間格差及び男女間格差

学歴、年齢		所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20～24歳=100)		男女格差 (男子=100)
		女	男	女	男	
短大・高専卒	計	146.8	176.3	—	—	83.3
	20～24歳	142.4	151.3	100.0	100.0	94.1
	25～29	158.2	195.1	111.1	128.9	81.1
	30～34	159.6	224.1	112.1	148.1	71.2
	35～39	157.4	244.5	110.5	161.6	64.4
	40～44	165.7	280.5	116.4	185.4	59.1
	45～49	170.5	288.1	119.7	190.4	59.2
	50～54	185.0	274.6	129.9	181.5	67.4
旧大・新大卒	計	176.9	223.4	—	—	79.2
	20～24歳	162.8	170.8	100.0	100.0	95.3
	25～29	193.6	207.2	118.9	121.3	93.4
	30～34	211.2	293.5	129.7	171.8	72.0
	35～39	209.4	319.4	128.6	187.0	65.6
	40～44	188.0	353.7	115.5	207.1	53.2
	45～49	242.8	385.6	149.1	225.8	63.0
	50～54	193.1	381.1	118.6	223.1	50.7

付表 4 8 標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差
(産業計、企業規模計)

学歴、年齢	所定内給与額(千円)		年齢間格差 (20~24歳=100)		男女格差 (男子=100)		学歴、年齢		所定内給与額(千円)		年齢間格差 (20~24歳=100)		男女格差 (男子=100)	
	女	男	女	男	女	男			女	男	女	男	女	男
17歳以下	107.9	118.6	81.0	71.2		91.0								
小 18 ~ 19	118.9	131.6	89.3	79.0	旧 18 ~ 19歳	90.3			126.5	136.6	87.7	85.0	92.6	89.8
学 20 ~ 24	133.2	166.6	100.0	100.0	中 20 ~ 24	80.0			144.3	160.7	100.0	100.0		
・ 25 ~ 29	154.8	200.9	116.2	120.6	・ 25 ~ 29	77.1			170.9	199.8	118.4	124.3	85.5	
新 30 ~ 34	175.0	233.5	131.4	140.2	新 30 ~ 34	74.9			205.4	254.1	142.3	158.1	80.8	
中 35 ~ 39	194.0	265.4	145.6	159.3	高 35 ~ 39	73.1			231.9	305.0	160.7	189.8	76.0	
卒 40 ~ 44	212.4	307.8	159.5	184.8	卒 40 ~ 44	69.0			264.0	367.2	183.0	228.5	71.9	
45 ~ 49	224.1	339.8	168.2	204.0	45 ~ 49	66.0			309.8	430.7	214.7	268.0	71.9	
50 ~ 54	279.6	363.2	209.9	218.0	50 ~ 54	77.0			320.1	471.1	221.8	293.2	67.9	
高 20 ~ 24歳	149.5	159.8	100.0	100.0	旧 20 ~ 24歳	93.6			170.4	178.0	100.0	100.0	95.7	
専 25 ~ 29	180.5	204.6	120.7	128.0	大 25 ~ 29	88.2			194.3	214.4	114.0	120.4	90.6	
・ 30 ~ 34	213.1	256.5	142.5	160.5	・ 30 ~ 34	83.1			235.2	275.8	138.0	154.9	85.3	
短 35 ~ 39	249.8	319.5	167.1	199.9	新 35 ~ 39	78.2			298.7	355.0	175.3	199.4	84.1	
大 40 ~ 44	279.3	362.3	186.8	226.7	大 40 ~ 44	77.1			348.2	430.7	204.3	242.0	80.8	
卒 45 ~ 49	339.0	404.4	226.8	253.1	卒 45 ~ 49	83.8			417.9	525.7	245.2	295.3	79.5	
50 ~ 54	371.7	466.8	248.6	292.1	50 ~ 54	79.6			465.7	595.1	273.3	334.3	78.3	

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年6月)

(注) 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

付表 4-9 新規卒業者の初任給額の推移
(産業計、企業規模計)

年	中 卒				高 卒				高専・短大卒				大卒 (事務系)				大卒 (技術系)			
	女	男	男女格差 (男=100)		女	男	男女格差 (男=100)		女	男	男女格差 (男=100)		女	男	男女格差 (男=100)		女	男	男女格差 (男=100)	
昭和52年	千円 63.8	千円 70.4	90.6	千円 78.4	千円 81.9	95.7	98.5	千円 87.9	千円 86.6	94.4	94.4	千円 95.3	千円 101.0	94.4	94.4	千円 95.3	千円 101.0	94.4	94.4	千円 95.3
55	73.2	81.1	90.3	88.3	92.8	95.2	96.7	100.7	97.4	94.9	94.9	108.7	114.5	94.9	94.9	108.7	114.5	94.9	94.9	108.7
57	81.3	91.0	89.3	97.5	103.4	94.3	96.1	111.2	106.9	93.6	93.6	119.1	127.2	93.6	93.6	119.1	127.2	93.6	93.6	119.1
58	86.3	93.0	92.8	100.0	106.2	94.2	93.9	116.8	109.7	93.9	93.9	124.1	132.2	93.9	93.9	124.1	132.2	93.9	93.9	124.1
59	89.7	94.6	94.8	103.0	108.8	94.7	94.2	120.0	113.0	94.2	94.2	128.7	135.8	94.8	94.8	128.7	135.8	94.8	94.8	128.7
60	91.7	96.2	95.3	106.2	112.2	94.7	94.7	123.6	117.0	94.7	94.7	133.5	138.9	96.1	96.1	133.5	138.9	96.1	96.1	133.5
61	93.7	99.7	94.0	108.5	115.4	94.0	95.3	126.5	120.5	95.3	95.3	138.4	143.2	96.6	96.6	138.4	143.2	96.6	96.6	138.4
62	97.1	103.0	94.3	110.1	118.1	93.2	95.6	128.3	122.7	95.6	95.6	142.1	147.3	96.5	96.5	142.1	147.3	96.5	96.5	142.1
63	98.9	104.9	94.3	113.8	120.3	94.6	95.1	132.3	125.8	95.1	95.1	148.6	152.4	97.5	97.5	148.6	152.4	97.5	97.5	148.6
平成元年	101.4	112.1	90.5	118.3	125.6	94.2	95.2	138.4	131.7	95.2	95.2	155.1	160.2	96.8	96.8	155.1	160.2	96.8	96.8	155.1

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 1. 初任給はベースアップ後の確定数値であり、所定内給与額から通勤手当を除いたものである。
2. 大卒 (技術系) については61年以前は統計をとっていない。

付表50 学歴、初任給額階級別新規卒者数の割合
(産業、企業規模計)

(単位 %)

初任給額階級	女				男				子	
	大 卒	短大・高専卒	高 卒	中 卒	大 卒	短大・高専卒	高 卒	中 卒		
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
(千円)										
～ 79.9				1.5				1.6		
80.0～89.9			2.2	3.8			0.4	2.3		
90.0～99.9		1.3	5.3	27.0		0.5	1.6	14.7		
100.0～109.9		4.3	13.6	56.1		1.6	6.5	34.7		
110.0～119.9	1.6	9.4	25.8	8.3	0.5	5.6	17.3	17.9		
120.0～129.9	3.4	24.1	40.0	1.9	1.2	15.6	41.6	13.5		
130.0～139.9	6.5	36.1	10.7	0.0	2.8	25.9	23.7	3.0		
140.0～149.9	15.6	19.1	1.8	0.1	7.4	33.0	4.7	2.7		
150.0～159.9	32.9	3.2	0.3	1.4	28.5	12.8	1.6	9.7		
160.0～169.9	29.4	1.4	0.3		44.4	3.6	2.6			
170.0～179.9	6.5	0.4			9.1	0.9				
180.0～189.9	1.8	0.6			4.4	0.6				
190.0～199.9	1.0				0.8					
200.0～	1.2				0.8					

〇以下、正米減額51/

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年6月)

付表 5 1 産業別月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模 30 人以上）

産 業	月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出勤日数(日)	
	総実労働時間数		所 定 内		所定外		女	男
	女	男	女	男	女	男		
調 査 産 業 計	158.9	181.8	151.4	161.7	7.5	20.1	21.2	21.5
鉱 業	173.3	190.8	166.7	169.9	6.6	20.9	22.1	22.5
建 設 業	172.5	189.7	165.8	172.4	6.7	17.3	21.9	22.6
製 造 業	164.4	186.3	156.1	160.8	8.3	25.5	20.9	21.0
食 料 品 ・ 飲 料 ・ 飼 料 ・ たばこ製造業	159.0	188.0	150.8	166.5	8.2	21.5	21.1	22.1
繊 維 工 業	169.7	189.7	163.5	169.0	6.2	20.7	21.6	22.0
衣服その他の繊維製品製造業	175.4	185.8	170.4	173.9	5.0	11.9	22.2	22.3
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	180.0	199.3	172.1	176.7	7.9	22.6	22.3	22.7
出版・印刷・同関連産業	171.8	189.2	159.4	163.8	12.4	25.4	21.5	21.8
化 学 工 業	156.5	167.8	149.6	153.4	6.9	14.4	20.0	20.5
窯業・土石製品製造業	171.6	187.0	161.9	163.3	9.7	23.7	21.4	21.8
金 属 製 品 製 造 業	166.6	192.8	158.2	164.7	8.4	28.1	20.8	21.3
一般機械器具製造業	163.2	188.8	154.1	161.1	9.1	27.7	20.3	20.8
電気機械器具製造業	160.8	185.0	152.1	157.5	8.7	27.5	20.3	20.3
輸送用機械器具製造業	167.3	193.4	154.4	159.3	12.9	34.1	20.2	20.6
精密機械器具製造業	160.2	181.5	152.3	159.7	7.9	21.8	20.2	20.6
電気・ガス・熱供給・水道業	158.1	169.2	151.5	151.4	6.6	17.8	19.8	20.0
運 輸 ・ 通 信 業	157.1	192.3	148.2	166.2	8.9	26.1	21.0	22.0
卸売・小売業、飲食店	148.1	174.0	142.2	161.3	5.9	12.7	21.6	22.1
金 融 ・ 保 險 業	149.9	160.3	142.2	148.6	7.7	11.7	19.8	20.4
不 動 産 業	160.3	175.7	152.3	162.8	8.0	12.9	21.5	21.9
サ ー ビ ス 業	160.6	173.3	153.2	159.0	7.4	14.3	21.6	21.5

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成元年)

付表52 月間実労働時間数及び出勤日数の推移
(事業所規模30人以上)

年	月 間 実 労 働 時 間 数						出 勤 日 数	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日
昭和 35 年	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
40	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8
45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8
55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1	21.8	22.0
56	163.5	180.5	157.5	163.7	6.0	16.8	21.7	21.9
57	162.9	180.3	156.9	163.8	6.0	16.5	21.7	21.9
58	162.9	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8	21.7	21.9
59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9	21.8	22.0
60	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8	21.7	21.9
61	162.2	181.9	155.4	163.6	6.8	18.3	21.6	21.9
62	162.7	182.6	155.6	163.9	7.1	18.7	21.6	21.9
63	161.1	183.5	153.5	163.7	7.6	19.8	21.6	21.8
平成 元 年	158.9	181.8	151.4	161.7	7.5	20.1	21.2	21.5

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

注) 40年以前はサービス業を含まない数値である。

付表 53 勤労者世帯の家計収支の推移

年	実 収 入			可処分所得	消費支出	世帯人員	有業人員	実収入に占める妻の収入の割合
	円	世帯主収入	妻の収入					
昭和40年	65,141	54,111	2,823	59,557	49,335	4.13	1.53	4.3
45	112,949	94,632	5,049	103,634	82,582	3.90	1.55	4.5
50	236,152	198,316	15,294	215,509	166,032	3.82	1.50	6.5
55	349,686	293,362	24,397	305,549	238,126	3.83	1.50	7.0
56	367,111	307,533	26,207	317,279	251,275	3.80	1.51	7.2
57	393,014	327,120	29,747	335,526	266,063	3.80	1.55	7.6
58	405,517	337,395	31,960	344,113	272,199	3.79	1.55	7.9
59	424,025	351,413	34,698	359,353	282,716	3.79	1.57	8.2
60	444,846	367,036	35,677	373,693	289,489	3.79	1.57	8.0
61	452,942	373,267	37,393	379,520	293,630	3.78	1.57	8.3
62	460,613	376,242	38,302	387,314	295,915	3.77	1.52	8.3
63	481,250	394,956	43,195	405,938	307,204	3.74	1.63	9.0
平成元年	495,849	410,117	40,892	421,435	316,489	3.72	1.63	8.2

資料出所 総務庁統計局「家計調査」
注) 1世帯当たり年平均1か月間の収入。

付表54 共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比
勤労者世帯（核家族世帯）

項 目	金 額 (円)		構 成 比 (%)	
	夫婦共働き 世 帯	世帯主のみ 働いている 世 帯	夫婦共働き 世 帯	世帯主のみ 働いている 世 帯
実 収 入	529,035	462,078	100.0	100.0
勤め先収入	504,329	438,460	95.3	94.9
世帯主収入	401,198	438,460	75.8	94.9
定期収入	309,575	338,176	58.5	73.2
臨時収入・賞与	91,622	100,285	17.3	21.7
妻の収入	102,833	0	19.4	—
他の世帯員収入	298	0	0.1	—
事業・内職収入	9,440	1,789	1.8	0.4
他の経常収入	5,105	10,761	1.0	2.3
可処分所得	452,872	389,129	—	—
消 費 支 出	322,863	299,914	100.0	100.0
食 料	76,740	72,797	23.8	24.3
外 食	15,265	11,951	4.7	4.0
住 居	16,097	17,842	5.0	5.9
家賃地代	11,723	13,936	3.6	4.6
光熱・水道	14,761	15,089	4.6	5.0
家具・家事用品	11,663	12,102	3.6	4.0
被服及び履物	22,787	21,388	7.1	7.1
洋服	9,800	8,813	3.0	2.9
保健医療	7,112	8,949	2.2	3.0
交通通信	33,790	30,861	10.5	10.3
自動車等関係費	20,315	17,045	6.3	5.7
教 育	18,627	14,443	5.8	4.8
教養娯楽	31,268	30,638	9.7	10.2
その他の消費支出	90,017	75,804	27.9	25.3
諸 雑 費	16,683	13,706	5.2	4.6
こづかい(使途不明)	34,679	30,721	10.7	10.2
交 際 費	28,001	25,900	8.7	8.6
仕送り金	10,653	5,477	3.3	1.8
土地家屋借金返済	28,567	20,131	6.3	5.2
平均消費性向(%)	71.3	77.1	*73.3	*77.3
金融資産純増率(%)	18.3	16.5	*17.2	*13.6

資料出所 総務庁統計局「家計調査」(平成元年)

注) 1. 土地家屋借金返済の構成比欄には可処分所得に対する割合を示した。

2. 平均消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合。

3. 金融資産純増率は可処分所得に対する金融資産純増(貯蓄純増に有価証券購入と有価証券売却との差を加えたもの)の割合。

4. *印は63年の数値を示す。

付表 5 5 労働組合員数及び推定組織率の推移

年	女			男			組合員総数 に占める 女子の割合
	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	
	人	万人	%	人	万人	%	%
昭和45年	3,201,202	1,089	29.4	8,280,004	2,187	37.9	27.9
50	3,445,776	1,190	29.0	9,027,198	2,479	36.4	27.6
55	3,378,131	1,374	24.6	8,862,521	2,638	33.6	27.6
56	3,409,154	1,394	24.5	8,946,218	2,661	33.6	27.6
57	3,427,828	1,417	24.2	8,990,519	2,685	33.5	27.6
58	3,417,761	1,478	23.1	8,993,227	2,732	32.9	27.5
59	3,411,925	1,535	22.2	8,946,150	2,746	32.6	27.6
60	3,393,970	1,545	22.0	8,925,386	2,756	32.4	27.5
61	3,385,192	1,596	21.2	8,895,791	2,787	31.9	27.6
62	3,364,581	1,634	20.6	8,830,856	2,814	31.4	27.6
63	3,354,566	1,680	20.0	8,802,568	2,885	30.5	27.6
平成元年	3,367,668	1,778	18.9	8,782,421	2,942	29.9	27.7

資料出所 労働省「労働組合基礎調査」(各年6月)
総務庁統計局「労働力調査」(各年6月)

注) 1. 付表 5 6 注) 参照

$$2. \text{推定組織率} = \frac{\text{組合員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$$

付表56 産業別労働組合数及び組合員数

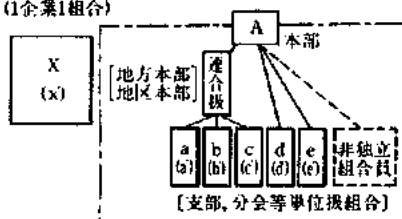
産 業	組 合 数	組 合 員 数		組合員総数 に占める 女子の割合	女子組合 員の産業 別構成比
		総 数	女 子		
		人	人	%	%
全 産 業	72,605	12,150,089	3,367,668	27.7	100.0
農 林 業	929	45,628	4,595	10.1	0.1
漁 業	62	12,252	811	6.6	0.0
鉱 業	195	21,620	1,814	8.4	0.1
建 設 業	3,744	813,359	60,715	7.5	1.8
製 造 業	18,052	3,922,028	774,535	19.7	23.0
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1,481	224,683	24,178	10.8	0.7
運 輸 ・ 通 信 業	14,293	1,685,003	164,959	9.8	4.9
卸売・小売業、飲食店	7,633	1,032,704	378,102	36.6	11.2
金 融 ・ 保 険 業	5,310	1,112,427	637,877	57.3	18.9
不 動 産 業	219	17,304	3,648	21.1	0.1
サ ー ビ ス 業	14,807	1,898,535	831,048	43.8	24.7
公 務	5,549	1,324,633	475,366	35.9	14.1

資料出所 労働省「労働組合基礎調査」(平成元年6月)

- 注) 1. 労働組合数は単位労働組合で把握。単位労働組合とは単位組織組合(規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、独自の活動を行い得る下部組織をもたない組合をいう。)と単一組織組合(規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつその内部に単位組織組合に準じた機能をもつ組織(支部、分会等)を有する組合をいう。)の最下部組織である支部、分会等単位組織組合とをそれぞれ1組合としたものである。
2. 全産業には分類不能の産業を含む。

(参考)

単位組織組合 (1企業1組合) 単一組織組合



単位労働組合

組合数 = $\overline{X} + \overline{a} + \overline{b} + \overline{c} + \overline{d} + \overline{e}$ (6組合)
組合員数 = $(x) + (a) + (b) + (c) + (d) + (e)$

単一労働組合

組合数 = $\overline{X} + \overline{A}$ (2組合)
組合員数 = $(x) + (a) + (b) + (c) + (d) + (e)$
+ 非独立組合員

付表57 労働組合への加入の有無、加入の動機別労働者の割合

(単位 %)

性	会社に労働組合があり、メンバー制である者計	組合に加入している者	同僚たちが加入しているのに加入した	組合の人からすすめられて加入した	自分からすすんで加入した	その他	不明	組合に加入していない者
計	100.0	78.3 (100.0)	(14.7)	(42.7)	(28.9)	(4.2)	(9.5)	21.7
男子	100.0	77.8 (100.0)	(14.9)	(33.8)	(34.8)	(4.9)	(11.6)	22.2
女子	100.0	79.8 (100.0)	(14.4)	(64.8)	(14.1)	(2.4)	(4.2)	20.2

資料出所 労働省「労働コミュニケーション調査」(平成元年)

付表58 短時間雇用者数及び構成比の推移(非農林業)

年	総 数			女		
	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
昭和35年	2,106	133	6.3	639	57	8.9
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
54	3,793	366	9.6	1,280	236	18.4
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3
56	3,951	395	10.0	1,359	266	19.6
57	4,013	416	10.4	1,386	284	20.5
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1
60	4,231	471	11.1	1,516	333	22.0
61	4,296	503	11.7	1,550	352	22.7
62	4,346	506	11.6	1,581	365	23.1
63	4,454	533	12.0	1,635	386	23.6
平成元年	4,592	602	13.1	1,713	432	25.2

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1. 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう。
(季節的、不規則的雇用者を含む。)
2. 雇用者数は休業者を除く。
3. 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

付表 5-9 雇用形態別雇用者数及び雇用者総数に占める割合、男女比率

区 分	雇用者数 (千人)		雇用者総数に占める割合 (%)		男女比率 (%)	
	男女計	男	女	男女計	男	女
総 数	46,153	29,154	16,998	100.0	100.0	100.0
民間の役員	3,089	2,471	619	6.7	8.5	3.6
民間の役員を除く雇用者	43,063	26,684	16,380	93.3	91.5	96.4
正規の職員・従業員	34,565	24,256	10,309	74.9	83.2	60.6
パート、アルバイト	6,563	1,169	5,394	14.2	4.0	31.7
パート	4,677	215	4,462	10.1	0.7	25.3
アルバイト	1,886	953	932	4.1	3.3	5.5
人材派遣企業の派遣社員	87	38	49	0.2	0.1	0.3
嘱託など	730	478	252	1.6	1.6	1.5
その他	1,118	743	375	2.4	2.5	2.2

資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」(昭和62年)

注) 1. 「パート」及び「アルバイト」とは就業の日数や時間に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者をいう。
 2. 以下同じ。

付表60 産業別雇用者、パート・フルバイト数及び構成比、パート・フルバイト比率

(単位 千人、%)

産 業	雇 用 者		パ ー ト ・ フ ル バ イ ト	
	実 数	構 成 比	実 数	割 合
総 数	46,153	100.0	6,563	15.2
農 業	299	0.6	71	23.8
非 農 業	45,745	99.1	6,467	14.1
漁 業	155	0.3	15	9.7
鉱 業	84	0.2	2	2.4
建 設 業	4,408	9.6	303	6.9
製 造 業	12,711	27.5	1,825	14.4
（うち食料品・飲料・たばこ製造業）	(1,325)	(2.9)	(398)	(30.1)
（うち繊維工業）	(1,286)	(2.8)	(284)	(22.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	355	0.8	9	2.5
運 輸 ・ 通 信 業	3,404	7.4	185	5.5
卸売・小売業、飲食店	9,894	21.4	2,491	25.2
（うち飲食料品小売業）	(1,462)	(3.2)	(659)	(45.1)
（うち飲食店）	(1,525)	(3.3)	(737)	(48.3)
（うちその他の小売業）	(3,249)	(7.0)	(787)	(24.2)
金融・保険業、不動産業	2,287	5.0	128	5.6
サ ー ビ ス 業	10,519	22.8	1,441	13.7
（うち対個人サービス業）	(1,223)	(2.6)	(334)	(27.4)
公務（他に分類されないもの）	1,928	4.2	67	3.4
分類不能の産業	109	0.2	26	23.8

資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」(昭和62年)

注「割合」は、産業別の雇用者に対する割合。(パート・フルバイトの比率のこと)

付表61 産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移

区 分		非 農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電気・ ガス・ 水道・ 熱	運 輸・ 通 信 業	卸・ 飲・ 食・ 小 売 業・ 店	金 融・ 不 動 産 業・ 保 険 業	サ ー ビ ス 業	公 務
実 数 (万 人)	昭和50年	198	0	0	10	56	1	7	55	11	53	4
	55	256	0	0	13	65	1	7	84	13	69	5
	56	266	0	0	13	66	1	8	89	13	73	5
	57	284	0	0	14	67	1	8	98	15	78	5
	58	306	0	0	14	68	1	8	109	14	85	5
	59	328	1	0	13	77	1	8	118	16	90	6
	60	333	1	0	14	80	1	8	117	15	91	6
	61	352	0	0	15	83	1	9	124	17	98	6
	62	365	1	0	16	79	1	10	132	17	104	5
	63	386	0	0	16	82	1	10	141	19	109	5
	平成元年	432	0	0	18	94	1	13	154	23	122	6
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	0.0	0.0	5.1	28.3	0.5	3.5	27.8	5.6	26.8	2.0
	55	100.0	0.0	0.0	5.1	25.4	0.4	2.7	32.8	5.1	27.0	2.0
	56	100.0	0.0	0.0	4.9	24.8	0.4	3.0	33.5	4.9	27.4	1.9
	57	100.0	0.0	0.0	4.9	23.6	0.4	2.8	34.5	5.3	27.5	1.8
	58	100.0	0.0	0.0	4.6	22.2	0.3	2.6	35.6	4.6	27.8	1.6
	59	100.0	0.3	0.0	4.0	23.5	0.3	2.4	36.0	4.9	27.4	1.8
	60	100.0	0.3	0.0	4.2	24.0	0.3	2.4	35.1	4.5	27.3	1.8
	61	100.0	0.0	0.0	4.3	23.6	0.3	2.6	35.2	4.8	27.8	1.7
	62	100.0	0.3	0.0	4.4	21.6	0.3	2.7	36.2	4.7	28.5	1.4
	63	100.0	0.0	0.0	4.1	21.2	0.3	2.6	36.5	4.9	28.2	1.3
	平成元年	100.0	0.0	0.0	4.2	21.8	0.2	3.0	35.6	5.3	28.2	1.4
女短 子時 雇間 用雇 者用 総者 数の に割 割合 め (%)	昭和50年	17.4	0.0	0.0	20.8	15.8	25.0	18.9	19.2	15.7	17.4	13.3
	55	19.3	0.0	0.0	22.8	17.1	25.0	18.4	24.2	16.0	18.2	15.2
	56	19.6	0.0	0.0	22.8	16.9	25.0	21.1	25.0	15.5	18.5	15.6
	57	20.5	0.0	0.0	23.7	17.3	25.0	21.1	26.5	17.0	19.3	15.2
	58	21.1	0.0	0.0	24.1	16.9	20.0	20.0	28.5	15.7	19.5	14.7
	59	22.1	*	0.0	23.2	18.5	25.0	20.5	29.6	17.8	20.3	18.8
	60	22.0	*	0.0	24.6	18.6	25.0	19.5	29.0	16.7	20.0	17.1
	61	22.7	0.0	0.0	26.8	19.4	25.0	20.9	29.7	17.9	21.0	17.6
	62	23.1	*	0.0	28.6	18.7	25.0	23.3	30.6	16.8	21.5	15.2
	63	23.6	0.0	0.0	26.2	18.9	25.0	23.3	31.5	18.1	21.7	15.6
	平成元年	25.2	0.0	0.0	27.3	20.8	20.0	27.1	33.0	20.9	23.2	18.8

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表58注) 1.2.に同じ。

付表 6 2 規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公
実 数 (万 人)	昭和50年	1 9 8	9 8	2 5	1 9	3 7	1 9
	55	2 5 6	1 3 4	3 3	2 5	4 2	2 4
	56	2 6 6	1 3 9	3 4	2 6	4 2	2 3
	57	2 8 4	1 4 9	3 8	2 9	4 5	2 2
	58	3 0 6	1 6 2	4 1	3 1	4 8	2 4
	59	3 2 8	1 7 1	4 4	3 3	5 4	2 6
	60	3 3 3	1 7 3	4 5	3 7	5 1	2 6
	61	3 5 2	1 8 0	4 7	4 1	5 7	2 7
	62	3 6 5	1 8 9	4 9	4 1	5 9	2 7
	63	3 8 6	1 9 5	5 6	4 4	6 3	2 8
	平成元年	4 3 2	2 0 8	6 2	5 3	7 7	3 1
構 成 比 (%)	昭和50年	1 0 0 . 0	4 9 . 5	1 2 . 6	9 . 6	1 8 . 7	9 . 6
	55	1 0 0 . 0	5 2 . 3	1 2 . 9	9 . 8	1 6 . 4	9 . 4
	56	1 0 0 . 0	5 2 . 3	1 2 . 8	9 . 8	1 5 . 8	8 . 6
	57	1 0 0 . 0	5 2 . 5	1 3 . 4	1 0 . 2	1 5 . 8	7 . 7
	58	1 0 0 . 0	5 2 . 9	1 3 . 4	1 0 . 1	1 5 . 7	7 . 8
	59	1 0 0 . 0	5 2 . 1	1 3 . 4	1 0 . 1	1 6 . 5	7 . 9
	60	1 0 0 . 0	5 2 . 0	1 3 . 5	1 1 . 1	1 5 . 3	7 . 8
	61	1 0 0 . 0	5 1 . 1	1 3 . 4	1 1 . 6	1 6 . 2	7 . 7
	62	1 0 0 . 0	5 1 . 8	1 3 . 4	1 1 . 2	1 6 . 2	7 . 4
	63	1 0 0 . 0	5 0 . 5	1 4 . 5	1 1 . 4	1 6 . 3	7 . 3
	平成元年	1 0 0 . 0	4 8 . 1	1 4 . 4	1 2 . 3	1 7 . 8	7 . 2
雇 用 者 数 の 割 合 (% 短 時)	昭和50年	1 7 . 4	2 2 . 7	1 4 . 0	1 2 . 3	1 5 . 5	1 4 . 5
	55	1 9 . 3	2 6 . 1	1 5 . 1	1 3 . 6	1 6 . 8	1 5 . 4
	56	1 9 . 6	2 6 . 3	1 5 . 2	1 3 . 4	1 6 . 4	1 4 . 6
	57	2 0 . 5	2 7 . 4	1 6 . 6	1 4 . 6	1 7 . 4	1 4 . 2
	58	2 1 . 1	2 8 . 9	1 7 . 2	1 4 . 6	1 7 . 5	1 4 . 7
	59	2 2 . 1	2 9 . 9	1 7 . 8	1 5 . 3	1 8 . 9	1 6 . 0
	60	2 2 . 0	2 9 . 7	1 7 . 8	1 6 . 1	1 8 . 0	1 6 . 0
	61	2 2 . 7	3 0 . 3	1 8 . 2	1 7 . 2	1 9 . 5	1 6 . 6
	62	2 3 . 1	3 1 . 2	1 8 . 7	1 6 . 9	1 9 . 4	1 6 . 5
	63	2 3 . 6	3 1 . 7	2 0 . 1	1 7 . 1	1 9 . 7	1 7 . 3
	平成元年	2 5 . 2	3 2 . 4	2 1 . 5	1 9 . 9	2 2 . 1	1 8 . 9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表58注) 1.2.に同じ。

付表 6 3 産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移

(単位 年)

年	計	産 業			規 模		
		製 造 業	卸売・小売業、飲食店	サービス業	1,000人以上	100～999人	10～99人
昭和54年	3.2	3.4	3.0	3.4	3.2	3.1	3.3
55	3.3	3.4	3.0	3.6	3.3	3.3	3.4
59	3.8	4.0	3.6	3.4	4.0	3.6	3.8
60	3.9	4.0	3.9	3.6	4.3	3.8	3.9
61	4.0	4.3	3.9	3.6	4.4	3.9	3.9
62	4.2	4.5	4.2	4.0	4.6	4.1	4.2
63	4.1	4.5	4.0	3.7	4.3	4.1	4.0
平成元年	4.3	4.7	4.1	3.7	4.3	4.3	4.2

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 産業別は特掲である。

付表 6 4 産業・規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内労働時間数及び実労働日数の推移

年	産 業				規 模			
	計		製造業		卸売・小売業、 飲食店		サービス業	
	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数
昭和54年 55 59 60 61 62 63 平成元年	10～99人		100～999人		1,000人以上		1,000人以上	
	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日
	6	23	7	22	6	23	5	23
	6	23	7	22	6	23	5	23
	6	23	7	23	6	23	6	22
	6	22	7	22	6	23	6	22
	6	22	7	22	6	23	5	22
	6	22	6	22	6	23	6	22
	6	22	6	22	6	22	5	22
	6	22	6	22	6	22	6	21
資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)								
(注) 産業別は特掲である。								

付表 65 年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり
所定内給与額の推移

区 分		昭和 54年	55	60	61	62	63	平成 元年
年 齢	計	円 472	円 492	円 595	円 610	円 623	円 642	円 662
	18 ~ 19歳	472	494	581	595	604	638	646
	20 ~ 24	512	541	638	650	671	683	715
	25 ~ 29	489	507	654	644	654	700	719
	30 ~ 34	464	480	596	601	625	640	662
	35 ~ 39	460	479	579	597	605	626	645
	40 ~ 44	466	487	585	603	614	632	647
	45 ~ 49	473	496	595	611	623	640	658
	50 ~ 54	486	504	601	623	634	645	672
産 業	製 造 業	439	466	561	575	584	600	627
	卸売・小売業、 飲食店	470	490	594	606	617	636	651
	サービス業	553	567	675	697	710	738	750
規 模	1,000人以上	504	517	624	645	663	695	711
	100~999人	471	494	602	614	622	636	660
	10~99人	461	478	579	593	605	621	640

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 1. 年齢計は17歳以下及び55歳以上を含む。

2. 産業別は特掲である。

付表 66 産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移

年	計	産 業			規 模		
		製 造 業	卸売・小売業、 飲食店	サービス業	1,000 人以上	100~ 999人	10~ 99人
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和53年	68.3	76.7	57.7	64.9	108.1	64.4	57.3
54	72.8	82.4	61.1	71.6	108.2	68.5	60.4
58	78.8	91.0	73.0	80.3	120.0	75.1	63.7
59	84.2	99.1	74.7	86.8	123.7	85.2	67.4
60	83.6	102.6	72.7	80.1	128.3	85.6	64.0
61	82.4	97.4	69.9	76.5	112.4	83.5	67.9
62	76.5	89.6	72.5	56.9	96.8	82.7	62.4
63	77.1	98.1	65.0	60.0	96.9	78.8	66.6

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 産業別は特掲である。

付表 67 業種別家内労働者数の推移

業 種	昭和 48 年		58 年		63 年		平成 元年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
合 計	136,600	1,707,800	83,900	1,117,800	64,700	933,000	61,400	896,500
食 料 品	500	22,600	400	19,100	300	11,400	300	10,800
織 維 工 業	50,800	372,800	24,500	197,500	19,000	143,100	17,800	131,800
衣服・その他の織維製品	20,600	535,100	10,900	366,600	9,200	314,200	8,300	301,300
木材・木製品	4,300	20,600	1,700	8,600	1,200	7,400	1,100	6,700
家具・装備品	2,300	97,500	1,500	53,000	1,200	48,700	1,000	46,100
紙・紙加工品	1,000	24,100	1,200	25,200	800	18,700	800	17,800
印刷・同関連	5,200	39,700	3,500	22,700	2,100	20,800	1,900	20,400
ゴム製品	6,600	54,500	8,100	27,600	5,700	16,000	5,400	16,800
皮革製品	2,900	16,700	1,900	6,300	1,400	7,700	1,200	7,600
窯業・土石製品	6,600	14,500	9,000	11,200	5,800	9,700	5,700	9,500
金属製品	5,500	202,600	5,300	182,400	5,900	181,700	6,000	181,800
電気機械器具	3,700	28,800	4,500	35,600	3,700	29,700	3,700	28,100
機械器具等	26,600	268,300	11,300	152,000	8,400	123,900	8,200	117,800
その他(雑貨等)								

資料出所 労働省「家内労働状況調査」

付表 68 家内労働従事者数、家

区 分			昭和 45 年	48 年	53 年	58 年
家 内 勞 働 従 事 者 数			人 2,017,100 (0.2%)	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,451,300 (△6.0%)	人 1,285,400 (△2.4%)
家内労働者数			1,811,200 (0.2%)	1,844,400 (0.2%)	1,348,400 (△6.8%)	1,201,700 (△2.1%)
内 別 類 型 別	性 別	男	1,395,000 (8%)	1,366,000 (7%)	995,000 (7%)	839,000 (7%)
		女	1,671,700 (92%)	1,707,800 (93%)	1,248,900 (93%)	1,117,800 (93%)
	類 型 別	専 業	171,000 (9%)	171,000 (9%)	103,200 (8%)	85,600 (7%)
		内 職	1,597,200 (89%)	1,633,600 (89%)	1,221,200 (90%)	1,098,100 (91%)
		副 業	43,000 (2%)	39,800 (2%)	24,000 (2%)	18,000 (2%)
	補 助 者 数		205,900	196,800	102,900	83,700

資料出所 労働省「家内労働概況調査」

注) 1. () 内は対前年比率である。

2. [] 内の数字は、性及び類型別構成比である。

内労働者数及び補助者数の推移

60 年	61 年	62 年	63 年	平成元年
人	人	人	人	人
1,223,200	1,147,800	1,087,800	1,055,600	1,012,300
(△ 3.2%)	(△ 6.2%)	(△ 5.2%)	(△ 3.0%)	(△ 4.1%)
1,149,000	1,080,400	1,025,000	997,700	957,900
(△ 3.2%)	(△ 6.0%)	(△ 5.1%)	(△ 2.7%)	(△ 4.0%)
78,100	71,700	67,600	64,700	61,400
[7%]	[7%]	[6.6%]	[6.5%]	[6.4%]
1,070,900	1,008,700	957,400	933,000	896,500
[93%]	[93%]	[93.4%]	[93.5%]	[93.6%]
76,200	70,200	65,000	59,400	56,300
[7%]	[6%]	[6.3%]	[6.0%]	[5.9%]
1,058,500	997,900	946,500	926,800	890,800
[92%]	[92%]	[92.3%]	[92.9%]	[93.0%]
14,300	12,300	13,500	11,500	10,800
[1%]	[1%]	[1.3%]	[1.2%]	[1.1%]
74,200	67,400	62,800	57,900	54,400

付表 6 9 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合

(単位 %)

年	女子労働者に対する出 産者の割合	有夫者に対する出産者 の割合
昭和 4 6 年	2 . 4	6 . 2
4 8	2 . 5	6 . 0
4 9	2 . 7	6 . 4
5 1	2 . 7	5 . 8
5 3	2 . 7	5 . 5
5 6	2 . 4	4 . 7
6 0	2 . 0	3 . 8
6 3	1 . 8	3 . 4

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」

注) 5 3 年以前は教育を含まない。以下付表 7 7 まで同じ。

付表 7 0 1 人平均産前産後休業日数

(単位 日)

年	産 前	産 後
昭和 4 0 年	3 4 . 4	4 6 . 4
4 6	3 6 . 4	4 6 . 6
4 8	3 5 . 1	4 7 . 3
4 9	3 6 . 2	4 7 . 9
5 1	3 6 . 4	4 8 . 7
5 3	3 6 . 6	4 8 . 3
5 6	3 8 . 5	4 8 . 8
6 0	3 6 . 4	4 9 . 7
6 3	3 7 . 0	5 6 . 0
	多胎の場合 (4 6 . 5)	(6 4 . 4)

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」

付表 7 1 妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合

(単位 %)

年	軽易業務転換者	育児時間請求者
昭和 4 0 年	1 2 . 4	2 8 . 8
4 6	1 0 . 9	2 4 . 2
4 8	1 1 . 0	2 1 . 2
4 9	1 2 . 2	1 8 . 7
5 1	1 1 . 3	2 2 . 7
5 3	8 . 4	2 4 . 1
5 6	5 . 7	2 7 . 5
6 0	3 . 9	2 5 . 4
6 3	4 . 5	3 2 . 5

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」

付表72 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況

年	休暇請求者のあつた事業所の割合 (%)	休暇請求者の割合 (%)	請求者1人当たり年間休暇請求回数 (回)	請求者1人当たり平均年間休暇日数 (日)
昭和40年	37.5	26.2	5.1	8.3
46	34.4	22.8	5.9	8.0
48	31.2	21.2	6.5	9.2
49	31.9	20.0	6.9	9.1
51	33.7	16.6	7.2	9.1
53	33.1	16.0	6.7	8.4
56	28.1	13.4	5.8	7.7
60	23.7	9.2	5.8	7.7
63	19.3	6.0	4.8	5.7

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」

付表73 妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合

(単位 %)

年	妊娠中及び出産後の通院休暇ありの事業所	妊娠中の通勤緩和措置ありの事業所	妊娠障害休暇ありの事業所
昭和51年	18.6	15.2	10.8
53	22.2	14.2	11.4
56	25.8	20.0	18.1
60	25.0	18.1	16.7
63	27.4	24.3	19.1

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」

付表74 妊娠・出産による退職者の割合 (妊産婦=100)

(単位 %)

昭和35年	40	45	48	49	51	53	56	60	63
38.9	49.3	47.5	48.8	47.2	38.7	36.7	21.7	30.5	31.4

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」

付表 7 5 育児休業制度実施事業所の割合

(単位 %)

区 分	昭和46年	48年	49年	51年	53年	56年	60年	63年
計	2.3	4.3	5.7	6.3	6.6	14.3	14.6	19.2 (23.5)
製造業	1.1	4.1	7.1	4.6	5.2	5.2	4.4	9.5
運輸・通信業	9.4	9.8	9.4	12.4	11.6	12.1	11.2	16.3
卸売・小売業	1.0	2.2	3.6	3.6	3.1	4.6	7.6	10.2
金融・保険業	0.6	3.2	2.2	2.8	2.9	3.4	4.4	16.2
サービス業	1.9	4.5	4.5	12.6	13.8	42.9	40.0	42.1
500人以上	7.1	11.4	15.0	17.8	17.8	19.9	20.1	25.3
100～499人	4.6	6.6	8.8	12.3	13.2	13.8	13.9	18.0
30～99人	1.2	3.2	4.4	4.0	4.0	14.3	14.7	19.4

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」

- 注) 1. 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。
 2. () 内の数字は育児休業制度適用対象女子労働者数の割合である。

付表 7 6 女子再雇用制度実施事業所の割合
(単位 %)

区 分	昭和60年	63年
計	5.5	16.6
製造業	7.9	18.8
運輸・通信業	0.3	8.0
卸売・小売業	8.5	22.8
金融・保険業	6.6	15.8
サービス業	3.6	16.9
500人以上	13.5	19.7
100～499人	6.7	17.7
30～99人	5.2	16.3

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」

- 注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 7 7 介護休暇制度実施事業所の割合
(単位 %)

区 分	昭和 56年	60年	63年
計	8.7	11.4	13.6
製造業	5.1	4.0	6.2
運輸・通信業	12.7	12.8	11.0
卸売・小売業	4.4	5.1	8.3
金融・保険業	9.7	12.4	14.8
サービス業	16.1	24.1	25.6
500人以上	12.4	13.6	13.6
100～499人	8.3	8.5	11.0
30～99人	8.8	12.0	14.2

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」

- 注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 7 8 新規学卒者及び中途採用者の募集状況

(単位 %)

募 集 区 分			計	募集した	男女とも 募集した	女子のみ 募 集	男子のみ 募 集	男女とも 募集なし
新 規 学 卒 者	四 年 制 卒 大 学 院 卒 〔を含む〕	事務・営業系	100.0	30.0 (100.0)	(70.5)	(3.3)	(26.3)	70.0
		技 術 系	100.0	27.8 (100.0)	(47.8)	(2.2)	(50.0)	72.2
	高 校 卒	事務・営業系	100.0	45.9 (100.0)	(63.2)	(28.4)	(8.4)	54.1
		技 術 系	100.0	45.7 (100.0)	(44.9)	(5.2)	(49.9)	54.3
	中 途 採 用 者			100.0	72.9 (100.0)	(67.8)	(11.3)	(20.9)

資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

注) 新規学卒者については平成2年3月卒業予定者について、中途採用者については平成元年4月1日～同年10月31日までの間についての募集について調査したものである。

付表 7 9 新規学卒者の企業規模別労働者構成

(単位 %)

		男 子				女 子			
		計	1,000人 以 上	100～ 999人	30～ 99人	計	1,000人 以 上	100～ 999人	30～ 99人
中 卒	昭和60年	100.0	7.9	24.4	67.7	100.0	28.4	40.4	31.2
	平成元年	100.0	2.8	27.0	70.2	100.0	30.8	38.3	30.9
高 卒	昭和60年	100.0	34.1	41.0	24.9	100.0	32.7	42.6	24.7
	平成元年	100.0	29.9	44.9	25.3	100.0	28.6	44.7	26.7
高専・短大卒	昭和60年	100.0	17.9	55.5	26.6	100.0	33.4	36.6	30.0
	平成元年	100.0	19.9	54.4	25.7	100.0	38.6	37.4	23.9
大 卒	昭和60年	100.0	41.7	43.4	14.9	100.0	36.4	45.9	17.7
	平成元年	100.0	51.0	40.7	8.4	100.0	50.3	38.6	11.1

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 8 0 新規学校卒業生採用計画（前年同期比）の推移

（単位：%）

	大 学	短 期 大 学	高等専門学校	専 修 学 校	高 等 学 校	中 学 校
平成元年3月卒	31.2	30.3	44.2	32.1	35.0	15.0
2年3月 "	25.2	26.8	44.2	38.2	36.7	29.1
3年3月 "	16.8	21.0	35.1	30.1	26.5	20.6

資料出所 労働省職業安定局調べ

付表 8 1 企業規模別今後女子の採用を増やす理由別企業割合（M. A.）

（単位：%）

規 模	(1) 四 年 制 大 学 卒							(2) 短大・高専卒		
	採用を増やす企業計	女子の戦力化を図るため	女子の職域拡大を図るため	事業の拡大を図るため	男子が採用できないから	その他	回答なし	採用を増やす企業計	女子の戦力化を図るため	女子の職域拡大を図るため
計	100.0	62.9	30.1	33.8	18.3	5.9	0.7	100.0	57.2	26.3
5,000人以上	100.0	82.3	50.8	26.9	10.8	6.0	—	100.0	75.0	40.8
1,000～4,999	100.0	80.7	53.1	30.6	16.4	1.8	—	100.0	69.5	48.1
300～999	100.0	75.5	35.3	26.7	17.9	2.6	0.8	100.0	68.6	34.3
100～299	100.0	60.2	36.4	33.2	18.1	11.7	0.9	100.0	59.0	33.9
30～99	100.0	59.3	22.7	36.5	18.9	3.8	0.5	100.0	54.1	20.9

（%）

規 模	(2) 短大・高専卒				(3) 高 校 卒						
	事業の拡大を図るため	男子が採用できないから	その他	回答なし	採用を増やす企業計	女子の戦力化を図るため	女子の職域拡大を図るため	事業の拡大を図るため	男子が採用できないから	その他	回答なし
計	36.6	13.3	5.2	0.0	100.0	49.4	24.3	39.0	10.9	7.9	0.0
5,000人以上	34.6	10.1	3.7	—	100.0	64.8	34.0	52.0	21.4	2.2	—
1,000～4,999	36.5	9.9	6.8	0.3	100.0	52.3	34.5	47.5	11.7	9.0	—
300～999	29.8	9.9	4.6	0.3	100.0	54.0	25.5	38.7	12.8	8.9	0.2
100～299	35.6	8.8	9.1	—	100.0	55.0	27.0	40.0	8.4	11.6	—
30～99	38.1	15.9	3.6	—	100.0	46.9	22.9	38.4	11.5	6.4	0.1

資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

付表 8 2 配置の方針の変更状況

(単位 %)

産 業 模 式	計	法施行前から、 すべての職種に 女子を対置する 方針でいたつた 必要は なかった	変更した	従来男子のみを 配置していた職 種の一部につい ては女子を配置 する方針にした		どのように 変更するか 検討中	まだ検討し ていない	不 詳
				すべての職 種に女子を 対置する方 針にした				
計	100.0	56.1	8.8 (100.0)	(20.9) (79.1)	13.6	0.0	21.5	
鉄 業	100.0	34.7	2.0 (100.0)	(25.0) (75.0)	16.6	—	46.7	
建 設 業	100.0	38.8	4.6 (100.0)	(20.5) (79.5)	16.2	—	40.4	
製 造 業	100.0	59.2	10.5 (100.0)	(21.8) (78.2)	12.9	0.1	17.2	
電気・ガス・熱供給 ・ 水 道 業	100.0	61.6	5.4 (100.0)	(—) (100.0)	16.1	—	17.0	
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	51.2	5.2 (100.0)	(8.0) (92.0)	8.3	—	35.2	
卸売・小売業、飲食店	100.0	60.2	13.2 (100.0)	(23.6) (76.4)	17.1	—	9.5	
金 融 ・ 保 険 業	100.0	76.1	9.8 (100.0)	(24.0) (76.0)	12.5	—	1.6	
不 動 産 業	100.0	62.2	9.0 (100.0)	(11.4) (88.6)	13.6	—	15.2	
サ ー ビ ス 業	100.0	71.1	3.9 (100.0)	(12.7) (87.3)	9.2	—	15.7	
5,000人以上	100.0	65.4	24.9 (100.0)	(18.5) (81.5)	8.3	—	1.4	
1,000～4,999 人	100.0	59.7	19.7 (100.0)	(26.5) (73.5)	17.1	—	3.6	
300～ 999 人	100.0	58.0	17.7 (100.0)	(21.2) (78.8)	16.0	0.2	8.1	
100～ 299 人	100.0	57.5	12.2 (100.0)	(15.0) (85.0)	15.4	0.1	14.9	
30～ 99 人	100.0	55.3	6.5 (100.0)	(24.3) (75.7)	12.6	0.0	25.6	

資料出所 労働省「昭和61年度女子労働者の雇用管理に関する調査」

付表83 女子の配置についての基本的な考え方

産 業 規 模	計	すべての職 務に配置	専門技能を いかせる職 務に配置	女性の特質 ・感性をい かせる職務 に配置	補助業務に のみ配置	そ の 他	(単位 %)
							回 答 な し
計	100.0	23.0	16.7	45.7	7.9	6.4	0.2
鉱 業	100.0	3.8	14.9	48.4	23.2	9.7	—
建設業	100.0	6.6	21.3	49.1	17.8	4.2	0.9
製造業	100.0	27.0	14.2	46.1	7.0	5.4	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	16.7	11.5	50.0	10.5	11.3	—
運輸・通信業	100.0	8.6	25.0	41.8	13.1	11.4	—
卸売・小売業、飲食店	100.0	29.3	13.1	47.4	4.9	5.2	—
金融・保険業	100.0	55.1	6.7	33.4	2.5	2.3	—
不動産業	100.0	26.0	10.6	47.2	3.9	12.3	—
サービス業	100.0	25.7	20.8	42.2	2.0	9.2	—
5,000人以上	100.0	56.4	7.0	30.6	3.2	2.9	—
1,000～4,999人	100.0	43.9	11.3	37.0	5.5	2.3	—
300～999人	100.0	37.3	11.2	44.9	3.9	2.7	—
100～299人	100.0	27.7	15.0	46.8	6.6	3.9	—
30～99人	100.0	19.6	17.9	45.8	8.8	7.5	0.4

資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

付表 8 4 配属転換の状況

(単位 %)

配置転換の種類	配置転換実施計画	過去1年間の配置転換の状況			配置転換あり 換あり計	過去(3年程度)の女子の配置転換の状況			今後(3年程度)の女子の配置転換の方針			
		男女とも	女子のみ	男子のみ		増えた	変わらない	減った	回答なし	増やす	減らす	回答なし
仕事の内容及び内容	仕事の内容及び異なる配置転換	(33.7)										
	100.0	72.1	4.7	23.2	100.0	15.1	81.5	1.9	1.4	24.3	0.6	1.5
仕事の内容及び同一の内容	仕事の内容及び同一の配置転換	(30.7)										
	100.0	72.6	7.2	11.2	100.0	10.5	86.2	1.3	2.0	19.6	0.3	2.0
地域	事業所内配置転換	(35.2)										
	100.0	81.9	5.1	13.0	100.0	12.0	85.6	1.3	1.1	21.4	0.4	1.4
転居を伴わない事業所間配置転換	(19.1)											
	100.0	63.5	4.0	32.5	100.0	10.0	86.9	1.5	1.6	18.6	0.4	1.6
転居を伴う事業所間配置転換	(14.6)											
	100.0	11.3	0.8	87.9	100.0	2.6	94.9	0.7	1.8	6.9	0.6	1.9

資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

注) 1. () は全企業に対するそれぞれの配属転換を行った企業の割合。

注) 2. 過去及び今後については、配属転換がある企業についてのみ集計。

付表 8 6 女子の活用のための教育訓練の充実、強化の状況

(単位 %)

区分	教育訓練 実施企業 計	充実・ 強化を図 っている	重点をおいている事項 (M. A.)							その他	回答なし
			基礎的な 職業能力	一般常識 ・教養	専門知識 ・技術	創意・ 企画力	リーダー シップ	折衝力	職場の 人間関係		
新入社員	100.0	78.1 (100.0)	(88.3)	(66.6)	(33.3)	(4.0)	(3.0)	(1.0)	(56.1)	(5.2)	(0.1)
中堅社員	100.0	60.0 (100.0)	(25.0)	(23.7)	(73.1)	(29.7)	(45.6)	(12.4)	(39.7)	(4.9)	(0.3)

区分	教育訓練 実施企業 計	充実、強 化を図っ ていない	図っていない理由 (M. A.)						回答なし
			現状の教 育訓練で 十分	女子の 活躍する 場がない	勤続年数 が短い	経費が かかると すぎる	その他	回答なし	
新入社員	100.0	21.8 (100.0)	(42.6)	(15.0)	(12.4)	(1.4)	(28.5)	(0.3)	0.1
中堅社員	100.0	39.9 (100.0)	(39.2)	(14.0)	(16.0)	(1.4)	(28.9)	(0.5)	0.1

資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」

注) 教育訓練を実施している企業(全企業の51.7%)についてののみ集計。

付表 8 7 福利厚生の措置の変更状況

(単位 %)

福利厚生 の措置	計	法施行前 から、 男女とも 同じで あった 必要 はな かつ た	変更した (内訳はA.)	対象者を 男女同 一にし た	貸付け又は 給の内容と その条件 を男女 同一に した	該当する 福利厚 生の措 置と して ない	不 詳
住宅資金の貸付け	100.0	27.3	0.7(100.0)	(61.1)	(38.9)	67.8	4.3
短期の生活資金の貸付け	100.0	35.9	0.5(100.0)	(44.7)	(56.2)	59.6	4.0
教育資金の貸付け	100.0	20.2	0.4(100.0)	(65.1)	(36.0)	74.1	5.2
生命保険料の一部補助	100.0	12.2	0.1(100.0)	(70.9)	(30.2)	82.1	5.6
子弟の教育のための 奨学金の支給	100.0	7.2	0.1(100.0)	(39.1)	(60.9)	86.7	6.0
財形貯蓄に対する 奨励金の支給	100.0	13.9	0.4(100.0)	(64.3)	(44.1)	80.2	5.6
住宅ローンの利子補給	100.0	10.2	0.3(100.0)	(52.9)	(47.6)	83.7	5.8
世帯用住宅の貸与	100.0	21.3	1.3(100.0)	(73.8)	(26.6)	72.2	5.2

資料出所 労働省「昭和61年度女子労働者の雇用管理に関する調査」

付表 8 8 企業内における均等取扱いに関する苦情・不満の申出の状況

(M. A.) (単位 %)

産 業 界	申出が あった計	仕事の内 容に関する こと	配置転換 (出向含 む)に関 すること	昇進 昇格に関 すること	教育訓練 に関する こと	福利厚生 に関する こと	定 退 給 付 金 に 関 する こと	賞 金 に 関 する こと	その他の 労働条件 に関する こと	人間関係 に関する こと	そ の 他	回 答 な し
計	(9.2) 100.0	48.1	11.8	6.3	4.9	17.2	4.2	43.2	17.9	60.7	5.1	0.2
鉱 業	(9.4) 100.0	24.6	15.7	—	—	—	—	68.9	31.1	31.1	—	—
建 築	(6.3) 100.0	82.4	3.9	3.9	6.8	44.6	0.4	33.2	6.6	87.3	—	—
製 造	(11.2) 100.0	43.3	13.0	6.0	3.4	15.4	4.5	41.9	18.5	55.2	4.6	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	(5.5) 100.0	64.8	32.1	14.2	—	17.8	17.8	50.6	—	31.6	17.4	—
運 輸 ・ 通 信	(3.5) 100.0	65.2	—	2.1	—	4.3	7.9	60.6	29.4	77.7	7.9	—
卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	(7.7) 100.0	53.1	24.6	4.6	6.1	17.2	5.8	33.0	20.7	67.4	3.0	0.2
金 融 ・ 保 険	(8.4) 100.0	31.2	10.1	8.8	11.3	28.6	—	46.2	14.6	43.8	—	—
不 動 産	(18.7) 100.0	40.4	10.1	5.0	2.0	14.1	7.1	31.3	27.3	50.5	14.1	7.1
サ - ビ ス	(12.0) 100.0	37.3	2.0	11.8	8.6	11.3	2.5	60.1	15.5	55.1	10.3	—
5,000人以上	(11.8) 100.0	57.2	18.6	39.4	9.4	18.3	—	41.6	34.2	31.0	4.0	—
1,000～4,999人	(8.6) 100.0	36.6	14.3	10.9	7.9	37.0	4.6	44.5	12.5	32.6	5.8	2.9
300～999人	(9.8) 100.0	35.9	11.9	11.7	5.9	22.9	10.2	42.4	26.8	41.6	0.8	—
100～299人	(10.0) 100.0	34.5	7.1	7.2	8.2	17.8	6.9	42.6	27.3	52.2	6.6	0.2
30～99人	(8.9) 100.0	54.2	13.4	5.2	3.5	16.0	2.7	43.5	13.8	66.4	5.0	0.2

資料出所 労働省「平成元年度女子雇用管理基本調査」
注)〔 〕内は過去1年間に均等取扱いに関する苦情・不満の申出があった企業の割合

付表 8-9 均等取扱いに関する苦情・不満の解決方法別企業数の割合 (M. A.) (単位: %)

区 分	計	苦情処理機 関に委ねる	人事担当者 が相談を受 ける	事項により 各担当部署 が受ける	上司が相談 を受ける	労働組合が 仲介する	そ の 他	回 答 な し
計	100.0	1.9	31.1	20.4	60.2	5.0	6.9	0.4
5,000人以上	100.0	16.1	59.3	28.0	67.0	24.0	2.0	0.5
1,000～4,999 人	100.0	8.5	59.3	31.0	65.4	21.7	2.4	0.4
300～ 999 人	100.0	6.2	52.9	25.6	60.5	15.5	3.4	—
100～ 299 人	100.0	2.2	40.5	23.7	59.1	9.6	4.1	0.5
30～ 99 人	100.0	1.2	25.4	18.5	60.4	2.1	8.2	0.5

資料出所 「平成元年度女子雇用管理基本調査」

付表 9 0 年齢階級別女子離職者の離職理由別構成比

(単位 %)

	計	契約期 間の満 了	経営上 の都合	定 年	本人の 資によ る	個人的 理由	う ち 結 婚	う ち 出 育 児	死 亡 傷 病
計	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	5.1	1.6
19歳以下	9.3 (100.0)	(7.0)	(1.1)	(ー)	(1.6)	(89.7)	(1.7)	(0.5)	(0.5)
20～29歳	39.3 (100.0)	(3.5)	(1.9)	(ー)	(2.1)	(91.6)	(19.9)	(9.9)	(0.9)
30～44歳	27.7 (100.0)	(5.5)	(5.7)	(ー)	(2.5)	(85.0)	(3.0)	(4.0)	(1.4)
45～54歳	14.0 (100.0)	(8.7)	(8.1)	(0.8)	(2.7)	(76.5)	(0.6)	(0.1)	(3.2)
55～59歳	5.4 (100.0)	(6.3)	(8.4)	(12.2)	(3.9)	(64.7)	(0.1)	(0.9)	(4.5)
60～64歳	3.2 (100.0)	(6.3)	(9.8)	(29.7)	(2.6)	(48.4)	(ー)	(0.1)	(3.4)
65歳以上	1.1 (100.0)	(6.3)	(10.3)	(12.9)	(0.4)	(65.8)	(ー)	(0.0)	(4.9)

資料出所 労働省「雇用動向調査」(平成元年)

付表 9.1 規模・産業別30歳以上女子一般求職者からの入職者数及び構成比

(単位 千人、%)

規模・産業		合 計	30～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上
調 査	産 業 計	470.4 (100.0)	100.1 (100.0)	222.5 (100.0)	104.7 (100.0)	43.1 (100.0)
	1,000人以上	105.5 (22.4)	30.4 (30.4)	55.7 (25.0)	15.2 (14.5)	4.2 (9.7)
	300～999人	50.7 (12.9)	12.3 (12.3)	29.3 (13.2)	13.2 (12.6)	5.9 (13.7)
	100～299人	80.9 (17.2)	16.3 (16.3)	31.3 (14.1)	21.5 (20.5)	11.8 (27.4)
	30～99人	88.6 (18.8)	16.7 (16.7)	38.7 (17.4)	23.9 (22.8)	9.3 (21.6)
	5～29人	124.0 (26.4)	22.0 (22.0)	52.3 (28.0)	29.2 (27.9)	10.5 (24.4)
鉱 業 製 造 電 気・ガス・熱供給・水道業 運 輸・通 信 卸 売・小 売 業、飲食店 金 融・保 険 不 動 産 サ - ビ ス	業 業	0.1 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	業 業	136.6 (29.0)	28.2 (28.0)	63.6 (28.6)	34.7 (33.1)	10.1 (23.4)
	業 業	0.9 (0.2)	0.1 (0.1)	0.7 (0.3)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)
	業 業	12.3 (2.6)	2.9 (2.9)	5.5 (2.5)	2.5 (2.4)	1.4 (3.2)
	業 業	153.1 (32.5)	27.8 (27.8)	80.0 (36.0)	36.6 (35.0)	8.7 (20.2)
	業 業	56.0 (11.9)	21.7 (21.7)	28.5 (12.8)	5.2 (5.0)	0.6 (1.4)
	業 業	3.4 (0.7)	0.5 (0.5)	1.0 (0.4)	1.2 (1.1)	0.7 (1.6)
	業 業	108.0 (23.0)	18.9 (18.9)	43.1 (19.4)	24.3 (23.2)	21.7 (50.3)
	業 業					

資料出所 労働省「雇用動向調査」(平成元年)
注) 調査時在籍者のみ。

付表 9 2 30歳以上の女子一般未就業者からの入職者の就業の動機

(単位 千人、%)

年 齢 階 級	計	主 な 生 活 収 入	家 計 の 補 助	生 活 水 準 向 上	余 暇 の 活 用	そ の 他 の 理 由
計	470.4 (100.0)	41.5 (8.8)	278.8 (59.3)	72.1 (15.3)	57.9 (12.3)	20.1 (4.3)
3 0 ～ 3 4 歳	100.1 (100.0)	12.4 (12.4)	60.6 (60.5)	14.0 (14.0)	8.8 (8.8)	4.4 (4.4)
3 5 ～ 4 4	222.5 (100.0)	16.6 (7.5)	131.8 (59.2)	39.5 (17.8)	25.4 (11.4)	9.1 (4.9)
4 5 ～ 5 4	104.7 (100.0)	6.6 (6.3)	63.9 (61.0)	13.4 (12.8)	15.4 (14.7)	5.4 (5.2)
5 5 歳以上	43.1 (100.0)	5.9 (13.7)	22.5 (52.2)	5.1 (11.8)	8.3 (19.3)	1.2 (2.8)

資料出所 労働省「雇用動向調査」(平成元年)

注) 調査時在籍者のみ。

付表93 主な週休制の形態別企業数及び適用労働者数構成比の推移

(調査産業計、企業規模30人以上)

(単位 %)

区 分	合 計	週 休 1日制	週 休 1日半制	週 休 2 日 制					その他		
				計	完	全	月3回	隔 週		月2回	月1回
企業数の構成比	昭和50年	100.0	54.5	2.1	43.4	4.6	2.2	9.8	12.6	14.1	0.1
	55	100.0	49.6	2.8	47.6	5.4	3.3	8.8	13.0	17.3	—
	59	100.0	47.4	1.5	51.2	6.7	3.8	9.2	12.0	19.5	—
	60	100.0	49.6	1.2	49.1	6.1	3.6	7.9	12.9	18.6	—
	61	100.0	47.9	1.2	50.9	6.2	4.7	8.9	12.6	18.4	—
平成元年	62	100.0	48.7	1.0	50.3	7.3	4.7	9.6	12.1	16.7	0.0
	63	100.0	45.2	1.0	52.7	7.4	5.2	10.0	12.7	17.5	0.0
	年	100.0	40.3	1.3	58.3	9.6	6.3	11.3	11.9	19.3	0.0
労働者数の構成比	昭和50年	100.0	27.1	2.6	69.9	21.4	5.5	13.1	16.2	13.9	0.4
	55	100.0	23.7	2.1	74.1	23.0	7.4	11.6	16.9	15.2	0.0
	59	100.0	21.7	1.0	77.3	27.0	8.6	9.8	16.9	15.0	—
	60	100.0	22.8	0.6	76.5	27.1	7.2	10.3	16.9	14.9	—
	61	100.0	21.4	0.6	78.0	28.2	10.8	12.0	14.6	12.5	—
平成元年	62	100.0	21.5	0.8	77.6	28.5	9.5	12.5	15.6	11.6	0.1
	63	100.0	18.9	0.9	79.9	29.5	10.0	13.3	15.2	12.0	0.2
	年	100.0	16.4	0.8	82.7	36.9	10.5	12.9	10.5	12.0	0.1

資料出所 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」

注) 1. 50年、55年の「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって異なるものなどという。
 2. 62、63、元年の「その他」とは、何らかの週休3日制、3勤4休などという。
 3. 「週休1日半制」とは週5労働日のうち1日が半日のものをいう。

付表 94 定年制の有無及びその決め方別企業構成比

(単位 %)

産 業 ・ 規 模	全企業	定 年 制 を 定 め て い る 企 業			定年制を定めていない企業
		計	一律に定めている	職種別に定めている	
調 査 産 業 計	100.0	88.2 (100.0)	(92.8)	(4.4)	(2.8)
5,000 人以上	100.0	99.1 (100.0)	(95.5)	(2.1)	(2.4)
1,000~4,999人	100.0	99.5 (100.0)	(96.1)	(2.4)	(1.5)
300~999人	100.0	98.8 (100.0)	(94.5)	(3.3)	(2.2)
100~299人	100.0	97.4 (100.0)	(94.8)	(3.3)	(1.9)
30~99人	100.0	84.0 (100.0)	(91.8)	(5.0)	(3.2)
鉄 道	100.0	80.7 (100.0)	(89.8)	(8.0)	(2.3)
建 設	100.0	72.5 (100.0)	(88.0)	(6.1)	(5.9)
製 造	100.0	91.9 (100.0)	(94.7)	(2.0)	(3.3)
電 気・ガス・熱供給・水道	100.0	100.0 (100.0)	(94.6)	(2.7)	(2.7)
運 輸・通 信	100.0	95.8 (100.0)	(87.4)	(12.1)	(0.5)
卸売・小売業、飲食店	100.0	88.8 (100.0)	(97.4)	(0.8)	(1.8)
金 融・保 険	100.0	95.9 (100.0)	(94.3)	(4.2)	(1.5)
不 動 産	100.0	98.5 (100.0)	(94.3)	(5.3)	(0.4)
サ - ビ ス	100.0	83.0 (100.0)	(86.8)	(10.8)	(2.4)

資料出所 労働省「雇用管理調査」(平成2年1月)

付表 9 5 健康保険等による分娩費給付決定件数

(単位 件)

区 分	昭和 45 年 度	50	55	60	61	62	63
政府管掌健康保険	160,974	173,554	147,385	138,775	132,696	126,887	123,556
日雇労働者健康保険	1,149	603	342	153	101	104	60
組合管掌健康保険	69,142	102,662	95,001	92,452	90,048	89,122	86,236
※国家公務員共済組合	10,496	8,614	8,127	7,527	7,131	7,065	6,869
※地方公務員共済組合	41,495	56,334	68,236	66,252	63,757	60,668	56,921
※公共企業体職員共済組合	8,621	6,916	5,980	2,932	2,396	1,949	1,567
※私立学校教職員共済組合	3,510	5,298	6,222	6,046	5,735	5,523	5,318
船 員 保 険	47	29	22	14	10	11	7

資料出所 総理府「社会保障統計年報」

注) 1. ※印では分娩費を出産費としている。

2. 被保険者分あるいは組合員分の件数である。

付表 9 6 出産手当金 1 件平均給付額及び給付日数の推移

区 分	昭和45年度	50	55	60	61	62	63
政府管掌健康保険	33,231円	84,636円	132,330円	168,802円	196,060円	207,482円	216,440円
(一般被保険者)	61.0日	64.4日	65.3日	66.3日	74.7日	76.4日	77.4日
組合管掌健康保険	41,508円	106,095円	162,688円	202,536円	243,537円	253,451円	262,640円
	59.0日	65.8日	67.8日	69.1日	79.2日	80.2日	81.2日

資料出所 総理府「社会保障統計年報」

付表 9 7 認可保育所数及び在籍児童数の推移

区 分	計	公 営	私 営	総数に占める 公営の割合
施設数	所	所	所	%
昭和31年	8,749	4,630	4,119	52.9
40	11,199	6,907	4,292	61.7
45	14,101	8,817	5,284	62.5
50	18,238	11,545	6,693	63.3
55	22,036	13,564	8,472	61.6
58	22,858	13,615	9,243	59.6
59	22,904	13,636	9,268	59.5
60	22,899	13,590	9,309	59.3
61	22,879	13,561	9,318	59.3
62	22,826	13,506	9,320	59.2
63	22,776	13,449	9,327	59.0
平成元年	22,786	13,465	9,321	59.1
在籍児童数	人	人	人	%
昭和31年	653,333	338,693	314,640	51.8
40	829,740	503,259	326,481	60.7
45	1,131,361	690,344	441,017	61.0
50	1,631,025	1,012,290	618,735	62.1
55	1,996,082	1,188,340	807,742	59.5
58	1,925,006	1,110,020	814,986	57.7
59	1,880,122	1,075,889	804,233	57.2
60	1,843,550	1,046,060	797,490	56.7
61	1,808,303	1,021,007	787,296	56.5
62	1,784,193	1,004,417	779,776	56.3
63	1,767,275	990,918	776,357	56.1
平成元年	1,779,080	998,055	781,025	56.1

資料出所 厚生省「社会福祉施設調査」(昭和31年～昭和63年10月1日現在)
「昭和63年度社会福祉行政業務報告」(平成元年3月1日現在)

付表98 人 口 動

年	出 生		死 亡		平 均 寿 命		平均初
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	女	男	女
	万件		万件		歳	歳	歳
昭和15年	211.6	29.4	118.7	16.5	49.6	46.9	24.6
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.75	63.60	23.8
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.19	65.32	24.4
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.92	67.74	24.5
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.66	69.31	24.2
50	190.1	17.1	70.2	6.3	76.89	71.73	24.7
51	183.3	16.3	70.3	6.3	77.35	72.15	24.9
52	175.5	15.5	69.0	6.1	77.95	72.69	25.0
53	170.9	14.9	69.6	6.1	78.33	72.97	25.1
54	164.3	14.2	69.0	6.0	78.89	73.46	25.2
55	157.7	13.6	72.3	6.2	78.72	73.32	25.2
56	152.9	13.0	72.0	6.1	79.13	73.79	25.3
57	151.5	12.8	71.2	6.0	79.66	74.22	25.3
58	150.9	12.7	74.0	6.2	79.78	74.20	25.4
59	149.0	12.5	74.0	6.2	80.18	74.54	25.4
60	143.2	11.9	75.2	6.3	80.46	74.84	25.5
61	138.3	11.4	75.1	6.2	80.93	75.23	25.6
62	134.7	11.1	75.1	6.2	81.39	75.61	25.7
63	131.4	10.8	79.3	6.5	81.30	75.54	25.8
平成元年	124.7	10.2	78.9	6.4	81.77	75.91	25.8

資料出所 厚生省「人口動態統計」,「簡易生命表」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

注)1. 合計特殊出生率=1人の女子が再生産年齢(15~49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。

2. 平均初婚年齢は、昭和15年は届出時の年齢、30~40年は結婚式をあげた時の年齢、45年以降は結婚式をあげた時又は同居を始めた時の年齢

態 の 推 移

婚年齢	婚 姻		離 婚		出生順位別母の平均年齢			合計特殊 出 生 率
男	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	第1児	第2児	第3児	
歳	万件		万件		歳	歳	歳	
29.0	66.7	9.3	4.9	0.68	—	—	—	4.11
26.6	71.5	8.0	7.5	0.84	24.8	27.2	29.5	2.37
27.2	86.6	9.3	6.9	0.74	25.4	27.8	29.9	2.00
27.2	95.5	9.7	7.7	0.79	25.7	28.3	30.3	2.14
26.9	102.9	10.0	9.6	0.93	25.6	28.3	30.6	2.13
27.0	94.2	8.5	11.9	1.07	25.7	28.0	30.3	1.91
27.2	87.2	7.8	12.5	1.11	25.9	28.1	30.2	1.85
27.4	82.1	7.2	12.9	1.14	26.1	28.2	30.2	1.80
27.6	79.3	6.9	13.2	1.15	26.2	28.4	30.3	1.79
27.7	78.9	6.8	13.5	1.17	26.3	28.6	30.4	1.77
27.8	77.5	6.7	14.2	1.22	26.4	28.7	30.6	1.75
27.9	77.7	6.6	15.4	1.32	26.5	28.9	30.8	1.74
28.0	78.1	6.6	16.4	1.39	26.5	28.9	31.0	1.77
28.0	76.2	6.4	17.9	1.51	26.5	29.0	31.2	1.80
28.1	74.0	6.2	17.9	1.50	26.6	29.1	31.3	1.81
28.2	73.6	6.1	16.7	1.39	26.7	29.1	31.4	1.76
28.3	71.1	5.9	16.6	1.37	26.8	29.2	31.4	1.72
28.4	69.6	5.7	15.8	1.30	26.8	29.2	31.5	1.69
28.4	70.8	5.8	15.4	1.26	26.9	29.3	31.6	1.66
28.5	70.8	5.8	15.8	1.29	27.0	29.4	31.7	1.57

付表99 主要国の労働力人口、労働力率、

国名	年	労働力人口(千人)		労働力人口総数に占める女子の割合(%)	年
		女	男		
カナダ	1987	5,694	7,427	43.4	1987
メキシコ	1980	5,878	15,390	27.6	1980
アメリカ	1987	53,818	67,784	44.3	1987
韓国	1987	6,735	10,138	39.9	1987
フィリピン	1987	8,462	14,415	37.0	1987
タイ	1984	11,994	13,712	46.7	1984
オーストリア	1987	1,376	2,054	40.1	1987
ベルギー	1986	1,698	2,514	40.3	1986
デンマーク	1986 (15~74歳)	1,290	1,526	45.8	1986 (15~74歳)
スペイン	1987 (16歳以上)	4,717	9,590	33.0	1987 (16歳以上)
フランス	1987	10,377	13,596	43.3	1987
西ドイツ	1986	11,539	17,692	39.5	1986
ハンガリー	1987	2,248	2,637	46.0	1987
イタリア	1987 (14歳以上)	8,596	15,074	36.3	1987 (14歳以上)
ノルウェー	1987 (16~74歳)	962	1,209	44.3	1987 (16~74歳)
スウェーデン	1987 (16~64歳)	2,122	2,300	48.0	1987 (16~64歳)
イギリス	1986	11,500	15,887	42.0	1986
オーストラリア	1987	3,066	4,609	39.9	1987

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

$$\text{注) 労働力率} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

雇用者数及び総数に占める女子の割合

労働力率 (%)		年	雇用者数 (千人)		雇用者総数に 占める女子の 割合 (%)
女	男		女	男	
56.2	76.7	1987	5,191	6,607	44.0
30.3	83.2	1980	2,641	7,126	27.0
54.2	73.9	1987	4,936	6,051	45.2
44.9	68.1	1987	3,318	5,873	36.1
48.3	83.3	1987	3,353	5,814	36.6
76.3	87.8	1984	2,471	3,963	38.4
41.5	70.4	1987	1,141	1,776	39.1
33.6	52.2	1986	1,161	1,882	38.1
60.4	74.4	1986	1,187	1,313	47.5
31.1	67.9	1987	2,785	6,584	29.7
45.8	65.4	1987	7,735	10,183	43.2
42.0	71.7	1987	9,680	14,869	39.4
40.9	51.4	1987	1,836	2,128	46.3
35.0	66.0	1987	5,221	9,639	35.1
63.7	78.7	1987	865	1,018	45.9
81.1	85.8	1987	1,972	1,968	50.1
48.2	71.9	1987	9,945	12,182	44.9
48.3	74.9	1987	2,446	3,476	41.3

付表100 主要国の年齢階級別

区 分		メキシコ 1980		アメリカ 1987		イギリス 1986		デンマ 19
		女	男	女	男	女	男	女
労働力人口 (千人)	総 数	5,878	15,390	5,381	6,784	11,500	15,887	1,290
	15~19歳	1,044	2,105	3,875	4,112	1,233	1,337	114
	20~24	1,186	2,480	7,140	7,837	1,629	2,061	161
	25~29	865	2,189	7,990	9,874	2,494	3,774	159
	30~34	634	1,813	7,587	9,782			162
	35~39	545	1,601	6,983	8,589	2,747	3,656	175
	40~44	418	1,304	5,890	6,997			159
	45~49	344	1,081	4,469	5,531	2,155	2,821	125
	50~54	262	857	3,566	4,645			97
	55~59	189	670	3,019	4,185	803	1,201	85
	60~64	138	464	1,918	2,755	300	779	38
	65歳以上	253	826	1,220	1,899	143	258	14
労働率 (%)	総 数	30.3	83.2	54.2	73.9	48.2	71.9	60.4
	15~19歳	26.8	55.9	42.8	43.7	56.5	58.2	63.0
	20~24	37.3	83.4	72.3	79.0	69.2	84.8	82.8
	25~29	34.9	94.2	72.6	89.7	62.6	93.3	86.9
	30~34	32.5	96.1	71.1	91.8			88.8
	35~39	31.3	96.2	73.8	92.6	71.4	94.4	88.4
	40~44	30.2	95.9	74.3	91.6			87.3
	45~49	29.1	95.3	70.6	91.8	69.9	91.6	81.9
	50~54	27.5	93.8	63.2	87.9			72.9
	55~59	25.8	91.4	51.8	79.0	51.5	80.3	60.5
	60~64	24.1	85.6	32.9	54.4	18.8	53.4	26.6
	65歳以上	18.6	68.6	6.9	15.7	2.7	7.5	3.3

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

注) スペイン、スウェーデンの区分のうち、「15~19歳」の欄は、「16~19歳」として取り扱っている。

労働力人口及び労働力率

イタ 86	スペイン 1987		フランス 1987		西ドイツ 1986		スウェーデン 1987	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1526	4717	9590	10377	13596	11539	17692	2122	2300
152	486	558	236	317	909	1147	106	103
176	957	1223	1353	1351	1905	2157	240	258
175	745	1206	1572	1936	1525	2080	240	263
184	561	1083	1512	1990	1274	2015	253	280
193	429	1073	1542	2110	1247	2001	278	303
180	393	1063	1269	1748	1175	1908	298	324
138	304	873	938	1337	1385	2402	227	245
112	335	1039	892	1324	1005	1853	188	200
111	268	888	701	999	751	1482	175	183
63	177	490	274	344	236	477	117	141
41	63	94	87	140	125	169	—	—
74.4	31.1	67.9	45.8	65.4	42.0	71.7	81.1	85.8
73.5	36.5	40.4	11.8	15.7	40.1	47.0	48.2	44.6
87.3	60.2	71.5	64.2	65.7	74.4	80.9	80.0	81.9
92.4	60.0	92.2	75.7	94.9	67.2	87.4	88.2	92.3
94.4	49.1	96.3	72.2	97.1	62.2	96.0	89.7	94.9
95.1	37.9	96.5	71.9	97.8	62.1	97.7	90.8	95.6
94.6	34.6	95.6	72.0	97.4	62.4	97.6	92.5	95.6
92.7	31.1	93.7	67.8	95.4	57.7	96.5	93.0	96.5
87.4	26.7	88.7	59.8	90.4	51.5	93.2	87.9	93.6
81.2	22.2	76.8	44.6	67.3	38.9	79.5	79.2	85.9
49.6	16.0	49.1	18.0	25.7	11.4	33.5	50.0	64.4
12.8	2.1	4.4	1.9	4.7	2.1	5.1	—	—

付表101 主要国の従業上の

国名	年	女					
		総数 (千人)	構 成 比 (%)				
			計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
カナダ	1987	5,635	100.0	6.6	1.3	92.1	0
メキシコ	1980	6,104	100.0	24.3	6.8	43.3	25.6
アメリカ	1987	5,331	100.0	5.7	0.6	93.7	0
韓国	1987	6,613	100.0	22.5	27.4	50.2	0
フィリピン	1987	7,541	100.0	31.4	24.1	44.5	0
タイ	1984	12,134	100.0	17.7	61.9	20.4	0
オーストリア	1987	1,360	100.0	7.7	8.5	83.9	0
ベルギー	1986	1,417	100.0	9.4	7.7	81.9	1.0
デンマーク	1986	1,286	100.0	3.3	4.4	92.3	0
スペイン	1987	4,077	100.0	15.6	11.2	68.3	4.8
フランス	1987	8,982	100.0	6.7	7.2	86.1	0
西ドイツ	1987	10,925	100.0	4.7	6.7	88.6	0
ハンガリー	1987	2,248	100.0	2.7	4.7	81.7	11.0
イタリア	1987	7,086	100.0	16.4	9.7	73.9	0
ノルウェー	1987	957	100.0	4.0	3.6	90.4	2.0
スウェーデン	1987	2,081	100.0	4.6	0.7	94.8	0
イギリス	1987	10,654	100.0	6.7	—	93.3	0
オーストラリア	1986	2,922	100.0	11.3	1.2	83.7	3.8

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

注)「その他」とは、分類不能の地位にある者をいい、失業者及び新規求職者を含まない。

地 位 別 就 業 者 数 の 構 成 比

総 数 (千人)	男				
	構 成 比 (%)				
	計	自営業主	家族従業員者	雇用者	その他
7,390	100.0	10.3	0.3	89.4	0
15,837	100.0	28.3	4.9	45.0	21.8
67,370	100.0	10.0	0.1	89.8	0
9,741	100.0	36.0	3.7	60.3	0
13,254	100.0	43.7	12.5	43.9	0
13,865	100.0	42.4	29.0	28.6	0
2,047	100.0	11.6	1.7	86.7	0
2,316	100.0	16.5	1.3	81.3	0.9
1,523	100.0	13.7	0.1	86.2	0
9,116	100.0	21.9	3.5	72.2	2.4
12,423	100.0	16.9	1.1	82.0	0
16,888	100.0	11.3	0.6	88.0	0
2,637	100.0	4.4	0.5	80.7	14.4
13,921	100.0	28.1	2.6	69.2	0
1,205	100.0	12.5	1.4	84.5	1.6
2,256	100.0	12.5	0.2	87.2	0
14,333	100.0	15.0	—	85.0	0
4,472	100.0	17.0	0.5	77.7	4.7

付表102 主要国の産業別

区 分		カナダ		アメリカ		韓 国	
		1987		1987		1987	
		女	男	女	男	女	男
雇 用 者 (千人)	総 数	5,191	6,607	49,936	60,517	3,318	5,873
	農・狩猟・林・漁業	82	232	422	1,544	171	226
	鉱業・採石業	28	171	125	752	8	173
	製 造 業	642	1,561	7,283	14,590	1,487	2,188
	電気・ガス・水道業	24	101	301	1,265	3	41
	建 設 業	68	613	622	6,172	71	717
	卸・小売業、レストラン・ホテル	949	1,146	11,112	11,917	609	614
	運輸・倉庫・通信業	202	578	1,865	4,425	57	555
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	678	543	6,653	5,036	222	329
	対地域・社会・個人サービス	2,517	1,663	21,390	13,205	691	1,030
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	163	1,611	—	—
構 成 比 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農・狩猟・林・漁業	1.6	3.5	0.8	2.6	5.2	3.8
	鉱業・採石業	0.5	2.6	0.3	1.2	0.2	2.9
	製 造 業	12.4	23.6	14.6	24.1	44.8	37.3
	電気・ガス・水道業	0.5	1.5	0.6	2.1	0.1	0.7
	建 設 業	1.3	9.3	1.2	10.2	2.1	12.2
	卸・小売業、レストラン・ホテル	18.3	17.3	22.3	19.7	18.4	10.5
	運輸・倉庫・通信業	3.9	8.7	3.7	7.3	1.7	9.5
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	13.1	8.2	13.3	8.3	6.7	5.6
	対地域・社会・個人サービス	48.5	25.2	42.8	21.8	20.8	17.5
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	0.3	2.7	—	—

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

雇 用 者 数 及 び 構 成 比

デンマーク		スペイン		フランス		西ドイツ		スウェーデン	
1986		1987		1987		1987		1987	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
1,187	1,313	2,785	6,584	7,735	10,183	9,680	14,869	1,972	1,968
12	50	110	678	59	180	70	200	14	49
—	3	2	83	9	91	23	302	1	10
176	355	593	1,969	1,319	3,077	2,475	5,693	261	658
4	14	6	74	40	152	32	205	9	32
12	150	21	923	96	1,144	154	1,454	18	214
170	170	511	857	1,232	1,402	1,952	1,363	280	240
48	127	61	427	333	904	335	1,163	93	191
102	107	128	355	809	772	809	717	150	148
642	322	1,353	1,219	3,813	2,416	3,625	3,565	1,144	425
20	16	—	—	23	44	205	207	1	1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1.0	3.8	3.9	10.3	0.8	1.8	0.7	1.3	0.7	2.5
—	0.2	0.1	1.3	0.1	0.9	0.2	2.0	0.1	0.5
14.8	27.0	21.3	29.9	17.1	30.2	25.6	38.3	13.2	33.4
0.3	1.1	0.2	1.1	0.5	1.5	0.3	1.4	0.5	1.6
1.0	11.4	0.8	14.0	1.2	11.2	1.6	9.7	0.9	10.9
14.3	12.9	18.3	13.0	15.9	13.8	20.2	9.2	14.2	12.2
4.0	9.7	2.2	6.5	4.3	8.9	3.5	7.8	4.7	9.7
8.6	8.1	4.6	5.4	10.5	7.6	8.4	4.8	7.6	7.5
54.1	24.5	48.6	18.5	49.3	23.7	37.4	24.0	58.0	21.6
1.7	1.2	—	—	0.3	0.4	2.1	1.4	0.1	0.1

付表103 主要国の職業別

区 分		カナダ		メキシコ		アメリカ	
		1987		1980		1987	
		女	男	女	男	女	男
雇 用 者 (千人)	総 数	5,191	6,607	2,641	7,126	49,936	60,517
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	1,095	843	436	603	8,587	8,164
	管理的従事者	524	958	17	105	4,850	7,393
	書記及び関連従事者	1,685	432	684	871	14,864	3,770
	販売従事者	489	537	148	340	6,201	6,101
	サービス業の従事者	842	706	584	872	8,999	6,209
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	64	312	97	1,091	302	1,876
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労務者	492	2,819	464	2,556	5,969	25,392
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	211	690	163	1,611
機 成 比 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	21.1	12.8	16.5	8.5	17.2	13.5
	管理的従事者	10.1	14.5	0.6	1.5	9.7	12.2
	書記及び関連従事者	32.5	6.5	25.9	12.2	29.8	6.2
	販売従事者	9.4	8.1	5.6	4.8	12.4	10.1
	サービス業の従事者	16.2	10.7	22.1	12.2	18.0	10.3
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	1.2	4.7	3.7	15.3	0.6	3.1
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労務者	9.5	42.7	17.6	35.9	12.0	42.0
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	8.0	9.7	0.3	2.7

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics」

雇 用 者 数 及 び 構 成 比

韓 国		タ イ		スペイン		西ドイツ		スウェーデン	
1987		1984		1987		1985		1987	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
3,318	5,873	2,471	3,963	2,785	6,584	9,062	14,429	1,972	1,968
292	525	375	416	466	543	1,527	2,064	847	482
1	46	37	120	5	104	124	676	445	213
665	1,178	247	334	582	782	3,073	1,972		
267	325	78	138	235	368	1,144	702	166	144
601	408	345	387	861	597	1,551	1,231	268	125
166	198	813	915	107	676	96	224	11	55
1,326	3,191	572	1,651	529	3,430	1,331	7,260	234	948
—	—	2	3	—	84	215	300	—	2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8.8	8.9	15.2	10.5	16.7	8.2	16.9	14.3	43.0	24.5
0.0	0.8	1.5	3.0	0.2	1.6	1.4	4.7	22.6	10.8
20.0	20.1	10.0	8.4	20.9	11.9	33.9	13.7		
8.0	5.5	3.2	3.5	8.4	5.6	12.6	4.9	8.4	7.3
18.1	6.9	14.0	9.8	30.9	9.1	17.1	8.5	13.6	6.4
5.0	3.4	32.9	23.1	3.8	10.3	1.1	1.6	0.6	2.8
40.0	54.3	23.1	41.7	19.0	52.1	14.7	50.3	11.9	48.2
—	—	0.1	0.1	—	1.3	2.4	2.1	—	0.1

付表104 働く婦人の家設置状況

[illegible]

付表105 ファミリー・サービス・クラブ設置状況

都市名	地 域 ク ラ ブ 名	電 話 番 号
旭 川 市	旭 川ファミリー・サービス・クラブ	0166-24-5969
青 森 市	青 森ファミリー・サービス・クラブ	0177-66-4427
盛 岡 市	盛岡地域ファミリー・サービス・クラブ	0196-25-5810
秋 田 市	秋田地域ファミリー・サービス・クラブ	0188-36-7844
高 崎 市	高崎地域ファミリー・サービス・クラブ	0273-22-4339
千 葉 市	千葉地域ファミリー・サービス・クラブ	0472-43-4254
東 京 都	東 京ファミリー・サービス・クラブ	03-407-2370
横 浜 市	横 浜ファミリー・サービス・クラブ	045-242-7515
川 崎 市	川 崎ファミリー・サービス・クラブ	044-433-6230
福 井 市	福 井ファミリー・サービス・クラブ	0776-21-8179
敦 賀 市	敦 賀ファミリー・サービス・クラブ	0770-22-5185
長 野 市	長 野 市ファミリー・サービス・クラブ	0262-33-0330
名古屋 市	名古屋地域ファミリー・サービス・クラブ	052-961-9770
豊 田 市	豊田地域ファミリー・サービス・クラブ	0565-31-8767
豊 中 市	豊 中ファミリー・サービス・クラブ	06-831-5360
久留米 市	久留米地域ファミリー・サービス・クラブ	0942-32-8782
長 崎 市	長 崎ファミリー・サービス・クラブ	0958-22-1291
宮 崎 市	宮崎地域ファミリー・サービス・クラブ	0985-20-9036
那 覇 市	那 覇ファミリー・サービス・クラブ	0988-63-1817
沖 縄 市	沖 縄ファミリー・サービス・クラブ	09893-4-0558

(平成2年8月1日現在)

付表106 パートバンク一覧

(平成2年11月2日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
札幌パートバンク	札幌市中央区南2条西2丁目 ラズブラザ7F	011(261)7702
盛岡パートバンク	盛岡市菜園1-11-4 丸伊ビル6F	0196(23)4800
仙台パートバンク	仙台市青葉区中央2-6-19 豊栄堂ビル6F	022(225)1003
あきたパートバンク	秋田市中通2-3-8 秋田アトリオンビル9F	0188(36)7820
いわきパートバンク	いわき市平南町21-2 ネモト3-SUNビル5F	0246(21)6660
水戸パートバンク	水戸市三の丸1-1-12 水戸西部ビル5F	0292(31)8104
宇都宮パートバンク	宇都宮市鳩田2-5-22 共生ビル1F	0286(22)6321
大宮パートバンク	大宮市大門町2-73 中央デパート2F	048(643)6548
浦和パートバンク	浦和市北浦和 5-6-5 埼玉県浦和地方庁舎2F	048(824)8090
千葉パートバンク	千葉市富士見町 1-14-13 千葉大栄ビル6F	0472(25)3465
松戸パートバンク	松戸市松戸1307-1 松戸ビル9F	0473(67)6800
船橋パートバンク	船橋市本町 2-2-7 鶴サンテックビル6F	0474(31)7744
渋谷パートバンク	渋谷区渋谷 2-22-10 タキザワビル5F	03(499)0810
池袋パートバンク	豊島区南池袋 1-24-6 深野ビル2F	03(981)3981
錦糸町パートバンク	墨田区江東橋 3-7-6 日本生命錦糸町ビル3F	03(634)8101
立川パートバンク	立川市曙町 2-9-1 菊屋川口ビル6F	0425(25)4481
横浜パートバンク	横浜市西区高島2-18-1 横浜新都市ビル9F	045(465)2051
川崎パートバンク	川崎市川崎区駅前本町 9-1 ダックシティこみやB館3F	044(233)1100
相模原パートバンク	相模原市相模大野4-5 ロビーシティ 相模大野5番街1号棟2F	0427(49)8010
新潟パートバンク	新潟市万代4-1-11 太陽生命新潟ビル5F	025(241)8100
富山パートバンク	富山市上本町 3-1 キンダイビル5F	0764(91)3741
金沢パートバンク	金沢市芳素町 1-15-20 石川県母子福祉会館2F	0762(22)8189
福井パートバンク	福井市大手3-4-1 福井放送会館ビル4F	0776(25)4140
甲府パートバンク	甲府市丸の内1-21-15 岡島百貨店5F	0552(26)3780
長野パートバンク	長野市北石堂町1429-1 長崎屋長野店6F	0262(28)0333
岐阜パートバンク	岐阜市古野町 6-14 三井生命岐阜駅前ビル3F	0582(66)5244
静岡パートバンク	静岡市駿府 1-1-1 新静岡センター5F	0542(52)2530
浜松パートバンク	浜松市田町 330-5 遠鉄名店ビル6F	0534(54)1910
沼津パートバンク	沼津市高島本町 1-5 インパンプラザ4F	0559(23)9678
名古屋パートバンク	名古屋市中村区名駅 4-7-35 毎日ビル7F	052(581)0961
笠寺パートバンク	名古屋南区東又兵衛町5-1-16 サン笠寺1F	052(612)3939
豊橋パートバンク	豊橋市駅前大通り 1-43 豊橋西武本館11F	0532(55)0433
豊田パートバンク	豊田市西町5-5 VITS 豊田タウン地下1F	0565(31)2121
四日市パートバンク	四日市市瀬訪栄町 7-31 三交ビル1F	0593(53)7559
京都パートバンク	京都市下京区四条通り烏丸西入ル 第3田源ビル1F	075(255)1161
うめだパートバンク	大阪市北区芝田1-1-4 阪急梅田駅構内	06(373)0838
なんばパートバンク	大阪市中央区西心斎橋 2-4-2 難波日興ビル8F	06(212)5991
さかいパートバンク	堺市茶山台 1-2-3 泉北高速鉄道泉ヶ丘駅前	0722(91)0606

名 称	所 在 地	電話番号
せりりパートバンク	豊中市新千里東町 1-4-1 阪急千里中央ビル 9 F	06 (833)7811
三 宮パートバンク	神戸市中央区三宮町1-9-1-1501 センタープラザビル15F	078(331)1814
尼 崎パートバンク	尼崎市南塚口町 2-1-3-401 塚口さんさんタウン3 番館 4 F	06 (421)0810
姫 路パートバンク	姫路市南駅前 123 じばさんビル 3 F	0792(85)1186
明 石パートバンク	明石市大明石町1-7-24 白菊グランドビル5 F513号	078(912)2500
和歌山パートバンク	和歌山市美園町5-61 和歌山ステーションビル 4 F	0734(22)8010
岡 山パートバンク	岡山市表町 2-7-23 せのお洋服ビル 2 F	0862(31)8231
倉 敷パートバンク	倉敷市阿知1-600-1 倉敷シティプラザ西ビル 5 F	0864(21)7411
広 島パートバンク	広島市中区紙屋町1-2-22 広電ビル 3 F	082(244)3201
福 山パートバンク	福山市三之丸1-8 キャスパ7 F	0849(21)8189
徳 山パートバンク	徳山市栄町 2-15 徳山商工会議所ビル 2 F	0834(21)8189
まつやま パートバンク	松山市宮西1-5-11 愛媛県宮西ビル 1 F	0899(23)7899
福 岡パートバンク	福岡市中央区大名2-2-26 親和ビル 4 F	092(741)0810
北九州パートバンク	北九州市小倉北区魚町2-6-5 (向)エスアイビル 7 F	093(541)5851
長 崎パートバンク	長崎市茂里町 3-24 長崎総合福祉センター 4 F	0958(49)0810
熊 本パートバンク	熊本市花畑町 7-10 熊本市産業文化会館 4 F	095(322)8010
おおいた パートバンク	大分市金池町1-1-1 大交セントラルビル 4 F	0975(38)0810
宮 崎パートバンク	宮崎市横通3-10-32 ボンベルタ橋 西館 2 F	0985(28)8010
鹿児島パートバンク	鹿児島市新屋敷町16-428 鹿児島県住宅供給公社ビル 4 F	0992(23)8010

付表107 パートサテライト一覧

名 称	所 在 地	電話番号
日 立パートサテライト	日立市多賀町1-12-10 日立市多賀農業協同組合 2 F	0294(33)0810
土 浦パートサテライト	土浦市川口1-1-32 小網屋 4 F	0296(26)1215
足 利パートサテライト	足利市南町3704 足利ステーションビル 1 F	0284(73)3448
ちちぶパートサテライト	秩父市宮側町1-7 秩父地域地場産業振興センター 3 F	0494(24)5222
みさとパートサテライト	三郷市三郷1-1-10 総塩ビル 2 F	0499(52)1127
調 布パートサテライト	調布市布田1-51	0424(80)8103
上 越パートサテライト	上越市本町5-2-2 センタービル 2 F	0255(23)0453
安 城パートサテライト	安城市御幸本町3-2	0566(77)0810
城 南パートサテライト	宇治市伊勢町町新中ノ荒21-8 京都府立城南勤労者福祉会館 1 F	0774(46)4010
宝 塚パートサテライト	宝塚市東洋町1-1 宝塚市役所 1 F	0797(74)1045
田 辺パートサテライト	田辺市湊塔ノ内963-6 明光田辺ビル 5 F	0739(26)3810
佐 賀パートサテライト	佐賀市唐人2-5-8 ジャノメ明治生命ビル 2 F	0952(24)2616
佐世保パートサテライト	佐世保市松浦町5-1 佐世保市産業会館 1 F	0956(24)0810
別 府パートサテライト	別府市北浜2-8-1 コスモピア 1 F	0977(23)8011

参 考

婦人労働関係判例

1. 賃金、昇格

事件名	裁判所判決等年月日	判 旨
秋田相互銀行不当利得金返還請求(男女差別賃金)	秋田地裁 昭50.4.10判決	女子であることを理由として、賃金(本人給及び臨時給与)について男子と差別的取扱いをしたものであり、労働契約の賃金部分は労基法4条に違反して無効。女子は男子に支払われた金額との差額を請求できる(労働者勝訴、確定)。
鈴鹿市賃金請求事件(昇格に伴う男女差別賃金)	津地裁 昭55.2.21判決	原告に対し、昇格を実施しなかったのは女性であることにより不当に不利益取扱いをしたものであり地公法13条に違反し、違法に原告の法律上の利益を侵害したものである(労働者勝訴)。
名古屋高裁 昭58.4.28判決		公務員の昇給昇格は、任命権者に認められた権限であり、市の昇格運用を全体的に見る限り任命権者が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を濫用したとは認められない。また、任命権者の裁量権の判断に公権力の違法な行使は認められない(労働者敗訴、労働者側上告後、昭60.3.29上告取り下げ)。
静岡銀行不当利得金返還請求事件(昇給に伴う男女差別賃金)	静岡地裁 昭55.10.20和解	職能群格付の見直しを行って算出した給与差額(2年分)を支払うことを主な内容とする和解成立。
岩手銀行賃金請求事件	盛岡地裁 昭60.3.28判決	給与規定において、家族手当の支給対象者を、「扶養親族を有する世帯主たる行員」とし、世帯主たる行員とは、「自己の収入をもって一家の生計を維持する者をいい、その配偶者が所得税法に規定されている扶養控除対象親族額を越える所得を有する場合は、夫たる行員とする。」(世帯手当についてもこれを適用)としているのは、女子であることのみを理由として差たる行員を著しく不利に取り扱う規定であり、労基法4条及び92条に反し無効(労働者勝訴、控訴係争中)。
(社)日本鉄鋼連盟給料等請求事件	東京地裁 昭61.12.4判決	被告事務部局職員について、男女異なる採用方法及び処遇を行っている(男女別コース制)ことは、合理的理由を欠き憲法14条の精神には合

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
日産自動車賃金等請求事件 (家族手当支給請求)	東京地裁 平 元. 1. 26判決	致しないが、当時（昭和44年から49年）の雇用慣行等の状況に照らし、民法90条の公の秩序に違反してゐるとまではいえないとして初任給格差及び業務内容の相違による賃金格差に当たる金銭の支払義務は肯定したが、基本給の上昇率及び一時金の支給係数についてまで男女の格差を認めることは合理的な理由がなく無効であり、この部分についての差額の支払いを差額に対して命じた（労働者一部勝訴、確定）。 被告会社が現に採用している家族手当支給規程及び運用基準は労基法4条及び民法90条に違反するものではなく、また女子従業員を不当に差別したものでないこと等から、原告らの本訴請求はいずれも理由がなく棄却（労働者敗訴、労働者側控訴後平2. 8. 和解成立）。
社会保険診療報酬支払基金賃金等請求事件	東京地裁 平 2. 7. 4判決	組合間の男子職員の昇格格差の是正にあたって、勤続年数を唯一の基準として一律の昇格措置を採る一方、男子職員と同一の採用試験で採用され、同一の業務内容を担当し、職務上の等級も等しかった女子職員については、勤続年数の基準を満たしていても、昇格措置を講じなかつたことは、合理的理由のない男女差別にあたる。昇格を含む労働条件に関する合理的理由のない男女差別は憲法14条、労基法3条、4条により民法90条にいう公の秩序として確立している。また女子には組合間の格差が生じていたかつたことは男女間の格差の存在に合理性を与えるものではなく、男女間の格差の段階的是正もそれ自体が男女差別である。他方、昇格等の確認請求については、昇格は職務と一体になった等級を人事上の裁量権の行使によって変更するものであり、昇格決定無くして昇格したとするには明確な根拠が必要で、使用者による昇格決定がない以上、昇格したものと取り扱うことはできない（労働者一部勝訴、控訴係争中）。

2. 退職、定年制

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	考 察
〈結婚退職〉 住友セメント雇用関係確 認等請求事件	東京地裁 昭41.12.20判決	結婚退職制は労働条件につき性別による差別待遇を行うものであり、女子の結婚を制約するゆえ民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭43.7和解成立）。	
重産産業従業員地位確認 等請求事件	神戸地裁 昭42.9.26判決	女子だけを結婚を理由に解雇することは、男女の差別取扱いで公序良俗違反（労働者勝訴、確定）。	
神戸野田実業会休職処分 無効確認等請求事件	神戸地裁 昭43.3.29判決	職場結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合理的理由もなく無効（労働者勝訴）。	
茂原市役所身分確認等請 求事件	大阪高裁 昭45.2.8判決	同 旨（労働者勝訴、確定）。	
山一証券地位保全等仮処 分申請事件	千葉地裁 昭43.5.20判決	職場結婚の場合、退職するといふ誓約書は無効であり、それによる依頼免除処分は無効（労働者勝訴、確定）。	
三井造船地位処分申請事件	名古屋地裁 昭45.8.26判決	結婚退職の慣行を理由に任意退職を迫られ、やむなくした合意は錯誤により無効（労働者勝訴、確定）。	
〈若年定年〉 東急建設工業地位保全仮 処分申請事件（定年年齢 男子55歳、女子30歳）	大阪地裁 昭46.12.10判決	結婚退職制を定めた協約は、退職という労働条件について性別を理由とする差別待遇であり、民法90条に違反し無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭48.11和解成立）。	
岩手県経済廳協理地位保 全仮処分申請事件（定年 年齢男子55歳、女子31歳）	東京地裁 昭44.7.1判決	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公序良俗に反して無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭47.12和解成立）。	
名古屋放送事件（定年年 齢男子55歳、女子30歳）	盛岡地裁 昭46.3.18判決	定年を雇員（女子）31歳、職員（男子）55歳とする就業規則は実態からみて、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴、確定）。	
名古屋放送事件（定年年 齢男子55歳、女子30歳）	名古屋地裁 昭47.4.28判決	〔X1女 地位保全仮処分申請〕 本件定年制は合理的理由なく、公序良俗に反し無効（労働者勝訴）。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
(男女別定年) 名古屋地位保全会 日産自動車地位保全会 支社仮処分申請事件(定 年年齢男子55歳, 女子50 歳)	名古屋地裁 昭 47. 6. 9判決 " 昭 48. 4. 27判決 名古屋高裁 昭 49. 9. 30判決 名古屋地裁 昭 48. 5. 25決定 東京地裁 昭 46. 4. 8判決 東京高裁 昭 48. 3. 12判決	(X 2 女 地位保全仮処分申請) 上記同旨 (労働者勝訴)。 (X 1, X 2 女 本訴) 同 旨 (労働者勝訴)。 女子30歳定年制は民法90条により無効 (労働者勝訴, 確定)。 〔X 3 女, 解雇禁止仮処分申請〕 上記同旨 (労働者勝訴, 確定)。 本件男女別定年制は合理的理由を有する (労働者敗訴)。 同 旨 (労働者敗訴)。	
日産自動車雇用関係存続 確認等請求事件	東京地裁 昭 48. 3. 23判決	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法90条により無効 (労働者勝 訴)。	
最 高 裁	昭 54. 3. 12判決 昭 56. 3. 24判決	同 旨 (労働者勝訴)。 女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差 別を定めたものとして民法90条により無効と解するのを相当とし, 上 告棄却 (労働者勝訴, 確定)。	
山形地裁 昭 47. 5. 28決定 鶴岡支部	昭 47. 5. 28決定	合併に際し, 従来定年55歳を女子のみ45歳に切り下げた差別定年 制は無効 (労働者勝訴, 確定)。	
静岡地裁 昭 48. 12. 11判決 沼津支部	昭 48. 12. 11判決	男女別定年制は合理的理由なく性別による差別であり, 公序に違反し無 効 (労働者勝訴)。	
東京高裁 昭 50. 2. 26判決	昭 50. 2. 26判決	同 旨 (労働者勝訴)。	
最 高 裁 秋田地裁	昭 50. 8. 29判決 昭 50. 9. 29判決	高裁判決を支持し, 上告棄却 (労働者勝訴)。 合理的理由を欠く男女の差別的取扱いを定める定年制の規定は民法90 条に違反し無効 (労働者勝訴, 確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
河北新報地位確認等請求 事件(定年年齢男子55歳、 女子45歳)	仙台地裁 昭 58. 12. 28判決	男女別定年制は専ら女子であることのみに理由とし、合理的理由なく民法90条により無効(労働者勝訴、会社側敗訴後、昭 61. 4. 28和解)。	
(財)放射線影響研究所地 位確認等請求事件(定年 年齢男子62歳、女子57歳)	広島地裁 昭 59. 1. 31判決	女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効とした最高裁判決(昭 56. 3. 24日産自動車事件)を引用、合理的理由は認められず無効(労働者勝訴)。	
(男女別定年制の段階 的是正、定年年齢60歳)	広島高裁 昭 62. 6. 15判決	経過措置により女子に関して60歳定年の実施時期を遅延する規定を設けたことは合理的理由がない。旧規定下(定年年齢男子62歳、女子57歳)の女子の定年年齢が民法90条により無効であり、結果的に男子と同じ62歳となるものとするれば、その既得権が保護されるべきことは男子の場合と異なるものではないので、女子に対しても男子に関する経過措置が適用される(労働者勝訴、上告棄却)。	
(退職勧奨) 鳥取県教育委員会振替造 紙請求事件(男女別退職 勧奨における退職手当優 遇措置)	最高裁 平 2. 5. 28判決 鳥取地裁 昭 61. 12. 4判決	高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 男女年齢差のある退職勧奨年給基準を設定し、これに基づき退職勧奨を行い、退職手当につき優遇措置を講じなかった一連の行為は、男女差別に基づく継続的な一連の一個の不法行為を構成する(労働者勝訴、確定)。	

3. 解雇

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈産婦女子であること等 を理由とする解雇〉 小野田セメント地位保全 等仮処分申請事件	盛岡地裁 昭 43. 4. 10判決 一 関支部	「有夫の女子」「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚して いる女子の差別待遇又は性別による差別待遇に該当するといえるから憲	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	考
古河鉱業雇用関係存続確認等請求事件	仙台 高 裁 昭 46. 11. 22判決	法14条、労基法3、4条の精神に違反し無効（労働者勝訴）。	退職勧告は解約の申込みたる性質を有し、退職の申し出により合意解約が成立（労働者敗訴、確定）。
日持金属工業地位保全等仮処分申請事件	前橋 地 裁 昭 45. 11. 5判決	人員整理は、該条件を考慮して、最悪の者として選ばれたのが既婚女子であったというのであるから合理的理由がある（労働者敗訴）。	
コパル地位保全仮処分申請事件	東京 高 裁 昭 51. 8. 30判決 東京 地 裁 昭 52. 12. 15判決 八王子支部 昭 47. 10. 18決定 東京 地 裁 昭 50. 9. 12決定	同 旨（労働者敗訴）。 高裁判決を支持し、上告棄却（労働者敗訴）。	
米沢製作所地位保全等仮処分申請事件	山形 地 裁 昭 51. 9. 24判決 米沢 支 部	「有夫の女子」「27歳以上の女子」という一般的人員整理基準は、憲法、労基法の精神に違反し、それによる解雇は無効（労働者勝訴、確定）。	「既婚女子社員で子供が2人いる者」という一般的人員整理基準は憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し、民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭53. 1. 28和解）。
日本赤十字社雇用関係存続確認等請求事件	佐賀 地 裁 昭 52. 11. 8判決 唐津 支 部	「既婚の女子」「25歳以上の女子」という希望退職募集基準と密接に関連した指名解雇であり、労基法3、4条による労働法の公然に違反し無効（労働者勝訴、確定）。	合理化の必要にせまられて行っている人員整理であるが男子60歳、女子55歳を超えた者に退職を求めた本件整理基準は、病院の実情に照らし合理性がある（労働者敗訴、福岡高裁に控訴後、昭58. 1. 28和解）。
住友重機愛媛製造所地位保全仮処分異議申立事件	松山 地 裁 昭 62. 5. 6判決 西条 支 部	「未婚の者」の者が配偶者の収入で生計が維持できる者及び兼業又は副業があり、もしくは、財産の保有など別途の収入があり、退職しても生計が維持できると判断される者」という人員整理のための勇退基準は、専ら性別のみによる不合理な差別を定めた基準でなく、同基準に該当した女子労働者の整理解雇は有効（労働者敗訴、控訴係争中）。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈パートタイム労働者等 であることを理由とする 解雇〉			
有風堂地位保全等仮処分 申請事件	東京地裁 昭 42. 12. 19判決	真にパートタイム者を整理する経営上の必要はないと認められ、本件解雇は解雇権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。	
東京芝浦電気労働契約関係 係存在確認等請求事件	横浜地裁 昭 45. 9. 22判決	〔X1女〕 本件臨時従業員（解雇）には正当事由がなく無効（労働者勝訴）。	
	東京高裁 昭 48. 9. 27判決	〔X1女〕 同 旨（労働者勝訴）。	
	最高裁 昭 49. 1. 30判決	〔X1女〕 同 旨（労働者勝訴）。	
東京芝浦電気労働契約関係 在確認等請求事件	横浜地裁 昭 43. 8. 19判決	〔X2他女6〕 臨時工契約であっても、更新を重ねて実質上期間の定めのない契約と異ならない状態にあったこと等から期間満了を理由とする更新拒絶は無効（労働者勝訴）。	
	東京高裁 昭 45. 9. 30判決	同 旨（労働者勝訴）。	
	最高裁 昭 49. 7. 22判決	上告棄却（労働者勝訴）。	
三和銀行地位保全仮処分 申請事件	東京地裁 昭 47. 12. 20判決	期間の定めのない臨時雇用契約であり解雇は有効（労働者敗訴）。	
東洋精糖地位保全等仮処分 申請事件	東京高裁 昭 54. 2. 27判決 名古屋地裁 昭 49. 9. 30判決	同旨（労働者敗訴、昭54. 5. 22東京地裁に本訴提起）。 企業合理化のため人員整理をするに当たり、単にパートタイムと呼ばれる、その取扱いを受けていたという理由で、これらの者を第1順位の解雇対象者とするのは合理的理由を欠く（労働者勝訴、会社側控訴後、昭53. 2. 2和解）。	
東芝レイ・オ・パックス地 位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 49. 11. 29判決	30歳以上の男子及び既婚の女子を有期雇用とする採用基準は、解雇の自由を侵すものでなく本件雇止めは有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、昭53. 2. 2和解）。	
朝日放送地位保全仮処分	大阪地裁 昭 50. 3. 27判決	有期労働契約であっても、その雇止めは実質上若年定年を理由とする解	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	要 旨
申請事件			雇と同様の機能を有し、若しく苛酷な解約であるから権利濫用により無効（労働者勝訴、確定）。
並木精衛宝石解雇無効確認等請求事件	秋 田 地 裁 58. 12. 15判決 榎 手 支 部		1ヶ月の短期契約を3年間反覆更新しても、期間の定めのない契約に転化する訳ではないが本件について当然更新されることが予定されていたと解するのが相当であり、パートタイマーもこれを期待かつ信頼している関係のもとで、労働契約関係が存続、維持されてきたものであり、従って期間満了によって労働契約を終了させるためには、雇止め意思表示が必置であるばかりでなく、雇止めするについても、従来の取扱いを変更してもやむを得ない事情が必要。従って特段の合理的理由のない本件雇止めは無効（労働者勝訴、控訴係争中）。
北陽電機地位保全等位処、分申請事件	大 阪 地 裁 昭 62. 9. 11決定		短期パート制度の導入に合理的な理由があり、契約締結の際に雇用期間を告知して署名捺印をさせ、その厳格な運用をしてきた以上、雇用期間の満了による雇止めは適法（労働者敗訴、確定）。
平安閣雇用契約上の地位確認等請求事件	静 岡 地 裁 昭 61. 7. 4判決 東 京 高 裁 昭 62. 3. 25判決		雇用契約関係は存続（労働者勝訴）。
(その他)			いずれかから格別の意思表示がない限り当然更新されるべきものと、その前案のもとに存続、維持されてきたものを期間満了によって終了させるためには、雇止めの意思表示及び雇用契約を終了させてもやむを得ないと認められる特段の事情の存することを要する（労働者勝訴）。
	最 高 裁 昭 62. 10. 16判決		上告棄却（労働者勝訴）。
	大 阪 地 裁 昭 47. 6. 8判決		雇制排斥のため、集団的に有給休暇、生理休暇をとることは正当な権利行使ではなく、即時解雇もやむを得ない（労働者敗訴）。
	東 京 地 裁 昭 47. 7. 4判決		生理休暇であると主張しても、取得した日がいずれも日曜か祭日の前後の日である等、取得の仕方から生理休暇として認められない等、教師として不適切な事由があり解雇有効（労働者敗訴）。
	東 京 高 裁 昭 50. 12. 16判決		同 旨（労働者敗訴、確定）。

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
エール・フランク地位保 全仮処分申請事件	東京 高 裁 昭 49. 8. 7判決	解雇の理由とする答復の事由はなく、更新拒絶権の濫用により無効 (労働者勝訴、確定)。	
加藤製作所雇用関係存続 確認事件	東京 地 裁 昭 52. 3. 31判決	お茶くみ等は雇用契約上の義務ではなく、又その他の勤務成績不良も解 雇理由とするほどのものではないから、解雇は無効 (労働者勝訴)。	
日本鋼管解雇無効地位保 全請求事件	横浜 地 裁 昭 57. 7. 19判決 川 崎 支 部	台理化のための労使協定の中で「女子の通常業務への転活用は女子に恒 常的に適合する職場を確保することが交通勤務・有資格者等労働基準法 の女子保護の規定に抵触することの多い鉄鋼業の作業実態と事業所の盛 員事情等から困難と判断されるので行わない。」旨の規定は業務内容に 照らし、転活用困難と判断した結果を承認したものであり単に「女子で あること」を理由とするものでない。解雇に係る協定に基づき解雇は 「女子であることを理由とする差別扱いでない (労働者敗訴、東京高 裁に控訴後、昭 61. 2. 7和解成立)。	
三洋電機地位保全全員支 払仮処分申請事件	大阪 地 裁 平 2. 2. 20決定	契約期間一年の「定勤社員契約」(パートタイマー)も、契約の更新に よりその実質において期間の定めのない労働契約と異ならない状態であ り解雇法理が適用され、業績不奉を理由に雇止めするに当たっては解雇 尽くすべきであるの回避のための努力を怠り雇止めは無効 (労働者勝訴)。	

4. 配置転換

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
東洋鋼板地位保全仮処分 申請事件	横浜 地 裁 昭 47. 8. 24判決	出雇したことを理由とする不利益処分であり人事権の濫用により無効 (労働者勝訴)。	
日本テレビ放送配転命令 効力停止仮処分事件	東京 高 裁 昭 49. 10. 28判決	出産等を考慮した配転が退職を促すためのものとの判断は、憶測の域を 出ず配転有効 (労働者敗訴、本訴提起後、昭 55. 2. 28和解成立)。	
宮崎放送配転無効確認請 求事件	東京 地 裁 昭 51. 7. 23決定 宮 崎 地 裁 昭 51. 8. 20判決	労働契約はアラウンサーとして採用するとしており配転命令は無効 (労働者勝訴、確定)。	
慈恵大学地位確認請求事 件	東京 地 裁 昭 54. 4. 24判決	労働契約は離職を限定していないから配転有効 (労働者敗訴、労働者側 控訴後、昭 55. 9. 23和解成立)。	
		産前休業に入る看護婦を総務長室へ配転するという慣行は、病院の社	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
件		会的使命や総協長の権限等に照らし客観的合理性ある慣行であり、違法または不当とすべき理由はない。(労働者敗訴)。 同 旨 (労働者敗訴)。 上告棄却 (労働者敗訴)。 労働契約は職権を限定、本人の同意なき配転命令は無効 (労働者勝訴)。	
ラジョ関東地保全仮処分申請事件	東京高裁 昭 56. 12. 17判決 最高裁 昭 58. 3. 8判決 東京地裁 昭 55. 12. 25判決	同 旨 (労働者勝訴、確定)。	

5. その他

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
帝國興信所賃金請求事件	名古屋地裁 昭 46. 2. 24判決	本件就業規則等について「有給生理休暇1日」とは婦人労働者の生理の実態等から判断して賃金計算期を単位としているのではなく生理周期を単位としたものである (労働者勝訴)。	
エヌ・ビー・シー工業賃金請求事件	名古屋高裁 昭 48. 10. 15判決 東京地裁 昭 49. 5. 27判決 八王子支部	同 旨 (労働者勝訴、確定)。 労基法上、生休を有給とする旨の決定はなく、労働協約 (又は労働契約) に定められた内容が結果として生休を取得した女子に給与の面において不利に作用することがあったとしても、直ちに協約 (契約) の内容が労基法 67、91条の趣旨に反し、あるいは公序良俗に反して無効であるとはいえない (労働者敗訴)。	
タケダシステム未払賃金等支払請求事件	東京高裁 昭 55. 3. 19判決 最高裁 昭 60. 7. 16判決 東京地裁 昭 51. 11. 12判決	同 旨 (労働者敗訴)。 上告棄却 (労働者敗訴)。 生理休暇中の賃金について、従来年間 24日は100%有給とする旨の定めを、有給は月に2日を限度とし、補償額も基本給の68%とした就業規則の改正は、生休の必要性、取得の実態からみて濫用があったと判断されること、企業負担との調整等から判断すると、合理性あり有効で	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日本シェーリング賞金請求事件	東京高裁 昭 54. 12. 20判決	ある（労働者敗訴）。 本件のように実質賞金の低下を生ずるような就業規則の一方的変更を課することは許されない。かりに、生理休暇制度の適用があるとしても別途の方策を講ずべきものである（労働者勝訴）。	
	最 高 裁 昭 53. 11. 25判決	就業規則の不利益変更については最高裁判例（最昭 43. 12. 25秋北パス事件）の示すところであり、これを変更する必要があるとした上で、本件就業規則の変更が労働者にとって不利益なものであって合理的なものであれば、労働者がこれに同意しないことを理由にその適用を拒むことはできないとし、変更の合理的理由の判断基準を示し、原告が就業規則の変更が合理的なものであるかを検討することなく判示しているのは就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものである（控訴審へ差し戻す）。	
	東京高裁 昭 62. 2. 26判決	本件就業規則の変更は不利益なものではあるが十分な合理性があり、労働者がこれに同意しないことを理由としてその適用を拒むことはできないとし、労働者に対しては其の効力を及ぼすものである（労働者敗訴、上告係争中）。	
	大阪地裁 昭 56. 3. 30判決	賞金引上げ対象者から稼働率80%以下の者を除く協約条項につき、その稼働率算定基礎の不就業時間には年休、生休、産休、育児時間等を含めることは労働法、憲法等の規定ないしはその趣旨に反し、ひいては民法90条の公序良俗に反し無効（労働者勝訴）。	
	大阪高裁 昭 58. 8. 31判決 最 高 裁 平 元. 12. 24判決	同 旨（労働者勝訴）。 稼働率の低い者が経済的利益を得られないとする制度は一応の経済的合理性があるが、権利行使を抑制し、法が労働者に各権利を保障した趣旨を実質的に失わせる時、この制度を定めた労働協約条項は無効。条項全体を無効とはいえないが、労働法、労働法上の権利の行使による不就業	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 別	旨	等
		を就労率算定の基礎としている点は無効。未払い賃金についての整理不十分。(原審に差し戻す。)		

平成2年11月29日 発 行

平 成 2 年 版

婦 人 労 働 の 実 情

婦人局一般資料 No40

発 行 労働省婦人局

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関1-2-2

印 刷 大蔵省印刷局
